

令和6年 第2回定例会 文教警察委員会 説明資料

1	白浜少年自然の家跡地の民間譲渡に係る公募等について	1
2	旧里美野外活動センターの公募結果について	2
3	教職員の懲戒処分について	3
4	つくばサイエンス高校への普通科の設置について	5
5	令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について	7
6	教職員のコンプライアンス確保の取組について	8

令和6年6月12日

教 育 庁

1 白浜少年自然の家跡地の民間譲渡に係る公募等について

1 これまでの経緯

県立青少年教育施設の再編方針について、県有施設・県出資団体等調査特別委員会等における審議を経て、令和5年第4回定例会で条例改正案が可決。白浜少年自然の家は令和5年度末をもって閉所。
現在、譲渡に向けた準備を進めており、今後、プロポーザル方式による公募を実施予定。

2 公募型プロポーザルの概要

譲渡対象物件：土地（120,167.33 m²）及び建物（管理棟、宿泊棟、野外炊飯場等）

公募期間	令和6年7月～9月頃を予定
提案及び審査	事業計画、事業の推進体制、地域への配慮内容、提案価格等の項目について公募により事業者から提案を求め、利活用計画・運営能力・地域貢献等の視点で総合的に審査し、選定
公募価格	不動産鑑定評価額を基に最低売却価格を設定し、公募価格とする予定
選定体制	民間有識者、会計専門家、地元関係者などを構成員とした審査委員会

3 今後のスケジュール

令和6年7～9月 公募実施
10月 審査委員会開催（優先交渉権者決定）
12月 県議会第4回定例会で報告
令和7年1月以降 譲渡実施



2 旧里美野外活動センターの公募結果について

1 優先交渉権者

N P O 法人Body Products

2 優先交渉権者の概要

商 号	特定非営利活動法人Body Products
設 立	2017年7月
活動内容	心と体の健康・スポーツに関する事業
本 社	茨城県常陸太田市亀作町1138-3
代 表 者	前嶋 幸恵



3 事業提案内容

(1) 運営計画

- ① 森を活用したアクティビティや体験教室、イベント等の開催運営
- ② 既存のキャンプエリアに加え、SNS映えを意識した施設の充実
- ③ 森林浴の効果のPRやヨガにより、新たな客層の獲得
- ④ 季節や地域の素材を生かしたワンランク上の食の提供

(2) 提案価格

10,000円（最低売却価格と同額）

3 教職員の懲戒処分について

学校教育部義務教育課
高校教育課

1 教員による交通事故

項 目	内 容
対 象 職 員	水戸市立千波小学校 教諭 ()
事 件 概 要	令和5年4月13日(木)午後10時10分頃、自家用車で水戸市内を走行中、前方から自転車で走行してきた男性に衝突し、傷害を負わせるとともに、何かにぶつかったことは認識していたが、直ちに車両の運転を停止して男性を救護するなど必要な措置を講じず、走り去った。
処 分 内 容	停職3月
処 分 年 月 日	令和6年3月26日
そ の 他	校長に対しては、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたと認められることから戒告とした。

2 教員による盗撮

項 目	内 容
対 象 職 員	県北地区の中学校 教諭 ()
事 件 概 要	令和5年5月5日(金)午後6時30分頃、那珂市内の商業施設において、買い物をしていた女性のスカート内を携帯電話の動画撮影機能により撮影した。 また、同年3月24日(金)及び31日(金)、勤務校内において同僚教職員のスカート内を携帯電話の動画撮影機能により撮影した。
処 分 内 容	停職6月
処 分 年 月 日	令和6年3月26日
そ の 他	校長に対しては、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたと認められることから戒告とした。

3 教員による盗撮

項 目	内 容
対象職員	土浦市内の県立高等学校 教諭 ()
事件概要	令和5年12月20日(水)、学校長と事故者が土浦警察署を訪問し、警察の聴取を受ける中で、事故者のスマートフォンから、勤務する県立高等学校内で12月13日(水)に盗撮した動画1点が見つかったことから、事故者は12月21日(木)に逮捕された。
処分内容	懲戒免職
処分年月日	令和6年4月19日
そ の 他	校長(当時)に対しては、管理監督責任者として指導監督に適正を欠いていたと認められることから、減給(1/10)1月とした。

4 教員による生徒会費の着服及び個人情報への不適切な取扱いについて

項 目	内 容
対象職員	県立鉾田第一高等学校講師 ()
事件概要	① 令和5年6月に同校で行われた文化祭において会計処理を担当していたが、文化部の活動費及びクラス費を、生徒会の預金通帳に預け入れずに着服。着服した金額の合計は、42,100円。 また同年秋頃から、生徒会費の会計処理が滞ることがあり、令和6年1月29日(月)に校長が会計関係書類を点検した際、生徒会費の支出額に対する支出伺書が不足しており、桐内講師に確認したところ、生徒会費の着服を認めた。令和5年10月頃から令和6年1月25日頃まで着服し、前述の着服42,100円と合わせて、着服した金額の合計は、1,903,128円であり、生活費に充てていた。 ② 令和6年1月27日(土)に神栖警察署より国道124号線沿いに同校に係る書類が大量に落ちているとの連絡が入り、管理職が書類を確認したところ、授業のプリント等518枚、そのうち220枚に138名分の生徒氏名が記載されていた。回収した書類は、桐内講師が管理職に許可を得ず持ち出していた。
処分内容	懲戒免職
処分年月日	令和6年3月26日
そ の 他	事務室長については、架空請求を見逃し、払戻請求書に公印を押したため着服を可能にしたことで、減給(1/10)1月とした。 教頭については、令和5年9月末に実施すべき決算書の点検を怠り、結果として着服を見逃したことで、減給(1/10)1月とした。 校長に対しては、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたと認められることから、減給(1/10)2月とした。

4 つくばサイエンス高校への普通科の設置について

1 内 容

2024(R6)年度		2025(R7)年度
科学技術科⑥ (単位制)	⇒	普通科③ (単位制)
		文系・理系両方に対応した選択科目（文理融合型） 科学技術科の実験・実習機器を活用した探究活動
		科学技術科③ (単位制)
		学級数以外変更なし 2年次から4領域(ロボット、情報、建築、化学生物)を選択 大学、研究機関等と連携し最先端の研究分野を学習

※丸数字は、募集学級数を示す（学級定員は1学級40人）

< 普通科のコンセプト >

- ・生徒の希望に応じて、**全学問分野に対応可能な文理融合型の学び**を目指す

< 科学技術科のコンセプト（変更なし） >

- ・大学、研究機関、企業等と連携した探究活動（課題研究）などを通して、**生徒の興味・関心ごとを追究・探究する学び**を展開

※今後、学校説明会（8月、10月予定）などで中学生・保護者に広報していく



4 つくばサイエンス高校への普通科の設置について

2 設置の理由

つくばエリアにおける普通科への進学ニーズが依然として高い傾向にあることから、つくばサイエンス高校の欠員解消に向けて2025(令和7)年度から普通科を設置し、つくば市の中学校卒業生数の増加等に対応

< 志願・入学の状況 > (科学技術科：6学級募集)

年度	募集定員	志願者数	志願倍率	入学者数	欠員数
2023(R5)	240	72	0.30	88	152
2024(R6)	240	68	0.28	77	163

※入学者数は、2次募集を含む

< 中学校卒業生数の推移（推計） >

県全体の中学校卒業生数（推計）は大きく減少する一方、つくばエリア（つくば市、守谷市、常総市、つくばみらい市）は増加傾向にある。

卒業年(各年3月)	2024(R6)年	2025(R7)年	2026(R8)年	2030(R12)年	増減(2024→2030)
県全体	25,312	25,191	24,520	23,171	▲2,141
つくばエリア	4,238	4,405	4,306	4,715	477

5 令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験の志願状況について

1 学校種別志願状況

		R 7 採用予定	R 7 採用	R 6 採用	増減
教 諭	小 学 校	410名	790名 (1.93倍)	909名 (2.22倍)	▲119名 (▲0.29)
	中 学 校	280名	922名 (3.29倍)	1,237名 (4.42倍)	▲315名 (▲1.13)
	高 等 学 校	130名	610名 (4.69倍)	771名 (5.93倍)	▲161名 (▲1.24)
	特 別 支 援	110名	194名 (1.76倍)	226名 (2.26倍)	▲32名 (▲0.50)
養 護 教 諭		33名	358名 (10.85倍)	368名 (17.52倍)	▲10名 (▲6.67)
栄 養 教 諭		2名	37名 (18.50倍)	47名 (15.67倍)	▲10名 (+2.83)
全 体		965名	2,911名 (3.02倍)	3,558名 (3.77倍)	▲647名 (▲0.76)

2 令和7年度採用教員選考試験における志願者増加のための取組み

(1) 試験日程の前倒し

民間企業等における採用活動の実態等や、大学生の教育実習期間等を考慮し、試験日程全体を昨年度よりおおむね1月程度前倒しして実施

(2) 試験の複数回実施

受験機会を増やし、教員志願者の早期確保に努めるため、令和5年12月に大学3年生を対象とした前倒し選考を実施



3 令和7年度採用教員選考試験のスケジュール

- 第1次試験：5月12日（日） [結果発表] 6月10日（月）
- 第2次試験：7月6日（土）～7日（日） [結果発表] 8月9日（金）予定

6 教職員のコンプライアンス確保の取組について

令和6年第1回定例会における提言

「教職員による懲戒処分事案の発生防止対策について」に対する取組

提言内容	これまでの取組	新たな取組
1 昨今の状態を非常事態として捉え、教職員等関係者誰もが“自分ごと”として意識の向上を図り、事案発生ゼロを目指すこと	・ コンプライアンスのための啓発資料「One IBARAKI」の作成、メール送信 ・ 弁護士2名をコンプライアンスアドバイザーとして委嘱、学校等が主催等する教職員向け研修等に講師として派遣	・ 緊急市町村立学校長集会の開催（4/11水戸）※他4/10県西、4/11県南、4/12県北、4/16鹿行 ・ 臨時県立学校長会議の開催（4/24） ・ 啓発資料「One IBARAKI」を教員一人一人に送信し、閲覧状況を確認する仕組みを構築
2 コンプライアンス遵守の徹底や服務規律の確保のための効果的な研修会等を開催し、教職員一人一人に職務の崇高さや責務の重みを再認識してもらうこと。	・ 校長会・教頭会等において注意喚起。 ・ 管理職対象のコンプライアンス研修会の実施。 ・ 各学校でのコンプライアンス研修の実施、学校の取組の情報収集、発信 ・ 通知等による周知	・ マネジメント力を強化するなど、研修の質を高める取組を検討、実施 ・ 教職員が自身の不祥事リスクを把握できるリスクチェックリストの作成 ・ 県教委作成のコンプライアンス動画等の再周知

6 教職員のコンプライアンス確保の取組について

令和6年第1回定例会における提言

「教職員による懲戒処分事案の発生防止対策について」に対する取組

提言内容	これまでの取組	新たな取組
3 学校での業務の見直しを不断に行い、教職員が健康な精神を保持し、不祥事につながるようなストレス等の要因の解消に努めること。	- 県立学校働き方改革のためのガイドライン（R3.4）に基づく業務見直し（県立） - 勤怠管理支援システム、テレワーク導入（県立） - 働き方改革アクション会議による優良事例の共有、取組に関する協議（市町村立） - 教員の業務見直しに係る提言（R4.7）に基づく業務見直し（市町村立） - 県教委HPによる自時間外在校等時間の公表	- 学校に送付する調査、報告ものの見直し - 文書の削減、デジタル化の推進 - 働き方改革ブレイクスルー会議の設置
4 教職員の心身不調等を早期に発見できる学校内の仕組みを構築するとともに、教職員が気軽に悩み等を相談できる相談窓口の充実を図ること。	- 相談しやすい職場環境づくり 「悩みごとワンストップ窓口」、教職員相談窓口の案内 - 教職員OB（県庁舎9階）、カウンセラー（県産業会館）、精神科医（民間医療機関13機関）による相談窓口の設置 - 公立学校共済組合（本部）でも、専門医等による24時間体制の相談窓口の設置	相談窓口の再周知

県出資団体の事業実績・事業計画

(令和6年第2回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

1	出資法人の概要	1
2	令和5年度事業実績	3
3	令和6年度事業計画	5

【公益財団法人 茨城県スポーツ協会】

1	出資法人の概要	7
2	令和5年度事業実績	9
3	令和6年度事業計画	11

令和6年6月12日
教 育 庁

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

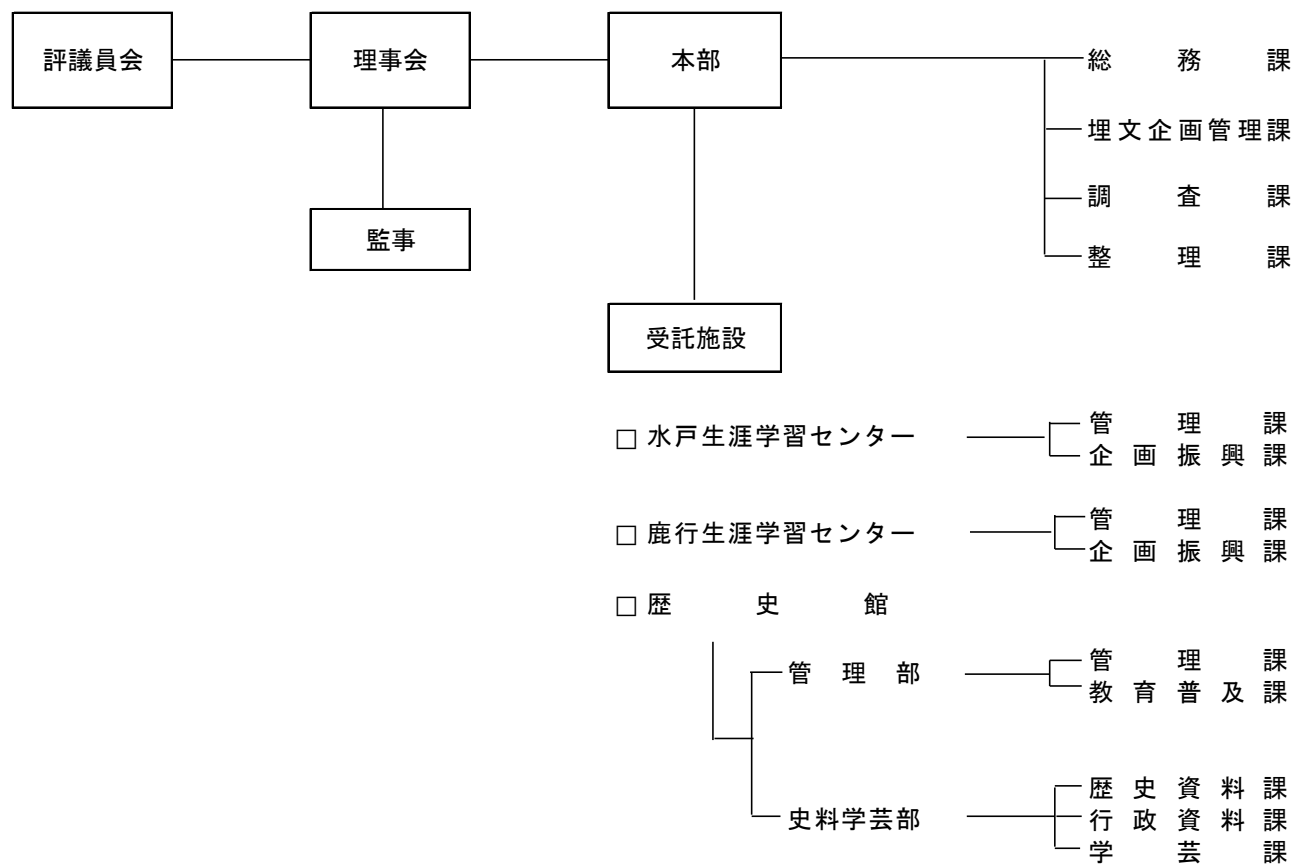
所管部局課 教育庁総務企画部総務課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県教育財団																											
② 所 在 地	茨城県水戸市見和1丁目356-2																											
③ 設立年月日	昭和44年12月1日																											
④ 代 表 者 名	理事長 川股 圭之																											
⑤ 基 本 財 産	10,000,000円																											
⑥ 設 立 根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人																											
⑦ 設 立 目 的 ・経 緯	広く教育、文化の振興に資する事業を行い、本県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与することを目的とする。 昭和 44. 10. 6 第3回県議会定例会で設立寄付金 10,000 千円を議決 昭和 44. 11. 27 発起人岩上二郎外7名により財団設立を決議 昭和 44. 12. 1 財団設立 昭和 44. 12. 1 県教育委員会指令総第 52 号により設立許可 昭和 44. 12. 9 水戸法務局へ設立登記 平成 24. 3. 22 県教育委員会指令第 31 号により公益財団法人認定 平成 24. 4. 1 公益財団法人への名称変更による設立登記																											
⑧ 組 織	役職員数	理事 7 人	監事 2 人	常勤職員 69 人 嘱託・非常勤等 63 人																								
	組織機構（課所単位まで） 次ページのとおり																											
⑨ 出資状況	茨城県 出資金 10,000 千円（出資割合 100%）																											
⑩ 資 産 状 況 (令和6年3月末現在)	(単位：千円) <table><tr><td></td><td>金 額</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>流 動 資 産</td><td>230,343</td><td>現金預金、未収金等</td></tr><tr><td>固 定 資 産</td><td>341,076</td><td>基本財産、退職給付引当資産等</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>571,419</td><td></td></tr><tr><td>流 動 負 債</td><td>104,785</td><td>未払金、預り金</td></tr><tr><td>固 定 負 債</td><td>55,385</td><td>退職給付引当金</td></tr><tr><td>負 債 合 計</td><td>160,170</td><td></td></tr><tr><td>正 味 財 産</td><td>411,249</td><td></td></tr></table>					金 額	摘 要	流 動 資 産	230,343	現金預金、未収金等	固 定 資 産	341,076	基本財産、退職給付引当資産等	資 産 合 計	571,419		流 動 負 債	104,785	未払金、預り金	固 定 負 債	55,385	退職給付引当金	負 債 合 計	160,170		正 味 財 産	411,249	
	金 額	摘 要																										
流 動 資 産	230,343	現金預金、未収金等																										
固 定 資 産	341,076	基本財産、退職給付引当資産等																										
資 産 合 計	571,419																											
流 動 負 債	104,785	未払金、預り金																										
固 定 負 債	55,385	退職給付引当金																										
負 債 合 計	160,170																											
正 味 財 産	411,249																											

公益財団法人茨城県教育財団 組織機構

(令和6年4月1日現在)



2 令和5年度事業実績

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（4施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、さしま少年自然の家、歴史館の管理業務を実施した。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

「課題解決チャレンジ事業」、「ヤングボランティア育成事業」等の各種事業を実施した。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展（3回）、特別展（2回）の開催や、一橋徳川家記念室展示のほか、体験プログラム、学習支援活動等の教育普及事業、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県立歴史館資料書等の刊行物の頒布を実施した。

（ウ）その他主な指定事業

・地域の核となる人材・団体育成事業（水戸・鹿行）

現代的な地域課題を解決していくための研修会等を実施し、地域の核となる人材・団体の育成を図った。

・地域連携協働事業創出事業（水戸・鹿行）

地域で活躍している各事業実施機関（市町村・ベンチャー企業・大学・民間教育事業者等）と交流を図り、ネットワークを構築することで、連携事業や協働事業の創出を図った。

・元気いばらきっ子育成事業（さしま）

施設が持つ特性及び地域の学習資源を生かしながら、「星を見る会」や「イングリッシュエンジョイ キャンプ」、「SDG s キャンプ」など、子どもたちに対して体験活動や学習機会を提供した。

・生涯学習ボランティアセンター事業（水戸・鹿行）

各地区在住の県民を対象に、ボランティア活動に関する情報の収集・提供、調査・分析、登録・照会及び相談、各種研修会を実施することで、県内のボランティア活動の促進を図った。

・セカンドキャリア教育事業（水戸・鹿行）

中高年の早期リタイアや定年退職後のキャリア、出産・育児後の女性の社会復帰等、転職や復職、起業に関する講座等を開設し、キャリア探しのための様々な職業に対する関心を高める機会や第二の人生における職業を考える機会を提供した。

（エ）提案事業・自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「生涯学習関係職員等スキルアップ事業（水戸）」、「キャリア教育推進事業（鹿行）」、「ASE指導法研修会（さしま）」、「いちょう並木ライトアップイベント（歴史館）」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施した。

ウ 施設の延べ利用者数

（単位：人）

水戸	鹿行	さしま	歴史館	計
24,451	53,771	54,650	187,869	320,741

（対R4比：9.8%増） ※R4：291,986

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施した。

・発掘調査事業：調査面積 45,549 m²（15 遺跡）

・整理事業：報告書 5集刊行（14 遺跡）

②収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基 本 財 産 運 用 益 特 定 資 産 運 用 益 受 取 補 助 金 等 事 業 収 益 そ の 他 の 収 入	1 6 — 1,515,065 14,044	基本財産利息 退職手当引当金等利息 指定管理料、事業委託料、利用料金等 預金利息、助成金
経 常 収 益 計 ①	1,529,116	
事 業 費 管 理 費	1,491,818 23,922	
経 常 費 用 計 ②	1,515,740	
当 期 経 常 増 減 額 ③ (①－②)	13,376	
経 常 外 収 益 計 ④	0	
経 常 外 費 用 計 ⑤	0	
当 期 経 常 外 増 減 額 ⑥ (④－⑤)	0	
法 人 税 等 ⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当 期 利 益) ⑧ (③＋⑥－⑦)	13,376	
正 味 財 産 期 首 残 高 ⑨	397,873	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正 味 財 産 期 末 残 高 ⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	411,249	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1,472,802	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化 財発掘調査に係る事業委託料
貸 付 金	—	
損 失 補 償 限 度 額 年 度 末 残 高	—	

3 令和6年度事業計画

① 事業内容

ア 施設の指定管理業務（3施設）

指定管理者として、水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター、歴史館の管理業務を行う。

イ 施設における主な事業

（ア）生涯学習センター事業（指定事業）（水戸・鹿行）

「生涯学習情報の収集・整理・提供事業」、「セカンドキャリア教育事業」等の各種事業を実施する。

（イ）歴史館事業（指定事業）

常設展、企画展、特別展、一橋徳川家記念室展示等を開催するとともに、教育普及事業の実施、考古・民俗・歴史・美術工芸に関する資料や行政刊行物・行政文書の収集・整理・調査研究及び茨城県史等既刊行物の頒布を行う。

（ウ）その他主な指定事業

・課題解決チャレンジ事業（水戸・鹿行）

各地域や市町村の抱える様々な現代的・地域課題の解決に向けて、必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等を行い、モデルとなる実践的な活動を行う。

・生涯学習ボランティアセンター事業（水戸・鹿行）

生涯学習ボランティアセンターを設置し、ボランティアの養成及び登録や各地域のボランティアニーズの情報収集、ボランティア養成研修等を行い、各地域のボランティア活動の推進を図る。

・現代的課題対策講座（水戸・鹿行）

大学等の研究者や高度な知識・技術をもつ専門家等を講師として、県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を提供する。また、市町村への移動講座等を実施し、地域の実情に応じた学習機会の提供に資する。さらに、その学習成果を適切に評価し、人づくり、地域づくりの推進を図る。

（エ）提案事業・自主事業

各施設の創意工夫により施設の効用を最大限に発揮するため、「いばらきスクールサポート事業（水戸）」、「男女共同参画事業（鹿行）」「歴史館いちょうまつり」等、各施設において、それぞれ特色ある事業を実施する。

ウ 施設の延べ利用者見込数（第4期中期運営計画目標値）

（単位：人）

水戸	鹿行	歴史館	計
32,500	52,800	179,700	265,000

エ 埋蔵文化財発掘調査事業

国土交通省、茨城県等からの委託を受け、発掘調査事業、整理事業を実施する。

・発掘調査事業：調査面積 75,004 m²（13 遺跡）

・整理事業：報告書 7集刊行（15 遺跡）

②収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基 本 財 産 運 用 益	1	基本財産利息
特 定 資 産 運 用 益	7	退職手当引当金等利息
受 取 補 助 金 等	—	
事 業 収 益	1,617,966	指定管理料、事業委託料、利用料金等
そ の 他 の 収 入	1,931	預金利息、雑収益等
経 常 収 益 計 ①	1,619,905	
事 業 費	1,594,207	
管 理 費	31,096	
経 常 費 用 計 ②	1,625,303	
当 期 経 常 増 減 額 ③ (①－②)	▲5,398	
経 常 外 収 益 計 ④	0	
経 常 外 費 用 計 ⑤	0	
当 期 経 常 外 増 減 額 ⑥ (④－⑤)	0	
法 人 税 等 ⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当 期 利 益) ⑧ (③＋⑥－⑦)	▲5,398	
正 味 財 産 期 首 残 高 ⑨	440,184	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正 味 財 産 期 末 残 高 ⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	434,786	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1,584,189	各受託施設指定管理料及び埋蔵文化財発掘調査に係る事業委託料
貸 付 金	—	
損 失 補 償 限 度 額 年 度 末 残 高	—	

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 教育庁学校教育部保健体育課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県スポーツ協会																										
② 所 在 地	茨城県水戸市見和1丁目356番地の2																										
③ 設立年月日	昭和45年4月6日																										
④ 代 表 者 名	会長 大井川 和彦																										
⑤ 基 本 財 産	69,282,316円																										
⑥ 設 立 根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条に基づく公益財団法人																										
⑦ 設 立 目 的 ・ 経 緯	事業を積極的に推進し本県体育の飛躍的振興を図ることを目的とする。 昭和45.3.23 発起人江幡保外8名により財団設立を決議 県から寄付金3,000千円ほか合わせて6,180千円の寄付金を受け入れることを決議 昭和45.4.6 財団設立 昭和45.4.6 県教育委員会指令第15号により設立許可 昭和45.4.17 水戸法務局へ設立登記 平成24.3.22 県教育委員会指令第29号により公益財団法人として認定 平成24.4.1 公益財団法人への名称変更による設立登記 令和 3.4.1 公益財団法人茨城県スポーツ協会へ名称変更																										
⑧組 織 (6.5.31現在)	役員員数	理事32人	監事2人																								
	常勤職員18人 嘱託・臨時22人																										
⑧組 織 (6.5.31現在)	組織機構																										
	理事会 事務局 本部 監事 管理事務所 評議員会 総務課 事業課 堀原運動公園 笠松運動公園 管理課 利用サービス課																										
⑨ 出資状況	<table><thead><tr><th></th><th>出資者名</th><th>出資額(千円)</th><th>出資比率(%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>茨 城 県</td><td>35,234</td><td>50.9</td></tr><tr><td>2</td><td>日本スポーツ協会</td><td>9,198</td><td>13.3</td></tr><tr><td>3</td><td>永 野 武 晨</td><td>4,850</td><td>7.0</td></tr><tr><td>4</td><td>江 幡 保</td><td>1,000</td><td>1.4</td></tr><tr><td>5</td><td>中 野 博 蔵</td><td>1,000</td><td>1.4</td></tr></tbody></table>				出資者名	出資額(千円)	出資比率(%)	1	茨 城 県	35,234	50.9	2	日本スポーツ協会	9,198	13.3	3	永 野 武 晨	4,850	7.0	4	江 幡 保	1,000	1.4	5	中 野 博 蔵	1,000	1.4
	出資者名	出資額(千円)	出資比率(%)																								
1	茨 城 県	35,234	50.9																								
2	日本スポーツ協会	9,198	13.3																								
3	永 野 武 晨	4,850	7.0																								
4	江 幡 保	1,000	1.4																								
5	中 野 博 蔵	1,000	1.4																								

⑩ 資産状況
(令和6年3月末現在)

(単位：千円)

	金 額	摘 要
流 動 資 産	2 7 1, 4 0 3	現金・預金、未収金
固 定 資 産	7 4, 5 9 2	基本財産、特定資産等
資 産 合 計	3 4 5, 9 9 5	
流 動 負 債	1 3 2, 4 4 2	未払金、預り金
固 定 負 債	1, 6 4 5	退職給付引当金
負 債 合 計	1 3 4, 0 8 7	
正味財産	2 1 1, 9 0 8	

2 令和5年度事業実績

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

県民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる地域住民の身近なスポーツ活動の場である「総合型地域スポーツクラブ」の育成に向けた事業を推進した。

イ スポーツ指導者研修会事業

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者を対象に、資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で342名の参加による研修会を開催し、学識経験者等から専門的な指導を受けた。

ウ 公認コーチ1・2養成講習会事業

子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かした指導にあたりとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成するため、3競技で計41名が受講した。

エ スポーツドクターの養成

日本スポーツ協会が開催する「公認スポーツドクター養成講習会」にスポーツ医・科学委員会から4名を推薦し、選手の健康管理や競技力向上をサポートするスポーツドクターの養成を行った。

オ 普及・広報事業

「スポ協いばらき第56号」において、加盟競技団体、スポーツ少年団の活動状況等について広報することにより本県スポーツの振興を図った。

また、ホームページの運営により県民へのスポーツ情報発信を行った。

カ スポーツ少年団事業

15競技のスポーツ大会に5,166名が参加し、県内各地域の団員と交流を深めるとともにスポーツの歓びや楽しさを体験する活動の場を提供した。また、指導者やリーダーを養成するための各種講習会等を実施することにより、資質の向上を図った。

キ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と本県競技力の向上を図るため、45競技に35,000名を超える参加者により県大会を開催するとともに、国民体育大会の県代表選手の選考を行った。

ク 国民体育大会への派遣

特別国民体育大会本大会は鹿児島県で開催され、468名の選手・監督等を派遣した。特別国民体育大会関東ブロック大会へは697名、第78回国民スポーツ大会関東ブロック冬季大会へは59名、第78回国民スポーツ大会冬季大会へ73名の選手・監督等を派遣した。

ケ 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

プロスポーツ化が進んでいるサッカー・バスケットボールの2競技についてトップアスリート育成システムを構築するため、指導者の育成及び選手の発掘・育成を行った。また、運動能力の優れた子どもを発掘するため、小学校4年生を対象に県内各所において4回にわたり会場でスポーツ能力測定を実施し、合計180名の参加があり、その中から第4期生35名を選考し、育成プログラムを実施した。

コ 県営体育施設の管理運営

県から指定管理者として委託を受け、堀原運動公園及び笠松運動公園の管理運営を行い、各施設の特色を生かしながら効果的な活用と利用促進に努めたことにより、約68万人の利用者があった。

サ ニューいばらきいきいきスポーツday!

「いばらき教育月間」関連事業としてスポーツ活動の機会を提供することにより、978名が参加し、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の推進を図った。

シ スポーツ教室・大会の実施

堀原運動公園において実施した武道教室や堀原スポーツ教室、武道フェスティバル等、笠松運動公園において実施した笠松スポーツフェスティバルや笠松スポーツ教室等の各種事業に延べ約23,000名が参加し、スポーツの振興と施設の利用促進を図った。

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	1	基本財産積立金利子
受取会費	7,630	賛助会費
受取補助金等	250,707	
事業収益	721,523	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	7,470	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	987,331	
事業費	964,362	
管理費	17,541	
経常費用計②	981,903	
当期経常増減額③ (①－②)	5,428	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	5,428	
正味財産期首残高⑧	206,480	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	211,908	

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	243,964	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国体派遣等に係る補助
委託金	549,919	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和6年度事業計画

① 事業内容

ア 総合型地域スポーツクラブ育成事業

総合型地域スポーツクラブ育成のため、研修会の開催、未育成市町村への普及・育成活動等を実施し、クラブの育成・支援を推進する。

イ スポーツ指導者協議会育成事業

県スポーツ指導者協議会の活動を支援し、6支部の指導者育成活動や組織充実を図ることにより、地域のスポーツ活動を推進する。

ウ スポーツ指導者研修会事業

公認スポーツ指導者の資質の向上と活動促進を図るため、県内4会場で研修会を実施する。

エ スポーツ少年団事業

茨城県スポーツ少年団スポーツ大会を15競技で開催するとともに、リーダー育成等を目的とした各種研修会等を実施する。

オ 県民総合体育大会

県民総参加によるスポーツの振興と、本県競技力の向上を図るため県大会を開催し、併せて国民スポーツ大会への県代表選手の選考を行う。

カ 県民駅伝競走大会

広く県民にスポーツに親しむ機会を提供するため、職域対抗の部、市町村対抗の部及びびクラブ対抗の部に分かれ、笠松運動公園内周回コースにて駅伝競走を行う。

キ 国民スポーツ大会への派遣

山梨県を中心に開催される第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会、佐賀県で開催される本大会並びに群馬県・岡山県・秋田県で開催される第79回国民スポーツ大会冬季大会へ選手・監督等を派遣する。

ク 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業

将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとした育成システムの構築やジュニアアスリートの発掘・育成等を行う。

ケ 県営体育施設の管理運営

県から指定を受けた堀原運動公園、笠松運動公園について、地域住民や関係団体との連携を図るとともに、各施設の特色を活かした自主事業を実施し、効果的な活用と利用促進を図る。

コ スポーツ教室・大会の実施

武道教室、堀原スポーツ教室、武道フェスティバル、武道体験教室、武道演武披露会、笠松スポーツフェスティバル、笠松スポーツ教室等の各種事業を実施することによりスポーツの振興と施設の利用振興を図る。

② 収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	5	基本財産積立金利子
受取会費	7,000	賛助会費
受取補助金等	324,793	
事業収益	760,796	受託金、事業収入、登録料
その他の収入	6,019	分担金、預金利息、負担金、雑収入等
経常収益計①	1,098,613	
事業費	1,090,827	
管理費	15,562	
経常費用計②	1,106,389	
当期経常増減額③ (①－②)	△7,776	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (③－⑤)	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑦ (③＋⑥)	△7,776	
正味財産期首残高⑧	201,839	
当期指定正味財産増減額 ⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦＋⑧＋⑨)	194,063	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出資金	0	
補助金	319,656	スポーツ協会運営費、トップアスリート育成費、国スポ派遣等に係る補助
委託金	565,360	運動公園等管理費、県民総体等受託事業
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

県出資団体の改革工程表

(令和6年第2回定例会 文教警察委員会資料)

【公益財団法人 茨城県教育財団】

改 革 工 程 表	1
---------------------	---

令和6年6月12日
教 育 庁

改革工程表2(年度別実行計画)

団 体 名 及 び 部 局 ・ 課 名	公益財団法人 茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課
改 革 遂 行 責 任 者	理事長	教育長 教育庁総務企画部総務課長 総務部長 出資団体指導監

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1 県派遣職員の削減】 ・自立的な団体運営が可能な組織体制へ移行するため、団体の直接雇用や退職教員の活用などにより、さらなる県派遣職員の削減に向けて検討する。	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 3 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 7 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 1 名減]	さらなる県派遣職員の削減 [業務量の急増のため、 県派遣職員の削減なし]	さらなる県派遣職員の削減 [県派遣職員 3 名減]	
【2 指定管理事業における民間団体の参入促進】 ・生涯学習センターや青少年教育施設など民間に任せることのできる部門については、さらなる民間団体の参入促進を図る。	見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [1施設で新たにNPO法人を指定 (計5施設)]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [次期選定に向け引き続き検討]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [次期選定に向け引き続き検討]	さらなる民間団体の参入促進について検討・対応、指定管理者の選定 [1施設で新たにNPO法人を指定 (計5施設)] ※1施設廃止のため、合計数に変更なし		
【3 生涯学習センターにおける事業の効果的な実施】 ・生涯学習センターのあり方検討による事業見直し(趣味教養の講座→地域の課題や現代的課題等解決につながる事業への転換)を契機に、各事業の効果的な実施のための進捗管理を行う。	あり方の見直しを踏まえた 指定管理者候補者の選定 [生涯学習センターの事業内容 の見直し (趣味教養の講座→地域の課題 解決等につながる事業に転換)]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定6項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む5項目で目標達成]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定8項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む6項目で目標達成]	各事業における目標値を設定、各事業年度における進捗管理 [目標値設定8項目のうち、地域 課題の解決につながる事業項目 を含む7項目で目標達成]		目標値の達成状況を踏まえた 事業の見直し
【4 進捗管理結果の公表】 ・毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、当財団のホームページ等で公表する。	毎年度の進捗管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表					
	[R2. 6月 県議会報告] [R2. 6月 県ホームページ公表]	[R3. 6月 県議会報告] [R3. 6月 県ホームページ公表]	[R4. 6月 県議会報告] [R4. 6月 県ホームページ公表]	[R5. 6月 県議会報告] [R5. 6月 県ホームページ公表]		

※注 [] は目標達成状況を表示 ⇄ は改革期間及び推進事項を表示

包括外部監査結果報告への対応

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応 1

テーマ：教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

令和 6 年 6 月 12 日

教 育 庁

令和２年度包括外部監査結果報告への対応【概要】

1 監査テーマ

教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について

2 実施期間

令和２年７月８日～令和３年２月２６日

3 監査対象機関（43 機関）

- （１）教育庁本庁（７課）
- （２）県立学校（25 校）
- （３）公の施設（11 施設）

4 監査結果及び対応状況

（１）監査結果

計 172 件の指摘事項等あり（内訳：指摘事項 83 件、意見 89 件）

上記のうち令和３年第２回定例会にて中長期間を要するものとして報告したもの 計 82 件（内訳：指摘事項 32 件、意見 50 件）

（２）対応状況

項 目	指摘事項				意 見			
	計	今回措置	R4・R5 措置済	未措置	計	今回措置	R4・R5 措置済	未措置
①債権管理関係	10	1	0	9	2	0	0	2
②公の施設の管理運営関係	11	0	0	11	20	0	0	20
③県立学校の財務事務関係	11	1	9	1	28	3	17	8
計	32	2	9	21	50	3	17	30

5 参考（今後の予定）

- （１）監査委員への通知 6 月下旬
- （２）監査委員による措置結果の公表 7 月下旬

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について		担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
【指摘 20】 奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を徹底すべきである。 【指摘 32】 前年度の学年費精算書における「翌年度繰越額」と当年度の学年費精算書の「前年度繰越額」に差額が生じている場合には、その差異が生じた理由を明示することが必要である。	令和 4 年度からシステムで連帯保証人に関する情報の登録や精査をした上で請求を行っている。 令和 5 年度には奨学生本人及び連帯保証人あて、催告・請求を行い債権回収に努めた。 学校訪問時や書面による県立学校全校の学校徴収金の状況確認の結果、学年費の精算方法など全て適正に処理されていたことから、継続的な指導助言等により改善がなされた。	

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部財務課
意 見 の 概 要	意 見 へ の 対 応
【意見 1】 (自動販売機設置事業者の貸付料は、学校ごとに大きな差が生じていることが確認された。県立学校における自動販売機設置事業者募集の権限は自校にしか及ばないことから、他校における貸付料の水準を知らない、あるいは関心を持たないことは、当然のことと考える。 また、貸付料の金額は、設置した自動販売機ごとに設置場所や販売商品の種類等により異なっており、これはやむを得ないことと考えるが、他方において適正な競争原理が機能していない可能性もあり、入札方法を見直すことも必要と考える。) 入札条件の地域要件 A については、各県立学校において入札するのではなく、県立学校をいくつかのエリアに分けて、入札を実施すべきである。 【意見 14】 校舎内外の営繕箇所の点検と日常の維持管理の実施については、その都度、状況を把握している担当者が確認しているとのことであったが、学校として、全校的な管理計画の下で適切な日常管理を実施されたい。 【意見 37】 PTA 会計、後援会会計等の団体費会計において、公費での負担は難しいと思われるが、少なくとも PTA 会計、後援会会計等の団体費会計にその負担を求めるに相当な理由がないと思われる支出が含まれている。 全ての県立学校の実態を教育委員会として把握し、かつ、内容を検討し、処理の統一を図ることを強く要望するものである。	地域要件 A (※) で契約中の 15 社を対象に、仮に県内 5 つのエリアごとに入札を実施した場合の入札参加の可否について聴取した。回答のあった 13 社のうち 12 社から、 ① 自動販売機台数確保の困難性 ② 営業区域の範囲内と範囲外が混在し対応不可 などを理由として入札参加できないとの回答があり、その実行性を確保できないことから、エリアごとの入札の実施は見送ることとした。 しかしながら、本意見の趣旨を踏まえ、各県立学校が全校の貸付料水準を把握できるよう、全校の契約状況を情報共有することで、適正な貸付料水準の確保を図ることとした。 ※ 入札に参加できる資格要件: 茨城県内に本店、支店又は営業所があること。 学校施設の安全性を確認するとともに、学校施設の長寿命化を図る上でも日常的な点検は欠かせないことから、県立学校の意見も集約した上で、日常点検における安全点検票(標準例)を作成し、県立学校へ周知した。この安全点検票を基本として、各県立学校における日常点検を通じて学校施設の適切な維持管理等を実施した。 経費負担に疑義が生じている支出について、県立学校から聞き取った結果を関係課間で協議し、公費負担とすべき経費の事例を県立学校へ通知するとともに、平成 26 年に財務課において策定した「茨城県立学校公費・私費負担区分取扱指針」を改めて周知・徹底することで、全県立学校における処理の統一化を図った。

議員提案条例の執行状況等の報告について

令和 6 年 6 月 12 日

教 育 庁

議員提案条例目次

<教育庁所管条例>

	議員提案条例	所管課	頁
1	茨城県家庭教育を支援するための条例	生涯学習課	1
2	茨城県いじめの根絶を目指す条例	義務教育課	36

<関連条例>

	議員提案条例	所管部局	頁
1	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	福祉部	50
2	茨城県犯罪被害者等支援条例	県民生活環境部	70
3	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	県民生活環境部	99
4	茨城県歯と口腔の健康づくり 8 0 2 0 ・ 6 4 2 4 推進条例	保健医療部	118
5	茨城県 A E D 等の普及促進に関する条例	保健医療部	131
6	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例	保健医療部	140
7	茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例	保健医療部	150
8	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例	福祉部	165
9	茨城県食と農を守るための条例	農林水産部	189

家庭教育を支援するための条例に基づく年次報告について

総務企画部生涯学習課

1 報告根拠

茨城県家庭教育を支援するための条例 第21条第1項

(年次報告)

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

2 報告の対象

令和5年度 家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果

全19事業(延べ34事業:再掲含む)

3 主な内容

(1) 親としての学びの支援:「家庭の教育力向上プロジェクト事業」等

茨城産業会議等の経済団体と連携した企業における家庭教育学級等を行い、家庭の教育力の向上に寄与することができた。また、保育者や小中学校教員に対し、家庭教育の重要性や保護者理解を図るための研修会を開催した。さらに、訪問型家庭教育支援や子育て支援に取り組む団体が家庭教育支援チーム(文部科学省認定)に登録し、チームとして保護者への相談対応、学びの場や情報提供を行うことができた。

■企業における家庭教育学級の実施

区分	令和5年度		令和4年度		増減	
	実施事業所数	参加者数	実施事業所数	参加者数	実施事業所数	参加者数
企業における家庭教育学級	131箇所	4,120人	125箇所	2,133人	+6箇所	+1,987人
園内・校内研修会	36箇所	1,086人	179箇所	1,155人	▲143箇所	▲69人
合計	167箇所	5,206人	304箇所	3,288人	▲137箇所	+1,918人

■家庭教育支援チームの登録

区分	令和5年度	令和4年度	増減
登録数団体数	39チーム	34チーム	+5チーム

(2) 親になるための学びの推進:「ライフデザイン形成支援事業」

進学や就職等、自分の将来を考える時期である高校生を対象に、赤ちゃんと実際に触れ合う体験による交流や、外部講師によるライフデザインに関する講演を実施し、高校生に「子育てに良い印象が持てた」「自分の人生を考えるきっかけになった」という意識を持ってもらうことができた。

■高校生のライフデザインセミナーの実施

区分	令和5年度		令和4年度		増減	
	学校数	参加生徒数	学校数	参加生徒数	学校数	参加生徒数
赤ちゃんふれあい体験授業	21校	1,810人	19校	2,334人	+2校	▲524人
外部講師による講演	4校	615人	—	—	+4校	615人
合計	25校	2,425人	19校	2,334人	+6校	+91人

(3) 人材養成等：「家庭の教育力向上プロジェクト事業」

研修体系を見直し、基礎的な内容を動画配信に、専門的な内容を実践発表、情報交換等に行うことで、家庭教育関係者が支援者としての資質を向上させることができた。

■研修会の開催

区分		令和5年度	令和4年度	増減
市町村家庭教育担当者研修		137人	94人	+43人
家庭教育関係基礎研修		846人	293人	+553人
専門 研修	家庭教育推進員資質向上研修	110人	227人	▲117人
	訪問型家庭教育資質向上研修	183人	215人	▲32人
	外国籍家庭支援員研修	95人	—	+95人
合計		1,371人	829人	+542人

(4) 多様な家庭環境に配慮した支援：「地域で支える家庭の教育力向上事業」

各市町村の課題に応じた取組方法の提案や、好事例集の提供により、市町村の理解が進み、26市町村において実施することができた。（2024年度はさらに2市増え、28市町村で実施予定。）また、不登校などの専門家を市町村等に派遣し、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言を行った。その結果、不登校の子どもをもつ家庭、外国籍の家庭などへ個々に対した支援を行い、家庭の状況を改善することができた。

■事業実施市町村数

区分	令和5年度	令和4年度	増減
市町村数	26市町村	23市町村	+3市町村

■支援実績

区分	令和5年度		令和4年度		増減	
	対象家庭数	支援回数	対象家庭数	支援回数	対象家庭数	支援回数
全戸訪問	1,331家庭	1,826回	1,038家庭	1,282回	+293家庭	+544回
保護者が集まる場での支援	9,394家庭	1,883回	715家庭	707回	+8,679家庭	+1,176回
個別支援	252家庭	1,398回	231家庭	1,656回	+21家庭	▲258回
合計	10,977家庭	5,107回	1,984家庭	3,645回	+8,993家庭	+1,462回

■改善率（対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合）

区分	令和5年度	令和4年度	増減
改善率	93.1%	85.6%	+7.5%

4 施策の効果と今後の重点的な取組

条例に基づいて施策を体系的に進めている結果、保護者だけにとどまらず企業や地域、学校が一体となり、社会全体で家庭教育を支援するという気運が醸成されてきた。

引き続き、子育てに悩みや不安をもつ保護者や外国籍の保護者に対する直接的な支援として訪問型の家庭教育の取組を推進し、未実施の市町村に対しては、改善率など取組の成果をアピールして働きかけ、取組市町村のさらなる増加を目指す。また、特に困難な課題を抱える家庭に対しては、課題に応じた専門家の派遣による支援をさらに充実させる。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県家庭教育を支援するための条例		
担当課（室）	生涯学習課	公 布 日	平成 28 年 12 月 28 日
報告の根拠	第 21 条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

目 的【第 1 条】

- ・家庭教育支援の基本理念及び実現に必要な事項の制定
- ・家庭教育支援施策の総合的な推進
- ・保護者の成長及び子どもが親になるための学びの促進
- ・生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与

基本理念【第 3 条】

- ・保護者が子どもの教育に第一義的責任を有する基本的認識
- ・県、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たし、相互に協力しての一体的な取組
- ・一人一人の子どもの個性を尊重し、多様な家庭環境に配慮
- ・幼少期の教育が人格形成の基礎を培うため、家庭における小学校就学前の教育に重点

県の責務【第 4 条】

- ・家庭教育支援施策の策定・実施
- ・関係者との連携・協働
- ・保護者及び子どもの障害の状況、保護者の経済状況、その他の家庭状況の多様性への配慮

県の基本的施策

- ・親としての学びの支援【第 12 条】
- ・親になるための学びの推進【第 13 条】
- ・家庭における就学前教育の充実【第 14 条】
- ・幼稚園等に対する就学前教育の支援【第 15 条】
- ・人材養成等【第 16 条】
- ・多様な家庭環境に配慮した支援【第 17 条】
- ・相談体制の整備等【第 18 条】
- ・広報、啓発等【第 19 条】
- ・財政上の措置【第 20 条】
- ・年次報告【第 21 条】
- ・家庭教育を実践する日等【第 22 条】

連携

市町村との連携【第 5 条】

- ・情報の提供、助言その他必要な支援

国との連携【第 6 条】

- ・国に対し必要な施策を要望

保護者の責任及び役割【第 7 条】

- ・子どもの教育について第一義的責任を有することの自覚
- ・子どもに愛情をもって接すること、幼少期における子どもとの安定した愛情の形成及び定着
- ・子どもの個性の尊重、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達
- ・自らの成長
- ・幼少期の家庭教育の充実
- ・学校等との連携及び協調

祖父母の役割【第 8 条】

- ・子育てに関する知恵及び経験の活用
- ・保護者と連携しながら、家庭教育に対する支援及び協力

学校等の役割【第 9 条】

- ・保護者、地域住民及び地域活動団体との連携
- ・県及び市町村の施策への協力

地域住民及び地域活動団体の役割【第 10 条】

- ・保護者・学校等との連携
- ・地域環境の整備
- ・県及び市町村の施策への協力

事業者の役割【第 11 条】

- ・従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備
- ・県及び市町村の施策への協力

(2) 条例制定後の主な取組

1 茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプランの策定

平成28年3月 「いばらき教育プラン」の策定

「子どもたちの自主性・自立性を育もう」をテーマとして掲げ、特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期において、就学前教育・家庭教育の推進を最優先で取り組むこととした。

平成28年12月 「茨城県家庭教育を支援するための条例」が公布・施行

県民が一体となって、幼少期を中心とする家庭教育の方向が示された。

平成29年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」を策定

就学前教育・家庭教育の目標や幼児期に育ってほしい子どもの姿などを示した。

平成30年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」を策定：33指標（うち再掲3）

「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」で示した方向性を関係者間で共有し、社会全体で就学前教育及び家庭教育をより一層推進するための具体的な計画を示した。

令和4年3月 「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」（令和4～7年度）を策定（改定）：51指標（うち再掲16）

○計画期間：令和4年度から令和7年度まで（4か年）

○施策：①社会全体での就学前教育・家庭教育の推進
②幼児教育と小学校教育の円滑な接続
③家庭の教育力の向上
④個別的な配慮が必要な子どもへの支援

2 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等（「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」の進捗状況調査より）

【施策1】

○家庭教育推進協議会を設置している市町村の割合（単位：％）

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
設置市町村	45.5	50.0	50.0	54.5	59.1	61.4

【施策3】

○家庭教育支援チーム（文部科学省）の登録数（単位：団体）

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
登録団体数	17	22	24	24	34	39

【施策4】

○訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数（単位：市町村）

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実施市町村数	12	17	17	21	23	26

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 親としての学びの支援<第12条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 就学前教育・家庭教育推進事業	県	<実施状況> ○就学前教育や家庭教育に関する動画を「就学前教育・家庭教育推進動画」として作成し、「家庭教育応援ナビ」に掲載して配信した。 ・第1回 6月30日配信 「知って欲しい ヤングケアラー」 ・第2回 12月27日配信 「お子さんの気になる行動が見られるときには？」 ・第3回 3月11日配信 「幼児教育施設での遊びを通した学びとは？」 <成果> 保護者や保育者、教員等に共有したいテーマや社会で話題となっているテーマの動画を作成することで、子育てに関する適切な情報を提供するとともに、就学前教育や家庭教育に取り組もうとする気運を醸成することができた。また、作成した動画を「家庭教育応援ナビ」に掲載するとともに、幼児教育施設や学校の協力を得て保護者へ周知することにより、より多くの保護者や保育者、教員に就学前教育や家庭教育の理解を図る機会を提供することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	1,113 千円 (県単)
<u>【今後の取組】</u> 就学前教育・家庭教育推進事業	県	「就学前教育・家庭教育推進動画」は「家庭教育応援ナビ」の「子育てに役立つマンガ・動画・資料」の動画と統合し、引き続き幼児・児童生徒の保護者だけでなく保育者、教員、地域住民等を対象に、就学前教育・家庭教育を推進する動画を作成・配信する。	1,590 千円 (県単)
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 家庭の教育力向上プロジェクト事業	県	<実施状況> 1 「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 マンガや動画、コラム、Q&A、おすすめの本紹介、高校生が作成した子育てアニメーション、大学生の作成による子育て支援動画などを掲載	1,023 千円 (県単)

し、保護者の興味関心の高い内容でコンテンツの充実を図り、子育てや家庭教育に関する学びの機会と情報の提供に努めた。また、幼児教育関係者に対する研修情報の提供も行った。

・年間アクセス回数 370,607回

・コンテンツ

	名称	内容
1	子育てに役立つマンガ・動画・資料	保護者の体験談をもとに作成した4コマ漫画高校生が作成したアニメーションや大学生が作成した動画、専門家による講義動画・資料
2	子育て相談Q&A	専門家からのアドバイス
3	家庭教育コラム	各分野において活躍する方々からの子育てについてのメッセージ
4	おすすめの本紹介	年代別に優良図書を掲載、読み聞かせ支援者からの紹介図書
5	子育てに関する相談窓口	訪問型家庭教育支援、困った時の相談先、外部の子育てサイト等へのリンク
6	イベント・講座情報	各市町村や県の施設のホームページへのリンク
7	家庭教育支援資料モバイル版	子育てアドバイスブック「ひよこ」(0～6歳)、「クローバー」(就学前～小学4年)
8	子育てアドバイスブック・家庭教育支援資料PDF版	「ひよこ」、「クローバー」、「つばさ」(小学4年～6年)
9	子育てアドバイスブック外国語版	「ひよこ」、「クローバー」の英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、やさしい日本語版
10	家庭教育支援活動サークル・団体情報	県内の子育て支援団体の活動情報や連絡先を掲載
11	幼児教育関係研修情報	生涯学習課、義務教育課、子ども未来課主催の研修情報を一覧化
12	研修資料・教材	研修で使う資料の掲載。園内・校内研修や教材として利用できる動画や資料の提供
13	企業連携による教育力向上推進の取組	企業における家庭教育学級の実践事例を掲載
14	公式X(旧Twitter)	子育て情報を発信(フォロワー数1,182人)

2 家庭教育支援資料の活用

資料名	活用場面
○子育てアドバイスブック ひよこ	・保育者や教員が、家庭教育学級、就学時健診、入学説明会、懇談会等に保護者へ提供する資料として活用
○子育てアドバイスブック クローバー	・保育者や教員が、保幼小接続や家庭教育支援についての園内・校内研修を行う際に資料として活用
○すくすく育てはじめの一歩	・家庭教育推進員が、家庭教育学級を行う際に教材や補助資料として活用
○家庭教育ブック ひよこ	
○家庭教育ブック	
○家庭教育ブック つばさ	

3 企業における家庭教育学級の実施

県内の4つの経済団体(茨城産業会議)と連携し、企業において家庭教育学級を実施した。また、保育者や小中学校教員に対し、家庭教育

		の重要性や保護者理解を図るための研修会を開催した。 <table><tr><td></td><td>実施事業所数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>企業家庭教育学級</td><td>131箇所</td><td>4,120人</td></tr><tr><td>園内・校内研修会</td><td>36箇所</td><td>1,086人</td></tr><tr><td>合計</td><td>167箇所</td><td>5,206人</td></tr></table> <成果> 「家庭教育応援ナビ」に掲載している子育てマンガを本県出身のイラストレーターに作成を依頼し、保護者をはじめ多くの県民に、より親近感をもってもらえるようにした。また、高校生が作成した子育てアニメーションや大学生が作成した子育て支援動画を掲載することで、若い世代が「家庭教育応援ナビ」を知る機会となった。 家庭教育関係研修の際には、子育てアニメーションや動画を投影し、家庭教育支援関係者への周知を図るとともに、各市町村の家庭教育学級で活用してもらえるように働きかけた。 家庭教育学級や就学時健診、入学説明会、小学校での懇談会、企業における家庭教育学級においては、家庭教育支援資料の活用や「家庭教育応援ナビ」の周知をすることで、保護者をはじめ、県民に「家庭教育応援ナビ」を見てもらい、家庭の教育力の向上に寄与することができた。 今後も、「家庭教育応援ナビ」による学びの支援のための情報発信に努め、学校・家庭・地域・企業が一体となって社会全体で家庭教育を推進していく。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)		実施事業所数	参加者数	企業家庭教育学級	131箇所	4,120人	園内・校内研修会	36箇所	1,086人	合計	167箇所	5,206人	
	実施事業所数	参加者数													
企業家庭教育学級	131箇所	4,120人													
園内・校内研修会	36箇所	1,086人													
合計	167箇所	5,206人													
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業（統合）	県	個々の保護者に対して子育てに関する情報を提供するとともに、家庭教育の重要性を啓発するため、「家庭教育応援ナビ」や子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料を活用し、市町村やPTA等と連携・協力した家庭教育支援を実施する。	1,590 千円 (県単)												
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	<実施状況> 家庭教育支援チームの登録が39チームとなり、家庭教育支援チームが各市町村において訪問型家庭教育支援や保護者への学びの場の提供などを行った。 <table><tr><td>市町村名</td><td>チーム数</td><td>市町村名</td><td>チーム数</td></tr><tr><td>水戸市</td><td>3</td><td>つくば市</td><td>5</td></tr></table>	市町村名	チーム数	市町村名	チーム数	水戸市	3	つくば市	5	10,675 千円 (国補)				
市町村名	チーム数	市町村名	チーム数												
水戸市	3	つくば市	5												

		<table><tr><td>ひたちなか市</td><td>1</td><td>守谷市</td><td>1</td></tr><tr><td>常陸大宮市</td><td>1</td><td>稲敷市</td><td>1</td></tr><tr><td>小美玉市</td><td>1</td><td>美浦村</td><td>1</td></tr><tr><td>大洗町</td><td>1</td><td>河内町</td><td>1</td></tr><tr><td>高萩市</td><td>1</td><td>古河市</td><td>1</td></tr><tr><td>鹿嶋市</td><td>1</td><td>結城市</td><td>1</td></tr><tr><td>潮来市</td><td>1</td><td>下妻市</td><td>1</td></tr><tr><td>行方市</td><td>1</td><td>常総市</td><td>1</td></tr><tr><td>鉾田市</td><td>1</td><td>筑西市</td><td>2</td></tr><tr><td>土浦市</td><td>2</td><td>坂東市</td><td>3</td></tr><tr><td>石岡市</td><td>1</td><td>桜川市</td><td>1</td></tr><tr><td>取手市</td><td>2</td><td>五霞町</td><td>1</td></tr><tr><td>牛久市</td><td>1</td><td>境町</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>39</td></tr></table> <成果> 訪問型家庭教育支援に取り組む2チームや、保護者支援に取り組む子育て支援団体3チームが新たに登録したことにより、県内半数以上の28市町村において、家庭教育支援チームによる保護者の相談への対応や、学びの場の機会や情報の提供を行うことができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	ひたちなか市	1	守谷市	1	常陸大宮市	1	稲敷市	1	小美玉市	1	美浦村	1	大洗町	1	河内町	1	高萩市	1	古河市	1	鹿嶋市	1	結城市	1	潮来市	1	下妻市	1	行方市	1	常総市	1	鉾田市	1	筑西市	2	土浦市	2	坂東市	3	石岡市	1	桜川市	1	取手市	2	五霞町	1	牛久市	1	境町	1	合計			39	
ひたちなか市	1	守谷市	1																																																								
常陸大宮市	1	稲敷市	1																																																								
小美玉市	1	美浦村	1																																																								
大洗町	1	河内町	1																																																								
高萩市	1	古河市	1																																																								
鹿嶋市	1	結城市	1																																																								
潮来市	1	下妻市	1																																																								
行方市	1	常総市	1																																																								
鉾田市	1	筑西市	2																																																								
土浦市	2	坂東市	3																																																								
石岡市	1	桜川市	1																																																								
取手市	2	五霞町	1																																																								
牛久市	1	境町	1																																																								
合計			39																																																								
【今後の取組】 地域で支える 家庭の教育力 向上事業	県	子育て経験者や教員OBなど地域の様々な人材で構成された「家庭教育支援チーム」が、訪問型家庭教育支援や保護者への学びの場の提供などを行うことにより、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充実を図る。また、文部科学省への「家庭教育支援チーム」の登録により、地域における家庭教育支援に関する基盤づくりを推進する。	14,523 千円 (国補)																																																								
【前年度の実施状況及び成果】 元気いばらき っ子育成事業	県	<実施状況> それぞれの施設の特性を生かし、宿泊体験、自然体験、防災教育体験等の各種体験活動を実施した。 <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">主な事業名</th><th rowspan="2">事業数</th><th colspan="3">参加者数(人)</th></tr><tr><th>子ども</th><th>保護者</th><th>合計</th></tr><tr><td>中央青年の家</td><td>子ども農業スクール チャレンジDAY キャンプ等</td><td>11事業</td><td>271</td><td>115</td><td>386</td></tr><tr><td>白浜少年自然の家</td><td>家族で宿泊学習 家族でウォークラリーを楽しもう等</td><td>10事業</td><td>392</td><td>297</td><td>689</td></tr><tr><td>ばんどう太郎さしま少年自然の家</td><td>東京ぶらり茨城歴史探訪2023 子供防災キャンプ等</td><td>10事業</td><td>242</td><td>200</td><td>442</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>31事業</td><td>905</td><td>612</td><td>1,517</td></tr></table> <成果> 新型コロナウイルス感染症も5類に分類された	施設名	主な事業名	事業数	参加者数(人)			子ども	保護者	合計	中央青年の家	子ども農業スクール チャレンジDAY キャンプ等	11事業	271	115	386	白浜少年自然の家	家族で宿泊学習 家族でウォークラリーを楽しもう等	10事業	392	297	689	ばんどう太郎さしま少年自然の家	東京ぶらり茨城歴史探訪2023 子供防災キャンプ等	10事業	242	200	442	合計		31事業	905	612	1,517	4,902 千円 (県単)																							
施設名	主な事業名	事業数				参加者数(人)																																																					
			子ども	保護者	合計																																																						
中央青年の家	子ども農業スクール チャレンジDAY キャンプ等	11事業	271	115	386																																																						
白浜少年自然の家	家族で宿泊学習 家族でウォークラリーを楽しもう等	10事業	392	297	689																																																						
ばんどう太郎さしま少年自然の家	東京ぶらり茨城歴史探訪2023 子供防災キャンプ等	10事業	242	200	442																																																						
合計		31事業	905	612	1,517																																																						

		ため、各施設での事業が予定どおり実施できた。 その結果、以前と同様に各施設で工夫を凝らした事業を実施し、子どもたちの多様な体験活動の充実と親子の触れ合いの機会を提供することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)																																							
【今後の取組】 未来を担う青少年育成(アクティブ・チャレンジ)事業 地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業	県	本事業については、令和5年度末をもって事業を終了した。令和6年度より、青少年教育施設(2か所)において、青少年の興味関心の多様化等に対応するため、身近な地域において、様々な生活・自然・社会体験ができる場や機会の拡充を図るとともに、子どもの野外体験活動に係る指導・支援を行う機会を提供する。	7,182 千円 (県単)																																						
【前年度の実施状況及び成果】 県立青少年教育施設指定管理者提案事業	県	<実施状況> <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">主な事業名</th><th rowspan="2">内容</th><th colspan="3">参加者数(人)</th></tr><tr><th>子ども</th><th>保護者</th><th>合計</th></tr><tr><td>中央青年の家</td><td>フレンドシップキャンプ～インクルーシブ教育～</td><td>【親子】交流キャンプ</td><td>10</td><td>9</td><td>19</td></tr><tr><td>白浜少年自然の家</td><td>行方市子ども会まつりin白浜</td><td>【親子】チャレンジ活動 ニュースポーツ</td><td>207</td><td>226</td><td>433</td></tr><tr><td rowspan="2">ばんどう太郎さしま少年自然の家</td><td>手ぶらでひよこキャンプ</td><td>【子ども】遊び活動 テント泊 【保護者】家庭教育支援プログラム 【親子】野外炊飯 創作活動等</td><td>38</td><td>41</td><td>79</td></tr><tr><td>ほかほかさしまで家族めし</td><td>【親子】調理</td><td>15</td><td>15</td><td>30</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>270</td><td>291</td><td>561</td></tr></table> <成果> 体験を重視した親子活動を行うことにより、親子が触れ合い、絆を深めることができた。また、他の家族と一緒に活動し、保護者同士が情報交換をして交流することにより、子育ての不安を軽減することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	施設名	主な事業名	内容	参加者数(人)			子ども	保護者	合計	中央青年の家	フレンドシップキャンプ～インクルーシブ教育～	【親子】交流キャンプ	10	9	19	白浜少年自然の家	行方市子ども会まつりin白浜	【親子】チャレンジ活動 ニュースポーツ	207	226	433	ばんどう太郎さしま少年自然の家	手ぶらでひよこキャンプ	【子ども】遊び活動 テント泊 【保護者】家庭教育支援プログラム 【親子】野外炊飯 創作活動等	38	41	79	ほかほかさしまで家族めし	【親子】調理	15	15	30	合計			270	291	561	1,226 千円 (県単)
施設名	主な事業名	内容				参加者数(人)																																			
			子ども	保護者	合計																																				
中央青年の家	フレンドシップキャンプ～インクルーシブ教育～	【親子】交流キャンプ	10	9	19																																				
白浜少年自然の家	行方市子ども会まつりin白浜	【親子】チャレンジ活動 ニュースポーツ	207	226	433																																				
ばんどう太郎さしま少年自然の家	手ぶらでひよこキャンプ	【子ども】遊び活動 テント泊 【保護者】家庭教育支援プログラム 【親子】野外炊飯 創作活動等	38	41	79																																				
	ほかほかさしまで家族めし	【親子】調理	15	15	30																																				
合計			270	291	561																																				
【今後の取組】 未来を担う青少年育成(アクティブ・チャレンジ)事業	県	県立青少年教育施設指定管理者提案事業の一部は、未来を担う青少年育成(アクティブ・チャレンジ)事業、地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業の中で実施する。(指定管理者の指定事業)	—																																						

地域と施設をつなぐプラットフォーム構築事業																									
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	<実施状況> ○鹿行生涯学習センター事業 <table><tr><th>実施日</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>10月23日</td><td>地域連携協働事業創出事業(JOBフェスタ)</td><td>小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施する。</td><td>延べ 1,422人</td></tr><tr><td>11月18日</td><td rowspan="4">現代的課題対策講座</td><td>0歳から始まる性の育ち</td><td rowspan="4">延べ 20人</td></tr><tr><td>11月25日</td><td>保育園・幼稚園・認定こども園に楽しく通うために</td></tr><tr><td>12月2日</td><td>小中高を楽しく通うための幼児期の接し方</td></tr><tr><td>12月16日 午前</td><td>小児科専門医と共に学ぶ①</td></tr><tr><td>12月16日 午後</td><td></td><td>小児科専門医と共に学ぶ②</td><td></td></tr></table> <成果> 幼児期における段階的な接し方や病気への対応方法を学ぶことにより、育児に対する不安の解消と学んだことを家庭・教育現場、地域の還元する方法について考える講座を提供することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	実施日	事業名	内容	参加者数	10月23日	地域連携協働事業創出事業(JOBフェスタ)	小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施する。	延べ 1,422人	11月18日	現代的課題対策講座	0歳から始まる性の育ち	延べ 20人	11月25日	保育園・幼稚園・認定こども園に楽しく通うために	12月2日	小中高を楽しく通うための幼児期の接し方	12月16日 午前	小児科専門医と共に学ぶ①	12月16日 午後		小児科専門医と共に学ぶ②		—
実施日	事業名	内容	参加者数																						
10月23日	地域連携協働事業創出事業(JOBフェスタ)	小学生の親子を中心に、キャリアに関する体験ブースや講座及びバザー、展示を実施する。	延べ 1,422人																						
11月18日	現代的課題対策講座	0歳から始まる性の育ち	延べ 20人																						
11月25日		保育園・幼稚園・認定こども園に楽しく通うために																							
12月2日		小中高を楽しく通うための幼児期の接し方																							
12月16日 午前		小児科専門医と共に学ぶ①																							
12月16日 午後		小児科専門医と共に学ぶ②																							
<u>【今後の取組】</u> 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	県鹿行生涯学習センターにおいて、講座や交流会等を開催し、家庭教育における保護者への支援を図る。(指定管理者の指定事業)	—																						
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 県生涯学習センター指定管理者自主事業	県	<実施状況> ○県北生涯学習センター事業 <table><tr><th>実施日</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>5月13日 ～ 3月2日</td><td>子どもの体験活動(親子のふれあい「わくわくらンド」)事業</td><td>未就学児及び小学低学年の親子を対象に、工作、折り紙、バルーンアートやボードゲーム等を実施し、親子のコミュニケーションの促進や体験の機会とする。</td><td>延べ 274人</td></tr><tr><td>11月3日</td><td>センターフェスティバル</td><td>未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを準備し興味関心のきっかけを作り、親子のコミュニケーションの機会とする。</td><td>延べ 350人</td></tr><tr><td>7月30日 ～ 8月27日</td><td rowspan="3">プログラミング教室</td><td>親子で楽しむスクラッチプログラミング</td><td>延べ 84人</td></tr><tr><td>1月7日 ～ 2月11日</td><td>親子で楽しむmBotプログラミング</td><td>延べ 27人</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>735人</td></tr></table> <成果>	実施日	事業名	内容	参加者数	5月13日 ～ 3月2日	子どもの体験活動(親子のふれあい「わくわくらンド」)事業	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、工作、折り紙、バルーンアートやボードゲーム等を実施し、親子のコミュニケーションの促進や体験の機会とする。	延べ 274人	11月3日	センターフェスティバル	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを準備し興味関心のきっかけを作り、親子のコミュニケーションの機会とする。	延べ 350人	7月30日 ～ 8月27日	プログラミング教室	親子で楽しむスクラッチプログラミング	延べ 84人	1月7日 ～ 2月11日	親子で楽しむmBotプログラミング	延べ 27人	合計		735人	—
実施日	事業名	内容	参加者数																						
5月13日 ～ 3月2日	子どもの体験活動(親子のふれあい「わくわくらンド」)事業	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、工作、折り紙、バルーンアートやボードゲーム等を実施し、親子のコミュニケーションの促進や体験の機会とする。	延べ 274人																						
11月3日	センターフェスティバル	未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを準備し興味関心のきっかけを作り、親子のコミュニケーションの機会とする。	延べ 350人																						
7月30日 ～ 8月27日	プログラミング教室	親子で楽しむスクラッチプログラミング	延べ 84人																						
1月7日 ～ 2月11日		親子で楽しむmBotプログラミング	延べ 27人																						
合計		735人																							

		就学前の子どもたちとその保護者を対象とした事業を実施することで、親子の触れ合いの機会を提供し、家庭教育支援の充実を図ることができた。 また、県北地域で選択肢が少なくかつ子どもたちの興味関心が高い体験活動を実施し、親子でのコミュニケーションを楽しみ、プログラミングや工作等の作業による学習を進めることで、家庭の教育力の充実に寄与することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)																																										
【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者自主事業	県	県北生涯学習センターにおいて、講座や交流会等を開催し、家庭教育における保護者への支援を図る。(指定管理者の自主事業)	—																																									
【前年度の実施状況及び成果】 県立青少年教育施設指定管理者自主事業	県	<実施状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中央青年の家</td><td>はじめてのファミリーキャンプ</td><td>テント泊 野外炊飯 ハイキング</td><td>52人</td></tr> <tr> <td>地元の魅力再発見!</td><td>筑波山登山をする中で、伝説や歴史を学ぶ</td><td>5人</td></tr> <tr> <td rowspan="3">白浜少年自然の家</td><td>家族でつりを楽しもう</td><td>北浦湖畔での清掃活動 魚釣り体験</td><td>103人</td></tr> <tr> <td>親子でチャレンジ! プログラミング体験教室</td><td>プログラミングソフトの操作方法とゲーム制作体験 プログラミングによる自動車型ロボットの操作</td><td>延べ 64人</td></tr> <tr> <td>門松づくり</td><td>正月に向けて門松を作る</td><td>186人</td></tr> <tr> <td rowspan="5">ばんどう太郎さしま少年自然の家</td><td>クッキングDAYキャンプ</td><td>野外調理 創作活動</td><td>延べ 195人</td></tr> <tr> <td>家族キャンプ! テント泊</td><td>テント泊 野外炊飯 プラネタリウム見学</td><td>延べ 160人</td></tr> <tr> <td>英語で遊ぼう</td><td>英語体験活動、野外調理</td><td>37人</td></tr> <tr> <td>秋空キャンプ</td><td>テント泊、野外調理</td><td>94人</td></tr> <tr> <td>リース作りにチャレンジ</td><td>野外活動、創作活動</td><td>64人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>960人</td></tr> </tbody> </table> <成果> 宿泊や創作、自然体験など、親子が楽しく一緒に活動し、保護者が子どもの成長を感じたり、子どもが家族の一員としての役割を担ったりすることにより、家庭の教育力の充実に寄与することができた。(教育庁総務企画部生涯学習課)	施設名	事業名	内容	参加者数	中央青年の家	はじめてのファミリーキャンプ	テント泊 野外炊飯 ハイキング	52人	地元の魅力再発見!	筑波山登山をする中で、伝説や歴史を学ぶ	5人	白浜少年自然の家	家族でつりを楽しもう	北浦湖畔での清掃活動 魚釣り体験	103人	親子でチャレンジ! プログラミング体験教室	プログラミングソフトの操作方法とゲーム制作体験 プログラミングによる自動車型ロボットの操作	延べ 64人	門松づくり	正月に向けて門松を作る	186人	ばんどう太郎さしま少年自然の家	クッキングDAYキャンプ	野外調理 創作活動	延べ 195人	家族キャンプ! テント泊	テント泊 野外炊飯 プラネタリウム見学	延べ 160人	英語で遊ぼう	英語体験活動、野外調理	37人	秋空キャンプ	テント泊、野外調理	94人	リース作りにチャレンジ	野外活動、創作活動	64人	合計			960人	—
施設名	事業名	内容	参加者数																																									
中央青年の家	はじめてのファミリーキャンプ	テント泊 野外炊飯 ハイキング	52人																																									
	地元の魅力再発見!	筑波山登山をする中で、伝説や歴史を学ぶ	5人																																									
白浜少年自然の家	家族でつりを楽しもう	北浦湖畔での清掃活動 魚釣り体験	103人																																									
	親子でチャレンジ! プログラミング体験教室	プログラミングソフトの操作方法とゲーム制作体験 プログラミングによる自動車型ロボットの操作	延べ 64人																																									
	門松づくり	正月に向けて門松を作る	186人																																									
ばんどう太郎さしま少年自然の家	クッキングDAYキャンプ	野外調理 創作活動	延べ 195人																																									
	家族キャンプ! テント泊	テント泊 野外炊飯 プラネタリウム見学	延べ 160人																																									
	英語で遊ぼう	英語体験活動、野外調理	37人																																									
	秋空キャンプ	テント泊、野外調理	94人																																									
	リース作りにチャレンジ	野外活動、創作活動	64人																																									
合計			960人																																									
【今後の取組】 県立青少年教育施設指定管理者自主事業	県	県立青少年教育施設において、子どもの自主性・自立性の育成を図るとともに、親子の触れ合いや絆を深める機会として、小中学生とその保護者等を対象としたテント泊や野外炊飯、創作活動などの各種体験活動等を実施する。(指定管理者	—																																									

		の自主事業)															
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 非行防止教室の実施	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>保育所 幼稚園</td><td>小学校</td><td>中学校</td><td>高等 学校</td><td>その他 学校等</td><td>合計</td></tr><tr><td>実施 回数</td><td>7 回</td><td>496回</td><td>203回</td><td>116回</td><td>110回</td><td>932回</td></tr></table> <成果> 非行防止教室において、インターネットの利便性の陰に潜む危険性やフィルタリングの重要性、薬物乱用の危険性や有害性を呼びかけることにより、少年の非行防止、健全育成を図ることができた。 (警察本部生活安全部人身安全少年課 少年サポートセンター)		保育所 幼稚園	小学校	中学校	高等 学校	その他 学校等	合計	実施 回数	7 回	496回	203回	116回	110回	932回	—
	保育所 幼稚園	小学校	中学校	高等 学校	その他 学校等	合計											
実施 回数	7 回	496回	203回	116回	110回	932回											
<u>【今後の取組】</u> 非行防止教室の実施	県	子どもや保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた非行防止教室(薬物乱用防止教室を含む。)を実施し、非行防止、健全育成を図る。	—														

(2) 親になるための学びの推進<第13条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																																																							
			今年度 当初予算額 [千円]																																																							
【前年度の実施状況及び成果】 ライフデザイン形成支援事業・高校生のライフデザインセミナー	県	<実施状況> 県内高等学校21校において赤ちゃんふれあい体験授業を開催した。また、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた外部講師によるライフデザインに関する講演について、令和5年度より再開し、県内高等学校4校で開催した。 【赤ちゃんふれあい体験授業開催校】 <table><tr><th>No.</th><th>実施日</th><th>高等学校名</th><th>参加者数</th><th>実施団体</th></tr><tr><td>1</td><td>9月11日</td><td>土浦湖北高</td><td>211人</td><td>NPO法人ままとーん</td></tr><tr><td>2</td><td>9月14日</td><td>明野高</td><td>5人</td><td>子どもの未来を育む会</td></tr><tr><td>3</td><td>9月27日</td><td>小瀬高</td><td>42人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr><tr><td>4</td><td>9月27日</td><td>愛国学園大学附属龍ヶ崎高</td><td>24人</td><td>NPO法人ままとーん</td></tr><tr><td>5</td><td>10月2日 10月3日</td><td>那珂高</td><td>145人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr><tr><td>6</td><td>10月5日</td><td>結城二高</td><td>24人</td><td>子どもの未来を育む会</td></tr><tr><td>7</td><td>10月10日</td><td>波崎柳川高</td><td>69人</td><td>NPO法人わくわくネット65</td></tr><tr><td>8</td><td>10月10日 10月12日</td><td>東海高</td><td>139人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr><tr><td>9</td><td>10月11日 10月12日</td><td>筑波高</td><td>96人</td><td>NPO法人ままとーん</td></tr><tr><td>10</td><td>10月16日</td><td>勝田工高</td><td>13人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr></table>	No.	実施日	高等学校名	参加者数	実施団体	1	9月11日	土浦湖北高	211人	NPO法人ままとーん	2	9月14日	明野高	5人	子どもの未来を育む会	3	9月27日	小瀬高	42人	NPO法人水戸こどもの劇場	4	9月27日	愛国学園大学附属龍ヶ崎高	24人	NPO法人ままとーん	5	10月2日 10月3日	那珂高	145人	NPO法人水戸こどもの劇場	6	10月5日	結城二高	24人	子どもの未来を育む会	7	10月10日	波崎柳川高	69人	NPO法人わくわくネット65	8	10月10日 10月12日	東海高	139人	NPO法人水戸こどもの劇場	9	10月11日 10月12日	筑波高	96人	NPO法人ままとーん	10	10月16日	勝田工高	13人	NPO法人水戸こどもの劇場	2,993千円 (国補)
No.	実施日	高等学校名	参加者数	実施団体																																																						
1	9月11日	土浦湖北高	211人	NPO法人ままとーん																																																						
2	9月14日	明野高	5人	子どもの未来を育む会																																																						
3	9月27日	小瀬高	42人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																						
4	9月27日	愛国学園大学附属龍ヶ崎高	24人	NPO法人ままとーん																																																						
5	10月2日 10月3日	那珂高	145人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																						
6	10月5日	結城二高	24人	子どもの未来を育む会																																																						
7	10月10日	波崎柳川高	69人	NPO法人わくわくネット65																																																						
8	10月10日 10月12日	東海高	139人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																						
9	10月11日 10月12日	筑波高	96人	NPO法人ままとーん																																																						
10	10月16日	勝田工高	13人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																						

		<table><tr><td>11</td><td>10月16日</td><td>竜ヶ崎二高</td><td>40人</td><td>NPO法人ままとーん</td></tr><tr><td>12</td><td>10月16日 10月17日</td><td>下妻二高</td><td>53人</td><td>子どもの未来を育む会</td></tr><tr><td>13</td><td>10月23日</td><td>鉾田二高</td><td>12人</td><td>NPO法人わくわくネット65</td></tr><tr><td>14</td><td>10月26日 11月21日</td><td>水戸三高</td><td>61人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr><tr><td>15</td><td>10月30日 10月31日</td><td>緑岡高</td><td>253人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr><tr><td>16</td><td>11月2日</td><td>真壁高</td><td>54人</td><td>子どもの未来を育む会</td></tr><tr><td>17</td><td>11月6日</td><td>常陸大宮高</td><td>45人</td><td>NPO法人水戸こどもの劇場</td></tr><tr><td>18</td><td>11月14日～ 11月16日</td><td>下妻一高</td><td>119人</td><td>子どもの未来を育む会</td></tr><tr><td>19</td><td>11月15日</td><td>古河一高定時制</td><td>24人</td><td>子どもの未来を育む会</td></tr><tr><td>20</td><td>11月16日</td><td>水海道二高</td><td>140人</td><td>NPO法人ままとーん</td></tr><tr><td>21</td><td>12月1日</td><td>藤代紫水高</td><td>241人</td><td>NPO法人ままとーん</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>1,810人</td><td></td></tr></table> 【外部講師による講演開催校】 <table><tr><td>No.</td><td>実施日</td><td>高等学校名</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>1</td><td>9月20日</td><td>日立一高</td><td>227人</td></tr><tr><td>2</td><td>11月14日</td><td>総和工高</td><td>105人</td></tr><tr><td>3</td><td>12月4日</td><td>坂東清風高</td><td>105人</td></tr><tr><td>4</td><td>12月14日</td><td>石岡二高</td><td>178人</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>615人</td></tr></table> <成果> 直接、赤ちゃんと触れ合う体験により、高校生に「子育てに良い印象が持てた」「子育ては楽しい」という意識を持ってもらうことができた。 また、外部講師による講演において、「自分の人生を考えるきっかけになった」「子どもができれば子育てをしながら仕事をしたい」など、前向きな意識を醸成することができた。 (福祉部子ども政策局 少子化対策課)	11	10月16日	竜ヶ崎二高	40人	NPO法人ままとーん	12	10月16日 10月17日	下妻二高	53人	子どもの未来を育む会	13	10月23日	鉾田二高	12人	NPO法人わくわくネット65	14	10月26日 11月21日	水戸三高	61人	NPO法人水戸こどもの劇場	15	10月30日 10月31日	緑岡高	253人	NPO法人水戸こどもの劇場	16	11月2日	真壁高	54人	子どもの未来を育む会	17	11月6日	常陸大宮高	45人	NPO法人水戸こどもの劇場	18	11月14日～ 11月16日	下妻一高	119人	子どもの未来を育む会	19	11月15日	古河一高定時制	24人	子どもの未来を育む会	20	11月16日	水海道二高	140人	NPO法人ままとーん	21	12月1日	藤代紫水高	241人	NPO法人ままとーん	合計			1,810人		No.	実施日	高等学校名	参加者数	1	9月20日	日立一高	227人	2	11月14日	総和工高	105人	3	12月4日	坂東清風高	105人	4	12月14日	石岡二高	178人	合計			615人	
11	10月16日	竜ヶ崎二高	40人	NPO法人ままとーん																																																																																			
12	10月16日 10月17日	下妻二高	53人	子どもの未来を育む会																																																																																			
13	10月23日	鉾田二高	12人	NPO法人わくわくネット65																																																																																			
14	10月26日 11月21日	水戸三高	61人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																																																			
15	10月30日 10月31日	緑岡高	253人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																																																			
16	11月2日	真壁高	54人	子どもの未来を育む会																																																																																			
17	11月6日	常陸大宮高	45人	NPO法人水戸こどもの劇場																																																																																			
18	11月14日～ 11月16日	下妻一高	119人	子どもの未来を育む会																																																																																			
19	11月15日	古河一高定時制	24人	子どもの未来を育む会																																																																																			
20	11月16日	水海道二高	140人	NPO法人ままとーん																																																																																			
21	12月1日	藤代紫水高	241人	NPO法人ままとーん																																																																																			
合計			1,810人																																																																																				
No.	実施日	高等学校名	参加者数																																																																																				
1	9月20日	日立一高	227人																																																																																				
2	11月14日	総和工高	105人																																																																																				
3	12月4日	坂東清風高	105人																																																																																				
4	12月14日	石岡二高	178人																																																																																				
合計			615人																																																																																				
【今後の取組】 ライフデザイン形成支援事業・高校生のライフデザインセミナー	県	進学や就職等、自分の将来について考える時期である高校生を対象に、ライフデザインセミナーを開催することで、結婚や出産、子育てに対するポジティブな意識を醸成し、進学・就職後のライフデザインの形成を支援する。	4,020千円 (国補)																																																																																				

(3) 家庭における就学前教育の充実<第14条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、3ページ参照。	1,023千円 (県単)

家庭の教育力 向上プロジェクト事業		(教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)													
【今後の取組】 就学前教育・ 家庭教育推進 事業(統合)	県	【再掲】 今後の取組については、5ページ参照。	1,590千円 (県単)												
【前年度の実 施状況及び 成果】 元氣いばらき っ子育成事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、6ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	4,902千円 (県単)												
【今後の取組】 未来を担う青 少年育成(アク ティブ・チャ レンジ)事業 地域と施設を つなぐプラッ トフォーム構 築事業	県	【再掲】 今後の取組については、7ページ参照。	7,182千円 (県単)												
【前年度の実 施状況及び 成果】 県立青少年教 育施設指定管 理者提案事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、7ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	1,226千円 (県単)												
【今後の取組】 未来を担う青 少年育成(アク ティブ・チャ レンジ)事業 地域と施設を つなぐプラッ トフォーム構 築事業	県	【再掲】 今後の取組については、7ページ参照。	—												
【前年度の実 施状況及び 成果】 県生涯学習セ ンター指定管 理者自主事業	県	<実施状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸生涯 学習セン ター</td><td>就学前ふあ みりい講座</td><td>『『小学一年生』を安 心して迎えるために』 「読書コミュニケー ションで子育て不安 を安心へ」</td><td>34人</td></tr> <tr> <td>県北生涯 学習セン</td><td>プログラミン グ教室</td><td>親子で楽しむスクラッチ プログラミング</td><td>延べ 84人</td></tr> </tbody> </table>	施設名	事業名	内容	参加者数	水戸生涯 学習セン ター	就学前ふあ みりい講座	『『小学一年生』を安 心して迎えるために』 「読書コミュニケー ションで子育て不安 を安心へ」	34人	県北生涯 学習セン	プログラミン グ教室	親子で楽しむスクラッチ プログラミング	延べ 84人	—
施設名	事業名	内容	参加者数												
水戸生涯 学習セン ター	就学前ふあ みりい講座	『『小学一年生』を安 心して迎えるために』 「読書コミュニケー ションで子育て不安 を安心へ」	34人												
県北生涯 学習セン	プログラミン グ教室	親子で楽しむスクラッチ プログラミング	延べ 84人												

		ター		親子で楽しむmBotプログラミング	延べ 27人	
		子どもの体験活動(親子のふれあい「わくわくランド」)事業		未就学児及び小学低学年の親子を対象に、工作、折り紙、バルーンアートやボードゲーム等を実施し、親子のコミュニケーションの促進や体験の機会とする。	延べ 274人	
		センターフェスティバル		未就学児及び小学低学年の親子を対象に、様々な体験ブースを準備し興味関心のきっかけを作り、親子のコミュニケーションの機会とする。	延べ 350人	
		鹿行生涯学習センター	レイクエコーサポート事業	芸術文化活動支援(展示)地域の幼稚園等の作品を展示	延べ 748人	
		県西生涯学習センター	「乳幼児からの♪英語とふれあうリトミック&コンサート」	親子で触れ合ったり体を動かしながら、英語の曲や親しみのある音楽の生演奏を楽しむ。同じ世代の子どもを持つ保護者同士が交流できる場所を提供する。	14人	
		合計				1,531人
		<成果> 就学に向けて、保護者の関心が高まる時期に、保護者向け講座を開催し、小学校教育への理解を深めることができた。また、就学前の子どもたちとその保護者を対象とした事業を実施することで、親子の触れ合いの機会を提供し、家庭教育支援の充実を図ることができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)				
【今後の取組】	県	県生涯学習センターにおいて講座を開催し、家庭教育における保護者への支援、就学前教育の支援を図る。(指定管理者の自主事業)			—	
県生涯学習センター指定管理者自主事業						

(4) 幼稚園等に対する就学前教育の支援<第15条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]								
			今年度 当初予算額 [千円]								
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	<実施状況> 1 市町村幼児教育担当者研修の開催 市町村の幼児教育アドバイザー等(各市町村で保幼小の連携・接続に向けて中心的な役割を担う者)の資質向上のための研修や、管理職への理解推進を支援するための動画配信を行った。 <table border="1"> <tr> <th>回</th><th>会場等</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> <tr> <td>1</td><td>オンライン</td><td>実践事例発表 「管理職や教職員全体へ保幼小接続への理解を広げるための取組」 グループ協議</td><td>48人</td></tr> </table>	回	会場等	内容	参加者数	1	オンライン	実践事例発表 「管理職や教職員全体へ保幼小接続への理解を広げるための取組」 グループ協議	48人	1,113 千円 (県単)
回	会場等	内容	参加者数								
1	オンライン	実践事例発表 「管理職や教職員全体へ保幼小接続への理解を広げるための取組」 グループ協議	48人								

		「各市町村の取組についての情報交換」	
2	オンライン	講義 「幼稚園等の教育で大切にしたいこと」 講義・演習 「保育者と小学校教員の相互理解を図り、接続カリキュラムの改善につなぐ」	62人
3	集合・教育研修センター	実践事例発表 「幼児教育推進体制の構築及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた各市町村の取組」 グループ協議 「実践事例集等を用いて各市町村の取組についての情報交換・意見交換」	48人
4	動画配信	講義（管理職向け研修動画） 「幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて～」 対象：幼児教育施設及び小学校の管理職	—
合計			158人

2 保幼小接続担当者研修の開催

公立小学校等の保幼小接続コーディネーター（幼児教育との連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）及び幼児教育施設における園内リーダー（小学校教育との連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）の資質向上のための研修を行った。

回	会場等	内容	参加者数
1	動画配信	講義 「幼児教育の理解と保幼小の接続の質の向上に向けて」 「保幼小接続の推進に向けて（県の事業を踏まえて）」	940人
2	動画配信	講義 「特別支援教育の視点から考える保幼小の連携・接続」 事業説明 「個別の教育支援計画を活用した引き継ぎについて」	1,064人
	集合・教育研修センター 集合・県南生涯学習センター	映像資料視聴・グループ協議 「映像資料をもとに、特別な配慮を必要とする子どもへの支援に関する保幼小の連携についての意見交換」 （協力者：特別支援学校巡回相談員）	86人 70人
3	オンライン（小学校教員対象）	講義 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けて」 グループ協議 「小学校教育における架け橋期の取組について」	370人
4	事前動画配信	講義 「接続カリキュラムの実践・改善に向けて」	829人
	集合・教育研修センター	実践事例発表 「幼保小の架け橋期における取組」 グループ協議	100人
	集合・県南生涯学習センター	「接続カリキュラムの実践・改善に向けて」	77人

		<table><tr><td>一 集合・ 県西生 涯学習 センタ ー</td><td></td><td>37人</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>3,573人</td></tr></table>	一 集合・ 県西生 涯学習 センタ ー		37人	合計		3,573人	
一 集合・ 県西生 涯学習 センタ ー		37人							
合計		3,573人							
		3 「家庭教育応援ナビ」の活用による園内・校内研修支援 「家庭教育応援ナビ」に、園内・校内研修等で活用できるよう、動画・資料及び、保幼小接続や幼児教育の質の向上に向けた資料を掲載した。 【掲載資料】 ・就学前教育・家庭教育推進動画・資料 ・保幼小接続担当者研修資料 ・保幼小連携・接続実践事例集及び実践動画 ・保幼小接続カリキュラム ・茨城の幼児教育 <成果> 市町村幼児教育担当研修で管理職向けの研修動画を配信したことにより、市町村担当者が保幼小接続への理解を組織的に進める上での支援を行うことができた。 保幼小接続担当者研修では、動画配信やオンライン研修により、取組の必要性について広く周知することができた。集合研修では、グループ協議により、特別な配慮を必要とする子どもへの支援や接続カリキュラム実践などをテーマに、互いの取組の改善に向けた方向性について意見交換し、共通理解を図ることができた。第2回には、特別支援学校の巡回相談員が協力者として保育者と教員の協議に参加したことにより、支援方法について専門的な視点から相談対応することができた。 また、各市町村においても相互参観や合同研修会を設定するなど、保育者と小学校教員の相互理解に向けた取組が進んできている。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)							
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	幼児期の教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、市町村や幼児教育施設、小学校において保幼小の連携・接続の中心となる人材を育成する。	1,590千円 (県単)						
【前年度の実	県	<実施状況>	—						

施 状 況 及 び 成 果】 「すくすく育 ていばらきっ 子かるた」の 活用		<table><tr><th>対 象</th><th>活 用 方 法</th></tr><tr><td>幼児教育施設</td><td>・ 日常的な遊び（雨の日の室内遊びなど）</td></tr><tr><td>小学校</td><td>・ 生活科（昔からの遊び） ・ 学級の時間 ・ 休み時間 ・ 拡大して掲示（昇降口：くつをそろえる等）</td></tr><tr><td>生涯学習センター 青少年教育施設</td><td>・ 希望者や利用団体への貸出 ・ 図書情報コーナーでの利用</td></tr><tr><td>NPO法人 等</td><td>・ かるた大会（放課後子ども教室等） ・ レクリエーション</td></tr></table>	対 象	活 用 方 法	幼児教育施設	・ 日常的な遊び（雨の日の室内遊びなど）	小学校	・ 生活科（昔からの遊び） ・ 学級の時間 ・ 休み時間 ・ 拡大して掲示（昇降口：くつをそろえる等）	生涯学習センター 青少年教育施設	・ 希望者や利用団体への貸出 ・ 図書情報コーナーでの利用	NPO法人 等	・ かるた大会（放課後子ども教室等） ・ レクリエーション	
	対 象	活 用 方 法											
	幼児教育施設	・ 日常的な遊び（雨の日の室内遊びなど）											
	小学校	・ 生活科（昔からの遊び） ・ 学級の時間 ・ 休み時間 ・ 拡大して掲示（昇降口：くつをそろえる等）											
	生涯学習センター 青少年教育施設	・ 希望者や利用団体への貸出 ・ 図書情報コーナーでの利用											
NPO法人 等	・ かるた大会（放課後子ども教室等） ・ レクリエーション												
	<成果> NPO法人の放課後子ども教室での「すくすく育 ていばらきっ子かるた」を使用したかるた大会の 開催をはじめ、幼児教育施設の日常的な遊びや、 小学校の生活科等において活用を図った。それら を通して、子どもたちが基本的な生活習慣やマナ ーについて考えるきっかけづくりに寄与するこ とができた。 （教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室）												
【今後の取組】 「すくすく育 ていばらきっ 子かるた」の 活用	県	生活習慣や規範意識をテーマに、読み札（標語） を県民から募集して作成した「すくすく育ていば らきっ子かるた」について、幼児教育施設、小学 校、NPO法人等での活用促進を図ることで、遊びを 通して子どもたちの基本的な生活習慣や規範意 識を育む。	—										
【前年度の実 施 状 況 及 び 成 果】 家庭の教育力 向上プロジェ クト事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、3ペ ージ参照。 （教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室）	1,023 千円 （県単）										
【今後の取組】 就学前教育・ 家庭教育推進 事業（統合）	県	【再掲】 今後の取組については、5ページ参照。	1,590 千円 （県単）										

（５）人材養成等＜第16条関係＞

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 家庭の教育力	県	<実施状況> 家庭教育推進員を対象に、家庭教育学級で活用できるファシリテーションプログラム等を用いた専門的・実践的な研修を行った。	1,023 千円 （県単）

向上プロジェクト事業		また、市町村において外国籍家庭の保護者からの相談が増加している現状から、対応できる支援員を育成するため、外国籍家庭支援員研修を行った。 1 家庭教育推進員資質向上研修の開催 <table border="1"> <tr> <th>回</th><th>会場等</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> <tr> <td>1</td><td>集合・教育研修センター</td><td>担当者説明 「家庭教育支援における県の現状」 講義 「家庭教育学級の進め方」 情報交換 「家庭教育学級を組み立てるうえでの工夫と課題」</td><td>56人</td></tr> <tr> <td>2</td><td>集合・教育研修センター</td><td>講義 「家庭教育学級の企画と実施方法」 情報交換 「家庭教育学級の実践に向けた工夫」</td><td>54人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>110人</td></tr> </table> 2 外国籍家庭支援員研修の開催 <table border="1"> <tr> <th>回</th><th>会場等</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> <tr> <td>1</td><td>集合・教育研修センター</td><td>講義 「外国籍家庭の保護者、家庭の現状、困り感の理解」 「外国籍家庭の保護者へのかかわり方」 事例研修 「文化の違いを理解し、対応するために」</td><td>34人</td></tr> <tr> <td>2</td><td>集合・教育研修センター</td><td>講義 「外国籍家庭向けの行政支援、手続き、相談窓口」 「支援員が困ったときの相談先」 事例研修 「行政支援、相談窓口の利用と関係機関との連携について」</td><td>29人</td></tr> <tr> <td>3</td><td>集合・教育研修センター</td><td>事例研修 「地域で外国籍の家族に対してできること」 講義 「不就学ゼロを目指して」</td><td>22人</td></tr> <tr> <td>支援活動</td><td>各市町村</td><td>市町村での協力員としての活動 ・銚田市：家庭訪問による支援 ・常総市：就学時健康診断、入学説明会の場での支援</td><td>10人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>95人</td></tr> </table> <成果> 家庭教育推進員資質向上研修では、家庭教育推進員がファシリテーターとして効果的なアイスブレイクやワークショップの方法など実践的な内容を学び、市町村の家庭教育学級等で活用することで、家庭教育支援の一助となった。 外国籍家庭支援員研修では、支援活動希望者等が外国籍家庭及び保護者の現状や課題、行政担当課につなぐ方法等を学ぶとともに、事例研修での意見交換をとおり、知識を深め、資質向上を図ることができた。また、受講生が「地域で支える家庭の教育力向上事業」に取り組む2	回	会場等	内容	参加者数	1	集合・教育研修センター	担当者説明 「家庭教育支援における県の現状」 講義 「家庭教育学級の進め方」 情報交換 「家庭教育学級を組み立てるうえでの工夫と課題」	56人	2	集合・教育研修センター	講義 「家庭教育学級の企画と実施方法」 情報交換 「家庭教育学級の実践に向けた工夫」	54人	合計			110人	回	会場等	内容	参加者数	1	集合・教育研修センター	講義 「外国籍家庭の保護者、家庭の現状、困り感の理解」 「外国籍家庭の保護者へのかかわり方」 事例研修 「文化の違いを理解し、対応するために」	34人	2	集合・教育研修センター	講義 「外国籍家庭向けの行政支援、手続き、相談窓口」 「支援員が困ったときの相談先」 事例研修 「行政支援、相談窓口の利用と関係機関との連携について」	29人	3	集合・教育研修センター	事例研修 「地域で外国籍の家族に対してできること」 講義 「不就学ゼロを目指して」	22人	支援活動	各市町村	市町村での協力員としての活動 ・銚田市：家庭訪問による支援 ・常総市：就学時健康診断、入学説明会の場での支援	10人	合計			95人	
回	会場等	内容	参加者数																																								
1	集合・教育研修センター	担当者説明 「家庭教育支援における県の現状」 講義 「家庭教育学級の進め方」 情報交換 「家庭教育学級を組み立てるうえでの工夫と課題」	56人																																								
2	集合・教育研修センター	講義 「家庭教育学級の企画と実施方法」 情報交換 「家庭教育学級の実践に向けた工夫」	54人																																								
合計			110人																																								
回	会場等	内容	参加者数																																								
1	集合・教育研修センター	講義 「外国籍家庭の保護者、家庭の現状、困り感の理解」 「外国籍家庭の保護者へのかかわり方」 事例研修 「文化の違いを理解し、対応するために」	34人																																								
2	集合・教育研修センター	講義 「外国籍家庭向けの行政支援、手続き、相談窓口」 「支援員が困ったときの相談先」 事例研修 「行政支援、相談窓口の利用と関係機関との連携について」	29人																																								
3	集合・教育研修センター	事例研修 「地域で外国籍の家族に対してできること」 講義 「不就学ゼロを目指して」	22人																																								
支援活動	各市町村	市町村での協力員としての活動 ・銚田市：家庭訪問による支援 ・常総市：就学時健康診断、入学説明会の場での支援	10人																																								
合計			95人																																								

		市において協力員として外国籍家庭支援活動に参加することで、実際の活動を知り、市町村での外国籍家庭支援活動につなげることができた。研修終了後、市町村での支援活動希望者と、「地域で支える家庭の教育力向上事業」に取り組む市町村とのマッチングを実施し、次年度は、3市において、各1名が活動することとなり、多様化、複雑化する外国籍の保護者の悩みに対し、寄り添った支援の充実を図ることができる。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)													
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業（統合）	県	市町村やPTA等と連携・協力し、家庭教育を推進する人材の育成と活用により、個々の保護者に対して、子育てに関する情報提供や家庭教育の重要性を啓発することで、家庭の教育力の向上を図る。	1,590 千円 (県単)												
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	<実施状況> 各市町村家庭教育支援担当者を対象に、講話や家庭教育学級等の企画運営についての実践発表、情報交換などを実施するとともに、各地域における取組の中核となる人材を対象に、家庭教育の現状や課題、支援の目的を理解するとともに、保護者と良好な関係を築き、保護者の思いに寄り添いながら、家庭教育を支援するための資質や技能を習得するための家庭教育関係基礎研修を行った。 また、訪問型の家庭教育支援に取り組む市町村の体制の構築とその充実及び訪問型家庭教育支援員の資質向上を図るための訪問型家庭教育支援員資質向上研修を行った。さらに、令和5年度より、近隣市町村の訪問型家庭教育支援員の更なる交流と各市町村の実情に合わせた内容での研修を行うため、近隣市町村による合同研修を行った。 1 市町村家庭教育支援担当者研修の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th><th>会場等</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>集合・教育研修センター</td><td>講義 「就学前教育の理解」 事業説明 情報交換 「家庭教育支援を活性化するための市町村担当者としての役割」</td><td>46人</td></tr> <tr> <td>2</td><td>集合・地区別会場</td><td>地区別による家庭教育学級の相互参観 【内容】</td><td>50人</td></tr> </tbody> </table>	回	会場等	内容	参加者数	1	集合・教育研修センター	講義 「就学前教育の理解」 事業説明 情報交換 「家庭教育支援を活性化するための市町村担当者としての役割」	46人	2	集合・地区別会場	地区別による家庭教育学級の相互参観 【内容】	50人	10,675 千円 (国補)
回	会場等	内容	参加者数												
1	集合・教育研修センター	講義 「就学前教育の理解」 事業説明 情報交換 「家庭教育支援を活性化するための市町村担当者としての役割」	46人												
2	集合・地区別会場	地区別による家庭教育学級の相互参観 【内容】	50人												

		就学時健康診断、入学説明会など保護者が集まる機会に行われる家庭教育学級、PTAと連携して行った家庭教育学級、小学校での校内研修 【実施箇所】 5地区9市で実施	
3	集合・教育研修センター	講義 「地域で家庭教育支援を進めるために」 事例発表：小美玉市、桜川市 情報交換 「家庭教育学級の活性化に向けた市町村での工夫」	41人
合計			137人
2 家庭教育関係基礎研修の開催			
回	会場等	内容	参加者数
1	動画配信	講義 「家庭教育の現状・課題と家庭教育支援の意義」 「人権教育と守秘義務について」	414人
2	動画配信	講義 「性暴力から子どもを守るために」 「人を惹きつける話し方のコツ」 「傾聴を生かした保護者とのかわり方」	432人
合計			846人
3 訪問型家庭教育支援員資質向上研修の開催			
回	会場等	内容	参加者数
1	集合・教育研修センター	講義 「支援員が家庭にアプローチする際の心構えと支援方法」 グループ協議	92人
2	集合・教育研修センター	事例検討と意見交換	68人
3	集合・各市会議室	近隣市町村による合同研修 ①下妻市・坂東市 講義とグループワーク ②石岡市・小美玉市 意見交換と事例検討	①13人 ②10人
合計			183人
<成果> 市町村家庭教育支援担当者研修では、就学前教育の理解についての講話や、家庭教育支援の事例発表及び情報交換を通して、各市町村の取組の成果や課題を把握し、市町村における家庭教育支援施策に活かすことができた。また、市町村家庭教育担当者に対し、地区別研修会における他市町村の家庭教育学級の実践を参観することで好事例の共有ができ、市町村における家庭教育学級の活性化の一助とすることができた。 家庭教育の意義や現代的な課題（性暴力、保護者との関わり方等）についての講義をいつでも受講できるよう動画配信にしたため、訪問型家庭教育支援員をはじめ、多くの家庭教育支援関			

		係者が受講し、資質の向上を図ることができた。 また、集合研修では、訪問型家庭教育支援員同士の情報交換の機会を設け、各市町村の現状や課題についての話し合いのほか、講義の時間も設けることにより、保護者に対する接し方を学び、その後の活動につなげることができた。 近隣市町村による合同研修では、各市町村の実情に合わせた内容で研修を行うことができ、地域での訪問型家庭教育支援員同士の交流にも繋がった。 さらに、これまで訪問型の家庭教育支援を実施していない市町村の家庭教育支援担当者にも参加を呼びかけ、本事業の周知に努めた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	
【今後の取組】 地域で支える 家庭の教育力 向上事業	県	社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。	14,523 千円 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 PTA 指導者研修資料作成	県	<実施状況> PTA指導者研修資料の作成 【掲載内容】 1 研修テーマ「学校・家庭・地域社会の連携を担うPTA活動の在り方」 — 青少年に豊かな人間性を培うために — 2 研修内容及び話し合いのための具体的な項目 (1) 幼稚園PTA (2) 小・中学校PTA (3) 高等学校PTA 3 資料 (1) 学習の方法 (2) 家庭教育に関すること (3) スマートフォン・インターネット利用に関すること (4) いじめ防止に関すること (5) 福祉・生活に関すること (6) 茨城県警察からのお知らせ (7) 不安や悩みの相談に関すること <成果> 子どもを取り巻く昨今の課題である「生命(いのち)の安全教育」「少年犯罪防止」「ヘルメット着用の努力義務化」などの内容を追加して作成し	—

		た。完成したPTA指導者研修資料を「家庭教育応援ナビ」に掲載し、学校、家庭、地域社会を結ぶPTA活動の在り方や、各地区研修で利用できる資料等について周知することで、PTA活動の充実を図り、保護者に家庭教育に関する学びの機会と情報の提供をすることができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)									
【今後の取組】 PTA 指導者研修資料作成	県	各幼児教育施設や小中学校、高等学校の単位PTAで指導的役割を果たしている者を対象とした研修会の資料を作成し、活用できるようにすることで、指導者の資質向上を図る。	—								
【前年度の実施状況及び成果】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	<実施状況> ○鹿行生涯学習センター事業 <table border="1"> <tr> <th>実施日</th><th>事業名</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr> <tr> <td>9月17日</td><td>生涯学習ボランティアセンター事業</td><td>ボランティアニーズの高い分野の研修「託児実践研修」</td><td>13人</td></tr> </table> <成果> 専門的知識を有する元幼稚園教諭等の講師やボランティア活動者からの専門的な講義の時間を設けることにより、幼児に対する接し方を学び、その後の活動につなげることができた。講演会の開催日に、託児ボランティアを活用できる仕組みを取り入れ、託児ボランティア実践の機会を提供することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課)	実施日	事業名	内容	参加者数	9月17日	生涯学習ボランティアセンター事業	ボランティアニーズの高い分野の研修「託児実践研修」	13人	—
実施日	事業名	内容	参加者数								
9月17日	生涯学習ボランティアセンター事業	ボランティアニーズの高い分野の研修「託児実践研修」	13人								
【今後の取組】 県生涯学習センター指定管理者指定事業	県	鹿行地域におけるボランティア活動の推進を図る中で、家庭や子どもを地域で支える取組を推進・強化するため、地域の人材を活用した託児ボランティア実践者の育成を支援する。	—								

(6) 多様な家庭環境に配慮した支援<第17条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	<実施状況> 1 市町村が抱える課題に応じた訪問型家庭教育支援の実施 (26市町村) H28～高萩市、坂東市 (H28～H30 国委託) H29～鹿嶋市、鉾田市、美浦村、下妻市、境町 H30～水戸市、行方市、石岡市、取手市、河内町 R1～常陸大宮市、稲敷市、牛久市、筑西市、	10,675 千円 (国補)

五霞町

R3～小美玉市、結城市、桜川市、常総市

R4～大洗町（※）、潮来市

R5～ひたちなか市、土浦市、八千代町（※）

※支援体制構築の取組

市町村名		水戸市	常陸大宮市	小美玉市
支援員数		7人	5人	4人
支援の特徴		小1の子をもつ家庭への全戸訪問（小学校2校）、就学時健診・入学説明会と連携した支援、小1までの子をもつ保護者で希望した家庭への支援	3歳児健診・就学時健診と連携した支援、小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	幼児・小学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	47家庭	—	—
	直接会えた家庭数	41家庭	—	—
	延べ訪問回数	75回	—	—
保護者が集まる場での支援	対象家庭数	230家庭	359家庭	506家庭
	直接会えた家庭数	26家庭	11家庭	0家庭
個別支援	対象家庭数	25家庭	35家庭	5家庭
	延べ訪問回数	39回	12回	5回
	電話相談	0回	0回	0回
	メール、SNSでの相談	0回	0回	0回
改善状況	支援家庭数	64家庭	46家庭	5家庭
	改善が見られた家庭	60家庭	38家庭	5家庭
	改善率	93.8%	82.6%	100%

市町村名		高萩市	鹿嶋市	潮来市
支援員数		9人	9人	6人
支援の特徴		小1中1の子をもつ家庭へのアンケート結果による支援	小1の子をもつ家庭への全戸訪問	次年度小学校に入学する子をもつ家庭への全戸訪問
全戸訪問	対象家庭数	—	520家庭	178家庭
	直接会えた家庭数	—	368家庭	139家庭
	延べ訪問回数	—	587回	284回
保護者が集まる場での支援	対象家庭数	—	—	199家庭
	直接会えた家庭数	—	—	0家庭
個別支援	対象家庭数	10家庭	—	—
	延べ訪問回数	259回	—	—
	電話相談	0回	—	—
	メール、SNSでの相談	0回	—	—
改善状況	支援家庭数	10家庭	99家庭	102家庭
	改善が見られた家庭	4家庭	99家庭	102家庭
	改善率	40.0%	100%	100%

市町村名		行方市	銚田市	土浦市
支援員数		8人	4人	70人
支援の特徴		小1の子をもつ家庭への全戸訪問、小学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	家庭教育学級・就学時健診・子育て世代包括支援センターと連携した支援、外国籍保護者のいる家庭への支援	次年度小学校に入学する子をもつ家庭へのアンケート結果による支援
全戸訪問	対象家庭数	202家庭	—	—
	直接会えた家庭数	130家庭	—	—
	延べ訪問回数	202回	—	—
保護者が集まる場での支援	対象家庭数	200家庭	—	949家庭
	直接会えた家庭数	0家庭	—	949家庭
個別支援	対象家庭数	—	36家庭	14家庭
	延べ訪問回数	—	58回	4回
	電話相談	—	134回	13回

		メール、SNS での相談	—	42回	0 回
改善 状況		支援家庭数	8 家庭	36家庭	28家庭
		改善が見られた家庭	8 家庭	26家庭	28家庭
		改善率	100%	72.2%	100%
市町村名		石岡市	取手市	牛久市	
支援員数		4 人	6 人	6 人	
支援の特徴		3歳児健診・就学時健診と連携した支援、幼児・小学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	小1の子をもつ家庭への全戸訪問（小学校7校）、小学校に転入した子をもつ保護者で希望した家庭への支援	外国籍保護者のいる家庭への支援	
全戸 訪問	対象家庭数	—	318家庭	—	
	直接会えた家庭数	—	279家庭	—	
	延べ訪問回数	—	616回	—	
保護者が 集まる場 での支援	対象家庭数	500家庭	—	—	
	直接会えた家庭数	500家庭	—	—	
個別 支援	対象家庭数	4 家庭	—	17家庭	
	延べ訪問回数	4 回	—	113回	
	電話相談	2 回	—	20回	
	メール、SNS での相談	4 回	—	83回	
改善 状況	支援家庭数	49家庭	14家庭	17家庭	
	改善が見られた家庭	49家庭	14家庭	17家庭	
	改善率	100%	100%	100%	
市町村名		稲敷市	美浦村	河内町	
支援員数		11人	4 人	3 人	
支援の特徴		小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、学校から要望のあった家庭への支援	不登校の中学生の子をもつ家庭への支援	次年度小学校に入学する子をもつ家庭への全戸訪問	
全戸 訪問	対象家庭数	—	—	32家庭	
	直接会えた家庭数	—	—	27家庭	
	延べ訪問回数	—	—	27回	
保護者が 集まる場 での支援	対象家庭数	179家庭	—	32家庭	
	直接会えた家庭数	5 家庭	—	0 家庭	
個別 支援	対象家庭数	15家庭	13家庭	—	
	延べ訪問回数	184回	54回	—	
	電話相談	22回	0 回	—	
	メール、SNS での相談	21回	0 回	—	
改善 状況	支援家庭数	20家庭	13家庭	27家庭	
	改善が見られた家庭	10家庭	13家庭	27家庭	
	改善率	50.0%	100%	100%	
市町村名		結城市	下妻市	常総市	
支援員数		4 人	6 人	8 人	
支援の特徴		就学時健診と連携した支援、0歳から中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	5歳児健診と連携した支援	外国籍保護者のいる家庭への支援	
全戸 訪問	対象家庭数	—	—	—	
	直接会えた家庭数	—	—	—	
	延べ訪問回数	—	—	—	
保護者が 集まる場 での支援	対象家庭数	5,518家庭	330家庭	143家庭	
	直接会えた家庭数	8 家庭	37家庭	143家庭	
個別 支援	対象家庭数	3 家庭	21家庭	5 家庭	
	延べ訪問回数	4 回	30回	57回	
	電話相談	0 回	0 回	0 回	
	メール、SNS での相談	0 回	0 回	0 回	
改善	支援家庭数	9 家庭	58家庭	5 家庭	

状況	改善が見られた家庭	8 家庭	54家庭	5 家庭
	改善率	88.9%	93.1%	100%
市町村名		筑西市	坂東市	桜川市
支援員数		7 人	10人	5 人
支援の特徴		小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	不登校の小中学生の子をもつ家庭への支援	就学時健診と連携した支援、幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—
	直接会えた家庭数	—	—	—
	延べ訪問回数	—	—	—
保護者が集まる場での支援	対象家庭数	—	—	198家庭
	直接会えた家庭数	—	—	188家庭
個別支援	対象家庭数	11家庭	22家庭	3 家庭
	延べ訪問回数	76回	111回	5 回
	電話相談	0 回	9 回	0 回
	メール、SNSでの相談	0 回	15回	0 回
改善状況	支援家庭数	11家庭	22家庭	191家庭
	改善が見られた家庭	5 家庭	11家庭	191家庭
	改善率	45.5%	50.0%	100%

市町村名		五霞町	埴町	合計
支援員数		8 人	8 人	212人
支援の特徴		次年度小学校に入学する子をもつ家庭への全戸訪問、幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	外国籍保護者のいる家庭への支援	
全戸訪問	対象家庭数	34家庭	—	1,331家庭
	直接会えた家庭数	34家庭	—	1,018家庭
	延べ訪問回数	35回	—	1,826回
保護者が集まる場での支援	対象家庭数	32家庭	19家庭	9,394家庭
	直接会えた家庭数	0 家庭	16家庭	1,883家庭
個別支援	対象家庭数	8 家庭	5 家庭	252家庭
	延べ訪問回数	0 回	6 回	1,021回
	電話相談	8 回	4 回	212回
	メール、SNSでの相談	0 回	0 回	165回
改善状況	支援家庭数	9 家庭	21家庭	864家庭
	改善が見られた家庭	9 家庭	21家庭	804家庭
	改善率	100%	100%	93.1%

2 スーパーバイザーの派遣

市町村が実施する訪問型家庭教育支援において、特に困難な問題を抱える家庭への支援の充実を図るため、専門的な知識と経験をもつ家庭教育支援スーパーバイザーを市町村が開催するケース会議等に派遣して指導・助言を行った。

市町村名	内容 (回数)
水戸市	発達障害 (1 回)、相談対応全般 (1 回)
小美玉市	不登校 (1 回)、発達障害 (1 回)、相談対応全般 (2 回)、協議会 (2 回)
高萩市	相談対応全般 (1 回)
潮来市	相談対応全般 (1 回)
鉾田市	虐待 (1 回)、外国籍 (3 回)
石岡市	不登校 (2 回)
取手市	外国籍 (1 回)
牛久市	協議会 (1 回)

結城市	不登校（1回）
下妻市	発達障害（1回）、相談対応全般（2回）
常総市	外国籍（1回）
筑西市	相談対応全般（1回）
坂東市	不登校（1回）
桜川市	不登校（1回）、相談対応全般（1回）
境町	外国籍（1回）、相談対応全般（1回）
合計	不登校（6回）、発達障害（3回）、外国籍（6回）、虐待（1回）、相談対応全般（10回）、協議会（3回）計 29回

3 好事例集の作成

訪問型家庭教育支援をさらに充実させるため、事業を実施している市町村の効果的な支援や工夫した取組などを好事例集（11事例）としてまとめ、全市町村へ配布した。

（内容）

- ・育児不安を抱える保護者への支援
- ・不登校の子をもつ保護者への支援
- ・外国籍の保護者への支援

<成果>

事業を実施した26市町村において、それぞれの課題に応じて、訪問型の家庭教育支援体制を構築し、訪問型家庭教育支援員が保護者宅や市町村施設で、相談への対応や情報提供を行った。

保健福祉部局と連携した就学前の子どもをもつ家庭への支援（3歳児・5歳児健診）、不登校の子どもをもつ家庭への支援、外国籍保護者のいる家庭への支援、保護者が集まる場（就学時健診・入学説明会）での支援など、幅広い家庭教育支援を行い、「不登校の児童が学校・適応指導教室へ通えるようになった」「保護者の不安や悩みが解消した」など家庭の状況を改善することができた。

令和5年度は、保護者が集まる場での支援に取り組む市町村が増えたことに伴い、保護者への事業周知や、その場での相談対応を行うことができ、多くの保護者へ支援を行うことができた。そこから、個別の相談につながった事例もあったので、効果的な取組を行うことができた。

各市町のケース会議等にスーパーバイザーを派遣したことにより、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言・指導を行うことができた。スーパーバイザーの派遣に当たり、活用方法を市町村へ提案した結果、

		市町村からの依頼を前年度よりも15回増やすことができた。 訪問型の家庭教育支援を実施していない市町村に対しては、各市町村の課題に応じた取組方法の提案や、好事例集を提供することにより、事業に対する市町村の理解が進み、取組市町村数が増えた。（令和6年度はさらに2市町増え、28市町村で実施予定。） <table><tr><td>改善率 (対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合)</td><td>全体</td><td>93.1%</td></tr><tr><td></td><td>・子育て・学校生活の悩み</td><td>97.6%</td></tr><tr><td></td><td>・外国籍家庭</td><td>85.3%</td></tr><tr><td></td><td>・不登校</td><td>56.1%</td></tr></table> (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	改善率 (対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合)	全体	93.1%		・子育て・学校生活の悩み	97.6%		・外国籍家庭	85.3%		・不登校	56.1%	
改善率 (対象家庭の中で継続した支援を行った家庭のうち、状況が改善した家庭の割合)	全体	93.1%													
	・子育て・学校生活の悩み	97.6%													
	・外国籍家庭	85.3%													
	・不登校	56.1%													
【今後の取組】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。	14,523千円 (国補)												
【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウム	県	<実施状況> ○シンポジウムの開催 ・テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会 ～子どもが子どもでいられるために～ ・日時：令和5年11月18日（土） ・会場：石岡市中央公民館 大講堂 ・参加者：教員及び保護者をはじめとする県民の方 ・内容 <基調講演> 演題 「僕、ヤングケアラーでした。」 講師 徳井 健太（吉本興業所属・平成ノブシコブシ） <パネルディスカッション> コーディネーター 鈴木 もえみ（フリーアナウンサー） パネリスト 横須賀 聡子（NPO法人セカンドリーグ茨城理事長） 朝日 華子（茨城県SSW） 草地 学（茨城県PTA連絡協議会会長） 小澤 正明（茨城県福祉部福祉政策課副参事） <成果> 教員や保護者、行政職員を中心に198名が参加。参加者満足度は96%と高評価であった。 ケアラー・ヤングケアラーについて、県民の知識・理解を深め、地域社会のつながり、および多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援の重要性を認識することができた。	852千円 (県単)												

		(教育庁総務企画部生涯学習課)	
【今後の取組】 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウム	県	県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図ることにより、豊かな心と確かな学力を備えた明日の茨城を担う子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の形成に主体的に参画する人づくりを進めるため、現代的教育課題をテーマにシンポジウムを開催する。	1,000 千円 (県単)

(7) 相談体制の整備等＜第18条関係＞

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]				
			今年度 当初予算額 [千円]				
【前年度の実施状況及び成果】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、21 ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	10,675 千円 (国補)				
【今後の取組】 地域で支える家庭の教育力向上事業	県	【再掲】 今後の取組については、26ページ参照。	14,523 千円 (国補)				
【前年度の実施状況及び成果】 いじめ・体罰解消サポートセンター（いじめ問題対策推進事業）	県	<実施状況> 1 「いじめ・体罰解消サポートセンター」の運営（各教育事務所） (1) 児童生徒・保護者が相談・情報提供できるホームページ「いじめなくそう！ネット目安箱」の設置 (2) 「いじめ解消サポート相談員」の配置 ・「いじめなくそう！ネット目安箱」等で寄せられた相談・情報は、市町村教育委員会等を通して学校へ連絡 ・学校は、寄せられた相談・情報について適切に対応 (3) 児童生徒・保護者向けの啓発 ・県教育委員会ホームページに掲載、茨城放送「みんなの教育」で広報 (4) 相談件数	1,806 千円 (国補・県単)				
		<table border="1"> <tr> <td></td><td>いじめ相談</td><td>体罰相談 (疑いを含む)</td><td>合計</td></tr> </table>		いじめ相談	体罰相談 (疑いを含む)	合計	
	いじめ相談	体罰相談 (疑いを含む)	合計				

		<table><tr><td>小学校</td><td>23件</td><td>0件</td><td>23件</td></tr><tr><td>中学校</td><td>27件</td><td>0件</td><td>27件</td></tr><tr><td>その他</td><td>6件</td><td>9件</td><td>15件</td></tr><tr><td>合計</td><td>56件</td><td>9件</td><td>65件</td></tr></table> 2 いじめ解消サポーター等による解消支援 いじめ解消サポーター（警察OB、公認心理師、社会福祉士、部活動指導者OB、思春期の専門家）を派遣した。 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td><td>連絡協議会</td><td>合計</td></tr><tr><td>派遣回数</td><td>24回</td><td>59回</td><td>9回</td><td>92回</td></tr></table> <成果> いじめ・体罰解消サポートセンターには、いじめや体罰に関する相談が寄せられ、市町村立学校に関する相談に対しては、市町村教育委員会を通して各学校へ連絡し、対応をサポートすることができた。私立学校や県立学校に関しての相談については、関係各課に情報提供を行い、対応を依頼した。 いじめ解消サポーターについては、教育事務所と市町村教育委員会が連携し、各学校の状況に応じて、警察OBや心理の専門家を派遣した。サポーターの専門性を生かし、児童生徒・保護者への支援と教職員への助言を行い、対応のサポートを行うことができた。 （教育庁学校教育部義務教育課）	小学校	23件	0件	23件	中学校	27件	0件	27件	その他	6件	9件	15件	合計	56件	9件	65件		小学校	中学校	連絡協議会	合計	派遣回数	24回	59回	9回	92回	
小学校	23件	0件	23件																										
中学校	27件	0件	27件																										
その他	6件	9件	15件																										
合計	56件	9件	65件																										
	小学校	中学校	連絡協議会	合計																									
派遣回数	24回	59回	9回	92回																									
【今後の取組】 いじめ・体罰解消サポートセンター（いじめ問題対策推進事業）	県	いじめ等を早期に発見し、市町村、学校及び専門家と連携して、早期対応を支援する。 ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」への書き込みやメールでの相談、電話・来所による相談対応を行う。	1,806千円 (国補・県単)																										
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	県	<実施状況> スクールカウンセラーの配置 <table><tr><td colspan="2">配置校数</td><td>752校 (小学校等441校、中学校等216校、高等学校95校)</td></tr><tr><td rowspan="6">配置形態</td><td>小中学校等</td><td>年35週、週1回、1回あたり7時間</td></tr><tr><td rowspan="5">高等学校</td><td>年32週、週1回、1回あたり4時間</td></tr><tr><td>年32週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年29週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年25週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年20週、週1回、1回あたり3時間</td></tr><tr><td>年15週、週1回、1回あたり3時間</td></tr></table> <成果> 不登校事案では、児童生徒及び保護者と面談し、状況等を正確に把握することで、相談者の悩	配置校数		752校 (小学校等441校、中学校等216校、高等学校95校)	配置形態	小中学校等	年35週、週1回、1回あたり7時間	高等学校	年32週、週1回、1回あたり4時間	年32週、週1回、1回あたり3時間	年29週、週1回、1回あたり3時間	年25週、週1回、1回あたり3時間	年20週、週1回、1回あたり3時間	年15週、週1回、1回あたり3時間	294,194千円 (国補・県単)													
配置校数		752校 (小学校等441校、中学校等216校、高等学校95校)																											
配置形態	小中学校等	年35週、週1回、1回あたり7時間																											
	高等学校	年32週、週1回、1回あたり4時間																											
		年32週、週1回、1回あたり3時間																											
		年29週、週1回、1回あたり3時間																											
		年25週、週1回、1回あたり3時間																											
		年20週、週1回、1回あたり3時間																											
年15週、週1回、1回あたり3時間																													

		みや不安を整理することができた。また、対応策等を話し合い、不登校状態の解消につなげることができた。 いじめ事案では、被害者に寄り添い、面談を通じて心のケアを図りながら、支援体制の強化につなげることができた。 教職員研修や児童生徒向け講演会を実施し、児童生徒のストレスマネジメントや教職員の対応力強化につなげることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課・高校教育課)																	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	県	いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、公立小・中・高等学校等にカウンセリングに関し専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。	301, 172 千円 (国補・県単)																
【前年度の実施状況及び成果】 教育相談事業	県	<実施状況> 子どもの教育相談及び発達が気になる子どもの教育相談として、電話、来所相談を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>子どもの教育相談</th><th>発達が気になる子どもの教育相談</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td><td>1, 352回</td><td>316回</td><td>1, 668回</td></tr> <tr> <td>来所相談</td><td>411回</td><td>169回</td><td>580回</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1, 763回</td><td>485回</td><td>2, 248回</td></tr> </tbody> </table> <成果> 職員や外部専門家による教育相談において、児童生徒及び保護者等の不登校や家庭での悩み、発達に関する悩み等についての話を丁寧に聴き、必要に応じて専門医による心の健康相談につないだり、知能検査を実施したりして、相談者の不安の軽減に努めるとともに、課題解決に向けて具体的に考える相談を進めた。その結果、相談者の気持ちや考えなどが整理され、精神的な安定を図ることや課題解決につなげることができた。 (教育庁学校教育部高校教育課)		子どもの教育相談	発達が気になる子どもの教育相談	合計	電話相談	1, 352回	316回	1, 668回	来所相談	411回	169回	580回	合計	1, 763回	485回	2, 248回	7, 327 千円 (県単)
	子どもの教育相談	発達が気になる子どもの教育相談	合計																
電話相談	1, 352回	316回	1, 668回																
来所相談	411回	169回	580回																
合計	1, 763回	485回	2, 248回																
【今後の取組】 教育相談事業	県	教育研修センターでの電話及び来所相談の充実を図り、不登校や情緒不安、いじめ、発達の遅れ等の悩みを抱える幼児児童生徒、保護者及び教職員等の相談に対応する。	7, 807 千円 (県単)																
【前年度の実施状況及び成果】 早期教育推進	県	<実施状況> 盲学校、聾学校に、視聴覚障害児早期教育指導員を配置し、0歳から就学前の視聴覚障害児に対して発達を促す指導を行うとともに、その保護者に	7, 967 千円 (県単)																

事業		対して望ましい親子関係づくりの支援を行った。 <table><tr><td></td><td>盲学校</td><td>聾学校</td><td>合計</td></tr><tr><td>延べ相談件数</td><td>94件</td><td>756件</td><td>850件</td></tr></table> <成果> 継続的な支援や相談を行うことで、保護者の障害に対する理解を深めることができた。また、サテライト教室での実施により、実施校から遠隔地に住む乳幼児とその保護者の移動に係る負担を軽減することができた。 (教育庁学校教育部特別支援教育課)		盲学校	聾学校	合計	延べ相談件数	94件	756件	850件																					
	盲学校	聾学校	合計																												
延べ相談件数	94件	756件	850件																												
【今後の取組】 早期教育推進事業	県	視覚又は聴覚に障害のある乳幼児に対し、全体的な発達を促す指導を行うとともに、養育についての保護者の相談に対応する。 県内4箇所にサテライト教室（視覚障害1箇所、聴覚障害3箇所）を設置し、実施校から遠隔地に居住する乳幼児とその保護者を対象に、相談及び指導・支援を行う。	8,976 千円 (県単)																												
【前年度の実施状況及び成果】 少年非行防止活動の実施	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>電話相談</td><td>メール相談</td><td>面接</td><td>合計</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>234件</td><td>121件</td><td>15件</td><td>370件</td></tr></table> (相談内容内訳) <table><tr><td></td><td>非行問題</td><td>学校問題</td><td>家庭問題</td><td>交友等</td><td>犯罪被害</td><td>健康問題</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>173件</td><td>35件</td><td>66件</td><td>19件</td><td>5件</td><td>1件</td><td>71件</td><td>370件</td></tr></table> <成果> 相談に対する助言・指導を行ったほか、関係機関・団体と連携した継続的な相談に対応し、問題解決を図ることができた。 (警察本部生活安全部人身安全少年課 少年サポートセンター)		電話相談	メール相談	面接	合計	相談件数	234件	121件	15件	370件		非行問題	学校問題	家庭問題	交友等	犯罪被害	健康問題	その他	合計	相談件数	173件	35件	66件	19件	5件	1件	71件	370件	68 千円 (県単)
	電話相談	メール相談	面接	合計																											
相談件数	234件	121件	15件	370件																											
	非行問題	学校問題	家庭問題	交友等	犯罪被害	健康問題	その他	合計																							
相談件数	173件	35件	66件	19件	5件	1件	71件	370件																							
【今後の取組】 少年非行防止活動の実施	県	少年サポートセンターの少年相談コーナーにおいて、少年の非行問題、犯罪被害等に関する相談に対応し、問題解決、健全育成を図る。	68 千円 (県単)																												

(8) 広報、啓発等<第19条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 家庭の教育力	県	<実施状況> 1 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報 (1) 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載	1,023千円 (県単)

向上プロジェクト事業		「家庭教育応援ナビ」トップページに条例バナーを掲載し、閲覧者への周知を図った。 (2) 周知活動 条例ポスターやのぼり旗等の展示、チラシや広報物品の配布を通して、条例の周知や家庭教育の重要性等についての啓発を図った。 <table><tr><th>方法</th><th>内容</th></tr><tr><td>常設展示</td><td>教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示</td></tr><tr><td>イベントでの周知</td><td>子育て支援団体が開催するイベントでの条例ポスターの掲示、条例広報物品や家庭教育支援資料の配付</td></tr></table> 2 情報誌への掲載 就学前教育や家庭教育に関する参考情報などを月刊誌等へ提供し、幼児教育施設、小学校等に配布することで周知を図った。 <成果> 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載や常設展示、子育て支援団体と連携したイベント等での広報活動により、「茨城県家庭教育を支援するための条例」や家庭教育の重要性について周知することができた。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	方法	内容	常設展示	教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示	イベントでの周知	子育て支援団体が開催するイベントでの条例ポスターの掲示、条例広報物品や家庭教育支援資料の配付	
方法	内容								
常設展示	教育研修センターや県立図書館、生涯学習センター、青少年教育施設、市町村、幼児教育施設、学校等でのポスターやのぼりの掲示								
イベントでの周知	子育て支援団体が開催するイベントでの条例ポスターの掲示、条例広報物品や家庭教育支援資料の配付								
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業（統合）	県	「家庭教育応援ナビ」やイベント等において、家庭教育の重要性を啓発するとともに、子育てに関する情報を提供することにより、家庭教育支援に関する社会的気運の醸成に努める。	1,590 千円 (県単)						
【前年度の実施状況及び成果】 就学前教育・家庭教育推進事業【再掲】	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、3ページ参照。 (教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室)	1,113 千円 (県単)						
【今後の取組】 就学前教育・家庭教育推進事業	県	【再掲】 今後の取組については、3ページ参照。	1,590 千円 (県単)						
【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき教	県	<実施状況> 各種広報媒体を活用し、生活習慣やしつけなど就学前教育や家庭教育の充実に向けた取組等を推奨した。	852 千円 (県単)						

育の日」推進事業		1 「いばらき教育の日」啓発活動の実施			
		区分	主な取組	参加者数	
		県関係	薬物乱用防止教室、薬と健康週間の設定、スマホ活用術講座、親子映画鑑賞会	482,982人	
		市町村関係	学童期子育て講座、家庭教育座談会、読み聞かせ会、親子体験教室	646,813人	
		学校関係	保幼小連携交流活動、親子体験活動、キャリアデザイン教室、あいさつ運動	1,146,402人	
		民間団体	親子コンサート、食育セミナー、防災講演会、地域清掃	61,466人	
		合計		2,337,663人	
		2 「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録			
		・登録企業数 256社			
		・参加事業所数 1,755箇所			
		＜成果＞			
		様々な事業を実施した結果、県、市町村、学校関係において前年度を上回る参加者となり、家庭教育を含めた県民の教育に関する意識の高揚に寄与することができた。			
		(教育庁総務企画部生涯学習課)			
【今後の取組】	県	「茨城教育の日（11月1日）・教育月間（11月）」における県民の主体的な取り組みを促進し、社会全体で教育の重要性を再認識する契機とするため、普及啓発のための全県的な広報活動を展開するとともに、趣旨に賛同する民間企業の登録制度『いばらき教育の日』推進協力事業所等登録制度（サポートカンパニー）」への登録を促進することにより、県民の教育に対する関心や意識の高揚を図る。			1,000 千円（県単）
【前年度の実施状況及び成果】	県	【再掲】事業概要、実施状況及び成果については、10ページ参照。 (警察本部生活安全部人身安全少年課 少年サポートセンター)			—
【今後の取組】	県	【再掲】今後の取組については、10ページ参照。			—

(9) 家庭教育を实践する日等<第22条関係>

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]

【前年度の実 施状況及び 成果】 「いばらき教 育の日」推進 事業	県	【再掲】 事業概要、実施状況及び成果については、31ページ参照。 （教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室）	852 千円 （県単）
【今後の取組】 「いばらき教 育の日」推進 事業	県	【再掲】 今後の取組については、32ページ参照。	1,000 千円 （県単）

茨城県いじめの根絶を目指す条例に基づく年次報告について

義務教育課生徒支援・いじめ対策推進室

1 報告根拠

『茨城県いじめの根絶を目指す条例第 22 条』

知事は、毎年度、いじめの防止等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

2023 年度 いじめの未然防止、解消等の支援に関して講じた施策（全 9 事業）

3 主な内容（別冊参照）

（1）スクールロイヤー活用事業

法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして派遣し、いじめの予防等のための教職員研修やいじめ問題に係る法的助言、いじめの予防教育等を行った結果、児童生徒においては、「いじめをしない、させない、許さない」という気運が醸成された。

さらに、教職員においては、児童生徒が安心して学べる、魅力ある学校・学級づくりを推進し、いじめの未然防止、いじめを重大化させないため、初期段階から認知し、組織的対応に努めることができた。

・茨城県弁護士会より推薦 → 15 名委嘱

【令和 5 年度活用状況】

（単位：回）

区 分	予防教育	職員研修	法務相談	合計
義務教育課	74	28	10	112
高校教育課		11	22	33

（2）24 時間電話等相談事業（子どもホットライン）

24 時間 365 日、電話、メール等により、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図ることができた。

■24 時間電話等相談事業における経年変化

（単位：件）

区 分	電話	メール	F A X	合計
R 2	11,443 (224)	1,185 (8)	8 (0)	12,636 (232)
R 3	8,430 (98)	754 (7)	2 (0)	9,186 (105)
R 4	9,069 (156)	312 (11)	1 (0)	9,382 (167)
R 5	11,690 (156)	503 (11)	0 (0)	12,193 (167)

※（ ）→うちいじめの相談件数

（3）SNS 活用相談事業（いばらき子ども SNS 相談）

県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近な SNS（LINE、WEB）を活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備し、いじめ等の早期発見、心のケアを図ることができた。

■SNS 活用相談事業における経年変化

区 分	開設日数	友達登録数	相談件数
R 2	355 日	869 人	3,785 件 (164 件)
R 3	365 日	715 人	2,976 件 (89 件)
R 4	365 日	1,358 人	3,558 件 (48 件)
R 5	366 日	2,280 人	2,113 件 (120 件)

※（ ）→うちいじめの相談件数

(4) スクールカウンセラー配置事業

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るために、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、高等学校等に配置し、教育相談体制の充実を図ることができた。

■スクールカウンセラー等資格要件

- ・公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教授等

■スクールカウンセラーの主な職務内容

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・指導
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 等

■スクールカウンセラーにおける相談対応件数

区 分	相談件数	スクールカウンセラー数
R 2	39,679 件 (401 件)	140 人
R 3	40,199 件 (443 件)	153 人
R 4	43,096 件 (421 件)	157 人
R 5	43,275 件 (490 件)	166 人

※ () →うちいじめの相談件数

(5) スクールソーシャルワーカー等活用事業

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小学校・中学校・高等学校等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図ることができた。

■スクールソーシャルワーカーの資格等

- ・社会福祉士、精神保健福祉士 等

■スクールソーシャルワーカーの主な職務

- ・児童生徒等の状況把握と問題の整理
- ・児童生徒の支援に関する対策会議の実施
- ・保護者、教職員等に対する情報提供及び相談等の支援 等

■スクールソーシャルワーカーにおける派遣回数

区 分	相談件数	スクールソーシャルワーカー数
R 2	1,284 回	30 人
R 3	1,510 回	31 人
R 4	1,668 回	34 人
R 5	1,949 回	36 人

4 施策の効果と今後の重点的な取組

条例に基づいて施策を体系的に進めた結果、スクールロイヤーによる予防教育や教員対象の各種研修等により、児童生徒においては、「いじめをしない、させない、許さない」という気運が醸成されるとともに、教職員間では、魅力ある学校づくりを推進し、いじめが発生しないような環境づくりに努めることができた。

さらに、いじめの初期段階から積極的に認知し、組織で対応することで、いじめの重大化を防ぐことができた。

引き続き、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止、早期発見、初期対応を徹底し、さらに施策の充実を図る。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

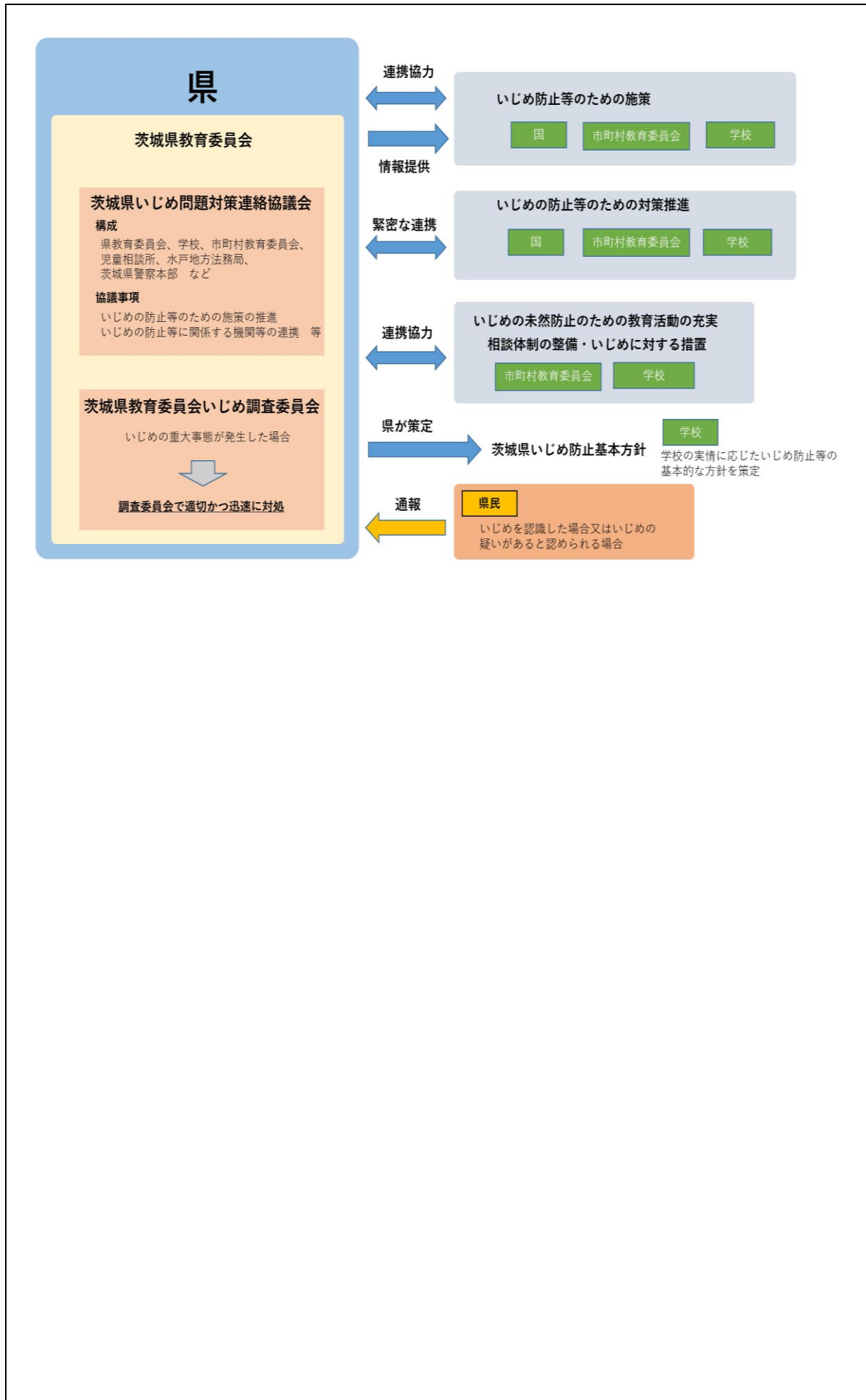
条 例 の 名 称	茨城県いじめの根絶を目指す条例		
担 当 課（室）	義務教育課	公 布 日	令和元年 12 月 25 日
報 告 の 根 拠	第 22 条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 教育相談体制の整備

(1) いばらき子どもSNS相談事業の拡充

県内の小中高生を対象に、子供たちに身近なSNSを活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図ってきた。

- ・ R 元 60 日間開設 (①令和元年8月10日～9月18日、②令和2年1月4日～1月23日)
- ・ R 2 355 日間開設 (令和2年4月1日～4月20日、令和2年5月1日～令和3年3月31日)
- ・ R 3 365 日間開設 (通年)
- ・ R 5 開設時間の延長 (18:00～22:00 の開設を 17:00～22:00 の開設とした)

(2) 校内オンライン相談窓口の設置

問題行動等調査項目から「いじめを受けた児童生徒が、誰にも相談していない状況」が課題であることを受け止め、SOSを出しやすい環境をつくり、誰もが安心して生活できる学校づくりをしていくために、1人1台端末を活用し、相談したい先生に対して相談予約を取り、教育相談につなげることを行ってきた。

(設置状況) 中学校 216 校 (100%) 小学校 428 校 (93.9%)

(相談状況) 中学校 918 件 (いじめに関する相談 64 件)

小学校 3,299 件 (いじめに関する相談 656 件)

(3) 茨城県版「こころの健康観察」の独自作成・導入

無償版の「心の健康観察」を独自に作成し、児童生徒が1人1台端末を活用して自分の心の状態を「晴、曇、雨」に置き換えて入力するシステム。教員は児童生徒の心身の状況を把握し、その状態に応じて、校内の組織的な支援や専門機関等との連携等、指導の個別化に生かすことを目標に取り組んでいる。

2 不登校児童生徒の学習活動等の場の確保

(1) フリースクール連携推進事業

令和3年度から、フリースクールやフリースクールに通所する経済的な事情のある世帯への経済的支援を実施することにより、学校外における学習活動等の学びの場の確保と相談等をするための支援措置を講じてきた。

・ 補助実績

	運営費補助	授業料等補助
R 5	16 施設	18 人
R 4	10 施設	13 人
R 3	5 施設	8 人

(2) 校内フリースクール設置促進事業

令和6年度より、公立の中学校に対して、生徒一人一人に合ったきめ細やかな対応等を目的とした教育活動の一環として、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を、校内フリースクールに配置する事業。

- ・ 令和6年度設置校 10 市村 24 校

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) いじめの未然防止（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 道徳教育推進事業	国	<実施状況> 1 道徳教育推進事業 【道徳教育パワーアップ研究協議会】 (1) 日時・場所・参加人数 ・令和5年6月5日（月） ・茨城県教育研修センター ・88名 (2) 対象者 各市町村から選出された道徳教育推進教師及び各市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事 (3) 研修内容 [午前の部：有識者による講演] ・講師 帝京大学教授 赤堀 博行 [午後の部：グループ協議] ・道徳科における「考え、議論する道徳」への質的推進に向けて ・道徳教育アーカイブによる研修の実施について など 【道徳教育推進教師による代表者研修】 (1) 日時・場所・参加人数 ・各教育事務所での集合研修 (2) 対象者 各市町村の小中学校の道徳教育推進教師及び各市町村教育委員会指導主事 等 (3) 研修内容 ・「考え、議論する道徳」を実現するための実践例の共有と協議 ・道徳教育の全体計画や年間指導計画等の共有と改善 ・道徳教育の研修の充実の取組に関する実践事例の共有 など <成果> 「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえ、「主	—

		体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うため、情報交換、実践交流、学識経験者による指導・助言及び講演等を通して、本県道徳教育の一層の充実を図ることができた。 (義務教育課)	
【今後の取組】 道徳教育推進事業	国	昨年度から、教育事務所ごとに研修会を実施した。今後も管内小中学校の道徳教育における課題を捉えた主体的な研修を展開していくことで、各校の道徳教育の推進を図り、「考え、議論する道徳」の実現に向け取り組んでいく。	—
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤー活用事業 (いじめ問題対策推進事業)	県	<実施状況> 2 スクールロイヤー活用事業 (1) スクールロイヤーの配置 ・県弁護士会推薦により、15人の弁護士をスクールロイヤーとして委嘱 ・スクールロイヤーを教育事務所に配置、学校・教育委員会に派遣 (2) 職務内容 ・学校等からの法務相談への指導助言 ・学校等が主催する研修会等の講師 ・児童生徒や保護者を対象としたいじめ予防教育の講師 (3) 活用状況 (R5年度末) ・義務教育課 (合計112回) 予防教育74回 教職員研修等28回 法務相談等10回 ・高校教育課 (合計33回) 教職員研修等11回 法務相談等22回 <成果> 法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして派遣し、いじめ予防等のための教職員研修やいじめ問題に係る法的助言、いじめの予防教育等を行うことができた。 (義務教育課・高校教育課)	3,665 千円 義務：2,520 千円 高校：1,145 千円 (県単)
【今後の取組】 スクールロイヤー活用事業 (いじめ問題対策推進事業)	県	いじめの予防教育をはじめ、未然防止のための教職員研修、法務相談等の法的助言により、学校内のトラブル予防、深刻化の防止を図るための、スクールロイヤーによる校内法務相談体制の整備や活用についての周知活動にも取り組んでいく。	3,865 千円 義務：2,720 千円 高校：1,145 千円 (県単)

(2) いじめの早期発見及び対処に関する相談体制等 (第 14 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 24 時間電話 等相談事業	県	<実施状況> 1 24 時間電話等相談事業 (1) 対応方法等 ・対応日 通年 ・対応方法及び時間 電話→終日 FAX、Eメール→終日 (2) 対応者 ・会計年度任用職員 31 名 ・ボランティア相談員 19 名 ・相談員の資格 大学生、電話相談・教育相談経験者、社会貢献活動実践者等であり、子どもホットラインのスタッフ研修を受講した者 (3) 相談対応件数 R5：電話 11,690 件、メール・FAX 503 件 計 12,193 件 (いじめ問題 167 件) R4：電話 9,069 件、メール・FAX 313 件 計 9,382 件 (いじめ問題 167 件) <成果> 子どもたちが抱える不安や悩み、不満・怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図ることができた。 また、広報・啓発においては、情報誌や教育いばらき (県広報紙) 等で発信したり、周知カードの配布をしたりしながら周知を図ることができた。 (義務教育課)	44,392 千円 (国補)
【今後の取 組】 24 時間電話 等相談事業	県	子ども専用電話相談として、子どもたちの特権として利用できる窓口となることが重要である。特に、主導権は子どもにあるということを保障できるような対応を心がけていく。	47,106 千円 (国補)
【前年度の実 施状況及び成	国、県	<実施状況> 2 スクールソーシャルワーカー等活用事業	31,256 千円 義務：27,096 千円 高校：4,160 千円

【果】 スクールソーシャルワーカー等活用事業 （教育相談体制整備事業）		（１）派遣登録人数 36 名 ・資格等（重複あり） 社会福祉士 24 名 精神保健福祉士 17 名 等 （２）派遣方法 ・要請に応じて、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に派遣 （３）勤務形態 ・原則 1 回 3 時間× 5 回又は 12 回 （４）派遣実績（R5 年度末合計 354 回） 小学校 89 校 中学校 73 校 義務教育学校 3 校 市立特別支援 1 校 県立中学 2 校 高等学校 60 校 <成果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を通して、各校における不登校をはじめとする、生徒指導上の問題や課題に対して適切な支援等の理解促進を図ることができた。 （義務教育課・高校教育課）	（国補）
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー等活用事業 （教育相談体制整備事業）	国、県	派遣登録人数を増員したり、市町村教育委員会や教育事務所等に派遣したりすることで、派遣校を増やすなど、より活用の必要な学校に派遣できるような工夫をしていく。	33,030 千円 義務：28,746 千円 高校：4,284 千円 （国補）
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	国、県	<実施状況> 3 スクールカウンセラー配置事業 （１）派遣登録人数 166 名 ・資格等（重複あり） 公認心理士 135 名 臨床心理士 11 名 大学教授 3 名 準ずる者 17 名 （２）配置方法 ・全公立小中高等学校に配置 （３）勤務形態 【小中学校等】 ・年 35 週、週 1 回、1 回あたり 7 時間 【高等学校等】 ・年間 1 校当たり 15 回～32 回	294,194 千円 義務：248,279 千円 高校：45,915 千円 （国補）

		1 回当たり 3 ～ 4 時間 (4) 相談件数 R5 : 43,275 件 (いじめ問題 490 件) R4 : 43,096 件 (いじめ問題 421 件) <成果> いじめ等の問題行動等の未然防止、早期発見 早期対応を図るために、臨床心理に関して高度な専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを県内全公立学校に配置し、教育相談体制を充実させることができた。 (義務教育課・高校教育課)	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	国、県	スクールカウンセラーが配置される学校や担当のグループの規模によって、相談しにくい状況も出てきている。市町村教育委員会と連携しながらグループの設定については工夫していく必要がある。	301,172 千円 義務 : 252,595 千円 高校 : 48,577 千円 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 SNS活用相談事業	県	<実施状況> 4 SNS活用相談事業 (1) 相談対象 - 茨城県内公立学校及び私立学校に通う小中高生 (概ね 30.1 万人) (2) 開設時間 - 開設期間中の 17 時から 22 時まで (3) 相談方法 (周知チラシを配布) - L I N E 及び W E B (4) 委託事業者 - アディッシュプラス株式会社 (5) 相談対応件数 R5 : 2,113 件 (いじめ問題 120 件) R4 : 3,558 件 (いじめ問題 48 件) <成果> 県内の小中高生を対象に、子供たちに身近な SNS を活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図ることができた。 (義務教育課)	40,552 千円 (国補)
【今後の取組】 SNS活用相談事業	県	周知用のチラシやカード等を配付し、相談窓口の周知を図り、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備をしていく。また、本年度から開設時間が 17 時から 22 時と 1 時間長くしたことによる小学生からの相談にも対応し	40,552 千円 (国補)

		ていく。	
【前年度の実施状況及び成果】 いじめ・体罰解消サポートセンター	県	＜実施状況＞ 5 いじめ・体罰解消サポートセンター (1) 目的 5 教育事務所に「いじめ・体罰解消サポートセンター」を設置し、いじめ等を早期に発見し、市町村教育委員会・学校及び専門家と連携して、早期発見・解消を支援する。 (2) 設置場所及び開設日時 ・県内 5 か所（水戸・県北・鹿行・県南・県西）の各教育事務所内に設置 ・対応日時：月～金曜日、9:00～17:00 ・メール相談は 24 時間対応 (3) 配置人員 ・相談員（各センターに 3 名配置） ・いじめ解消サポーター（19 名を委嘱） 警察 OB 4 名、心理関係者 6 名、福祉関係者 5 名、思春期関係・部活動指導者 OB 関係者 4 名 (4) 支援方法等 ・相談員による児童生徒、保護者などからの相談や情報提供に対応する。（電話や来所による相談） ・「いじめなくそう！ネット目安箱」を設置し、電子メールや電子掲示板への書き込みでの相談や情報提供に対応 ・必要に応じていじめ解消サポーターを学校等へ派遣 (5) 支援の実績 R5：いじめについての相談件数 51 件 （内 ネット目安箱 24 回） 体罰が疑われる事案の相談件数 8 件 （内 ネット目安箱 3 回） いじめ解消サポーター派遣回数 83 回 （内訳：小 24 回、中 59 回） R4：いじめについての相談件数 52 件 （内 ネット目安箱 39 回） 体罰が疑われる事案の相談件数 12 件 （内 ネット目安箱 11 回） いじめ解消サポーター派遣回数 62 回	1,806 千円 （国補）

		(内訳：小 17 回、中 45 回) 〈成果〉 県内の小中高生及び保護者等からの相談や情報提供等に対応し、早期発見・解消に向け支援することができた。また、いじめ解消サポーターを活用した学校からは、落ち着いた雰囲気になってきた、先生と子どもとの関係が再構築され、問題行動が減少したなどの報告があった。 (義務教育課)	
【今後の取組】 いじめ・体罰 解消サポート センター	県	今後も県内の小中高生や保護者等の相談や情報提供等に寄り添う窓口としての役割を果たし、いじめ等の未然防止、早期発見・解消を支援していく。また、学校のみでの対応が困難なケースについては、いじめ解消サポーターを派遣し、児童生徒や保護者、教員等へ支援や助言を行っていく。	1,806 千円 (国補)

(3) いじめに対する措置（第 16 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 フリースクール 連携推進事業	県	＜実施状況＞ 1 フリースクール連携推進事業 (1) 運営費補助 【主な要件】 ・県内に所在すること ・学校と十分な連携・協力関係を構築していること ・指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること ・指導に必要な職員を複数人有していること ・週 3 日以上及び市町村立学校と同様の時間帯に開設していること 【補助率及び補助限度額】 ・補助率：1 / 2 ・限度額：1,000 千円(1 施設あたり) (2) 授業料等補助	16,600 千円 (県単)

		【主な要件】 ・県内に居住していること ・経済的な事情のある世帯であること ・要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること 【補助率及び補助限度額】 ・補助率：1／2 ・限度額：15 千円（1 人 1 か月あたり） （3）補助実績 R5：運営費補助 16 施設 授業料等補助 18 人 R4：運営費補助 10 施設 授業料等補助 13 人 <成果> フリースクールやフリースクールに通所する経済的な事情のある世帯への経済的支援を実施することにより、学校外における学習活動等の学びの場の確保と相談等をするための支援措置を講じることができた。 （義務教育課）	
【今後の取組】 フリースクール連携推進事業	県	不登校になっている児童生徒にとって、一人一人の状況に合わせた学びの場となるよう、学校との連携を密に取りながら、適切な対応ができる環境づくりに努めていく必要がある。	16,600 千円 （県単）
【前年度の実施状況及び成果】 校内フリースクール設置促進事業（新規）	国、県	<実施状況> 2 校内フリースクール設置促進事業（新規） （1）設置校 ・希望のあった 10 市村 24 校 （2）補助対象経費（24 校） ・校内フリースクール運営員費及び交通費の 1／2 - 運営費 1 時間 1,600 円 ・交通費 1 日千円上限 （義務教育課）	—
【今後の取組】 校内フリースクール設置促進事業（新規）	国、県	校内フリースクールを新規で展開する学校が多いため、今後は学校訪問をしながらフリースクールの運営の支援をしていく必要がある。	20,916 千円 （国補）

(4) 県いじめ問題対策連絡協議会（第20条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 茨城県いじめ 問題対策連絡 協議会	県	<実施状況> (1) 日時・場所・参加人数 ・令和5年7月3日（月） ・茨城県教育研修センター ・29名 (2) 対象者 ・県教育庁職員 ・郡市教育長協議会 ・町村教育長会 ・茨城県学校長会 ・茨城県PTA連合会 ・私立中学高校保護者会 ・水戸法務局 ・茨城県警 ・茨城県弁護士会 ・茨城県医師会 ・茨城県公認心理士協会 など (3) 研修内容 ・取組発表 講師：高校教育課 課長補佐 ：茨城県弁護士会 ・全体協議 取組に対する質疑応答 午前の部：有識者による講演 <成果> いじめの撲滅に向け、様々な団体からの意見 や提案等を出し合いながら、子どもたちを守る ための活発な協議が行われた。特に、弁護士か らのいじめ問題に対する取組発表は、分かりや すく人権感覚醸成教育の必要性について理解 を深めることができた。 （高校教育課）	—
【今後の取 組】 茨城県いじめ 問題対策連絡 協議会	県	協議会の内容について検討していく必要が ある。参加者からは、各団体の取組について、 共有できるようなグループ協議を位置づけ、よ りよい研修会の構築に尽力していく必要があ る。	—

「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」
に基づく年次報告について

福祉部・教育庁

1 条例概要

(1) 目的

- ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。
 - ・ 次世代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等
 - ・ ケアラーの個人の尊厳・社会からの孤立帽子
 - ・ 全ての県民が生きやすい社会の実現

(2) 基本理念

- 全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
- ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
- ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

2 主な事業の実施状況及び成果の概要（福祉部等）

(1) ケアラー支援推進計画

ア 推進計画（第9条）

・推進計画のに基づく施策の展開

ケアラー支援推進計画に基づく施策の展開

- ◎ 認知度向上・理解促進、相談・支援体制の整備、多様な支援施策の推進、人材の育成の4つの基本方針に基づき施策を展開
- ※計画策定：2023年3月
- ※計画期間：2023年度～2026年度（3か年）

イ 実態調査等（第14条）

・ケアラー・ヤングケアラー実態調査

ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するための実態調査の実施

- ◎ 調査期間：2022年4～7月
- ◎ 過度なケアを担うヤングケアラーが一定数存在
(ケアをしている児童・生徒の6～7割が、相談した経験がないと回答)

(2) 主な取組

ア 市町村との連携等（第8条）

・多様な関係機関が参加する合同研修の開催

市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり具体的な事例検討などを実施する合同研修の開催

- ◎ ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修
：土浦市外2市にて開催（参加者 計124名）

イ ケアラーの支援（第10条）

・ケアラー相談窓口の明確化の推進

市町村におけるケアラー相談窓口明確化の推進

- ◎ ケアラー・ヤングケアラーそれぞれの市町村窓口一覧を取りまとめ、県ホームページで公表

・民間支援団体等における取組の推進

認定NPO法人カタリバ（東京）と連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供

- ◎ 県とNPOカタリバは2022年10月27日（木）連携協定締結
- ◎ 2023年度から支援実施
- ◎ 伴走支援への支援対象者：10名（2023年4月～）

ウ 普及啓発（第12条）

・ケアラーに向けた情報発信

各種啓発ツール（啓発動画、電子リーフレット）による啓発

- ◎ ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを制作し、教育庁をはじめとした支援関係機関等に配付して研修等での活用を依頼

ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報発信

- ◎ 県ホームページ、県広報紙、SNS、県政ラジオ等

県政出前講座（各種研修会等での啓発等）の実施

- ◎ 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施（16回実施）

教育庁主催によるシンポジウムの開催

- ◎ テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会～こどもがこどもでいられるために～
※2023年11月開催（参加者198名）

3 教育庁の取組

（1）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（義務教育課、高校教育課）

- 問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：2回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：小中学校100%、高校88.3%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：中学校216校（100%）、小学校456校（93.9%）

（2）児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供

- 県内の公立小中高等学校等の児童生徒に対し、啓発用電子リーフレット等の配布・説明などを通して、ヤングケアラーである児童生徒自身に支援が必要であるという認識を促し、理解促進を図る。

（前年度実績）

- ・令和5年12月に啓発用電子リーフレットにより、配布説明。ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公布日	令和3年12月14日
報告の根拠	第15条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

○ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。

○次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等
○ケアラーの個人の尊厳の尊重・社会からの孤立防止
○全ての県民が生きやすい社会の実現

2 定義（第2条）

○ケア：介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
○ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者
○ヤングケアラー：ケアラーに該当する18歳未満の者
○関係機関：介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人
○民間支援団体：ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
○学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

3 基本理念（第3条）

○全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
○ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
○ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

4 県の責務と関係者の役割（第4条―第8条）

○県の責務と関係者の役割を明確化（県、県民、事業者、関係機関）
○市町村との連携等
・基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体との密接な連携及び協力による施策の推進
・ヤングケアラーの早期発見及び早期支援のため、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携強化

5 基本的施策（第9条―第14条）

（1）県推進計画（第9条）

○知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

（2）ケアラーの支援（第10条）

○県は、ケアラーの生活の質の維持向上、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安・負担等の軽減のため、①から⑨に掲げる施策を実施
①ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備・周知
②ケアに関する相談、手続等に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用
③ケアラーが休息又は休養を要する場合等に一時的にケアを提供する取組その他の支援
④社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学・就業支援
⑤ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的支援
⑥ケアの方法等に関する理解を深めるための情報提供、研修の実施その他の普及啓発
⑦交流の場の提供その他のケアラーが互いに支えあう活動の促進
⑧ヤングケアラーの教育の機会の確保
⑨その他のケアラーを支援するために必要な事項
○県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないよう、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進

（3）人材の育成等（第11条）

○相談、助言、日常生活・社会生活の支援等のケアラーの支援を担う人材の育成・確保
○カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の育成・確保・適正な配置

（4）普及啓発（第12条）

○家庭、学校、職域、地域等の様々な場を通じた普及啓発

（5）民間支援団体の活動に対する支援（第13条）

○民間支援団体に対する情報提供、助言等

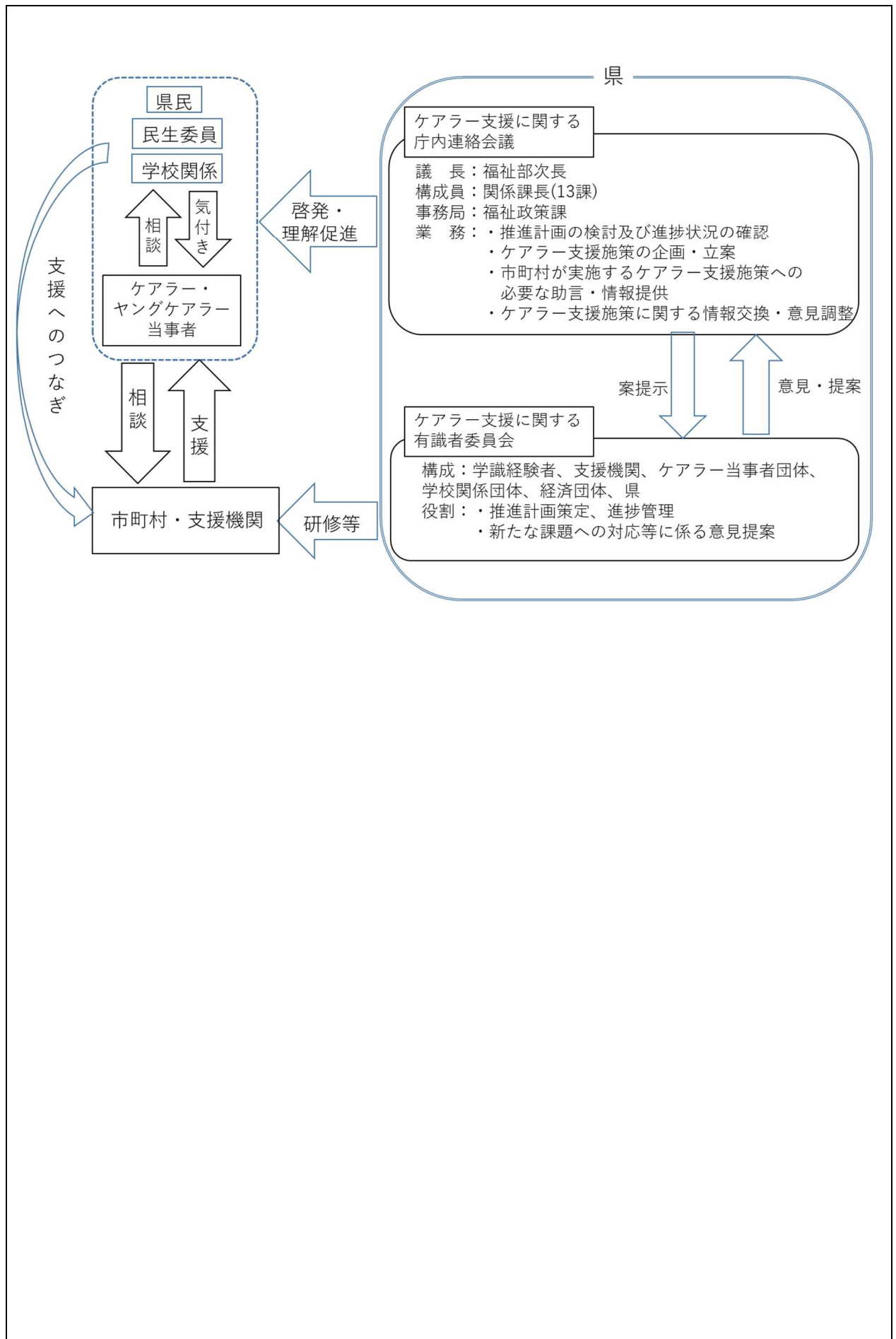
（6）実態調査等（第14条）

○定期的な実態調査の実施
○先進的な取組に関する情報等の収集と提供

（7）その他（第15条―第17条）

○知事は毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめ、議会に報告及び公表
○推進体制の整備
○財政上の措置

(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

(1) ケアラー・ヤングケアラー実態調査の実施

ケアラー・ヤングケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年4月～7月に、県内の児童生徒や学校、ケアラー当事者、支援機関等を対象にアンケート調査を実施した。(結果公表：令和4年11月)

(参考)「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合

	小学6年生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
国調査※	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

※国調査は令和2年度に実施

(2) 推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定した。

○計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、②相談支援体制の整備、
③多様な支援施策の推進、④人材の育成

2 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

○知事部局と教育庁で連携し、学校のホームルーム等において、啓発用電子リーフレット等により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。

○関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。
(令和5年度：16回(県生活学校連絡会、常陸太田市生徒指導連絡協議会、龍ヶ崎市教育委員会など))

○県広報紙「ひばり」、県ホームページ、SNS等による情報発信。

○教育庁主催によるシンポジウムの開催(令和5年度)

テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会 ～こどもがこどもでいられるために～

(2) 相談支援体制の整備

○市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。(令和4年8月～)

○市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。

(令和4年度：3会場102名参加、令和5年度：3会場124名参加)

○認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供。

(令和4年10月連携協定締結、令和5年度から支援実施)

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 市町村との連携等（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 多様な関係機 関が参加する 合同研修の開 催	県	<実施状況> 1 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機 関職員等研修 (1) 日時・場所・参加人数 - 令和6年2月6日 新治地区公民会（土浦市） 44名 - 令和6年2月26日 セキヨウ・ウェルビーイング福祉会館（水戸市） 50名 - 令和6年2月27日 県西生涯学習センター（筑西市） 31名 (2) 対象者 市町村職員、地域包括支援センター職 員、障害者相談支援事業所職員、社会福 祉協議会職員、教職員、スクールソーシ ヤルワーカー、スクールカウンセラー等 (3) 研修内容 - ケアラー専門家による講義 - NPO法人等によるパネルディスカ ッション（活動発表） - グループワーク（ケーススタディ） <成果> 福祉・介護・医療・教育など多様な支援 機関職員の参加により、NPO法人等の活 動事例やケーススタディを通じて具体的な 支援等を考える研修を行った結果、関係者 のスキルアップ及び連携強化を図ることが できた。 （福祉部福祉政策課）	1,735 千円
【今後の取 組】 多様な関係機	県	複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケア ラーを適切に支援していくため、福祉・介 護・医療・教育など多様な支援機関職員のスキ	1,779 千円

関が参加する 合同研修の開催		ルアップ及び連携強化を目的として、ケーススタディなど実践的な研修会を開催する。	
-------------------	--	---	--

(2) ケアラーの支援 (第 10 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 ケアラー相談 窓口の明確化 の推進	県	<実施状況> 各市町村におけるケアラー・ヤングケアラー支援の担当課一覧を県ホームページで公表している。(令和4年8月～) <成果> 市町村の担当課窓口一覧を公表することにより、ケアラー及びその家族等への情報提供が可能となっている。 (福祉部福祉政策課)	—
【今後の取 組】 ケアラー相談 窓口の明確化 の推進	県	ケアラー・ヤングケアラーが相談窓口を容易に把握することができるよう、引き続き、県ホームページ等において、各市町村のケアラー相談窓口に関する情報を提供する。	—
【前年度の実 施状況及び成 果】 いばらき虐待 ホットライン による相談支 援	県	<実施状況> 1 いばらき虐待ホットライン (1) 対象者: 18 歳未満の児童の虐待に関する ことであれば、誰でも相談可能 (2) 相談時間・方法: 24 時間無休対応の電話 相談 (3) 相談内容: 児童虐待等に関する通報と相談 (4) 相談実績: 令和5年度: 2,702 件 (うち緊急 405 件) 2 親子のための相談LINE (1) 対象者: 子ども(18 歳未満)とその保護者 等 (2) 相談対応時間: 平日(土日祝日除く) 10 時～20 時 ※時間外の相談は、返信を希望される方 へ翌相談対応時間内に対応する。	28,594 千円

		緊急的な虐待通報や児童虐待に関する緊急相談は、24 時間無休対応の「虐待ホットライン 189」（電話）へつなぐ。 （３）相談内容：児童虐待に関する電話、子育てや親子関係についての悩み相談等。 （４）その他：身体や命に危険があるなどの緊急時は、児童相談所や警察等の関係機関へつなぐ。 相談は無料、匿名でも可能。子ども本人からの相談も可能。 （５）相談実績：令和５年度 355 件 <成果> 児童虐待に係る相談や通報に 24 時間体制で対応し、緊急事案に対して児童相談所や警察と連携して対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 S N S を活用した気軽に相談できる窓口を整備し、児童虐待や子育て等についての相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 （福祉部子ども政策局青少年家庭課）	
【今後の取組】 いばらき虐待ホットラインによる相談支援	県	24 時間対応の電話相談窓口、S N S 相談窓口を開設し、ヤングケアラーなど 18 歳未満の子ども等からの児童虐待に関する通報・相談に対応する。	28,594 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	県	<実施状況> ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）に配置 ・年間 1 校当たり 15 回～32 回 ・1 回当たり 3～4 時間 <成果> 県立高等学校等において、生徒の心のケアや生徒への対応に関する保護者や教員への助言・指導のほか、スクールカウンセラーを講師とした研修により、教員のカウンセリング能力等を向上させるなど教育相談体制の充実を図ることができた。	45,915 千円

		(教育庁学校教育部高校教育課)	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	県	いじめ、不登校、暴力行為等の生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立学校に配置し、教育相談体制を充実させる。	48,577 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	<実施状況> ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣 ・派遣回数：500 回（原則 1 回 2 時間） ・派遣時期：令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月で随時 ○ヤングケアラーに対する理解促進を図るためスクールソーシャルワーカーを派遣し校内研修会を実施 ・研修実績：県立高等学校等 95 校中 92 校で実施（実施率：96.8%） ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：随時 ○スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会 ・実施内容：県立高等学校等の教育相談担当職員を対象にヤングケアラー支援に関する研修会を実施 ・実施時期：4 月 ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会 ・実施内容：「認定 N P O 法人カタリバ」よりヤングケアラーに関する事業説明 ・実施時期：2 月 <成果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を通して、各校におけるヤングケアラーに関する認知度向上や適切な支援等の理解促進を図ることができた。 また、連絡協議会の事例検討や「認定 N P O 法人カタリバ」による事業説明等を通してスクールソーシャルワーカーの対応力の向上を図ることができた。 (教育庁学校教育部高校教育課)	4,160 千円

【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	県立学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒や保護者等に対する支援や助言等を行う。 ケアラーに対する支援の重要性等について、教職員、生徒、保護者の理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行う必要があることから、すべての県立高等学校等においてスクールソーシャルワーカーを活用して研修を行い、学校における適切な支援に資する。	4,284 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー活用事業	県	<実施状況> ○市町村教育委員会の要請に応じて、小学校・中学校・義務教育学校（以下、小中学校等）に派遣 ○派遣回数：小中学校等 1,720 回（原則 1 回 3 時間/ 5 ～12 回程度） ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会における研修会 日時：令和 5 年 4 月 24 日実施 講師：茨城県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 内容：ヤングケアラー支援の具体例、学校においてヤングケアラーに関する教職員研修を行う際のポイント等 <成果> 担任をはじめとする教職員とともに、保護者や児童生徒に対する面談や家庭訪問を行い、児童生徒の生活環境を把握し、家庭環境への働きかけを行うことで、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができた。 連絡協議会の研修を通して、スクールソーシャルワーカーの対応力の向上を図ることができた。 スクールソーシャルワーカーが派遣校でヤングケアラーに関する教職員研修を行う際のポイントをつかむことができた。また、スクールソーシャルワーカー間において研修資料を共有した。 （教育庁学校教育部義務教育課）	19,592 千円
【今後の取組】	県	社会福祉等に関して専門性の高い支援を必	21,254 千円

組】 スクールソーシャルワーカー活用事業		要としている小中学校等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図る。	
【前年度の実施状況及び成果】 子どもホットラインによる相談支援	県	<実施状況> ○電話やEメール等による相談対応を毎日 24 時間行っている。 ・相談件数：12,193 件（令和 5 年度末現在） ・内容：相談員に対し、様々な研修を実施した。 ・全体研修「電話相談後のシェアリングについて」「茨城県虐待対応の現状及び成果と課題について」 <成果> 子どもたちが抱える様々な不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ることができた。 相談員の知見を深めるとともにスキルアップを図り、相談体制を充実させることができた。 （教育庁学校教育部義務教育課）	42,302 千円
【今後の取組】 子どもホットラインによる相談支援	県	18 歳未満の子どもを対象に、電話、Eメール等による 24 時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図る。	47,106 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	<実施状況> ○LINE、WEBによる相談対応を毎日 18 時～22 時まで開設している。 ・相談件数：約 2,000 件（令和 6 年 1 月末現在） ○「いばらき子どもSNS相談」のQRコードを記載した周知チラシを定期的に配布している。 ・LINE →相談を希望する児童生徒は、QRコードを読み取り、「友だち追加」したうえで、開設時間内に相談メッセージを送信する。 ・WEB →相談を希望する児童生徒は、QRコード	44,878 千円

		若しくはURLを入力し、開設時間内に相談メッセージを送信する。 <成果> ・SNS相談の利用者満足度調査によると約85%の児童生徒が「相談してよかった」「悩みが解決できた・不安が解消された」と回答している。 ・児童生徒たちの相談体制の充実を図ることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課)	
【今後の取組】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近なSNS(LINE、WEB)を使った相談窓口を1日5時間(17時から22時)毎日開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。	40,551 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症電話相談事業	県	<実施状況> ・委託先:公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 ・開設日時:月～金曜日 午後1時から4時 (年末年始、祝日を除く) ・相談員:8名 ・相談件数:145件 <成果> 介護の悩みや家族の人間関係等の相談に対し、感情の受け止めや考えの明確化等助言を行った。 (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)	990 千円
【今後の取組】 認知症電話相談事業	県	専用電話相談を設置し、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じる。実情に応じ、面談面接による相談を実施する。	990 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症高齢者等家族支援事業	県	<実施状況> ・認知症高齢者等本人同士の交流会の開催 (年6回) 委託先:公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 会場:ひたち野リフレビル4階(牛久市) 参加者数:34名	275 千円

		・男性介護者のつどい開催（年6回） 委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 会場：ひたち野リフレビル4階（牛久市） 参加者数：49名 ＜成果＞ 本人や家族同士が体験や希望を語り合う場を提供することで、認知症の知識・介護の技術面だけではなく、精神面も含めた支援が行えた。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	
【今後の取組】 認知症高齢者等家族支援事業	県	認知症の本人や認知症高齢者等を支える家族と認知症介護の経験を持つ地域の経験者等との交流の場を設ける。 ※委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部	275 千円
【前年度の実施状況及び成果】 民間団体等における交流の機会づくり	県	＜実施状況＞ ・認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる 伴走支援プログラムを提供 （令和5年4月～、支援対象10人） ＜成果＞ 支援対象の中には、病気等の家族をケアする中高生の負担軽減につながったり、投げやりな気持ちを切り替えて進学を目指すようになるなど好転している事例もあった。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取組】 民間団体等における交流の機会づくり	県	認定NPO法人カタリバ及びヤングケアラー支援に積極的に取り組む市町村等と連携し、伴走支援プログラムの周知、支援を行う。	—

（３）人材の育成等（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成	県	＜実施状況＞ ○令和5年度生活困窮者自立支援制度支援員	152 千円

果】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修		等研修 【講義】（公開動画の視聴：令和5年12月18日から令和6年2月22日まで） ・講義項目に「ケアラー・ヤングケアラー支援」（20分）を令和4年度より追加 ・動画共有サービス（Y o u T u b e）に講義を限定公開（上記を含む21講義計630分） ・視聴後、受講者は事後アンケートを提出 【グループワーク】（令和5年12月21日） ・テーマ：「関係機関と連携した支援事例」 ・出席者：30名 <成果> ケアラー・ヤングケアラー支援について、参加者の理解を深めることができたほか、支援員同士のネットワークづくりが推進された。 （福祉部福祉政策課）	
【今後の取組】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修	県	生活困窮者自立相談支援事業に従事する自立相談支援機関職員、社会福祉協議会職員等を対象に、支援員としての資質の向上を図るとともに、支援員同士のネットワークをつくることを目的に研修を開催する。 （福祉部福祉人材・指導課）	310千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症サポーター活動促進事業	県	<実施状況> 1 チームオレンジ等活動促進に向けた検討会の開催（2回開催） 認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりが推進されるよう、その方策を検討した。 2 チームオレンジ整備に係る意見交換会（4回開催） 認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりが推進されるよう、チームオレンジ未設置市町村への支援として意見交換会を行	200千円

		った。 3 オレンジ・チューター研修派遣（1回） 「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」の立上げやチームオレンジコーディネーター従事（予定）者に対する研修講師を担当するオレンジ・チューターの養成研修に受講者を派遣。 <成果> 未設置市町村に対し、チームオレンジの整備推進に向けた好事例の発信を含めた支援を行うことができた。 市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、助言や研修講師役となるオレンジ・チューターを養成することができた。 令和5年度 養成者数 1名 累計5名（R2～R5） （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	
【今後の取組】 認知症サポーター活動促進事業	県	認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりを推進するため、市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、人材育成や好事例の発信など広域的な支援を行う。	900 千円
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県認知症介護アドバイザー養成研修	県	<実施状況> ○茨城県認知症介護アドバイザー養成研修を実施 ・実施日時：令和5年7月28日、10月12日 ・研修修了者数：117名 <成果> 介護家族等が身近に相談できる相談役、認知症サポーター養成講座の講師役となる「茨城県認知症介護アドバイザー」を令和5年度までに累計2,458人養成した。 また、茨城県認知症介護アドバイザー養成研修の修了者の登録名簿をとりまとめ、令和5年10月20日までに、市町村に送付した。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	32 千円
【今後の取組】	県	認知症の方とその家族を地域で支え合う環	100 千円

組】 茨城県認知症 介護アドバイ ザー養成研修		境づくりを推進するため、介護家族等からの相談に応じるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を行う「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成する。	
----------------------------------	--	---	--

(4) 普及啓発（第12条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 ケアラーに向 けた情報発信	県	<実施状況> 県広報誌や県ホームページ、SNSを通じて、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 各種広報媒体による情報発信を行い、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	—
【今後の取 組】 ケアラーに向 けた情報発信	県	引き続き、各種広報媒体による広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報誌などによる情報発信等）を促進する。	—
【前年度の実 施状況及び成 果】 各種啓発ツ ールによる啓 発	県	<実施状況> ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを制作した。教育庁を通して各学校へ配付するとともに、市町村、社会福祉協議会、NPO等へも配付して研修等での活用を依頼した。 <成果> 啓発ツールを活用し、あらゆる機会を捉えて広報啓発を行い、ケアラー・ヤングケアラーに関する認知度向上を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	1,375 千円
【今後の取 組】 各種啓発ツ ールによる啓 発	県	教育庁、市町村等と連携して、引き続きケアラー・ヤングケアラーに対する理解促進を図る。	—

【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供	県	<実施状況> ○県内の公立小中高等学校等の児童生徒に対し、啓発用電子リーフレット等の配布・説明などを通して、ヤングケアラーである児童生徒自身に支援が必要であるという認識を促した。 ・実施時期：令和5年12月 ・実施対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 <成果> 全ての児童生徒にヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し、啓発用電子リーフレット等を配布・説明することを通して、ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課・高校教育課)	—
【今後の取組】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供	県	学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会をつくり、相談等の支援につなげることができるようにする。	—
【前年度の実施状況及び成果】 県政出前講座（各種研修会等での啓発等）	県	<実施状況> 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施 ①5/16 令和5年度茨城県民生委員児童委員協議会第1回児童福祉部会（福祉会館） ②6/15 令和5年度茨城県民生委員児童委員協議会会長・副会長研修（大洗リゾートホテル） ③6/29 同上 ④7/13 知的障害者相談員研修会（福祉会館） ⑤7/27 介護支援専門員那珂太田地区会研修会（ふれあいセンターよこぼり） ⑥8/23 水戸市介護支援専門員支援事業研修会（市高齢福祉課） ⑦8/25 牛久市議会 保健福祉常任委員会参考人聴取（牛久市議会） ⑧8/28 茨城県生活学校連絡会研修会（ふれあい茨城） ⑨9/7 内原地区民生委員児童委員協議会研	—

		修（水戸市内原市民センター） ⑩9/13 常陸太田市生徒指導連絡協議会（市役所分庁舎） ⑪10/4 令和５年度茨城県民生委員児童委員協議会民生委員・児童委員教室（大洗シーサイトホテル） ⑫10/16 神栖市医療・介護サービス事業者連絡会（市保健・福祉会館） ⑬10/17 龍ヶ崎市教育委員会 学年主任等研修（市教育センター） ⑭10/19 令和５年度茨城県民生委員児童委員協議会民生委員・児童委員教室（大洗シーサイトホテル） ⑮11/10 児童相談所職員（階層別）研修（中央児童相談所） ⑯11/13 居宅支援事業所研修（かすみがうらウエルネスプラザ） <成果> ケアラー・ヤングケアラーの現状、課題の理解促進と、ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・早期把握や支援への連携強化を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	
【今後の取組】 県政出前講座（各種研修会等での啓発等）	県	ケアラー・ヤングケアラーやその家族の支援に関わる者が、潜在化しやすい実情を理解し、適切な支援につなげられるよう必要な知識等の習得を図る。	—

【前年度の実施状況及び成果】 生徒指導実践サポート事業	県	<実施状況> 第2回生徒指導教員連絡協議会及び茨城県生徒指導主事研修会において、いじめや自殺に関する行政説明のほか、「認定NPO法人カタリバ」よりヤングケアラー支援に関する事業説明を行い、生徒指導主事対象に理解を促した。 ・実施時期：令和5年10月30日（月） ・対象：県立高等学校生徒指導主事等95名 <成果> 「認定NPO法人カタリバ」による事業説明を通して、各校の生徒指導主事へヤングケアラー支援に関する事業を周知した。 （教育庁学校教育部高校教育課）	3,831 千円
【今後の取組】 生徒指導実践サポート事業	県	生徒指導教員の加配や、高等学校等生徒指導相談員の配置を行い生徒指導体制の改善充実を図り、生徒のいじめなどの問題行動等の未然防止及び早期発見に資する。	3,259 千円
【前年度の実施状況及び成果】 令和5年度「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウム	県	<実施状況> シンポジウムの開催 テーマ：ヤングケアラーを支える地域社会 ～こどもがこどもでいられるために～ 日時：令和5年11月18日（土）13:30～16:00 会場：石岡市中央公民館 大講堂 参加者：教員及び保護者をはじめとする県民の方 内容：基調講演「僕、ヤングケアラーでした。」 講師 徳井 健太（吉本興業所属・平成ノブシコブシ） <成果> ・教員や保護者、行政職員を中心に198名が参加。参加者満足度は96%と高評価であった。 ・ケアラー・ヤングケアラーについて、県民の知識・理解を深め、地域社会での支援体制推進の重要性を認識することができた。 （教育庁総務企画部生涯学習課）	—
【今後の取組】 令和5年度「いばらき教育の日・教育月間」シンポ	県	学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会をつくり、相談等の支援につなげることができるようにする。	—

ジウム			
-----	--	--	--

(5) 民間支援団体の活動に対する支援（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 要保護児童対 策地域協議会 の活動促進	県	<実施状況> 県ホームページにおいて、随時、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 県ホームページ等における情報発信により、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 （福祉部子ども政策局青少年家庭課）	—
【今後の取 組】 要保護児童対 策地域協議会 の活動促進	県	要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体に対し設置の努力義務が課されている。 県で設置した当該協議会において、児童虐待相談件数の急増やケースの複雑化等近年の児童虐待をとりまく状況をふまえ、関係機関の連携を充実強化し、児童虐待防止対策の一層の推進を図る。	—

「茨城県犯罪被害者等支援条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・教育庁・警察本部

1 条例概要

(1) 目的

- 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。
 - ・ 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減。
 - ・ 犯罪被害者等の生活の再建。
 - ・ 犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者が平穏な生活を営むことができる社会の実現。

(2) 基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい処遇が保証されること。
- 犯罪被害者等が置かれた状況その他の事情に応じた適切な支援を実施するとともに、二次的被害を防止すること。
- 犯罪被害者等が、必要とする支援を途切れることなく受けることができるようにすること。

2 推進体制

学識経験者、医師、県議会議員等を委員とする茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、犯罪被害者等支援に関する施策の進行管理・検証等を行っている。

知事部局、教育庁、警察本部が連携し、犯罪被害者に対する支援施策の推進及び充実を図る。

3 主な取組

〈県民生活環境部〉

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供(生活文化課)

【R6 予算：412 千円(R5 予算：312 千円)】

○茨城県犯罪被害者等支援条例及び各種窓口、支援施策等について、周知を図る。

(前年度実績)

- ・ SNS、ホームページ、県広報誌による広報を実施した。
- ・ 広報ポスター約 1,100 枚を制作し、県内中学校、高等学校、関係機関等へ配布した。
- ・ 延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、47,531 人から有効回答を得た。
- ・ いばらき被害者支援センター相談実績：1,327 件（前年度比＋280 件）
- ・ 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6%
- ・ いばらき被害者支援センターの認知度：17.2%
- ・ 性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3%

(2) 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修(生活文化課)

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○市町村担当者を対象に犯罪被害者等支援担当者研修会を開催し、被害者等から相談を受けた際の基礎的な知識、適切な対応方法など、スキル向上を図る。

（前年度実績）

- ・市町村担当者を対象とした研修会：2 回（研修会の動画を作成し、不参加者へも共有）

〈教育庁〉

（１）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（義務教育課、高校教育課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：小中学校 100%、高校 88.3%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：中学校 216 校（100%）、小学校 456 校（93.9%）

〈警察本部〉

（１）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（警務課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介する。

（前年度実績）10 件

（２）いばらき被害者支援センターへの財政支援（警務課）

【R6 予算：3,250 千円（R5 予算：2,500 千円）】

○いばらき被害者支援センターへの財政支援を実施する。

（３）被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R6 予算：355 千円（R5 予算：355 千円）】

○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施する。

（前年度実績）緊急避難場所確保 2 件、ハウスクリーニング 1 件

4 施策の効果と今後の取組

条例の基本理念に沿って、条例及び各種窓口の広報等を行った結果、いばらき被害者支援センターへの相談件数は増加しているが、財政支援等により適切に運営されている。

また、知事部局、教育庁、警察本部及び弁護士会など他機関との連携や、市町村、学校等における各種研修による相談対応能力の向上等により、被害者のニーズに沿った支援が実施されている。

令和 6 年度は「被害者支援に係る条例・窓口・施策の広報啓発活動の強化」、「学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実」、「ワンストップ支援体制の充実・強化」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

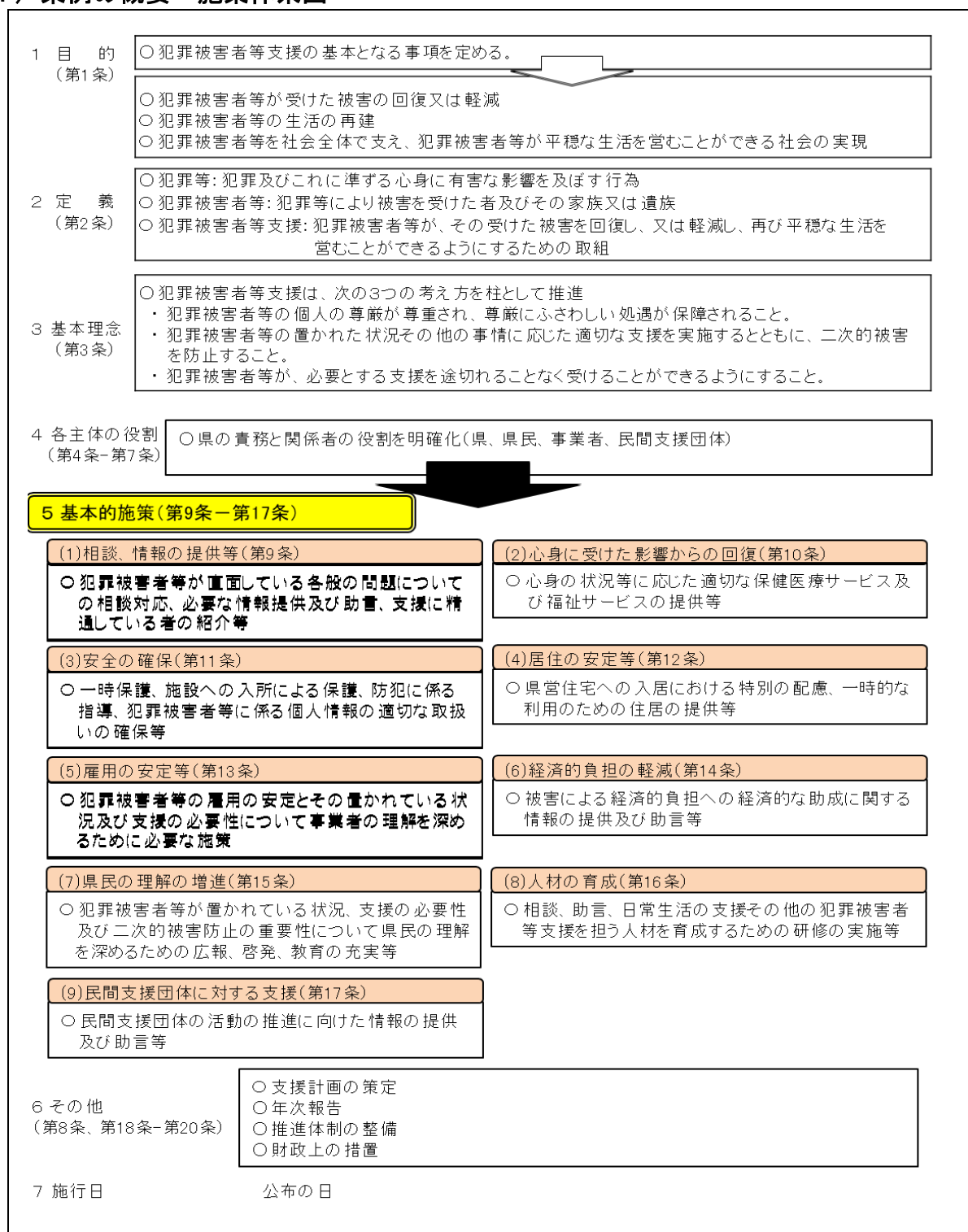
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県犯罪被害者等支援条例		
担当課（室）	生活文化課安全なまちづくり推進室	公布日	令和4年3月29日
報告の根拠	茨城県犯罪被害者等支援条例第18条		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制

○茨城県犯罪被害者等支援条例の推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 基本計画、指針等の策定状況

茨城県犯罪被害者等支援計画

茨城県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、学識経験者、医師、県議会議員等8名で構成する茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置したうえで、令和5年3月28日に「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定。

＜概要＞

○計画期間

令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度まで（5年間）

○内容

①支援等のための体制整備、②精神的・身体的被害の回復・防止、③損害回復・経済的支援、④犯罪被害者等を支える地域社会の形成について、県が取り組む施策を明示。

2 犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査

犯罪被害者等支援の取組みの進捗を判断するため、支援計画において、指標を設定した上で、それぞれの認知度を調査。

指標	令和4年度 (2022年度) 【計画策定時】	令和5年度 (2023年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	6.9%	11.6%
いばらき被害者支援センターの認知度	9.7%	17.2%
性暴力・性犯罪相談窓口の認知度	7.5%	14.3%

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○SNS やホームページ、県広報誌により条例や相談窓口の周知を実施。 ○犯罪被害者等支援関係条例及び犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口を記載したポスターを制作し、県内中学・高等学校、関係機関等へ配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、47,531 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6% ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3% (生活文化課)	386
【今後の取組】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○上記に同じ	412

(2) いばらき被害者支援センターにおける相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センターにおける相談・支援	いばらき被害者支援センター	○いばらき被害者支援センターにおいて、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等の支援を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 295 件、面接相談 53 件 メール相談 2 件、病院への付き添い支援等 111 件 (警務課)	2,500
【今後の取組】 いばらき被害者支援センターにおける相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	3,250

(3) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○ワンストップ支援窓口(いばらき被害者支援センター)において、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 732 件、面接相談 30 件 メール相談 53 件、病院への付き添い支援等 45 件 (生活文化課)	6,939
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	7,781

(4) 犯罪被害者相談窓口による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者相談 窓口による相談	県	○相談に対する助言や必要な支援施策の情報 提供、適切な各種相談窓口の紹介を実施し た。 [相談件数] 電話相談 30 件 (生活文化課)	47
【今後の取組】 犯罪被害者相談 窓口による相談	県	○上記に同じ	48

(5) 警察における各種相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 警察における各 種相談	県	○警察相談専用電話(#9110)、性犯罪被害相談 「勇気の電話」(#8103)、少年相談コーナー、 女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の 相談窓口を設置し、各種相談や支援を行うと ともに、各種イベントや SNS、市町村広報誌 を活用し、県民に対して相談窓口や犯罪被害 者等支援に関する広報啓発活動を行った。 (警務課、県民安心センター)	96
【今後の取組】 警察における各 種相談	県	○上記に同じ	83

(6) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県弁護士会 との連携による 早期被害者支援 (法律相談)	県	○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者 等へ早期に弁護士を紹介した。 [対応件数] 10 件 (警務課)	—
【今後の取組】 茨城県弁護士会 との連携による 早期被害者支援 (法律相談)	県	○県警から弁護士会へ、事前連絡するなど綿密 な連絡体制を確保し、より早期の支援の実施 を目指す。	—

(7) 女性相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談センターにおける相談	県	○被害女性等から電話や来所にて相談を受け付け、適宜助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を適切に行った。 [相談件数] 延べ6,909件(うち、DVに関する相談1,074件) (青少年家庭課)	12,688
【今後の取組】 女性相談センターにおける相談	県	○適切な相談対応を継続するとともに、相談者の潜在的ニーズの把握に努め、相談支援体制の拡充を図る。 ○相談窓口の認知度向上のため、引き続き広報啓発に努める。	13,521

(8) いばらき虐待ホットライン(HL)による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットライン(HL)による相談	県	○いばらき虐待ホットライン(HL)による児童虐待に対する通告受理と相談対応を適切に行った。 [相談件数] HL：相談・通告2,702件 (うち、虐待相談・通告1,764件) SNS：355件 (青少年家庭課)	28,594
【今後の取組】 いばらき虐待ホットライン(HL)による相談	県	○児童虐待に24時間・365日体制で対応するために、電話による相談体制を継続し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行う。 ○若年層でも気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談を行う。	28,594

(9) 交通事故相談所における相談、無料弁護士相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 交通事故相談所における相談、 無料弁護士相談	県	○交通事故相談員や弁護士によりの確な対応が実施された。 [相談件数] ・中央/鹿行 相談受理：306件 弁護士相談：37件 ・県南 相談受理：165件 弁護士相談：18件 ・県西 相談受理：103件 弁護士相談：10件 (生活文化課)	13,484
【今後の取組】 交通事故相談所における相談、 無料弁護士相談	県	○交通事故の被害者等の損害賠償請求や示談などの様々な相談に対し、交通事故相談員や弁護士が的確に対応する。	14,914

(10) いばらき労働相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき労働相談センターにおける相談	県	○いばらき労働相談センター及び県内2市で開催した出張相談会において、労働条件や賃金不払いなどの労働相談を実施。 (労働政策課)	9,841
【今後の取組】 いばらき労働相談センターにおける相談	県	○上記に同じ	11,229

(11) いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介	県	○いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業紹介、適正診断等の職業支援サービスを適切に行った。 (労働政策課)	242,501
【今後の取組】 いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介	県	○上記に同じ	186,475

(12) 保健所における精神保健相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 保健所における精神保健相談	県	○精神科医や保健師による適切なアドバイスや、支援先の紹介等により、個々のケースに応じた支援や社会復帰の促進を図った。 [相談件数] ・面接相談 : 748 件 ・電話相談 : 4,417 件 ・メール相談 : 23 件 (障害福祉課)	2,535
保健所における精神保健相談	県	○上記に同じ	2,535

(13) 精神保健福祉センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 精神保健福祉センターにおける 相談	県	○専門職の相談員による適切なアドバイスにより、個々のケースに応じた支援やメンタルヘルスの保持・増進を図った。 [相談件数] 146 件 (障害福祉課)	3,307
精神保健福祉センターにおける 相談	県	○上記に同じ	3,544

(14) こころの SNS 相談@いばらきによる相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 こころの SNS 相談@いばらきによる相談	県	○LINE になじみがある若い世代の心のケアができた。また、周囲の人には話しづらい悩みや問題に対して、相談に応じた。 [相談件数] 2,411 件 (障害福祉課)	24,638
【今後の取組】 こころの SNS 相談@いばらきによる相談	県	○上記に同じ	25,839

(15) いばらきこころのホットラインによる相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきこころのホットラインによる相談	県	○公認心理師や精神保健福祉士等の専門職の相談員が適切なアドバイスや支援先の情報を紹介することにより、自殺防止や心のケアを図った。 [相談件数] : 10,011 件 (障害福祉課)	12,673
【今後の取組】 いばらきこころのホットラインによる相談	県	○上記に同じ	12,673

(16) 刑事手続等に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続き等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続き等の説明を実施。 (警務課、刑事総務課、人身安全少年課)	688
【今後の取組】 刑事手続等に関する情報提供	県	○上記に同じ	764

(17) 捜査状況に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 捜査状況に関する情報提供	県	○制度が適切・確実に運用されるよう、職員に対する教養（専科）や、各署に対する業務監察において実施状況を確認するなどして、被害者等へ漏れのない連絡を行った。 ○犯罪被害者支援講習会の開催にあたり、警察署員に積極的に聴講させ被害者連絡のスキルアップを図った。 (警務課、刑事総務課、交通指導課)	—
【今後の取組】 捜査状況に関する情報提供	県	○上記に同じ	—

(18) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	県	○被害者等のニーズに応じた方法により、公認心理師等による適切なカウンセリング、相談対応を実施した。 [対応状況] 事件数：23 事件 人数：45 名 回数：78 回 (警務課)	—
【今後の取組】 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	県	○上記に同じ	—

(19) スクールカウンセラーの配置・派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、不登 校、暴力行為などの問題行動等の未然防止、 早期発見、早期対応を図るなど、教育相談体 制の充実を図った。 [スクールカウンセラー配置状況] (義務) 年間 35 回、週 1 回（1 回あたり 7 時間） 拠点校方式：小学校 431 校、中学校 201 校、 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 (高校) 学校の実態に応じて、年間 32 回、29 回、25 回、20 回のいずれか 配置校方式：高校 73 校（県立中学校 10 校含 む）、中等教育学校 2 校 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	249,631 (義務教育課)
			45,915 (高校教育課)
			217 (特別支援教育課)
		○スクールカウンセラーを配置する私立学校 に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措 置を実施し、支援体制の充実を促した。 [スクールカウンセラー配置校数] 高等学校：26/27 校 中等教育学校：3/3 校 中学校：7/10 校 小学校：5/7 校 (私学振興室)	62,708
【今後の取組】 スクールカウンセラーの配置・派遣	県	○上記に同じ	252,595 (義務教育課)
			48,577 (高校教育課)
			217 (特別支援教育課)
		○上記に同じ	64,774 (私学振興室)

(20) スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を適切に行った。	19,592 (義務教育課)
		[スクールソーシャルワーカーの派遣状況] 派遣校数： 小学校 89 校、中学校 73 校、義務教育学校 3 校、市立特別支援学校 1 校 (1,595 回) 県立中学校 2 校、高等学校 60 校 (354 回) スーパーバイザー派遣：39 回 (義務 39 回) (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	4,160 (高校教育課)
		○スクールソーシャルワーカーを配置する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を促した。	145 (特別支援教育課)
		[スクールソーシャルワーカー配置校数] 高等学校：2/27 校 中等教育学校：0/3 校 中学校：2/10 校 小学校：0/7 校 (私学振興室)	62,708
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○不安や悩みを抱える児童生徒の支援及び福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図るため、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教育相談体制を充実させる。	21,254 (義務教育課)
		○スクールソーシャルワーカーを、ヤングケアラーや児童虐待等に関する教職員研修の講師として活用する。	4,284 (高校教育課)
		○上記に同じ	145 (特別支援教育課)
			64,774 (私学振興室)

(21) スクールロイヤーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤーの派遣	県	○公立小中学校、高等学校、市町村教育委員会等におけるいじめ問題等への対策のため、スクールロイヤーを派遣し、法務相談への助言指導、問題の未然防止のための教職員研修、いじめの予防教育等を適切に行った。 [スクールロイヤーの派遣状況] 義務教育：予防教育 74 回、教職員研修等 28 回、 法務相談等 10 回 派遣回数合計 112 回 高校教育：教職員研修 11 回、法務相談 22 回 派遣回数合計 33 回 特別支援：法務相談 2 回 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	2,520 (義務教育課)
			880 (高校教育課)
			220 (特別支援教育課)
【今後の取組】 スクールロイヤーの派遣	県	○教職員研修や問題行動等（いじめ問題等）に係る法的助言や予防教育を行うために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして、派遣する。 ○スクールロイヤーによるいじめ防止に関する教職員研修や児童生徒等を対象とした講演会を適宜実施する。	2,720 (義務教育課)
			880 (高校教育課)
			220 (特別支援教育課)

(22) 教育委員会における相談及び情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○児童生徒、保護者及び教員からの相談に応じ、児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安の解消、問題行動等の未然防止と解消を図るため、教育相談活動の充実を図った。 [相談件数] 子どもホットライン : 11,218 件 いばらき子ども SNS 相談 : 2,113 件 いじめ・体罰解消サポートセンター : 51 件 (義務教育課)	86,750
【今後の取組】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○上記に同じ	89,464

(23) いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援	県	○いばらき被害者支援センターと連携し、犯罪被害者支援に関する国の動向や県の施策の状況に関する講演を実施した。 (生活文化課)	—
		○支援員養成のため、支援センターからの要請に応じて、職員を講師として派遣し、「子供の被害者への支援」や「警察による被害者支援の内容」、「相談受理要領」などに関する研修や教養を行った。 (警務課)	—
【今後の取組】 いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援	県	○上記に同じ	—
			—

(24) 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修	県	○市町村担当者を対象に犯罪被害者等支援担当者研修会を2回開催し、市町村担当者が被害者等から相談を受けた際の基礎的な知識、適切な対応方法の習得など、市町村犯罪被害者等の担当者のスキル向上を図った。 (生活文化課、警務課)	—
【今後の取組】 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修	県	○上記に同じ	—

(25) 女性相談支援員や女性支援事業担当者に対する研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談支援員や女性支援事業担当者に対する研修	県	○県及び市町村の女性相談員や女性支援事業担当者を対象とした研修会の開催や外部主催研修会への参加により、担当者の資質向上を図った。 [開催回数] ・女性相談センター主催研修会 1回 ・国、関係機関主催研修会への参加 4回 (青少年家庭課)	369
【今後の取組】 女性相談支援員や女性支援事業担当者に対する研修	県	○上記に同じ	376

(26) 児童相談所、市町村職員等に対する研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童相談所、市町村職員等に対する研修	県	○各種研修の開催により、児童相談所や市町村職員等の資質向上を図った。 [開催回数] ・児童福祉司任用前講習、任用後研修 各1回 ・児童相談所職員階層別研修 10回 ・市町村新任職員研修 1回 ・要保護児童対策調整機関専門職研修 1回 (青少年家庭課)	2,305
【今後の取組】 児童相談所、市町村職員等に対する研修	県	○上記に同じ	2,216

(27) ゲートキーパー指導者養成研修

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ゲートキーパー指導者養成研修	県	○県精神保健福祉センターにおいて、地域のゲートキーパーの指導者となる保健所及び市町村等の職員の養成や能力開発のための研修を実施した。 (障害福祉課)	137
【今後の取組】 ゲートキーパー指導者養成研修	県	○上記に同じ	137

(28) 看護学生への教育

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 看護学生への教育	県	○運営指導調査の対象となっている民間看護師等養成所に対し、性暴力等の被害者に対する看護について講義が適切に行われていることを確認した。 (医療人材課)	—
【今後の取組】 看護学生への教育	県	○上記に同じ	—

(29) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 学校内における 相談体制の充 実、相談対応能 力の向上	県	○教職員の教育相談に関する研修機会を設けて、問題等を抱える児童生徒に対し、より良い支援ができるよう実施した。 [生徒指導関係加配教員対象研修] ・年間2回の開催を通じた教職員の研修を実施。 [スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した校内研修会] ・スクールカウンセラーによる校内研修の実施率 100% [スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会] ・年3回の連絡協議会の開催と情報共有を実施。 [校内オンライン相談窓口設置の推進] ・中学校の設置率 100% (相談：918 件) ・小学校の設置率 93.3% (相談：3,299 件) (義務教育課、高校教育課)	—
【今後の取組】 学校内における 相談体制の充 実、相談対応能 力の向上	県	○上記に同じ	—

(30) いばらき被害者支援センターとの連携・協力の強化

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者 支援センターと の連携・協力の 強化	県	○いばらき被害者支援センターによる中長期的な支援が必要と認められる犯罪被害者等に対して、早期にいばらき被害者支援センターへの情報提供を実施した。 [情報提供件数] 10 事件、19 名 ○県、警察、いばらき被害者支援センターの3者が連携・協力し、支援を実施した。 [多機関連携対応件数] 4 件 (警務課、生活文化課)	16 (警務課)
			— (生活文化課)
【今後の取組】 いばらき被害者 支援センターと の連携・協力の 強化	県	○上記に同じ	16 (警務課)
			— (生活文化課)

(31) いばらき被害者支援センターへの財政支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者 支援センターへ の財政支援	県	○いばらき被害者支援センターに対し、運営費 等への財政支援を実施。 (警務課)	2,500 (警務課)
		○性暴力被害者サポートネットワーク茨城(い ばらき被害者支援センター)に対し、運営費 や医療費等への財政支援を実施。 (生活文化課)	7,299 (生活文化課)
【今後の取組】 いばらき被害者 支援センターへ の財政支援	県	○上記に同じ	3,250 (警務課)
			8,141 (生活文化課)

(32) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城におけ る連携・協力	県	○いばらき被害者支援センター、県産婦人科 医会、県医師会、茨城県警察、茨城県の5者 による意見交換会を開催し、支援体制の充 実に取り組んだ。 (生活文化課、警務課)	7,539 (生活文化課)
			— (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城におけ る連携・協力	県	○上記に同じ	8,381 (生活文化課)
			— (警務課)

(33) 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、 経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害 者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検 査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」 「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司 法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等 にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯 罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯 罪被害者等に係るカウンセリング費用」につ いて公費負担を実施した。 ○緊急避妊薬の薬局販売に向けた調査研究に よる緊急避妊薬の購入費について、公費負担 できるよう調整を行った。 (警務課)	5,972
【今後の取組】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○制度の運用漏れがないよう、職員向けの教養 を充実させる。 ○医療費等及びカウンセリング費用の公費負 担を実施するとともに、全国の情勢に合わせ て、新たな公費負担項目の検討を行う。	5,132

(34) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽 減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠 中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、 投薬料、カウンセリング料について公費負担 による支援を実施。 (生活文化課)	600
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○上記に同じ	600

(35) 被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	県	○学校が児童相談所等関係機関と適時適切に連携を図るよう、要保護児童対策地域協議会教育部会等で意見交換を行い、市町村教育委員会及び県立学校等に周知や指導助言を行った。 (青少年家庭課)	—
		○問題を抱える児童生徒の支援について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を通して適切に対応した。 ○緊急時への対応については、事案の内容を十分に踏まえ、速やかに派遣、対応ができた。 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	—
【今後の取組】 被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	県	○上記に同じ	—
		○上記に同じ	—

(36) 被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	県	○問題を抱える児童生徒の支援について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を通して適切に対応した。 ○緊急時への対応については、事案の内容を十分に踏まえ、速やかに派遣、対応ができた。 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	—
		○不登校・中途退学防止対策を実施する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、生徒児童が必要とする支援が受けられるよう環境面の改善を促した。 [不登校・中途退学防止対策実施校数] 高等学校：16/27校 中等教育学校：0/3校 中学校：6/10校 小学校：1/7校 (私学振興室)	62,708
【今後の取組】 被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	県	○上記に同じ	—
		○上記に同じ	64,774

(37) ストーカー・DV 被害者の安全確保や加害者への的確な対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV 被害者の安全確保や加害者への 的確な対応	県	○ストーカー・DV 被害者等の安全確保を図るため、公費負担制度を運用し、被害者等を宿泊施設に避難させた。 [公費負担件数] 33 件 ○ストーカー加害者の再発防止のため、ストーカー加害者の治療に向け積極的に働き掛けを実施するとともに、精神科病院等と連携しストーカー加害者の治療を実施した。 [治療制度対応件数(謝金・初診料)] 1 件 (人身安全少年課)	3,050
【今後の取組】 ストーカー・DV 被害者の安全確保や加害者への 的確な対応	県	○上記に同じ	3,765

(38) 児童虐待被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待被害者 等の一時保護	県	○児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 (青少年家庭課)	194,922
【今後の取組】 児童虐待被害者 等の一時保護	県	○上記に同じ	113,857

(39) DV 被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 DV 被害者等の 一時保護	県	○配偶者等からの暴力 (DV) 被害者等に対し、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 [件数] 49 件 (うち、DV による保護 39 件) (青少年家庭課)	57,438
【今後の取組】 DV 被害者等の 一時保護	県	○上記に同じ	62,073

(40) 児童虐待の防止及び早期対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待の防止 及び早期対応	県	○令和5年10月に令和5年度茨城県要保護児童対策地域協議会警察部会を開催し、児童相談所及び各自治体関係機関と連携を図るとともに、立ち入り調査、臨検捜索の合同訓練及び、合同研修を実施した。 (人身安全少年課)	—
【今後の取組】 児童虐待の防止 及び早期対応	県	○児童虐待の早期発見、安全確保等に資する教育訓練を徹底する。 ○児童虐待対策官による児童相談所等関係機関との連携を図るとともに、合同研修を実施するなどして、行政による対応力強化を図る。	—

(41) 再被害防止措置の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 再被害防止措置 の推進	県	○被害者、加害者の状況を確認し、加害者からさらなる危害を加えられるおそれのある被害者に緊急発信装置付位置情報発信装置を貸出す等、再被害防止を図った。 ○再被害防止要綱に基づき、必要に応じて再被害防止対象者及び加害者の近況確認及び保護対策を行い、再被害防止対象者に係る確実な被害防止に向けた措置を講じた。 (人身安全少年課)	3,050
【今後の取組】 再被害防止措置 の推進	県	○被害者、加害者の状況に応じて、適宜それぞれの近況を確認し、再被害の危険性等について継続的に検討する。 ○引き続き、再被害防止対象者の保護に資する各種施策、取組を推進し、対象者に係る確実な再被害防止を図る。	3,765

(42) 暴力団による危害の未然防止

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 暴力団による危害の未然防止	県	○保護対象者へ早期に貸し出しを行い、再被害防止に努めた。 ○巡回教養等を通じて職員へ制度の周知を図った。 [運用実績] 位置情報発信装置：8台 (組織犯罪対策第一課)	383
【今後の取組】 暴力団による危害の未然防止	県	○上記に同じ	383

(43) 納税関係の申請に対する的確な対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 納税関係の申請 に対する的確な 対応	県	○DV 等支援措置対象者の個人情報の取扱いに ついて、遺漏のないよう実施した。 (税務課)	—
【今後の取組】 納税関係の申請 に対する的確な 対応	県	○上記に同じ	—

(44) 被害直後における居住場所の確保

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害直後におけ る居住場所の確 保	県	○緊急避難場所の確保やハウスクリーニング に要する経費の公費負担を実施するととも に、公費負担制度について、警察本部・警察 署間の情報共有を図り犯罪被害者等へ漏れ のない制度教示を行うとともに、早期の制度 運用を図った。 [緊急避難場所確保件数] 2 件 [ハウスクリーニング] 1 件 (警務課)	355
【今後の取組】 被害直後におけ る居住場所の確 保	県	○上記に同じ	355

(45) ストーカー・DV 等被害者等への移転費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV 等被害者等への 移転費用の公費 負担	県	○人身安全関連事案の被害者の安全確保を図 るため、公費負担制度について丁寧に説明 し、制度を適用して保護対策を実施した。 [一時避難等に係る公費負担制度] 33 件 [移転費用の公費負担制度] 1 件 (人身安全少年課)	1,516
【今後の取組】 ストーカー・DV 等被害者等への 移転費用の公費 負担	県	○上記に同じ	2,166

(46) 県営住宅への優先入居等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 県営住宅への優先入居等	県	○入居申込案内の冊子に定期募集住宅における入居当選率の優遇制度等についてわかりやすく記載したことで制度の周知を図り、優遇措置を的確に実施した。(住宅課)	—
【今後の取組】 県営住宅への優先入居等	県	○定期募集住宅における入居当選率の優遇や、連帯保証人の免除による入居における優遇の措置を的確に実施する。	—

(47) 一時保護後のケアと自立支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 一時保護後のケアと自立支援	県	○女性自立支援施設や母子生活支援施設において、心理的ケアや生活支援、就労支援などの中長期的な自立支援を実施した。(青少年家庭課)	85,361
【今後の取組】 一時保護後のケアと自立支援	県	○一時保護所の退所時に、自立生活の準備が十分に整っていない女性(及び同伴児)については、女性自立支援施設や母子生活支援施設への入所を案内する。 ○女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所者に対しては、生活や就労の支援を行うことで本人の希望に合った自立を支援するとともに、必要に応じて心理的ケアを行う。	80,628

(48) 「安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携	県	○茨城県安全なまちづくり推進会議構成機関・団体に対し、広報啓発のために作成したチラシを送付し、条例や犯罪被害者等がおかれている現状、支援の必要性、二次的被害について理解の促進に努めた。(生活文化課)	—
【今後の取組】 安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携	県	○上記に同じ	—

(49) 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	県	○制度の対象となる犯罪被害者等へ漏れなく制度の教示を実施するとともに、制度の概要等について、犯罪被害者等に確実に教示するなど、適正な対応を行った。 ○犯罪被害者等からの申請を受理した際に、管轄警察署や警察庁と連携、確認を図り、適正な裁定手続きを行った。（警務課）	—
【今後の取組】 犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	県	○上記に同じ	—

(50) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動	県	○街頭キャンペーン活動やパネル展の開催により、条例や相談窓口、二次的被害の防止等について、多くの県民に広報啓発活動を行い、理解促進を図った。（生活文化課、警務課）	— (生活文化課) 103 (警務課)
【今後の取組】 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動	県	○被害者支援週間期間において、各機関・団体と協力の上、街頭キャンペーンを実施するとともに、SNSなどで被害者週間の活動状況を幅広く広報する。 ○県被害者支援連絡協議会の効果的な広報ができるよう開催方法等を検討。 ○地区被害者支援連絡協議会が各地区で実施されるよう実施について指示。	— (生活文化課) 102 (警務課)

(51) 犯罪被害者等を講師とした講演会の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等を講師とした講演会の開催	県	○県内の中学生、高校生を対象に犯罪被害者等による講演会を開催し、体験談を通じて、命の大切さや犯罪被害者等の置かれている状況を学ぶとともに、被害者にも加害者にもならないための意識の醸成を図った。 [開催校数] 県内 6 校 (警務課)	60
【今後の取組】 犯罪被害者等を講師とした講演会の開催	県	○上記に同じ	120

(52) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「命の大切さを学ぶ教室」の開催	県	○県内の中学校、高等学校等に警察職員を講師として派遣し、命の大切さ、犯罪被害者等が置かれた状況について理解を深めるとともに、いじめや暴力の根絶に向けた醸成を図ることができた。 [開催校数] 県内 12 校 (警務課)	—
【今後の取組】 「命の大切さを学ぶ教室」の開催	県	○上記に同じ	—

(53) 子どもと保護者を対象とした非行防止教室

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者を対象とした非行防止教室	県	○県内の小学生、中学生、高校生及びそれらの保護者を対象として、非行防止教室等を開催し、少年の非行及び犯罪被害の防止を図った。 [非行防止教室等の開催状況] ・小学校 496 回 受講者数 54,505 人 ・中学校 203 回 受講者数 40,448 人 ・高等学校 116 回 受講者数 35,542 人 (いずれの受講者数も保護者を含む) (人身安全少年課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者を対象とした非行防止教室	県	○上記に同じ	—

(54) 高等学校等への出前講座

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 高等学校等への出前講座	県	○県内高等学校、専門学校、大学の生徒・学生を対象にデートDV防止啓発の出前講座を実施し、若年層への意識啓発に努めた。 [高等学校等への出前講座実績] 県内 17 校、2,749 名参加 (青少年家庭課)	301
【今後の取組】 高等学校等への出前講座	県	○上記に同じ	291

(55) 人権啓発推進センターによる啓発活動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 人権啓発推進センターによる啓発活動	県	○企業や団体等の研修への講師派遣や、面談・電話による人権相談を行い、人権を尊重し合う社会とするための啓発に努めた。 [講師派遣件数] 48 件 (受講者：2,958 人) [相談件数] 161 件 (福祉政策課)	—
【今後の取組】 人権啓発推進センターによる啓発活動	県	○上記に同じ	—

(56) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパープルライトアップの実施や男女共同参画・女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた県民の意識啓発に努めた。 (女性活躍・県民協働課)	—
【今後の取組】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○上記に同じ	—

(57) 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、ライトアップ等の取組を実施。 ○11 月の「児童虐待防止推進キャンペーン」を中心とする啓発ポスター等の配付、各種広報媒体を活用した啓発を行った。 (青少年家庭課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○上記に同じ	—

(58) 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動	県	○各種イベントや SNS、市町村広報誌を活用し、県民に対して犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動を実施した。 (警務課)	335
【今後の取組】 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動	県	○上記に同じ	334

(59) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○SNS やホームページ、県広報誌による相談窓口の周知のほか、広報用カードやチラシ、リーフレットを作成し、県内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、47,531 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6% ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3% (生活文化課)	2,464 (生活文化課)
		○各種イベントや SNS、市町村広報誌を活用し、県民に対して支援施策に関する広報啓発活動を行った。 (警務課)	96 (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○上記に同じ	3,484 (生活文化課)
		○上記に同じ	83 (警務課)

(60) 道徳教育の充実

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 道徳教育の充実	県	○児童生徒への「命の尊さ」に関する価値項目の授業及び指導者対象の研修会を通して道徳教育の推進を図り、児童生徒への理解を深めた。 [授業及び指導者対象の研修会の開催状況] ・道徳教育推進教師に対する研修の実施（義務：2回、高校：3回） ・「生命尊重」に関する価値項目にせまる授業を100%実施。 ・特別支援において、道徳教育全体計画の見直し、改善を通じた道徳教育を推進（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	1,257 (義務教育課)
			897 (高校教育課)
			— (特別支援教育課)
【今後の取組】 道徳教育の充実	県	○上記に同じ	1,338 (義務教育課)
			897 (高校教育課)
			— (特別支援教育課)

(61) 学校における犯罪被害者等支援に関する教育

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 学校における犯罪被害者等支援に関する教育	県	○防犯教室指導者講習会及び情報モラルに関する講習会の開催により、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に勤務している学校安全担当者の資質が向上され、各学校における防犯教室や情報モラル講習会の内容の充実につなげることができた。 (保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	180 (保健体育課)
			— (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
		○防犯教育を実施した私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、生徒等の犯罪被害の未然防止を図った。 [防犯教育実施校数] 高等学校：14/27校 中等教育学校：0/3校 中学校：2/10校 小学校：5/7校 (私学振興室)	20,903 (私学振興室)
【今後の取組】 学校における犯罪被害者等支援に関する教育	県	○上記に同じ	92 (保健体育課)
			— (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
		○上記に同じ	21,591 (私学振興室)

(62) 性に関する講演会等の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性に関する講演 会等の開催	県	○専門家を招いた「性に関する講演会」を多くの学校で開催した。 [公立学校における実施率] ・小学校 60.3%、中学校 97.8%、高等学校 100% (保健体育課)	—
【今後の取組】 性に関する講演 会等の開催	県	○外部講師を招いた講演会を開催し、生徒に「性」に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てる。	—

(63) 心の教育・人権教育の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 心の教育・人権 教育の推進	県	○心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、人権意識の向上を促した。 [人権教育実施校数] 高等学校：26/27 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 5 校) 中等教育学校：3/3 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 0 校) 中学校：8/10 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 0 校) 小学校：3/7 校 (うち「生命の安全教育」実施校は 0 校) (私学振興室)	62,708
【今後の取組】 心の教育・人権 教育の推進	県	○上記に同じ	64,744

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・福祉部・教育庁・警察本部

1 条例概要

(1) 目的

- 性暴力の根絶及び性被害の回復の支援に関し、基本となる事項を定める。
 - ・ 県の責務を明らかにする。
 - ・ 法令及び茨城県犯罪被害者支援条例に定めるほか、性暴力の根絶及び性被害の回復支援に関する施策を総合的に推進する。
 - ・ 県民が、安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与する。

(2) 基本理念

- 性暴力は極めて悪質な行為であるため、何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならない。
- 性暴力の根絶に当たり、性暴力の被害者の意思や立場を尊重して推進する。
- 子どもに対する性暴力は重大な人権侵害であるため、その防止や早期発見、迅速な保護に努め、必要な支援を適切に行うことを旨として根絶に取り組む。

2 推進体制

学識経験者、医師、県議会議員等を委員とする茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、犯罪被害者等支援に関する施策の進行管理・検証等を行っている。

知事部局、教育庁、警察本部が連携し、犯罪被害者に対する支援施策の推進及び充実を図る。

3 主な取組

＜県民生活環境部＞

(1) 性暴力サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）への財政支援（生活文化課）

【R6 予算：8,141 千円（R5 予算：7,299 千円）】

- 性暴力被害に係る支援窓口の運営主体であるいばらき被害者支援センターが適切かつ円滑な支援ができるよう、運営費や被害者の治療に係る医療費等の補助を実施する。

（前年度実績）電話相談：732 件 面接相談：30 件 病院等への付き添い支援等：45 件

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報（生活文化課）

【R6 予算：3,484 千円（R5 予算：2,464 千円）】

- 性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う被害相談、医療面のケア等について、周知を図る。

（前年度実績）

- ・ 広報用カード等（広報用カード 159,500 枚 チラシ 165,000 部 リーフレット 34,500 部）

を作成し、県内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配布した。

- ・延べ100万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、47,531人から有効回答を得た。
- ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6%
- ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2%
- ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3%

＜福祉部＞

（１）性暴力を行った者などからの相談支援（福祉政策課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○相談窓口の周知を行うとともに、精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて治療施設等の紹介等を実施する。

（前年度実績）11 件

（２）子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出（福祉政策課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○子どもに対する性犯罪が県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪をした者から、住居の届出を受理する。

（前年度実績）1 件

＜教育庁＞

（１）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（義務教育課、高校教育課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：小中学校 100%、高校 88.3%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：中学校 216 校（100%）、小学校 456 校（93.9%）

（２）「生命（いのち）の安全教育」等の推進（保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、私学振興室）

【R6 予算：64,842 千円（R5 予算：62,776 千円）】

○性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、県内公立学校の児童生徒を対象に、発達段階や学校の状況を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

○私立高等学校等に「生命（いのち）の安全教育」の活用を促すとともに、心の教育や人権教育の推進に係る取組を実施する私立学校などに対し、補助を行う。

（前年度実績）

- ・全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」を実施。
- ・心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し、「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施。

＜警察本部＞

（１）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（警務課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介する。

（前年度実績）10 件

（２）被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R6 予算：355 千円（R5 予算：355 千円）】

○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施する。

（前年度実績）緊急避難場所確保 2 件、ハウスクリーニング 1 件

4 施策の効果と今後の取組

条例の基本理念に沿って、条例及び各種窓口の広報等を行った結果、性暴力サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）への相談件数は増加しているが、財政支援等により適切に運営されている。

また、知事部局、教育庁、警察本部及び弁護士会など他機関との連携や、市町村、学校等における各種研修による相談対応能力の向上等により、被害者のニーズに沿った支援が実施されている。

さらには、全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」を実施し、加害者・被害者・傍観者にならないための意識向上が図られたほか、性加害者の再犯防止施策として、性加害者等の相談や住居の届出を受け付けた。

令和 6 年度は「被害者支援に係る条例・窓口・施策の広報啓発活動の強化」、「学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実」、「ワンストップ支援体制の充実・強化」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県性暴力の根絶を目指す条例		
担当課（室）	生活文化課安全なまちづくり推進室	公布日	令和4年11月21日
報告の根拠	茨城県性暴力の根絶を目指す条例第18条		

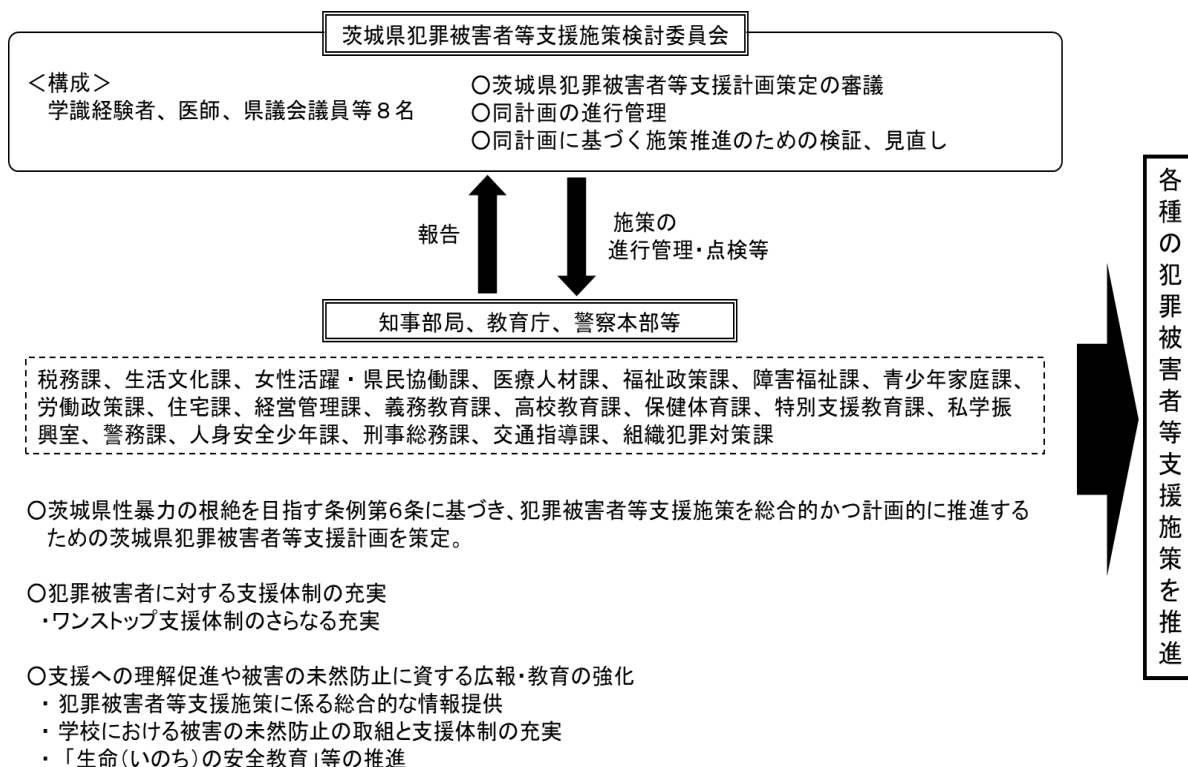
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図

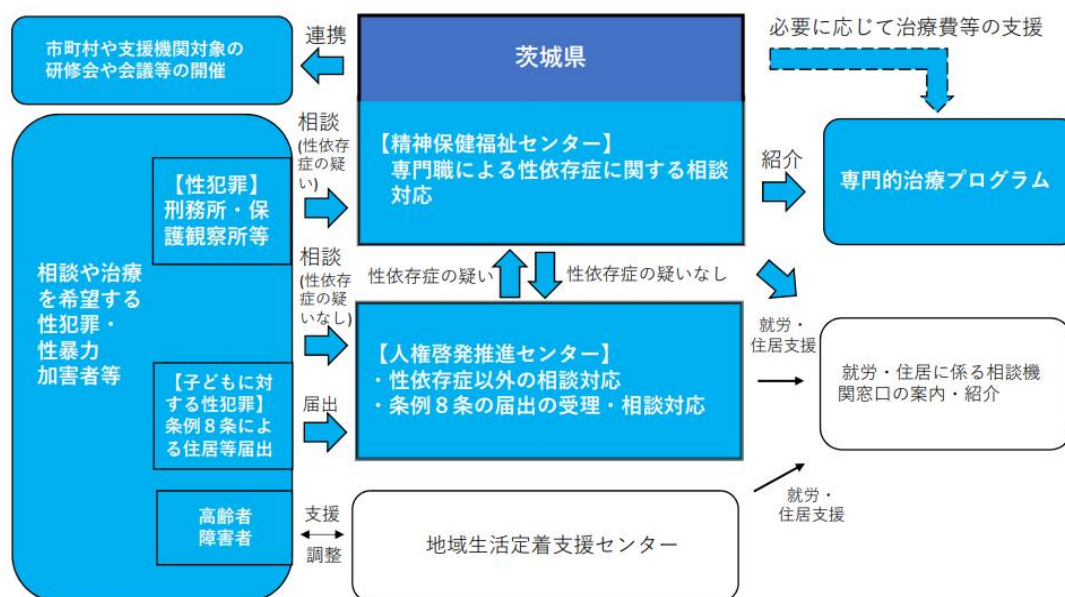
1 目的 (第1条)	○ 性暴力の根絶及び性被害の回復の支援に関し、基本となる事項を定める。 ○ 県の責務を明らかにする。 ○ 法令及び茨城県犯罪被害者支援条例に定めるほか、性暴力の根絶及び性被害の回復支援に関する施策を総合的に推進する。 ○ 県民が、安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与する。
2 定義 (第2条)	○ 性暴力：性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するもの等
3 基本理念 (第3条)	○ 性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援は、次の3つの考え方を柱として推進 ・ 性暴力は極めて悪質な行為であるため、何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならないこと。 ・ 性暴力の根絶に当たり、性暴力の被害者の意思や立場を尊重して推進すること。 ・ 子どもに対する性暴力は重大な人権侵害であるため、その防止や早期発見、迅速な保護に努め、必要な支援を適切に行うことを旨として根絶に取り組むこと。
4 各主体の役割 (第4条、第11条～第14条)	○ 県の責務と関係者（県、県民、市町村、医療機関、事業者）の役割を明確化
5 基本的施策（第5条～第10条、第15条～第17条）	
(1) 総合的な相談体制の整備等（第5条）	(2) 性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援（6条）
○ 性暴力の防止又は性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応等	○ 茨城県犯罪被害者等支援条例の支援計画において性暴力による被害の特性に応じた支援に必要な施策の策定
(3) 性犯罪の再発防止及び社会復帰のための支援（第7条）	○ 加害者から被害者を隔離する必要がある場合の安全な居住の確保に必要な施策の実施
○ 加害者からの相談への対応、性暴力の再発防止又は円滑な社会復帰に資する支援の提供	(4) 住居の届出（第8条）
○ 地方再犯防止推進計画における性暴力の特性に応じた支援に必要な施策の策定	○ 子どもに対する性犯罪であってその罪に係る刑期の満了した日から5年以内に茨城県に住居を定めた者に係る届出義務及び届け出られた情報の取扱い
(5) 性暴力の根絶に関する広報啓発等（第9条）	(6) 人材の育成（第10条）
○ 性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援の必要性等を理解するための広報啓発や社会的気運の醸成等	○ 性暴力の根絶等に係る専門知識等に関する研修等
○ 民間支援の活動の促進に向けた情報の提供等	○ 子どもに対する性暴力の予防等に関する研修等
(7) デジタル性暴力の根絶（第15条）	(8) 性暴力の根絶に資する総合的な教育等（第16条）
○ デジタル性暴力の危険性等を理解し、適正にインターネットを利用する能力の向上のための講習や情報提供等の実施等	○ 学校、保育所等における3歳以上の子ども及びその保護者に対する発達段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発の実施
(9) 市町村に対する支援（第17条）	
○ 市町村の取組の推進に向けた情報の提供や助言等	
6 その他 (第18条～第20条)	○ 年次報告、推進体制の整備、財政上の措置
7 施行日等 (付則)	○ 施行日：公布の日外 ○ 経過措置：住居の届出に関する規定は刑の執行が終わった日が同規定の施行日以後である者について適用 ○ 検討：施行後適当な時期に条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(2) 推進体制

○茨城県性暴力の根絶を目指す条例の推進体制



○茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づく性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援に係る推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 基本計画、指針等の策定状況

茨城県犯罪被害者等支援計画

茨城県性暴力の根絶を目指す条例第6条に基づき、学識経験者、医師、県議会議員等8名で構成する茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置したうえで、令和5年3月28日に「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定。

＜概要＞

○計画期間

令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度まで（5年間）

○内容

①支援等のための体制整備、②精神的・身体的被害の回復・防止、③損害回復・経済的支援、④犯罪被害者等を支える地域社会の形成について、県が取り組む施策を明示。（性暴力被害に関する施策は①～④から特出しする形で盛り込み。）

2 犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査

犯罪被害者等支援の取組みの進捗を判断するため、支援計画において、指標を設定した上で、それぞれの認知度を調査。

指標	令和4年度 (2022年度) 【計画策定時】	令和5年度 (2023年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	6.9%	11.6%
いばらき被害者支援センターの認知度	9.7%	17.2%
性暴力・性犯罪相談窓口の認知度	7.5%	14.3%

3 茨城県再犯防止推進計画の改定

茨城県性暴力の根絶を目指す条例第7条に基づき、水戸刑務所や水戸保護観察所、茨城県弁護士会など15機関で構成する茨城県再犯防止推進協議会における議論等を踏まえ、令和5年3月29日に「茨城県再犯防止推進計画」を改定し、性犯罪加害者等への支援策を追加。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○SNS やホームページ、県広報誌により条例や相談窓口の周知を実施。 ○犯罪被害者等支援関係条例及び犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口を記載したポスターを制作し、県内中学・高等学校、関係機関等へ配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、47,531 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6% ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3% (生活文化課)	386
【今後の取組】 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	県	○上記に同じ	412

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○ワンストップ支援窓口(いばらき被害者支援センター)において、電話や面接による相談、病院への付き添い支援等を適切に実施。 [対応件数] 電話相談 732 件、面接相談 30 件 メール相談 53 件、病院への付き添い支援等 45 件 (生活文化課)	6,939
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	いばらき被害者支援センター	○上記に同じ	7,781

(3) 犯罪被害者相談窓口による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者相談窓口による相談	県	○相談に対する助言や必要な支援施策の情報提供、適切な各種相談窓口の紹介を実施した。 [相談件数] 電話相談 30 件 (生活文化課)	47
【今後の取組】 犯罪被害者相談窓口による相談	県	○上記に同じ	48

(4) 性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性犯罪被害相談 「勇気の電話」 による相談	県	○性犯罪被害に遭われた方やそのご家族を対象に、24 時間体制で相談対応を行った。 [性犯罪被害相談「勇気の電話」相談受理件数] 226 件 (警務課)	26
【今後の取組】 性犯罪被害相談 「勇気の電話」 による相談	県	○上記に同じ	26

(5) 警察における各種相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 警察における各種相談	県	○警察相談専用電話(#9110)、性犯罪被害相談「勇気の電話」(#8103)、少年相談コーナー、女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の相談窓口を設置し、各種相談や支援を行うとともに、各種イベントや SNS、市町村広報誌を活用し、県民に対して相談窓口や犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を行った。 (警務課、県民安心センター)	96
【今後の取組】 警察における各種相談	県	○上記に同じ	83

(6) 女性相談センターにおける相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 女性相談センターにおける相談	県	○被害女性等から電話や来所にて相談を受け付け、適宜助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を適切に行った。 [相談件数] 延べ 6,909 件 (うち、DV に関する相談 1,074 件) (青少年家庭課)	12,688
【今後の取組】 女性相談センターにおける相談	県	○適切な相談対応を継続するとともに、相談者の潜在的ニーズの把握に努め、相談支援体制の拡充を図る。 ○相談窓口の認知度向上のため、引き続き広報啓発に努める。	13,521

(7) いばらき虐待ホットライン (HL) による相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき虐待ホットライン (HL) による相談	県	○いばらき虐待ホットライン (HL) による児童虐待に対する通告受理と相談対応を適切に行った。 [相談件数] HL：相談・通告 2,702 件 （うち、虐待相談・通告 1,764 件） SNS：355 件 （青少年家庭課）	28,594
【今後の取組】 いばらき虐待ホットライン (HL) による相談	県	○児童虐待に 24 時間・365 日体制で対応するために、電話による相談体制を継続し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行う。 ○若年層でも気軽に相談できるよう、SNS を活用した相談を行う。	28,594

(8) 刑事手続等に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 刑事手続等に関する情報提供	県	○「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等へ配布。 ○人身安全関連事案に関するリーフレット、小冊子を作成し、人身安全関連事案の相談者に対し、刑事手続き等の説明を実施。 ○少年事件及び福祉犯被害児童の保護者に対し、パンフレットを配布し、刑事手続き等の説明を実施。 （警務課、刑事総務課、人身安全少年課）	688
【今後の取組】 刑事手続等に関する情報提供	県	○上記に同じ	764

(9) 捜査状況に関する情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 捜査状況に関する情報提供	県	○制度が適切・確実に運用されるよう、職員に対する教養（専科）や、各署に対する業務監察において実施状況を確認するなどして、被害者等へ漏れのない連絡を行った。 ○犯罪被害者支援講習会の開催にあたり、警察署員に積極的に聴講させ被害者連絡のスキルアップを図った。 （警務課、刑事総務課、交通指導課）	—
【今後の取組】 捜査状況に関する情報提供	県	○上記に同じ	—

(10) 犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 犯罪被害者支援室 によるカウンセリング 及び相談	県	○被害者等のニーズに応じた方法により、公認 心理師等による適切なカウンセリング、相談 対応を実施した。 [対応状況] 事件数：23 事件 人数：45 名 回数：78 回 (うち、性暴力 18 事件 26 名 49 回) (警務課)	—
【今後の取組】 犯罪被害者支援室 によるカウンセリング 及び相談	県	○上記に同じ	—

(11) スクールカウンセラーの配置・派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウ ンセラーの配置・ 派遣	県	○スクールカウンセラーを全ての公立小中高 等学校等に配置し、児童生徒のいじめ、不登 校、暴力行為などの問題行動等の未然防止、 早期発見、早期対応を図るなど、教育相談体 制の充実を図った。 [スクールカウンセラー配置状況] (義務) 年間 35 回、週 1 回 (1 回あたり 7 時間) 拠点校方式：小学校 431 校、中学校 201 校、 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 (高校) 学校の実態に応じて、年間 32 回、29 回、25 回、20 回のいずれか 配置校方式：高校 73 校 (県立中学校 10 校含 む)、中等教育学校 2 校 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	249, 631 (義務教育課)
			45, 915 (高校教育課)
			217 (特別支援教育課)
		○スクールカウンセラーを配置する私立学校 に対し「経常費補助金 (特別分)」の増額措 置を実施し、支援体制の充実を促した。 [スクールカウンセラー配置校数] 高等学校：26/27 校 中等教育学校：3/3 校 中学校：7/10 校 小学校：5/7 校 (私学振興室)	62, 708
【今後の取組】 スクールカウ ンセラーの配置・ 派遣	県	○上記に同じ	252, 595 (義務教育課)
			48, 577 (高校教育課)
			217 (特別支援教育課)
		○上記に同じ	64, 774 (私学振興室)

(12) スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を適切に行った。	19,592 (義務教育課)
		[スクールソーシャルワーカーの派遣状況] 派遣校数： 小学校 89 校、中学校 73 校、義務教育学校 3 校、市立特別支援学校 1 校 (1,595 回) 県立中学校 2 校、高等学校 60 校 (354 回) スーパーバイザー派遣：39 回 (義務 39 回) (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	4,160 (高校教育課)
		○スクールソーシャルワーカーを配置する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施し、環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を促した。	145 (特別支援教育課)
		[スクールソーシャルワーカー配置校数] 高等学校：2/27 校 中等教育学校：0/3 校 中学校：2/10 校 小学校：0/7 校 (私学振興室)	62,708
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカーの派遣	県	○不安や悩みを抱える児童生徒の支援及び福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図るため、社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教育相談体制を充実させる。	21,254 (義務教育課)
		○スクールソーシャルワーカーを、ヤングケアラーや児童虐待等に関する教職員研修の講師として活用する。	4,284 (高校教育課)
		○上記に同じ	145 (特別支援教育課)
			64,774 (私学振興室)

(13) スクールロイヤーの派遣

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤーの派遣	県	○公立小中学校、高等学校、市町村教育委員会等におけるいじめ問題等への対策のため、スクールロイヤーを派遣し、法務相談への助言指導、問題の未然防止のための教職員研修、いじめの予防教育等を適切に行った。 [スクールロイヤーの派遣状況] 義務教育：予防教育 74 回、教職員研修等 28 回、法務相談等 10 回 派遣回数合計 112 回 高校教育：教職員研修 11 回、法務相談 22 回 派遣回数合計 33 回 特別支援：法務相談 2 回 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	2,520 (義務教育課)
			880 (高校教育課)
			220 (特別支援教育課)
【今後の取組】 スクールロイヤーの派遣	県	○教職員研修や問題行動等（いじめ問題等）に係る法的助言や予防教育を行うために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして、派遣する。 ○スクールロイヤーによるいじめ防止に関する教職員研修や児童生徒等を対象とした講演会を適宜実施する。	2,720 (義務教育課)
			880 (高校教育課)
			220 (特別支援教育課)

(14) 教育委員会における相談及び情報提供

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○児童生徒、保護者及び教員からの相談に応じ、児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安の解消、問題行動等の未然防止と解消を図るため、教育相談活動の充実を図った。 [相談件数] 子どもホットライン : 11,218 件 いばらき子ども SNS 相談 : 2,113 件 いじめ・体罰解消サポートセンター : 51 件 (義務教育課)	86,750
【今後の取組】 教育委員会における相談及び情報提供	県	○上記に同じ	89,464

(15) 医療費等及びカウンセリング費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、 経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害 者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検 査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」 「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司 法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等 にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯 罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯 罪被害者等に係るカウンセリング費用」につ いて公費負担を実施した。 ○緊急避妊薬の薬局販売に向けた調査研究に よる緊急避妊薬の購入費について、公費負担 できるよう調整を行った。 (警務課)	5,972
【今後の取組】 医療費等及びカ ウンセリング費 用の公費負担	県	○制度の運用漏れがないよう、職員向けの教養 を充実させる。 ○医療費等及びカウンセリング費用の公費負 担を実施するとともに、全国の情勢に合わせ て、新たな公費負担項目の検討を行う。	5,132

(16) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽 減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠 中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、 投薬料、カウンセリング料について公費負担 による支援を実施。 (生活文化課)	600
【今後の取組】 性暴力被害者サ ポートネットワ ーク茨城による 性暴力被害者 にかかる医療費の 公費負担	いばらき 被害者支 援センタ ー	○上記に同じ	600

(17) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	県	○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介した。 [対応件数] 10 件 (警務課)	—
【今後の取組】 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	県	○県警から弁護士会へ、事前連絡するなど綿密な連絡体制を確保し、より早期の支援の実施を目指す。	—

(18) いばらき被害者支援センターへの財政支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき被害者支援センターへの財政支援	県	○いばらき被害者支援センターに対し、運営費等への財政支援を実施。 (警務課)	2,500 (警務課)
		○性暴力被害者サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）に対し、運営費や医療費等への財政支援を実施。 (生活文化課)	7,299 (生活文化課)
【今後の取組】 いばらき被害者支援センターへの財政支援	県	○上記に同じ	3,250 (警務課)
			8,141 (生活文化課)

(19) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	県	○いばらき被害者支援センター、県産婦人科医会、県医師会、茨城県警察、茨城県の5者による意見交換会を開催し、支援体制の充実に取り組んだ。 (生活文化課、警務課)	7,539 (生活文化課)
			— (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	県	○上記に同じ	8,381 (生活文化課)
			— (警務課)

(20) 「生命（いのち）の安全教育」等の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「生命（いのち）の安全教育」等の推進	県	○全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」が実施された。 (保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)	68 (保健体育課)
	県	○心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施することで、「生命（いのち）の安全教育」の活用を促し、心の教育や人権教育の推進を図った。 ○心の教育、人権教育を実施した私立学校 高等学校：26/27校 （うち「生命の安全教育」実施校は5校） 中等教育学校：3/3校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） 中学校：8/10校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） 小学校：3/7校 （うち「生命の安全教育」実施校は0校） (私学振興室)	— 62,708 (私学振興室)
【今後の取組】 「生命（いのち）の安全教育」等の推進	県	○全ての学校（特別支援学校では、個々の特性や発達の状態等を踏まえて指導）で実施するよう指導する。	68 (保健体育課)
	県	○上記に同じ	64,774 (私学振興室)

(21) 性に関する講演会等の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性に関する講演会等の開催	県	○専門家を招いた「性に関する講演会」を多くの学校で開催した。 [公立学校における実施率] ・小学校 60.3%、中学校 97.8%、高等学校 100% (保健体育課)	—
【今後の取組】 性に関する講演会等の開催	県	○外部講師を招いた講演会を開催し、生徒に「性」に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てる。	—

(22) 高等学校等への出前講座

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 高等学校等への 出前講座	県	○県内高等学校、専門学校、大学の生徒・学生 を対象にデートDV防止啓発の出前講座を 実施し、若年層への意識啓発に努めた。 [高等学校等への出前講座実績] 県内17校、2,749名参加 (青少年家庭課)	301
【今後の取組】 高等学校等への 出前講座	県	○上記に同じ	291

(23) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「命の大切さを 学ぶ教室」の開 催	県	○県内の中学校、高等学校等に警察職員を講師 として派遣し、命の大切さ、犯罪被害者等が 置かれた状況について理解を深めるととも に、いじめや暴力の根絶に向けた醸成を図る ことができた。 [開催校数] 県内12校 (警務課)	—
【今後の取組】 「命の大切さを 学ぶ教室」の開 催	県	○上記に同じ	—

(24) 子どもと保護者を対象とした非行防止教室

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者 を対象とした非 行防止教室	県	○県内の小学生、中学生、高校生及びそれらの 保護者を対象として、非行防止教室等を開催 し、少年の非行及び犯罪被害の防止を図っ た。 [非行防止教室等の開催状況] ・小学校496回 受講者数54,505人 ・中学校203回 受講者数40,448人 ・高等学校116回 受講者数35,542人 (いずれの受講者数も保護者を含む) (人身安全少年課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 子どもと保護者 を対象とした非 行防止教室	県	○上記に同じ	—

(25) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○SNS やホームページ、県広報誌による相談窓口の周知のほか、広報用カードやチラシ、リーフレットを作成し、県内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配布。 ○犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施。 ・延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねて実施し、47,531 人から有効回答あり。 [認知度実績] ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6% ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2% ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3% (生活文化課)	2,464 (生活文化課)
		○各種イベントや SNS、市町村広報誌を活用し、県民に対して支援施策に関する広報啓発活動を行った。 (警務課)	96 (警務課)
【今後の取組】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	県	○上記に同じ	3,484 (生活文化課)
		○上記に同じ	83 (警務課)

(26) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパープルライトアップの実施や男女共同参画・女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた県民の意識啓発に努めた。 (女性活躍・県民協働課)	—
【今後の取組】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	県	○上記に同じ	—

(27) 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、ライトアップ等の取組を実施。 ○11 月の「児童虐待防止推進キャンペーン」を中心とする啓発ポスター等の配付、各種広報媒体を活用した啓発を行った。 (青少年家庭課)	—
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発	県	○上記に同じ	—

(28) 被害直後における居住場所の確保

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 被害直後における居住場所の確保	県	○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施するとともに、公費負担制度について、警察本部・警察署間の情報共有を図り犯罪被害者等へ漏れない制度教示を行うとともに、早期の制度運用を図った。 [緊急避難場所確保件数] 2件（うち、性暴力1件） [ハウスクリーニング] 1件（うち、性暴力1件）（警務課）	355
【今後の取組】 被害直後における居住場所の確保	県	○上記に同じ	355

(29) ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	県	○人身安全関連事案の被害者の安全確保を図るため、公費負担制度について丁寧に説明し、制度を適用して保護対策を実施した。 [一時避難等に係る公費負担制度] 33件 [移転費用の公費負担制度] 1件 (人身安全少年課)	1,516
【今後の取組】 ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	県	○上記に同じ	2,166

(30) 児童虐待被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童虐待被害者等の一時保護	県	○児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 (青少年家庭課)	194,922
【今後の取組】 児童虐待被害者等の一時保護	県	○上記に同じ	113,857

(31) DV 被害者等の一時保護

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 DV 被害者等の一時保護	県	○配偶者等からの暴力（DV）被害者等に対し、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を適切に実施した。 [件数] 49 件（うち、DV による保護 39 件） （青少年家庭課）	57,438
【今後の取組】 DV 被害者等の一時保護	県	○上記に同じ	62,073

(32) 性暴力を行った者などからの相談支援

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 性暴力を行った者などからの相談支援	県	○令和 5 年 4 月 1 日に相談窓口を開設し、ホームページ及び SNS 等で相談窓口を周知。 ○精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等の紹介等、適切に対応。 [件数] 11 件（福祉政策課）	—
【今後の取組】 性暴力を行った者などからの相談支援	県	○引続き相談窓口の周知を行うとともに、性依存からの回復支援を行う自助グループとの連携や、カウンセリングなどを受けられる施設等との連携など、支援体制の拡充を図る。	—

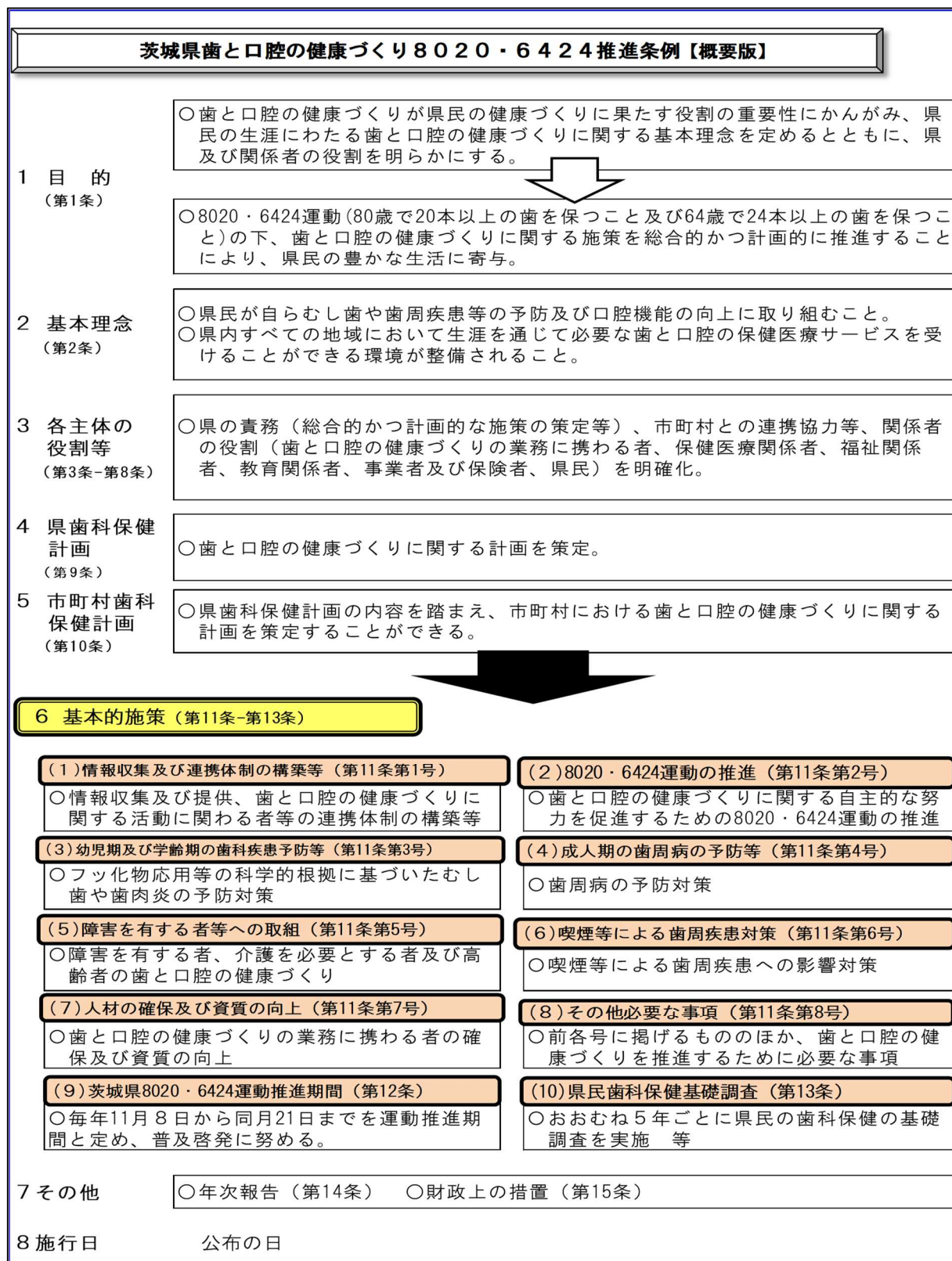
(33) 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出

事業名	事業主体	事業の内容	前年度最終予算額 [千円]
			今年度当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出	県	○届出については、令和 5 年 4 月 1 日から受理を開始。 ○周知用のチラシを作成し法務省矯正局、水戸保護観察所、県警本部の協力を得て、全国の刑務所等の届出対象者に配布を依頼。 ○茨城県再犯防止推進協議会会員（労働局、保護司会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構、更生保護施設、農協中央会、宅地建物取引業協会、弁護士会等）にチラシを送付し、周知を依頼。 [届出件数] 1 件（福祉政策課）	—
【今後の取組】 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出	県	○引続き届出義務の周知を行う。	—

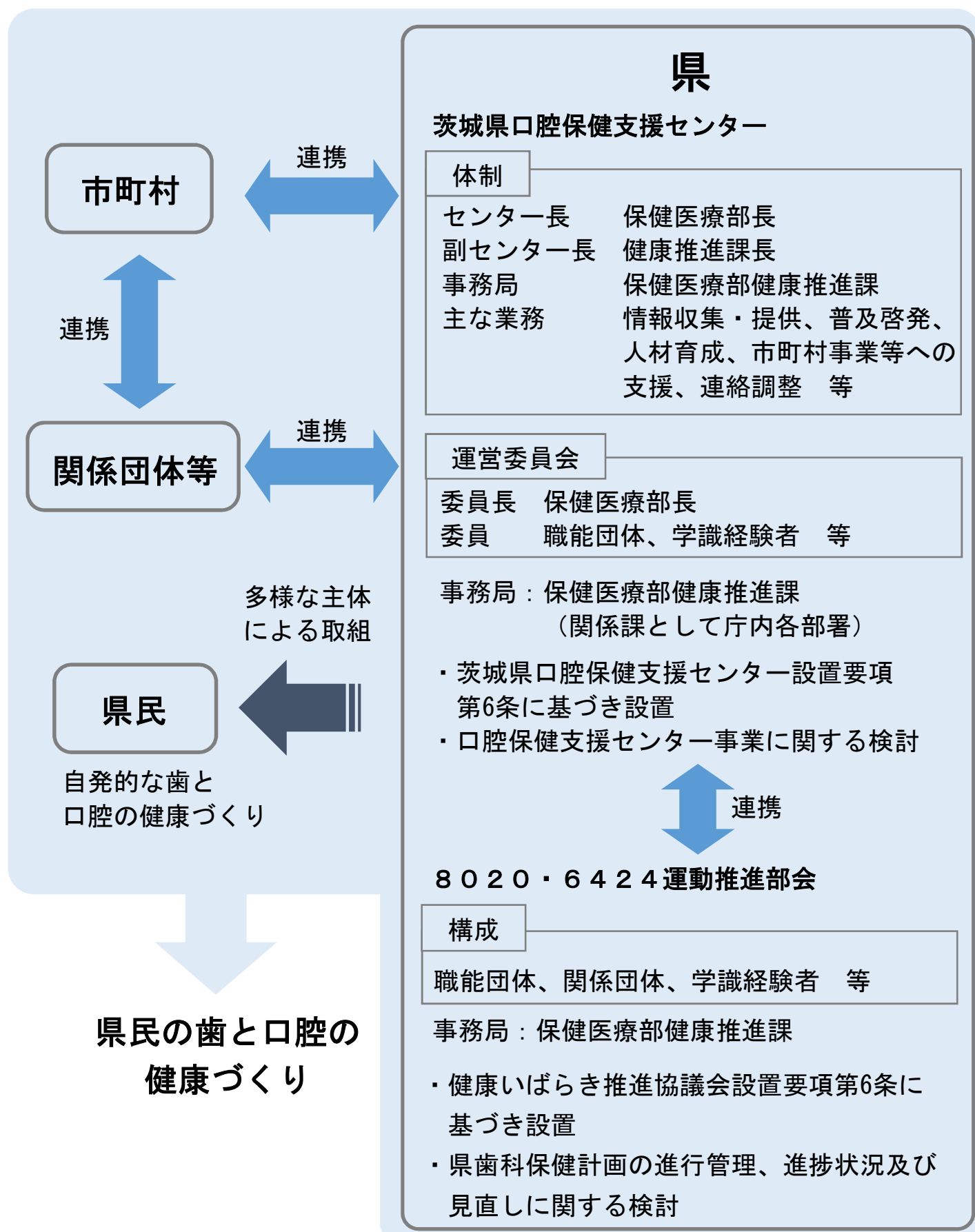
1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例		
担当課（室）	健康推進課	公 布 日	平成 22 年 9 月 28 日
報告の根拠	(年次報告) 第 14 条 知事は、毎年度、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

2 (1) 条例の概要・施策体系図



2（2）歯と口腔の健康づくり推進体制



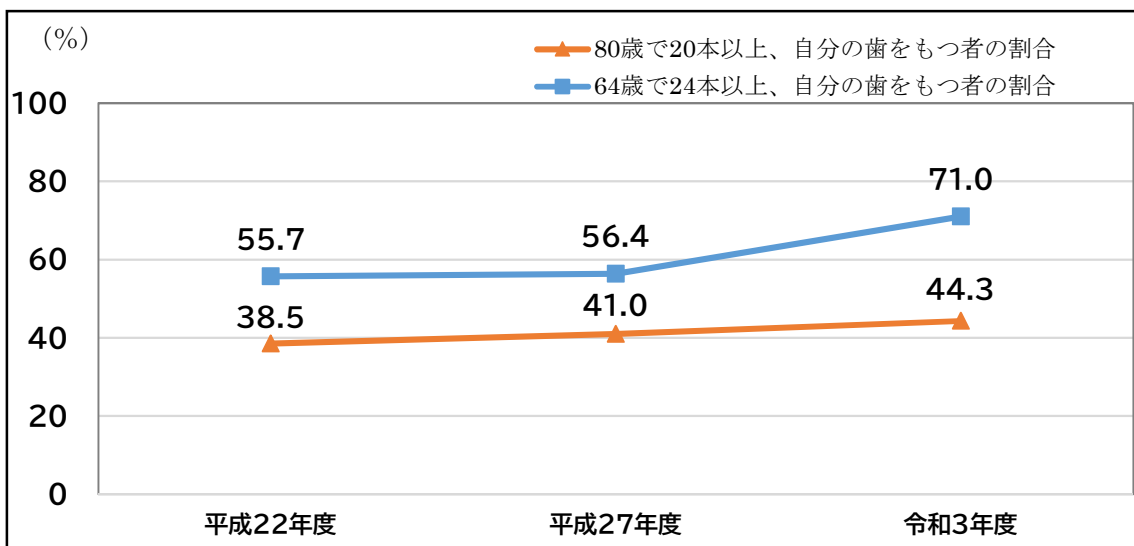
2（3）条例制定後の主な取組

1. 基本計画、指針等の策定状況

健康いばらき 21 プラン内の歯科口腔保健を、条例第 9 条に基づく県歯科保健計画として策定。

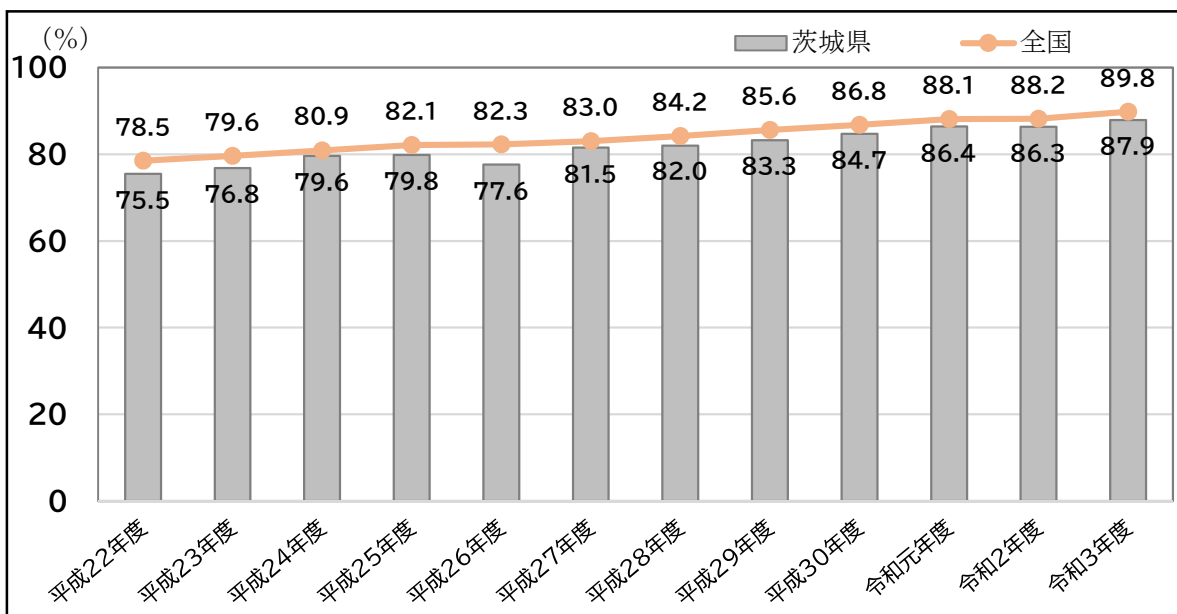
2. 条例制定後の主な調査結果

○80 歳で 20 本以上の自分の歯を持つ者、64 歳で 24 本以上の自分の歯を持つ者の割合の推移



出典「県民歯科保健基礎調査」(茨城県)

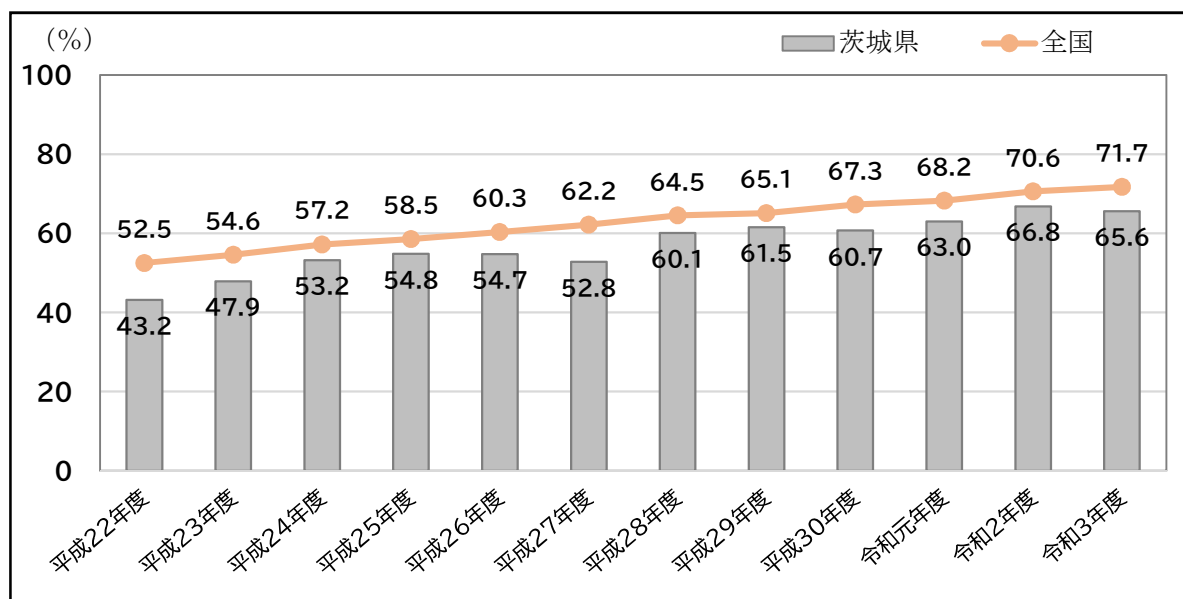
○3 歳児でむし歯のない者の割合の推移



出典「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省)

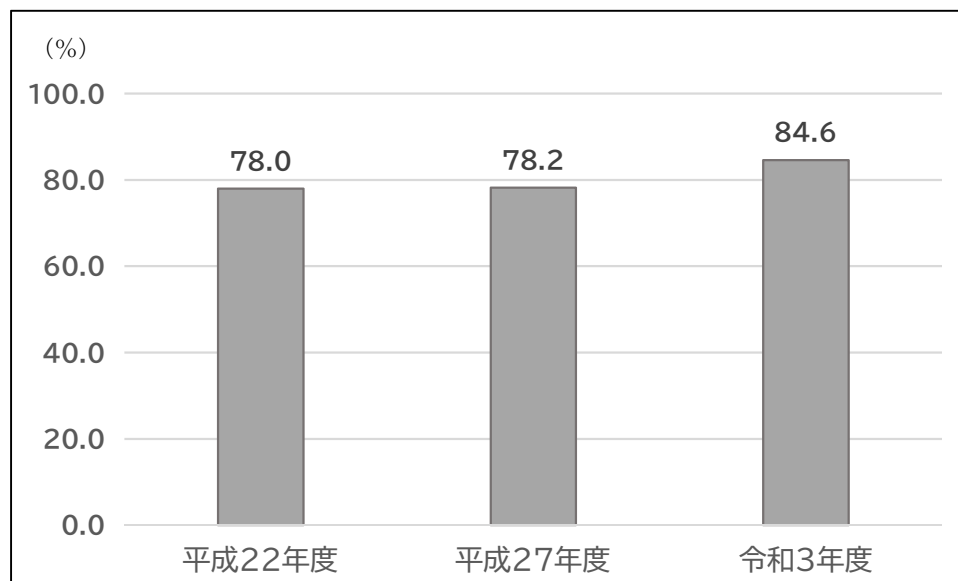
2（3）条例制定後の主な取組

○12歳児でむし歯のない者の割合の推移



出典「学校保健統計調査」（文部科学省）

○40歳で喪失歯のない者の割合の推移



出典「県民歯科保健基礎調査」（茨城県）

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 歯科保健関係者の人材育成等

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施状況及び成果】 1. 8020・6424 推進事業	県	【事業概要】 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進をめざし、健康いばらき 21 プランに基づき、歯科保健関係者等の人材育成を通して、歯と口腔の健康に関する県民意識の向上を図るとともに、生活習慣病対策に歯科口腔保健の側面から取り組む。 【実施状況】 (1)8020・6424 運動推進部会 生涯を通じた県民の歯と口腔の健康の推進方策等を検討するため、健康いばらき 21 プランの進行管理、進捗状況評価及び見直し等を行う 8020・6424 運動推進部会を 3 回開催。 (2) 8020・6424 運動普及事業 県民の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、保健、医療、福祉等の指導的立場の者等を対象に歯科口腔保健に関する内容の講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>7</td><td>418</td></tr></table> <6424 推進者を中心とした県民への活動支援> 県民の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、6424 推進者（地域の歯科保健関係者等）を中心に情報提供を 27 回実施。 (3) 障害者歯科医療推進研修事業 障害者の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、施設職員、学校職員、歯科医療関係者、保護者等を対象に障害者歯科保健医療に関する講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>6</td><td>306</td></tr></table> (4) 高齢者歯科医療推進研修事業 高齢者の歯及び口腔の健康保持増進を図るため、施設職員、歯科医療関係者等に対し、高齢者歯科保健医療に関する講習会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>5</td><td>207</td></tr></table> (5) 歯科医院禁煙支援事業 歯科医院における禁煙支援の推進を図ることを目的に歯科医師、歯科衛生士等を対象に禁煙支援に係る研修会を開催。	回数	参加者数	7	418	回数	参加者数	6	306	回数	参加者数	5	207	2,569 千円
回数	参加者数														
7	418														
回数	参加者数														
6	306														
回数	参加者数														
5	207														

		また、禁煙支援相談を行う歯科診療所数を認証するとともに禁煙支援の相談対応を行うなど、県民に喫煙と歯科疾患との関連について広く周知。 <禁煙支援研修会> <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>2</td><td>321</td></tr></table> <禁煙支援相談を行う歯科診療所数> <table><tr><td>禁煙支援・相談歯科医院数総数</td><td>うち新規数</td></tr><tr><td>379</td><td>13</td></tr></table> (6) 歯科保健事業従事歯科衛生士研修事業 地域等で歯科保健指導等を行う歯科衛生士の資質向上を目的に、市町村等で歯科保健指導を行う歯科衛生士等に対して歯科保健指導の技術向上等に関する研修を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>2</td><td>168</td></tr></table> 【成 果】 当事業により、県歯科保健計画を含む計画である「第4次健康いばらき 21 プラン」を策定するとともに、本県独自の歯科保健目標「8020・6424 運動」の普及啓発を図るための具体的な取り組みを実施し、歯科保健関係者等を育成することにより、県民の生涯を通じた歯科口腔保健の向上を支援できた。 (健康推進課)	回数	参加者数	2	321	禁煙支援・相談歯科医院数総数	うち新規数	379	13	回数	参加者数	2	168
回数	参加者数													
2	321													
禁煙支援・相談歯科医院数総数	うち新規数													
379	13													
回数	参加者数													
2	168													
【今後の取組】	県	(1)～(6)については、継続して実施し、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進、県民の歯科保健に対する意識の向上を目指す。	2,576 千円											
1 . 8020 ・ 6424 推進事業														
【前年度の実施状況及び成果】	県	【事業概要】	5,621 千円											
2 . 口腔保健支援センター事業		茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例に基づく施策を効果的に実施するため、平成 27 年 4 月 1 日に茨城県保健予防課内に茨城県口腔保健支援センターを設置し、歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施その他の支援を行うとともに県民の歯科口腔保健の推進を図る。 【実施状況】 (1) 行政歯科専門職の確保 地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため嘱託歯科医師 1 名、歯科衛生士（常勤）1 名、歯科衛生士（会計年度任用職員）1 名を配置。 (2) 口腔保健支援センター運営委員会 茨城県口腔保健支援センター事業の企画立案及び効果的な運営等を検討するため、運営委員会を開催。												

	(3) 事業所歯周病対策事業 働く世代の口腔の健康保持増進を図るため、事業所の衛生管理者等を対象に歯周病予防や口腔管理に関する研修会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>13</td><td>270</td></tr></table> (4) 出張障害者施設口腔ケア事業 歯科保健医療サービスを受けることが困難な者（障害者）の口腔の健康の保持を推進させることを目的に、障害者施設に入所・通所する者、職員等に対して、歯科専門職による口腔ケア等の歯科保健に関する講話及び実技指導を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>11</td><td>229</td></tr></table> (5) 出張高齢者施設口腔ケア事業 入所要介護高齢者等の口腔の健康保持増進を目的に、高齢者施設職員等に対して、歯科専門職による口腔ケア等の歯科保健に関する講話及び実技指導を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>10</td><td>155</td></tr></table> (6) 障害者等歯科医療技術者養成事業 障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、それぞれの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するため、歯科衛生士等に対する研修等を実施。 実習については、社会福祉施設等にてそれぞれの状態に応じた口腔ケア等の実習を実施。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>研修</td><td>2</td><td>107</td></tr><tr><td>実習</td><td>5</td><td>7</td></tr></table> 【成 果】 歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施及びその他の支援を行うとともに、歯科保健関係者等に対して歯科口腔保健に関する普及啓発を行い、歯科口腔保健の推進を図ることができた。 (健康推進課)	回数	参加者数	13	270	回数	参加者数	11	229	回数	参加者数	10	155	内容	回数	参加者数	研修	2	107	実習	5	7
回数	参加者数																					
13	270																					
回数	参加者数																					
11	229																					
回数	参加者数																					
10	155																					
内容	回数	参加者数																				
研修	2	107																				
実習	5	7																				
【今後の取組】 2. 口腔保健支援センター事業	県	(1)～(6)については、継続して実施し、歯科医療業務に従事する者等に対し情報の提供、研修の実施その他の支援を行うことで、県民に対する歯科口腔保健に関する普及啓発を図る。 6,082 千円																				

【前年度の実施状況及び成果】 3. 歯科衛生普及	県	【事業概要】 健康いばらき 21 プランに位置付けられた県歯科保健計画に基づき、歯科保健に関する普及啓発を行う。 【実施状況】 歯と口の健康に関するポスターコンクール 8020・6424 運動を広く県民へ周知し、歯科口腔保健の向上に図るため、県内の小中学校の児童生徒を対象としたポスターコンクールを実施。 <応募点数> <table><tr><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>166</td><td>38</td></tr></table> <賞名・表彰実績> <table><tr><td>知事賞</td><td rowspan="3">小・中学校 各1点ずつ</td></tr><tr><td>県教育長賞</td></tr><tr><td>県歯科医師会長賞</td></tr><tr><td>優秀賞</td><td>小学校5点、中学校3点</td></tr><tr><td>佳作</td><td>小学校10点、中学校5点</td></tr></table> 【成 果】 ポスターコンクールを行うことにより、県民の歯科保健に対する意識向上を図ることができた。 (健康推進課)	小学校	中学校	166	38	知事賞	小・中学校 各1点ずつ	県教育長賞	県歯科医師会長賞	優秀賞	小学校5点、中学校3点	佳作	小学校10点、中学校5点	24 千円
小学校	中学校														
166	38														
知事賞	小・中学校 各1点ずつ														
県教育長賞															
県歯科医師会長賞															
優秀賞	小学校5点、中学校3点														
佳作	小学校10点、中学校5点														
【今後の取組】 3. 歯科衛生普及	県	歯と口の健康に関するポスターコンクールを開催し、子どもの頃から歯と口の健康に関心を持つよう働きかけていく。	26 千円												

(2) 心身障害者（児）歯科診療所の運営費用補助

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 4. 心身障害者（児）歯科診療事業	県	【事業概要】 心身障害者（児）歯科診療事業を行っている県歯科医師会及び市町村に対して、心身障害者（児）の歯科診療機会拡大を図るため運営費を助成。	9,372 千円

		【実施状況】 <table><tr><th>補助先</th><th>施設名</th><th>診療日数</th><th>延患者数</th></tr><tr><td rowspan="2">(公社) 茨城県歯科医師会</td><td>口腔センター水戸</td><td>238</td><td>7,586</td></tr><tr><td>口腔センター土浦</td><td>238</td><td>5,983</td></tr><tr><td>日立市</td><td>日立市心身障害者 歯科診療所</td><td>97</td><td>891</td></tr></table> 【成 果】 心身障害者（児）の歯科診療の機会を確保できた。 (健康推進課)	補助先	施設名	診療日数	延患者数	(公社) 茨城県歯科医師会	口腔センター水戸	238	7,586	口腔センター土浦	238	5,983	日立市	日立市心身障害者 歯科診療所	97	891	
補助先	施設名	診療日数	延患者数															
(公社) 茨城県歯科医師会	口腔センター水戸	238	7,586															
	口腔センター土浦	238	5,983															
日立市	日立市心身障害者 歯科診療所	97	891															
【今後の取組】 4. 心身障害者(児)歯科診療事業	県	引き続き、心身障害者（児）歯科診療事業を行っている県歯科医師会及び市町村に対して、運営費を助成し、心身障害者（児）の歯科診療機会拡大を図る。	9,372 千円															

(3) フッ化物洗口の推進

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																				
			今年度 当初予算額 [千円]																				
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 5. フッ化物洗口推進事業	県	【事業概要】 むし歯予防効果が高いとされるフッ化物洗口について、就学前施設での導入促進に向けて、市町村を対象に新規導入施設の必要経費に係る補助や説明会等を実施。 【実施状況】 (1) フッ化物洗口に係る費用の補助 令和3年度より、フッ化物洗口推進事業を実施。 なお、平成28年度から令和2年度まではモデル事業として実施。 ◇事業対象 市町村 ◇補助対象 就学前施設におけるフッ化物洗口実施に係る費用に対する補助（報償費、消耗品費等） ◇補助率 導入1年目 10/10、導入2年目 1/2 <就学前施設におけるフッ化物洗口実施状況> <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>実施市町村数</td><td>22</td><td>26</td><td>37</td><td>40</td></tr><tr><td>実施施設数</td><td>96</td><td>148</td><td>248</td><td>268</td></tr><tr><td>実施人数</td><td>4,519</td><td>6,157</td><td>10,219</td><td>10,692</td></tr></table> ※国の補助事業や市町村及び施設の独自事業として実施しているものも含む。	年度	R2	R3	R4	R5	実施市町村数	22	26	37	40	実施施設数	96	148	248	268	実施人数	4,519	6,157	10,219	10,692	4,483 千円
年度	R2	R3	R4	R5																			
実施市町村数	22	26	37	40																			
実施施設数	96	148	248	268																			
実施人数	4,519	6,157	10,219	10,692																			

		(2) 市町村向け説明会 市町村におけるフッ化物洗口の推進を目的に市町村を対象としたフッ化物洗口推進事業に係る補助金等について説明会を開催。 <table><tr><td>回数</td><td>出席市町村</td></tr><tr><td>2</td><td>44</td></tr></table> (3) 歯科専門職等向け説明会 施設等におけるフッ化物洗口を推進することを目的に、歯科医師及び歯科衛生士等を対象に、地区歯科医師会単位で研修会を実施。 <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>14</td><td>476</td></tr></table> (4) 県民への普及啓発及び関係者への支援 県民へのフッ化物洗口の普及啓発を目的に、メディア等を活用した普及啓発及び市町村や施設にフッ化物洗口実施の働きかけや支援を実施。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>メディア（ラジオ）</td><td>2</td><td>—</td></tr><tr><td>研修会等</td><td>7</td><td>207</td></tr></table> (5) フッ化物洗口講師派遣事業 フッ化物洗口を事業化していない市町村の就学前施設を対象に施設職員や保護者への説明及び園児への指導を行うなど、安全かつ効果的なフッ化物洗口を6施設で支援した。 【成 果】 令和3年度よりフッ化物洗口推進事業を開始し、フッ化物洗口を実施する市町村数、就学前施設数、人数の増加を図ることができた。 (健康推進課)	回数	出席市町村	2	44	回数	参加者数	14	476	内容	回数	参加者数	メディア（ラジオ）	2	—	研修会等	7	207	
回数	出席市町村																			
2	44																			
回数	参加者数																			
14	476																			
内容	回数	参加者数																		
メディア（ラジオ）	2	—																		
研修会等	7	207																		
【今後の取組】 5. フッ化物洗口推進事業	県	県内の就学前施設において、よりフッ化物洗口が普及するよう市町村等に対して(1)～(5)を継続的に行い、働きかけていく。 また、フッ化物洗口を継続実施してきた効果を検証し、結果を公表することで更なる推進を図る。	6,119 千円																	
【前年度の実施状況及び成果】 6. 小学校口腔衛生推進	県	【事業概要】 むし歯予防に効果のあるフッ化物洗口を促進させるため、助成制度を創設し、県内小学校児童の歯と口腔内の健康づくりに資する。	2,002 千円																	

事業 ＜教育庁＞		◇事業対象 市町村教育委員会 ◇補助対象 小学校におけるフッ化物洗口実施に係る費用に対する補助（薬剤、消耗品購入） ◇補 助 率 1/2（上限 60,000 円） 【参考：茨城県と全国のむし歯のある児童の比較（小学校）】 <table><tr><th colspan="3">茨城県</th><th colspan="3">全国</th></tr><tr><th>計</th><th>処置完了</th><th>未処置有</th><th>計</th><th>処置完了</th><th>未処置有</th></tr><tr><td>42. 3%</td><td>20. 1%</td><td>22. 2%</td><td>37. 0%</td><td>19. 3%</td><td>17. 7%</td></tr></table> ※令和 4 年度学校保健統計調査結果（文部科学省） ※学校抽出調査 ＜小学校におけるフッ化物洗口実施状況＞ <table><tr><th>年度</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th></tr><tr><td>対象市町村</td><td>モデル市町村</td><td>全市町村</td><td>R4 実施市町村</td></tr><tr><td>実施市町村数</td><td>5</td><td>40</td><td>31</td></tr><tr><td>実施校数</td><td>5</td><td>49</td><td>51</td></tr><tr><td>実施児童数</td><td>211</td><td>2, 375</td><td>2, 602</td></tr></table> ※国の補助事業及び市町村の独自事業として実施しているものも含む。 【成 果】 県歯科医師会と市町村を訪問しフッ化物洗口の理解啓発を行ったり、保健医療部と情報共有したり、関係機関と連携・協力体制を構築し、事業を実施することができた。 前年度に比べ、継続実施した市町村は減少したものの、フッ化物洗口の有効性を理解し、実施校を拡大した市町村があり、実施校・実施児童数は増加している。 （教育庁 保健体育課）	茨城県			全国			計	処置完了	未処置有	計	処置完了	未処置有	42. 3%	20. 1%	22. 2%	37. 0%	19. 3%	17. 7%	年度	R 3	R 4	R 5	対象市町村	モデル市町村	全市町村	R4 実施市町村	実施市町村数	5	40	31	実施校数	5	49	51	実施児童数	211	2, 375	2, 602
茨城県			全国																																					
計	処置完了	未処置有	計	処置完了	未処置有																																			
42. 3%	20. 1%	22. 2%	37. 0%	19. 3%	17. 7%																																			
年度	R 3	R 4	R 5																																					
対象市町村	モデル市町村	全市町村	R4 実施市町村																																					
実施市町村数	5	40	31																																					
実施校数	5	49	51																																					
実施児童数	211	2, 375	2, 602																																					
【今後の取組】 6. 小学校口腔衛生推進事業 ＜教育庁＞	県	予防効果を数値で確認するためには、一定の期間を要することから、引き続きフッ化物洗口事業を継続して実施する。 また、これまで継続実施した効果を検証した上で公表し、取組を更に推進を図るものとする。 さらに、県歯科医師会、県薬剤師会、県歯科衛生士会等と協力し、学校における円滑な実施を支援していく。	2, 520 千円																																					

(4) 認知症患者に対する支援体制構築

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及	県	【事業概要】 歯科医師等に対し認知症の基礎的対応等を習得する研修。	1,023 千円

【成果】 7. 認知症対策推進強化事業費		【実施状況】 歯科医師等認知症対応力向上研修事業 歯科医師・歯科衛生士等を対象に、認知症患者への基本的対応等に関する研修を開催する。 <table><tr><td>回数</td><td>受講者</td></tr><tr><td>2</td><td>60</td></tr></table> 【成果】 認知症の疑いのある人に早期に気づき、状況に応じた歯科治療・口腔管理を行う人材の育成に寄与した。 (健康推進課)	回数	受講者	2	60	
回数	受講者						
2	60						
【今後の取組】 7. 認知症対策推進強化事業費	県	歯科医師等に対し引き続き認知症の本人とその家族を支えるために必要な知識や医療と介護の連携の重要性を習得させる研修を実施し、適切な歯科治療が受けられるよう支援体制をより強化していく。	1,023 千円				

(5) 調査関係

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 8. 県民歯科保健基礎調査	県	【事業概要及び実施状況】 県民の歯科保健の現状等を把握し、本県の歯科口腔保健の推進を図るうえで必要な基礎的資料を得るとともに、「健康いばらき 21 プラン」に規定されている指標項目の現状値を把握するための基礎データを収集することを目的として、3 歳・12 歳・成人（満 40, 50, 64, 80 歳の男女）を対象におおむね 5 年毎に調査を実施。 ※直近調査実施年度：令和 3 年度	1,476 千円 (R3)
9. 幼児歯科健康診断実施状況調査	県	【事業概要及び実施状況】 むし歯等の口腔衛生状態の現状を把握することにより、幼児の歯科保健対策の充実強化を図るため、県内の保育所、認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部（認可外保育施設は除く）を対象とした 4、5 歳児のむし歯有病者数等の調査を毎年実施。	予算なし

10. 市町村歯科保健事業実施状況調査	県	【事業概要及び実施状況】 歯科保健対策の施策の参考資料とするため、県内全市町村に対し、前年度実施の歯科保健事業に関する調査を毎年実施。 【成 果】 各ライフステージにおける歯や口腔内の現状及び市町村主体の歯科保健事業実施状況について把握することができた。 (健康推進課)	予算なし
【今後の取組】 8. 県民歯科保健基礎調査 9. 幼児歯科健康診断実施状況調査 10. 市町村歯科保健事業実施状況調査	県	県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進を支援するため、今後も継続して調査を実施し、調査結果に基づき施策を検討していく。	—
【前年度の実施状況及び成果】 11. 学校保健統計調査 ＜教育庁＞	県	【事業概要及び実施状況】 児童生徒の健康実態を把握し、健康保持増進のための基礎資料とするため、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校における児童生徒の定期健康診断結果について毎年調査を実施。 【成 果】 児童生徒の健康状態を把握することができ、各学校や各地域で健康の保持増進のための基礎資料として、活用された。 また、保健医療部や県歯科医師会と児童・生徒のむし歯等の罹患状況を共有することで、歯と口腔内の健康づくりのための指導や治療方針の検討などに資することができた。 (教育庁 保健体育課)	1,404 千円
【今後の取組】 11. 学校保健統計調査 ＜教育庁＞	県	経年の変化や地域別の罹患状況の把握には、毎年悉皆調査の積み上げが不可欠であるため、引き続き調査を継続していく。	1,375 千円

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県AED等の普及促進に関する条例		
担当課（室）	医療政策課	公布日	平成25年3月27日
報告の根拠	茨城県AED等の普及促進に関する条例第6条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

茨城県AED等の普及促進に関する条例

1 目的（第1条） ○県民の救命率の向上のため、県が県民に対し、AED及び心肺蘇生法の普及促進を図る。

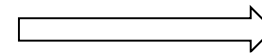
○県民の自発的な応急手当の実施を促すことにより、県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする。

2 各主体の役割（第2条～第5条） ①県、②学校、③県民及び④事業者の各取組を規定

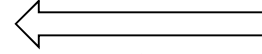
3 基本的施策（第2条～第5条）			
（1）県の取組（第2条）	（2）学校における取組（第3条）	（3）県民の取組（第4条）	（4）事業者の取組（第5条）
①市町村等と連携し、県民に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及・啓発。	①市町村等と連携し、小学校、中学校、高等学校等の教職員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める。	①県民は、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努める。	①従業員に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させ、かつ、向上させるよう努める。
②県施設へのAEDを設置、県施設以外の施設に対するAED設置促進。	②公立学校の新任教諭に対して、AED及び心肺蘇生法に関する救命講習を実施。	②県民は、救急現場に居合わせた場合は、互助の精神及び一人一人の命を大切にする精神にかんがみ、自ら率先して応急手当を実施するよう努める。	②事業者は、必要に応じてAEDを設置するよう努める。
③県施設のAEDの適切な維持管理と適切な表示、県施設以外のAEDを設置している施設に対する設置場所及び使用方法の表示を促進。	③学校は、授業その他の教育活動において、児童及び生徒の発達段階に応じてAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させる機会の確保に努める。	③県民は、大規模な集客を伴う催しを行う場合は、必要ときにAEDを使用できるようAEDの設置場所を参加者に周知するよう努める。	③事業者は、AEDを設置した場合は、AEDの適切な維持管理に努め、AEDの設置場所及び使用方法について適切な表示を行うよう努める。
—	④公立の中学校、高等学校等は、生徒に対し、学習指導要領を基本に心肺蘇生法に関する実習を実施。	—	—
—	⑤公立以外の中学校、高等学校等は、実習を通して生徒が心肺蘇生法を理解することができるよう努める。	—	—

(2) 推進体制

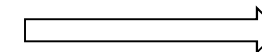
茨城県 A E D 普及推進連絡協議会		
会長	県保健医療部長	—
委員	県医師会	医療関係
	茨城県ACLS協会	講習実施団体
	日本赤十字社茨城県支部	
	水戸地区救急普及協会	
	いばらき救命教育・AEDプロジェクト	
	県消防長会救急部会	消防関係
	県女性・防災クラブ連絡協議会	
	県老人福祉施設協議会	介護福祉
	県介護老人保健施設協会	団体
	県医療機器販売業協会	販売事業者
	県消防安全課	行政
	県教育庁保健体育課	
事務局	県医療政策課	



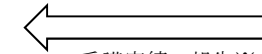
救命講習の実施等



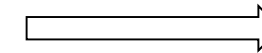
受講実績の報告※1



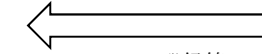
救命講習の実施等



受講実績の報告※2



AEDの設置等



AEDの登録等

県民

- ・AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得
- ・自ら率先して応急手当を実施
- ・AEDの設置場所の周知

学校

- ・教職員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得
- ・児童及び生徒の発達段階に応じてAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得

事業者

- ・従業員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得・向上
- ・事業者は、必要に応じてAEDを設置
- ・AEDの適切な維持管理、設置場所及び使用方法の適切な表示

※1：実績報告は各消防本部等からの報告による。

※2：実績報告は各学校からの報告による。

【協議会の活動内容】

- ・各団体等の取組内容について情報共有 + ターゲットを絞ったAEDの設置促進（老人ホーム、スポーツ施設等）
- 救命講習実施状況の把握・実施の呼びかけ、講習実施団体とのマッチング促進
- バッテリーの交換など適切な維持管理の周知

AED及び心肺蘇生法の普及促進
県民の自発的な応急手当の実施による県民の生命及び身体保護

(3) 条例制定後の主な取組

1 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

(1) AED の設置登録制度への登録施設数

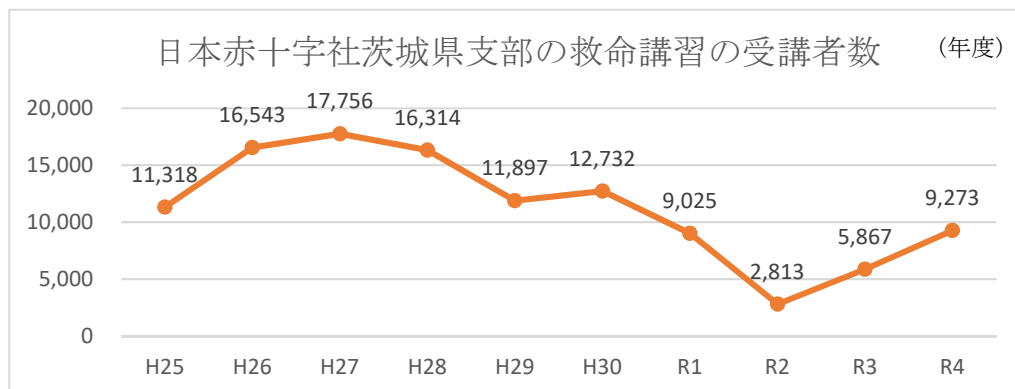
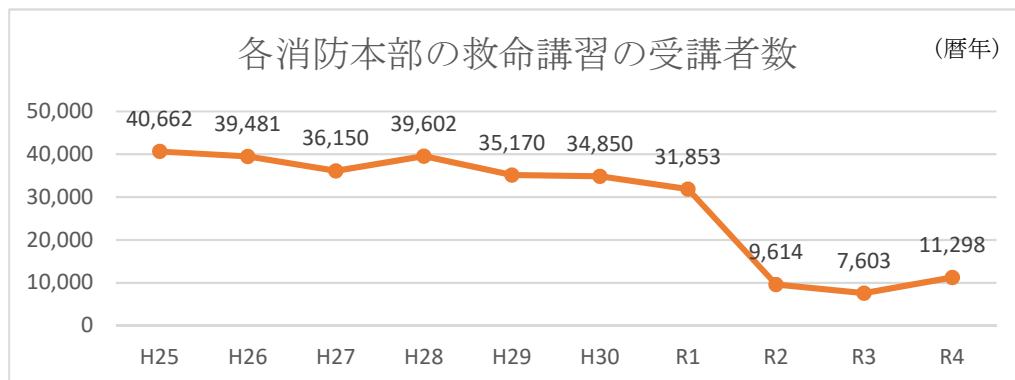
2,590 施設 (H25 年 4 月) → 3,962 施設 (R6 年 3 月)

(2) AED の設置施設

施設区分		H25.4 施設数 (A)	R6.3 施設数 (B)	増減 (B-A)
県	学校	91	135	44
	美術館、庁舎、その他	48	140	92
	小計	139	275	136
市町村	学校、保育園等	938	971	33
	消防機関	62	90	28
	公民館、その他	980	1,444	464
	小計	1,980	2,505	525
国等その他公的機関		5	22	17
民間		398	995	597
医療機関		68	165	97
合計		2,590	3,962	1,372

(3) 救命講習の受講者数

- ・各消防本部では、条例制定後から令和 4 年 (R4.12) までに延べ 286,283 人、日本赤十字社では、条例施行後から令和 4 年度 (R5.3) までに延べ 113,538 人に対し救命講習を実施。



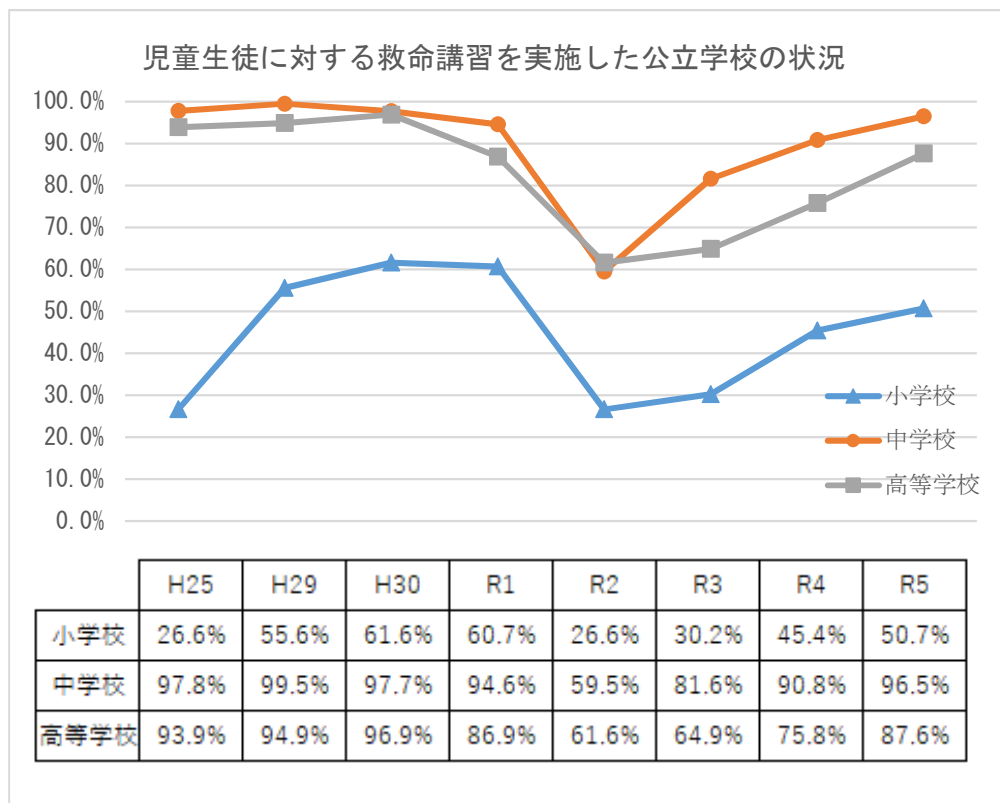
(注) 令和元年度から令和 2 年度にかけて実施回数等が大幅に減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことによる。

(4) 学校における取組

①公立学校における教職員の救命講習の受講人数 [R5 学校保健・学校安全実態調査]

区 分	小学校	中学校	高等学校	計
救命講習の受講者数計	9,879	6,045	4,631	20,555

②児童生徒に対する救命講習を実施した公立学校数 [R5 学校保健・学校安全実態調査]



(注) 令和2から4年度の実施割合が減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことが一因と考えられる。

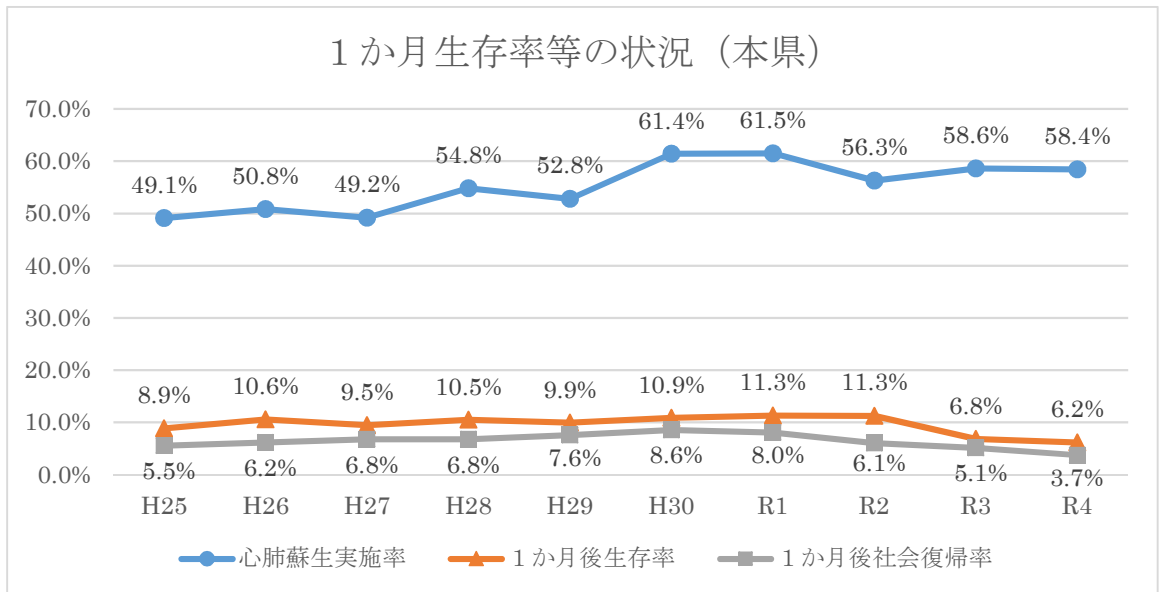
③私立学校の取組状況 [R6 調査]

区分	学校数	回答数	回答率	教職員向け		児童生徒向け	
				学校数	実施率	学校数	実施率
高等学校	35	30	85.7%	23	76.7%	23	76.7%
中等教育学校	3	3	100.0%	3	100.0%	2	66.7%
中学校	12	6	50.0%	6	100.0%	5	83.3%
小学校	7	5	71.4%	3	60.0%	0	0.0%
合計	57	44	77.2%	35	79.5%	30	68.2%

○教職員向けの救命講習は約8割の学校で実施、児童生徒向けの救命講習は約7割の学校で実施。

○私立学校の場合、県AED条例の規定上、教職員及び児童生徒の心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得については努力義務ではあるが、県民の救命率向上や県民の生命及び身体の保護のため、引き続き、各私立学校あて救命講習の実施を呼びかけていく。

(5) 助かった命



（注）令和4年度の各種数値が下がっている理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との接触を避けたい心理から AED の使用をためらうケース等も考えられる。

本県の「1 か月後生存率」及び「1 か月後社会復帰率」を向上させるために、適切な CPR（心肺蘇生法）及び速やかな AED の実施ができるよう、救命講習等による知識や技能の普及啓発に取り組んでいく。

(6) その他

① 高校生等の活動支援

- ・ NPO 法人いばらき救命教育・AED プロジェクトが主催する高校生等を対象にした第1回フォーラム「見つけよう！私の近くの AED～高校生がつなぐ命のバトン～」の後援。高校生同士が意見交換を行い、AED の普及啓発について考えることを目的としている。

< 第1回フォーラムの概要 >

ア 日 時 令和5年8月5日（土）10時～15時30分

イ 場 所 水戸市民会館（水戸市泉町）

ウ 出席者 県内の県立学校、私立学校等、約80名。

エ 内 容

- ・ 桐淵 博氏（日本 AED 財団理事、元さいたま市教育長）による講演。

講演内容：ASUKA モデル（注）の紹介、教育現場での AED 使用事例の紹介。

（注）さいたま市教育委員会が作成した体育活動時等に特化した教員研修のためのテキストの愛称。平成23年9月、さいたま市の女子児童が駅伝の練習中に死亡した事故を教訓に作成。

- ・立川 法正医師（NPO 法人いばらき救命教育・AED プロジェクト理事長）による救命サポーター（高校生）についての活動概要説明。
- ・高校生による AED 普及啓発についての活動報告。
- ・県の取組や AED マップの説明。[医療政策課]
- ・高校生による討論会。

＜第 2 回フォーラムの概要＞

ア 日 時 令和 6 年 8 月 3 日（土）【調整中】
 イ 場 所 水戸市民会館（水戸市泉町）
 ウ 出席者 県内の県立学校、私立学校等。
 エ 内 容 【調整中】

②AED とともに三角巾の整備促進

- ・三角巾を活用したプライバシー保護の方法として、県 HP、茨城県保健医療部公式 X（旧ツイッター）及び各市町村あて通知等にて周知。

③福祉施設等における AED の設置・登録促進及び救命講習の実施

- ・県内福祉施設等における AED の設置・登録促進及び救命講習の実施について、県内福祉施設団体あて協力を依頼。

④市町村消防機関が行う普及啓発活動に対する指導、助言及び指導者の養成

- ・県消防学校において救命に関する、教育、研修、訓練を実施し、救命講習を開催する技能を持った職員を育成。

＜令和 5 年度消防学校における教育状況＞

教育課程	修了者数
初 任 科	1 4 3 人
救 急 科	1 1 2 人

- ・救命講習に関する周知及び積極的な救命講習会開催の働きかけ。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 県の取組

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の 実施状況 及び成果】 AED 普及促 進事業	県	・県民による心肺蘇生率の向上を図るため、県 AED 普及推進連絡協議会を通じて、AED の普及啓発を行うとともに、AED の設置促進や設置施設の周知を行う。 ①県 AED 普及推進連絡協議会の運営 ・委員報酬、旅費等 ＜協議会の実施内容＞ ①各委員の活動状況報告 - ア 医療政策課 ・AED 設置状況、AED の使用方法動画の県 HP への掲載、今後の取組 - イ 消防安全課 ・講習会及び指導者養成の状況 - ウ 保健体育課 ・教職員及び児童生徒の取組状況 - エ 各団体 ・救命講習の実施状況等 ②普及啓発に向けた意見交換 ・学校現場における AED の使用結果後の状況確認、「高校生 AED プロジェクト」への協力決定など ②AED の普及及び適切な管理促進 ・県 HP 「AED のココロエ」の維持管理委託費	369 千円 ① 114 千円 ② 255 千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	県	・救急現場に居合わせた県民が、自発的に応急手当を実施できるよう、また、救命率を向上させることができるよう、引き続き、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努めていく。 ・AED の設置促進やバッテリー交換などの適切な維持管理を周知に努めていく。	1,622 千円

(2) 学校における普及促進の取組

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																																																																		
			今年度 当初予算額 [千円]																																																																		
【前年度の実施状況及び成果】 ・学校における実習(児童生徒) ・救命講習会(教職員)	県	1 実施状況 (1) 県立学校におけるAEDの設置状況(R5) ・基本的に、各学校に2台(校舎内及び体育館)ずつ設置する。 ・農林科学科、農業科、園芸科が設置されている学校及び児童生徒の多い特別支援学校は、1台追加する。 (単位:校) <table><tr><th>校 種</th><th>学校数</th><th>2 台</th><th>3 台</th><th>4 台</th><th>計</th></tr><tr><td>高等学校</td><td>95</td><td>88</td><td>4</td><td>3</td><td>95</td></tr><tr><td>中等教育学校</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>23</td><td>16</td><td>7</td><td>0</td><td>23</td></tr></table> (2) AED使用実績(R5) ・小学校11件、中学校7件、高等学校5件、特別支援学校4件 (3) 心肺蘇生法の実習(R5)【児童生徒】 <table><tr><th rowspan="2">校 種</th><th colspan="3">保健体育科授業</th></tr><tr><th>学校数</th><th>実施校数</th><th>実施率</th></tr><tr><td>小学校</td><td>456 校</td><td>231 校</td><td>50.7%</td></tr><tr><td>中学校及び中等教育(前)</td><td>229 校</td><td>221 校</td><td>96.5%</td></tr><tr><td>高等学校及び中等教育(後)</td><td>97 校</td><td>85 校</td><td>87.6%</td></tr></table> (4) 県が主催する救命講習会(R5)【教職員】 <table><tr><th>期 日</th><th>対 象</th><th>受講人数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>4 月</td><td>小・中学校(初任者)</td><td>531 人</td><td rowspan="6">教育研修センター</td></tr><tr><td>4 月</td><td>高等学校(初任者)</td><td>105 人</td></tr><tr><td>9 月</td><td>実習助手(初任者)</td><td>4 人</td></tr><tr><td>9 月</td><td>栄養教諭(初任者)</td><td>4 人</td></tr><tr><td>11 月</td><td>養護教諭(初任者)</td><td>12 人</td></tr><tr><td>11 月</td><td>養護教諭(中堅前期・後期(※1))</td><td>35 人</td></tr></table>	校 種	学校数	2 台	3 台	4 台	計	高等学校	95	88	4	3	95	中等教育学校	3	3	0	0	3	特別支援学校	23	16	7	0	23	校 種	保健体育科授業			学校数	実施校数	実施率	小学校	456 校	231 校	50.7%	中学校及び中等教育(前)	229 校	221 校	96.5%	高等学校及び中等教育(後)	97 校	85 校	87.6%	期 日	対 象	受講人数	備 考	4 月	小・中学校(初任者)	531 人	教育研修センター	4 月	高等学校(初任者)	105 人	9 月	実習助手(初任者)	4 人	9 月	栄養教諭(初任者)	4 人	11 月	養護教諭(初任者)	12 人	11 月	養護教諭(中堅前期・後期(※1))	35 人	3,682 千円
校 種	学校数	2 台	3 台	4 台	計																																																																
高等学校	95	88	4	3	95																																																																
中等教育学校	3	3	0	0	3																																																																
特別支援学校	23	16	7	0	23																																																																
校 種	保健体育科授業																																																																				
	学校数	実施校数	実施率																																																																		
小学校	456 校	231 校	50.7%																																																																		
中学校及び中等教育(前)	229 校	221 校	96.5%																																																																		
高等学校及び中等教育(後)	97 校	85 校	87.6%																																																																		
期 日	対 象	受講人数	備 考																																																																		
4 月	小・中学校(初任者)	531 人	教育研修センター																																																																		
4 月	高等学校(初任者)	105 人																																																																			
9 月	実習助手(初任者)	4 人																																																																			
9 月	栄養教諭(初任者)	4 人																																																																			
11 月	養護教諭(初任者)	12 人																																																																			
11 月	養護教諭(中堅前期・後期(※1))	35 人																																																																			
			204 千円																																																																		

		8 月～ 12 月 (6 回)	公立・私立学校 未受講者、保健体育 科教員等 (3 年に一 度受講を推奨)	157 人	保 健 体 育 課※	
		計		848 人		
		※令和 2 年度から教職員が児童生徒に対する教え方を学ぶ 内容を導入。(いばらき PUSH (※ 2) と連携し実施)				
		2 成 果 ・児童生徒向けの実習や教職員向けの救命 講習会を実施することで、AED 及び心肺蘇 生法に関する正しい知識と技能習得が図 られた。				
【 <u>今後の 取組</u> 】 ・上記に 同じ	県	・引き続き、児童生徒向けの実習や教職員向けの 救命講習会を実施し、AED 及び心肺蘇生法に関 する正しい知識と技能習得の普及促進に努め る。 ① A E D の設置 ② 救命講習会の開催				4, 772 千円 ①4, 513 千円 ② 259 千円

※1…中堅前期・後期とは、教員在職6年目、12年目。

※2…いばらき PUSH とは、NPO 法人 大阪ライフサポート協会が考案した胸骨圧迫
と AED の使い方限定した、短時間でわかりやすく、楽しく学べる心肺蘇生
講習。

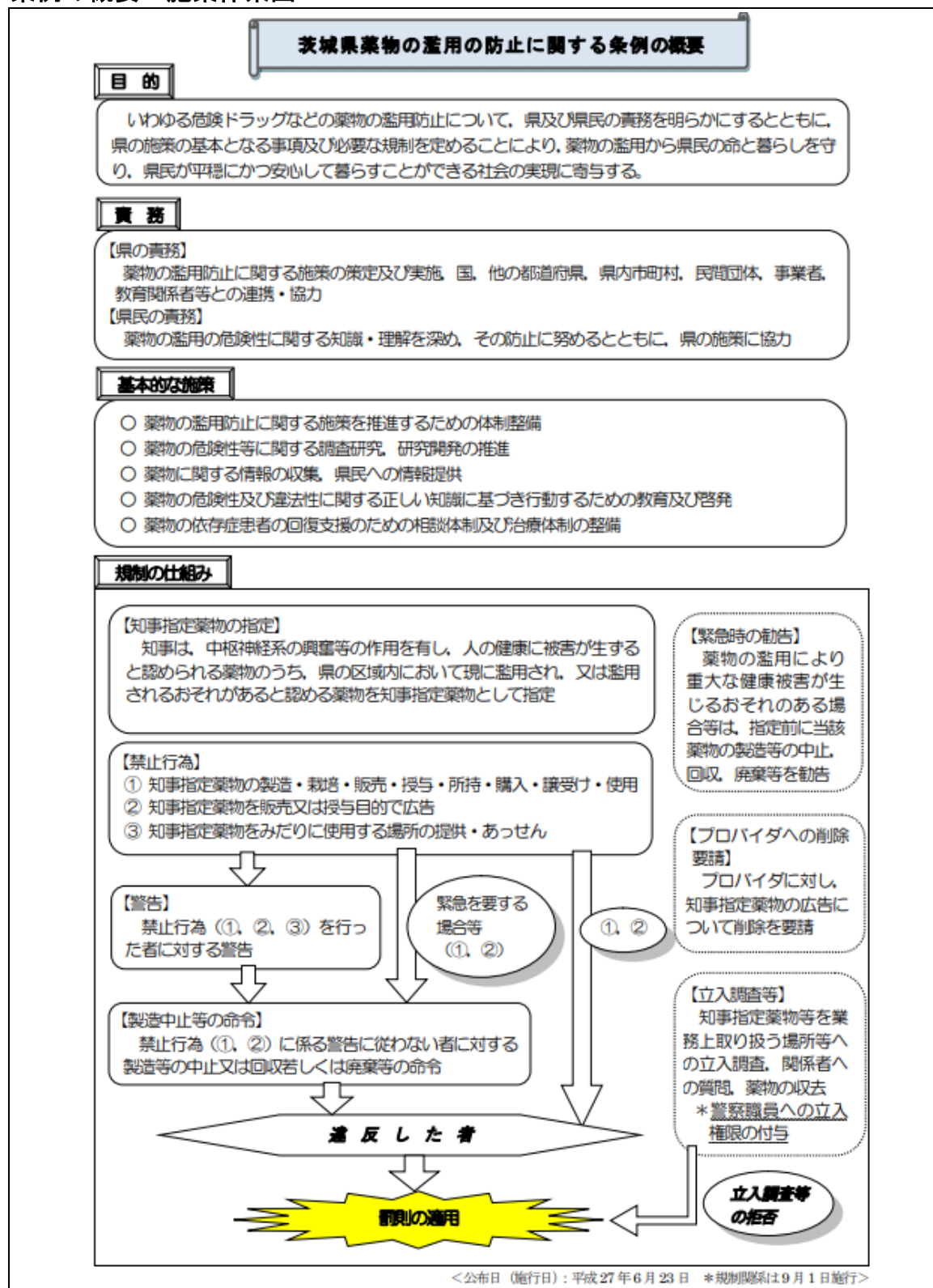
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

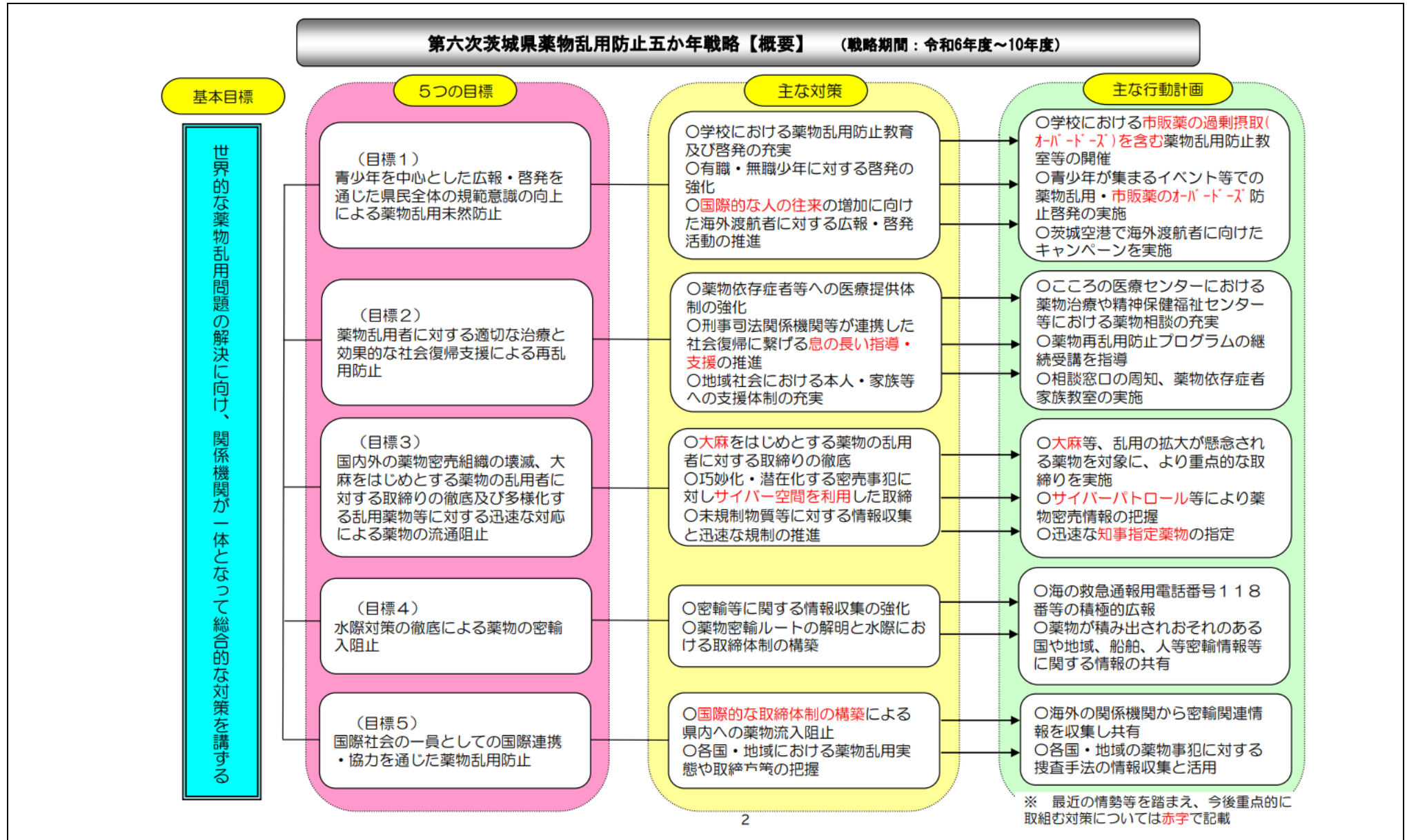
条例の名称	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例		
担当課（室）	薬務課	公布日	平成27年6月23日
報告の根拠	茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条の規定		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

①薬物濫用による危害防止のための県民への情報提供（第7条関係）

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（626ヤング街頭キャンペーン開催状況）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催場所数	15	15	16	15	0	1	1	12
啓発人員	19,714	16,771	19,030	18,900	0	1,000	1,000	11,450

※R2年度～R4年度は新型コロナウイルス対策として中止又は限定開催

※他に全国高等学校野球選手権県予選大会会場（5カ所）や茨城空港で横断幕掲示

○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10／1～11／30） 地域啓発活動

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催場所数	26	34	30	28	2	3	12	18
啓発人員	32,780	37,464	43,446	38,920	260	314	11,137	11,100

※地域の産業祭などでキャンペーンを実施

○不正けし抜去状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
抜去か所数	180	230	172	184	161	129	80	133
抜去本数	15,088	19,269	16,175	19,737	20,580	14,670	6,133	9,675

②学校等における教育及び県民に対する啓発（第8条関係）

○公立学校における薬物乱用防止教室開催率の推移（単位：％）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県立高校	94.8	100	100	100	73.7	92.8	98.9	100
公立中学校	99.1	100	98.2	95.0	77.1	90.8	95.2	98.7
公立小学校	90.5	95.0	92.6	93.1	76.4	82.6	90.4	91.7
全 体	93.9	97.0	95.1	94.5	76.2	86.2	92.8	92.9

③薬物依存からの回復を支援するための相談及び治療体制整備（第9条関係）

○薬物相談件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
茨城県	207	220	519	250	166	172	196	283
内 訳	保健所	152	138	433	128	58	38	132
	精神保健福祉センター	55	82	86	122	108	134	151

※その他、SNSを活用した相談窓口、子どもや女性専用の相談窓口などを設置

④知事指定薬物の指定（第10条・第11条関係）

○知事指定薬物の指定状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
指定数	23	14	16	14	15	17	16	15	15	145

※指定にあたっては、学識経験者5名で構成される茨城県薬物指定審査会（平成27年度～）の答申を受けている。「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。

※大臣による指定が行われると、知事指定薬物としては解除される。

⑤知事指定薬物の製造、販売、所持、使用等の禁止、立入検査等 (第12条・第13条関係)

○知事指定薬物等を業務上取り扱う場所(危険ドラッグ販売店等)に対する県警と薬務課麻薬取締員との合同立入検査(令和5年度～)

県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施し、知事指定薬物を含む規制制度の説明、薬務課HPの周知を行っている。販売されていた場合は、速やかに店頭から撤去するように指示。

【対象店舗】5店舗(R6.3.31時点)

【実施回数】2回(1回目は3店舗、2回目は5店舗)

⑥薬物濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づいて実施するための調査研究等(第6条関係)

○医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)が原因と疑われる救急搬送人員の調査(令和6年3月公表)

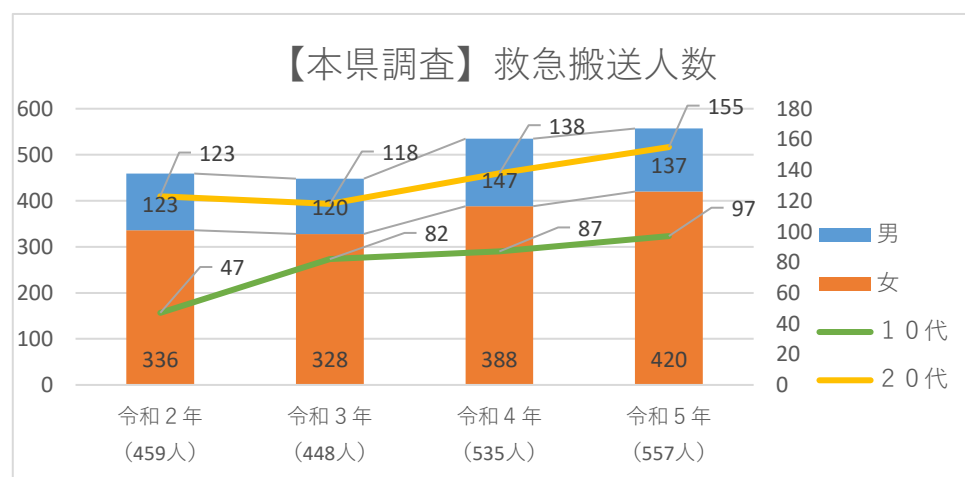
【実施主体】保健医療部医療局薬務課

【調査対象】消防本部(局) 県内24本部(局)

【調査対象期間】令和2年1月から令和5年12月までの4年間

【調査結果概要】

- ・ 医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)が原因と疑われる救急搬送人員は年々増加しており、特に10代及び20代の増加が顕著である。(搬送人員のうち10代・20代が占める割合が37%から45%に増加、人員は1.5倍)
- ・ 全体の7割を女性が占め、全年代で女性のほうが多い。
- ・ 国が行った調査結果と傾向は同様であった。(対象期間：令和2年1月～令和5年6月)



3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

本県では、「第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」（2024～2028 年度）を策定し、「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」に規定する下記の各種の取組みについて、関係機関と連携を図りながら総合的に実施しているところ。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	県	(第7条関係) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化、広報・啓発の強化 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）県内12箇所開催、約11,450人に啓発 ○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10/1～11/30）県内18箇所開催、約11,100人に啓発 ○「青少年の健全育成に協力する店」（コンビニエンスストア、書店、カラオケボックス等）の登録店舗割合は95.8%となった。 ○作成したPTA指導者研修資料を活用し、各PTA団体が「PTA指導者研修会」を実施。 ○大麻を含む違法薬物に関するポスターやチラシ等を配付し、公共施設等に掲示。 ○キャンペーン等での啓発チラシ17,000枚を配布の他、県HPやSNS等の各種媒体を活用し、県民へ啓発。 ○高校野球県予選会場(5球場)で啓発用横断幕の掲示 ○不正大麻・けし撲滅運動 けし9,675本(133か所)抜去 ○薬局、市庁舎等にポスターを掲示（ポスター539枚、リーフレット1,007枚配布） ○映画館2か所で夏季の長期休みに合わせて啓発映像を上映（約17万人） ○ドラッグストアの新聞折り込み広告で、薬物乱用防止啓発（合計4回、各55万枚） ○電車内広告（常磐線・水戸線、TX）、私鉄バス車内広告及び車内放送（私鉄バス124台）を実施 ○運転免許試験センターのモニターにて啓発映像放映 ○オーバードーズや大麻乱用問題に対してSNSを活用した啓発を実施 ○県広報紙「ひばり」（79万部）掲載 ○ラジオ広報（11日間） ○街頭補導を通じて、有職・無職少年に対して大麻乱用防止カードを手交。等	4,875 (R5 最終予算額(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動費))

		【成果】 キャンペーンや様々な媒体での啓発により、地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止の啓発をすることができた。	
【今後の取組】 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	県	薬物根絶意識の醸成のため、『第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略』として、上記事業をさらに推進していく。 なお、大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対して積極的に啓発を行う。 また、新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル広告やSNS等も活用する。 引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。	5,613 (R6 当初予算額(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動費))

(2) 覚醒剂等薬物乱用防止推進事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・覚醒剂等薬物乱用防止推進事業	県	(第8条関係) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 <薬物乱用防止教室> ○学校に対し、「薬物乱用防止教室」を学校保健計画に位置付け、中学校・高等学校は、年1回の開催を周知した。 ○薬物乱用防止教室開催状況(公立学校) 小学校 91.7% 中学校 98.7% 高等学校 100% 「薬物乱用防止教室」参加人数 中学校・高等学校 生徒 約54,746人 教員 約3,507人 保護者 約617人 その他 約234人 ○各私立学校の薬物乱用防止教室の実施状況 97.8% ○警察でも少年の薬物乱用実態に即した薬物乱用防止教室を実施。 <薬物乱用防止派遣講師のスキルアップ研修関係> ○薬物乱用防止指導員スキルアップ研修会 ○ライオンズクラブ薬物乱用防止教育認定講師養成講座	1,801 (R5 最終予算額(覚醒剂等薬物乱用防止推進費))

		【成果】 学校での普及運動に関わる薬物乱用防止指導員等に依存症に関する知識や対応方法についての習得を促進することができた。また、教育庁と連携し中学校及び高等学校での開催と小学校では地域の実情に応じて開催することができ、青少年に対し、薬物乱用の危険性や有害性について、具体的に指導することができた。 (第9条関係) 本人・家族等への支援体制の充実、相談窓口の設置 ○精神保健福祉センター・保健所職員による実績 ・来所相談：44件、電話相談：216件、その他（オンライン、メール相談等）：23件 ・家族教室：23回開催、延111名参加 ・薬物依存症回復プログラム：50回実施、延306名が参加 ・薬物依存症者の社会復帰等を行っている民間団体スタッフの協力のもと、回復者の立場から助言を得た。 ・水戸保護観察所の家族相談会：個別相談会3回、薬物依存問題についての講話：1回 ○病院ホームページにおいて、依存症関連問題外来の紹介や、薬物依存症の理解と対策などについての情報提供。 ・病院における家族教室の実施 実施回数：17回、延べ参加者数：50名 ○更生緊急保護の対象となる薬物事犯者で、本人から申出によるダルク等の民間支援施設へ入所者：16人。 【成果】 薬物問題を抱える本人や家族に対し、様々な角度から薬物依存症に関する正しい理解や対処法について助言することにより、治療・回復のサポートをすることができた。また、関係機関との連携しながら対応することで、より専門的な支援を提供することができた。 (第9条関係) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化 ○外来診療において通院治療を行うとともに、入院により解毒や精神病症状の治療プログラムを積極的に行った。 ・依存症関連問題外来の実績 相談件数：1,773件 初回相談：64件、再来相談：1,709件 ・入院治療者実績（人）：69人 ・SMARPP（物質使用障害治療プログラム）の実施 実施回数：50回（延べ参加者数：316名） ○薬物事犯保護観察対象者の受理人数156人（うち保健医療機関による治療・支援を受けた者の人数7人） ○薬物再乱用防止プログラムの受講を特別遵守事項で義務付けられている保護観察対象者は82人。	
--	--	---	--

		【成果】 依存症専門外来のほか、従来から入院でも依存症の患者を受け入れており、症状悪化などの緊急時にも対応している。治療の早期介入や SMARPP により治療の効果が上がっている。 (第 10 条・第 11 条関係) 茨城県薬物指定審査会 ○指定状況：15 物質、審査会：5 回開催 【成果】 県内で濫用のおそれがある危険ドラッグや大麻類似成分について「知事指定薬物」として指定し、県内での濫用を未然に防ぐことができた。	
【今後の取組】 ・覚醒剤等薬物乱用防止推進事業	県	薬物根絶意識の醸成のため、『第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略』として、上記事業をさらに推進していく。 なお、大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対して積極的に啓発を行う。 また、新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル広告や SNS 等も活用する。 引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。	1,998 (R6 当初予算額(覚醒剤等薬物乱用防止推進費))

(3) 麻薬取扱者等指導対策事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]															
			今年度 当初予算額 [千円]															
【前年度の実施状況及び成果】 ・麻薬取扱者等指導対策事業	県	(第 12 条・第 13 条関係) 麻薬関係施設に対する立入検査 ○麻薬関係施設立入検査を以下のとおり実施 <table><tr><td></td><td>麻薬関係</td><td>向精神薬 関係</td><td>麻向原料 関係</td><td>覚醒剤 関係</td></tr><tr><td>立入 検査数</td><td>1, 355</td><td>1, 552</td><td>34</td><td>1, 426</td></tr><tr><td>違反 事業所数</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr></table> 【成果】 立入検査による指導により、麻薬等の不適正使用を未然に防ぐことができた。		麻薬関係	向精神薬 関係	麻向原料 関係	覚醒剤 関係	立入 検査数	1, 355	1, 552	34	1, 426	違反 事業所数	10	0	0	3	4, 294 (R5 最終予算額(麻薬取扱者等指導対策費))
	麻薬関係	向精神薬 関係	麻向原料 関係	覚醒剤 関係														
立入 検査数	1, 355	1, 552	34	1, 426														
違反 事業所数	10	0	0	3														

		(第12条・第13条関係) 危険ドラッグ販売店等に対する立入検査 ○県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施した。 ・対象店舗：5店舗 ・実施回数：2回 (1回目は3店舗、2回目は5店舗) →1回目：HHCH(薬物の成分)の指定(12/2施行)直前 →2回目：大麻成分包括指定(1/6施行)後 【成果】 県内で濫用のおそれがあるとして指定した「知事指定薬物」を含む危険ドラッグや大麻類似成分について、県内での濫用を未然に防ぐことができた。	
【今後の取組】 ・麻薬取扱者等指導対策事業	県	本年度も計画に基づいて麻薬関係施設立入検査を実施する。 麻薬関係施設立入検査に関しては、新たな物質が指定薬物として指定され、かつ当該物質を対象店舗が取り扱っている可能性が高い時期で、立入検査が効果的と思料される時期に実施予定。 また昨年度末、店舗が一つ増えたことから、県警と連携し、今年度早期に改めて立入検査を実施予定。	4,763 (R6当初予算額(麻薬取扱者等指導対策費))

(4) 県薬物乱用防止指導員協議会運営事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・県薬物乱用防止指導員協議会運営事業	県	(第7条・第8条関係) 県薬物乱用防止指導員協議会運営費の補助 ○学校や地域での薬物乱用防止普及関わる茨城県薬物乱用防止指導員協議会に対し運営費として補助 【成果】 青少年を中心に、薬物乱用の危険性や有害性について、具体的に指導することができた。	2,000 (R5最終予算額(県薬物乱用防止指導員協議会運営費))
【今後の取組】 ・県薬物乱用防止指導員協議会運営事業	県	引き続き茨城県薬物乱用防止指導員協議会に対し運営費として補助を行い、学校や地域での薬物乱用防止普及をさらに推進していく。 特に令和6年度は、オーバードーズや大麻の若者における乱用問題を重点的に、指導員に研修を行い、普及啓発を図っていく。	2,000 (R6当初予算額(県薬物乱用防止指導員協議会運営費))

(5) 薬物特定相談事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ・薬物特定相談事業	県	(第9条関係) 薬物相談指導業務のネットワークの整備 ○薬物乱用・依存に関する相談指導業務の中核である精神保健福祉センターにおいて専門相談員(会計年度任用職員)を配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図った。 ○精神保健福祉センター・保健所職員による実績 【再掲】 ・来所相談：44件、電話相談：216件、その他(オンライン、メール相談等)：23件 ・家族教室：23回開催、延111名参加 ・薬物依存症回復プログラム：50回実施、延306名が参加 【成果】 薬物乱用・依存という専門的分野の相談を通して、薬物乱用・依存者の早期発見と早期対応を図ることができた。	3,532 (R5 最終予算額(薬物特定相談事業費))
【今後の取組】 ・薬物特定相談事業	県	引き続き精神保健福祉センターに専門相談員を配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図る。 特に相談者への適切な対応を行えるよう、精神保健福祉センターと保健所職員との合同の研修を実施し、ネットワークの充実強化を図る。	4,149 (R6 当初予算額(薬物特定相談事業費))

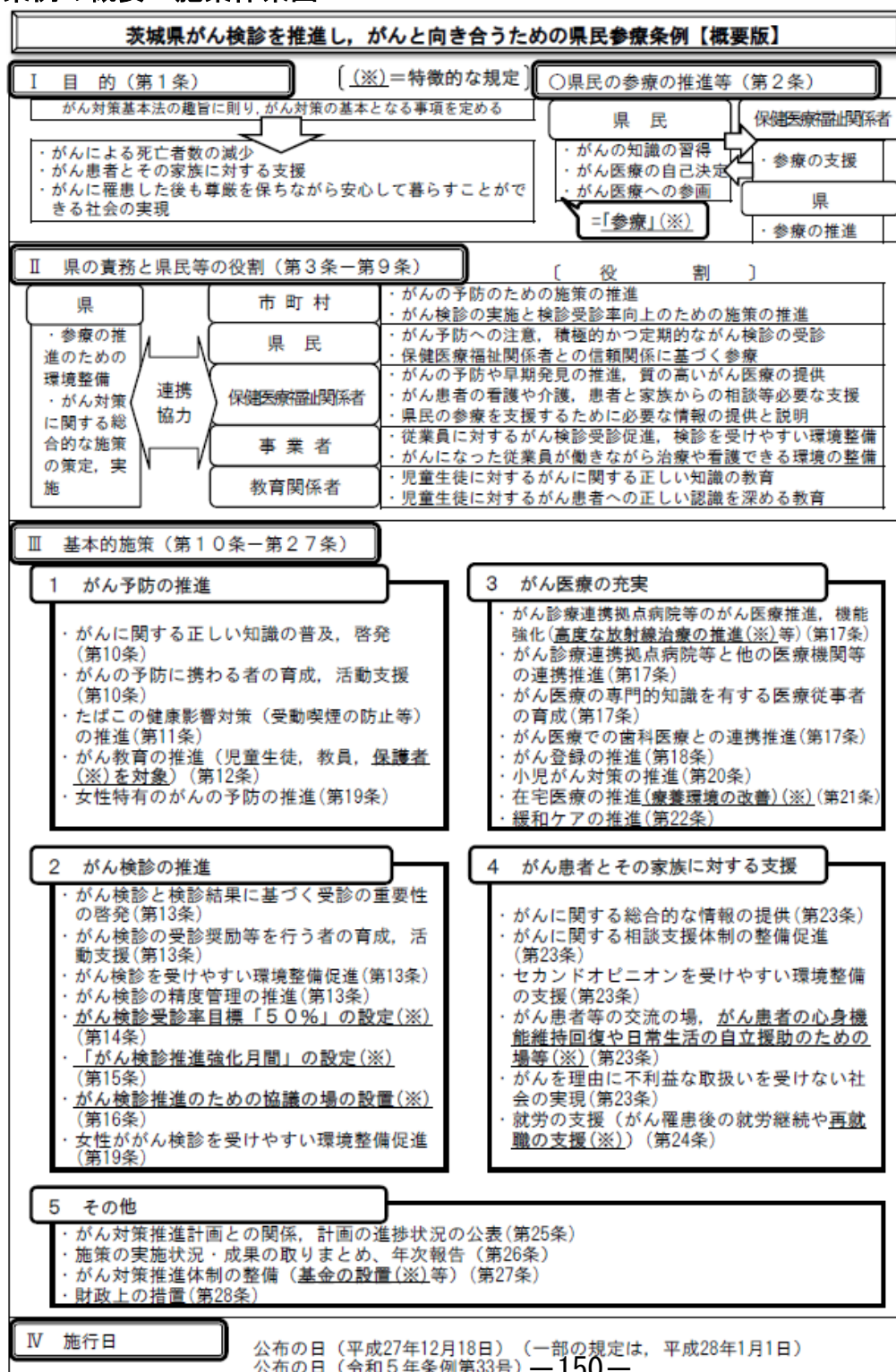
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例		
担当課（室）	疾病対策課（がん・循環器病対策推進室）	公布日	平成27年12月18日
報告の根拠	（年次報告） 第26条 知事は、毎年度、がん対策に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制

(がん検診の推進のための協議)

第 16 条

県は、がん検診の受診率の向上その他がん検診の推進に関し必要な施策について協議するため、県、市町村その他がん検診に関係する者で構成する協議の場を設けるものとする。

⇒ 上記を受け、茨城県がん検診住民検診推進協議会の設置

上記協議会の構成団体

区分	組織・団体名
県医師会	一般社団法人茨城県医師会
検診機関	公益財団法人茨城県総合健診協会
	公益財団法人日立メディカルセンター
	公益社団法人取手市医師会
	取手北相馬保健医療センター医師会病院
団体	全国健康保険協会茨城支部
行政	各市町村がん検診主管課長
県	保健医療部疾病対策課 がん・循環器病対策推進室長

(3) 条例制定後の主な取組

(第 10 条関係) 予防推進員の養成

年度	R1	R2	R3	R4	R5	累計
養成者数 (人)	147	－	149	127	127	550

※R2 は新型コロナウイルス感染症の影響により講習会の開催中止

(第 13 条関係) がん検診推進サポーターの養成

年度	R1	R2	R3	R4	R5	累計
養成者数 (人)	161	－	203	212	135	711

※R2 は新型コロナウイルス感染症の影響により研修会の開催中止

(第 14 条関係) がん検診の受診率

調査年度	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮頸がん
R4	46.8%	50.3%	45.1%	46.6%	42.4%
R1	47.9%	52.0%	44.1%	46.2%	41.7%
H28	42.4%	51.0%	42.2%	46.2%	42.5%
H25	39.5%	44.2%	36.8%	44.8%	41.7%

※目標 50%

(第 18 条関係) 茨城県におけるがん罹患件数（上皮内がん・大腸粘膜がんを除く）

年次		H28	H29	H30	H31
がん種	全部位	21,960	21,753	22,019	22,276
	胃	2,994	2,963	2,905	2,907
	大腸	3,608	3,541	3,487	3,521
	肺	2,775	2,707	2,717	2,791
	乳	2,000	2,040	2,050	2,156
	子宮頸部	243	268	253	227

※がん登録等の推進に関する法律に基づき、医療機関から届出されたがん情報をもとに本県におけるがん罹患状況等をまとめ、報告書（最新は平成 31 年次）を作成している。

(第 23 条関係)

・がん相談室への相談件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数(件)	1, 399	1, 085	1, 035	1, 364	1, 243

・企画提案型がん対策推進

年度	R1	R2	R3	R4	R5
交付団体数	9	7	7	7	8

※民間団体が実施する、がん患者や家族の支援につながる取組を公募し、審査委員会の審査を経て選定された事業に対し補助を実施

(第 27 条関係) がん対策基金の設置

設置当初 (H27 年 3 月) 20 億円 → R6 年 3 月時点 30 億円

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) いばらきがん患者トータルサポート事業（第20条、第23条、第24条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 いばらきがん患者トータルサポート事業	県	①いばらきみんなのがん相談室の運営（実績） ・相談事業 相談件数 1,243 件 ・補助事業 ア 社会参加サポート事業 ウィッグ：733 件、乳房補整具：105 件 イ 若年患者療養生活サポート事業 福祉用具：6 件 ウ 妊孕性温存療法助成事業 胚凍結：4 件、卵子凍結：5 件、 卵巢組織凍結：1 件、精子凍結：8 件 エ 温存後生殖補助医療助成事業 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療：1 件 凍結した精子を用いた生殖補助医療：9 件 （成果）がん患者及びその家族の抱える不安に対する相談支援体制の強化が図られたほか、がん患者向け助成事業により、社会参加支援、療養生活支援、生殖補助医療等の経済的負担の軽減が図られた。 ②ピアサポート事業 （実績）相談支援体制の充実を図るため、フォローアップ研修会を開催した。受講人数 11 名 （成果）相談支援体制の充実により、がん患者の療養生活の質の向上が図られた。 （健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室）	43,432
【今後の取組】 いばらきがん患者トータルサポート事業	県	①いばらきみんなのがん相談室の運営 県民が抱える様々な不安や悩みに幅広く対応していくため、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターに加え、病院以外の場所に、相談室を設置する。 また、がん患者の就労を含めた社会参加を推進するため、抗がん剤治療等による脱毛に対処するためのウィッグ等への購入・レンタル費用への補助を行うとともに、小児・AYA 世代の患者に対して、がん治療の副作用により妊孕性が喪失、低下する場合の精子や卵子の凍結保存等の妊孕性温存療法や温存後生殖補助医療への助成を行う。 ②ピアサポート事業 がん体験者（ピアサポーター）が、がん患者及びその家族の精神的な不安・苦痛等の相談に応じることにより、がん患者の療養生活の質の向上を図る。 （疾病対策課 がん・循環器病対策推進室）	56,994

(2) がん予防・検診推進対策事業（第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第19条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん予防・検診推進対策事業	県	①がん予防推進員の養成 （実績）がん予防推進員を養成するため、「本県のがん対策」、「生活習慣とがん予防」等、がん予防普及啓発の知識を教示する講習会を2回開催した。養成者数：127名 （成果）がん予防推進員を養成し、がん検診の普及啓発や受診勧奨を行うことで、県民のがんの早期発見・早期治療の推進を行うことができた。 ②がん予防・検診講習会 （実績） がん検診普及啓発講習会の開催 （対面開催）5保健所（暫定値） ・実施回数 10回（暫定値） ・参加者数 117名（暫定値） （Web公開）4保健所（暫定値） （成果）各保健所単位で講習会を開催することにより、県民にがん予防の知識や検診の重要性についてきめ細かい普及啓発を行うことができた。 ③がん検診推進サポーターの養成 （実績）がん検診推進サポーターを養成するため、がんの検診の基礎知識と検診の重要性を学ぶ研修会を2回開催した。養成者数：135名 （成果）企業と協定を締結し、その社員等をがん検診推進サポーターとして養成し、がん検診の普及啓発や受診勧奨を行うことで、県民のがんの早期発見・早期治療の推進を行うことができた。 ④がんから命を守る普及啓発 ア 子を通した保護者等への受診勧奨 （実績）県内の小学校6年生約25,000名に対して、R5.10月～R6.3月に実施した。 （成果）子どもを通して保護者等へ、メッセージカードやがん検診受診勧奨リーフレットを配布し、5大がんの検診の受診勧奨の促進が図れた。 イ 大学等での子宮頸がん検診普及啓発 （実績）「茨城県子宮頸がんセミナー～ハタチからの子宮頸がん検診」を県内の3大学において開催した。 また、ポスター300部、チラシ35,500部を作成し、大学、看護学校、市町村、保健所に配布した。 （成果）子宮頸がんの罹患が若年化していることから、セミナーの開催や啓発資材の配布により、若い世代に対する子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の受診勧奨の促進が図れた。 ⑤がん検診推進強化月間	6,094

		(実績) 10 月を強化月間として設定し、がん医療の普及啓発のためのフォーラムを開催したほか、パネル展及び広報活動を実施した。 (成果) 広く県民に対し、がん検診の普及啓発を図ることができた。 ⑥茨城県がん検診住民検診推進協議会の設置運営 (実績) 当該条例第 16 条の規定に基づき、令和元年に設置 (成果) がん検診受診率の向上等、がん検診推進の取り組みについて検討できた。 ⑦がん検診推進優良企業・団体表彰 (実績) 受賞企業: アフラック生命保険株式会社 水戸支店 (成果) 表彰事例の取組みを広く周知することにより、職域におけるがん検診受診促進のための取組みを推進することができた。 (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	
【今後の取組】 がん予防・検診推進対策事業	県	①がん予防推進員 効果的ながん予防知識等の普及啓発活動を展開するため、がん予防推進員を養成する。 ②がん予防・検診講習会 県内 9 保健所において、県民を対象にがん予防の知識やがん検診の重要性について普及啓発を行い、受診率の向上を図る。 ③がん検診推進サポーター 企業と協定を締結し、その社員等ががん検診推進サポーターとして養成することにより、連携してがん検診受診率の向上を図る。 ④がんから命を守る普及啓発 ア 子どもを通じた保護者等への受診勧奨 子どもを通して保護者等へ、メッセージカードやがん検診受診勧奨リーフレットを配布し、検診の受診勧奨を行う。 イ 大学等での子宮頸がん検診普及啓発 学生を対象にしたセミナーの開催や、若い世代に対する啓発資材の作成・配布により、子宮頸がん知識の普及や検診受診勧奨を推進する。 ⑤がん検診推進強化月間 がん検診推進強化月間を設定し、がんに関する講演、研究発表を行うフォーラムやキャンペーンを開催する。 ⑥茨城県がん検診住民検診推進協議会の設置運営 県、市町村、関係機関等による協議会を設置し、がん検診受診率の向上等、がん検診推進の取り組みについて検討を行う。 ⑦がん検診推進優良企業・団体表彰 がん検診の推進に功績のあった企業等を表彰し職域におけるがん検診の受診勧奨の取組を促進する。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	9, 779

(3) がん先進医療費利子補給金助成事業（第23条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん先進医療費利子補給金助成事業	県	(実績) R5 実績：7名 (成果) がん患者に対する経済的支援の実施により、がん患者の支援体制の強化を推進することができた。 (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	321
【今後の取組】 がん先進医療費利子補給金助成事業	県	がん先進医療を受ける患者とその家族の経済的な負担を軽減するため、先進医療の治療費の融資を受けた場合の利子分を補助する。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	1,614

(4) 企画提案型がん対策推進事業（第23条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 企画提案型がん対策推進事業	県	(実績) 公募の結果、8団体（交付決定額：1,903,265円）の事業に補助をした。 (成果) 事業形態を、民間団体の企画提案型にすることにより、枠にとらわれない内容を実施することができた。 (実施事業) ・web ピアサポート相談窓口の開設 ・オンラインの市民公開講座の開催 ・乳がん検診啓発動画の配布 など (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	2,301
【今後の取組】 企画提案型がん対策推進事業	県	民間団体が実施する、がん患者や家族の支援につながる取組を公募し、審査委員会の審査を経て選定された事業に対し補助する。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	2,481

(5) がん検診受診率向上対策事業（第14条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																														
			今年度 当初予算額 [千円]																														
【前年度の実 施状況及び 成果】 がん検診受診 率向上対策事 業	県	(実績) 交付決定 32 市町村 交付決定額 18,104,000 円 (成果) 受診率向上に重要な県民の意識啓発と受 診勧奨の促進を図ることができた。 (目標) 50% (調査結果) <table><tr><th>調 査 年 度</th><th>胃 が ん</th><th>肺 が ん</th><th>大腸 が ん</th><th>乳 が ん</th><th>子宮 頸 が ん</th></tr><tr><td>R4</td><td>46.8%</td><td>50.3%</td><td>45.1%</td><td>46.6%</td><td>42.4%</td></tr><tr><td>R1</td><td>47.9%</td><td>52.0%</td><td>44.1%</td><td>46.2%</td><td>41.7%</td></tr><tr><td>H28</td><td>42.4%</td><td>51.0%</td><td>42.2%</td><td>46.2%</td><td>42.5%</td></tr><tr><td>H25</td><td>39.5%</td><td>44.2%</td><td>36.8%</td><td>44.8%</td><td>41.7%</td></tr></table> (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	調 査 年 度	胃 が ん	肺 が ん	大腸 が ん	乳 が ん	子宮 頸 が ん	R4	46.8%	50.3%	45.1%	46.6%	42.4%	R1	47.9%	52.0%	44.1%	46.2%	41.7%	H28	42.4%	51.0%	42.2%	46.2%	42.5%	H25	39.5%	44.2%	36.8%	44.8%	41.7%	19,966
調 査 年 度	胃 が ん	肺 が ん	大腸 が ん	乳 が ん	子宮 頸 が ん																												
R4	46.8%	50.3%	45.1%	46.6%	42.4%																												
R1	47.9%	52.0%	44.1%	46.2%	41.7%																												
H28	42.4%	51.0%	42.2%	46.2%	42.5%																												
H25	39.5%	44.2%	36.8%	44.8%	41.7%																												
【今後の取組】 がん検診受診 率向上対策事 業	県	市町村が実施するがん検診受診率向上に効果 的な取組に対し補助する。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	16,950																														

(6) がん診療機器整備促進事業（第17条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん診療機器整備促進事業	県	(実績) 4 病院における医療機器の整備に対し助成した。 交付決定額 44,000,000 円	44,000

		補助先	整備機器	
		ひたちなか総合病院	人口呼吸器 超音波診断装置 大腸ビデオスコープ	
		水戸医療センター	上部消化管汎用ビデオスコープ 大腸ビデオスコープ	
		水戸赤十字病院	乳房用X線診断装置	
		日立総合病院	マンモグラフィー	
		(成果) 医療機器の整備により、地域のがん医療の均てん化や専門的ながん治療を受けられる体制の強化が図られた。		
(健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)				
【今後の取組】 がん診療機器 整備促進事業	県	がん診療連携拠点病院及び茨城県がん診療指定病院に対して、がんの診断に必要な医療機器の購入に対して助成する。	44, 000	
(疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)				

(7) がん患者家族療養生活支援事業 (第 21 条、第 23 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 がん患者家族 療養生活支援 事業	県	(実績) ・社会医療法人恒貴会 (訪問看護ステーション愛美園) : 開催回数 10 回 ・友愛記念病院 : 開催回数 13 回 (成果) がん患者の QOL の向上、在住がん患者等の居場所づくりの推進が図られた。 (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	400
【今後の取組】 がん患者家族 療養生活支援 事業	県	がん患者の生活の質の向上及び在宅がん患者等の居場所づくりのため、医療機関等に委託し、看護師等の専門職が指導するプログラムを提供する。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	3, 500

(8) 全国がん登録事業（第18条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 全国がん登録事業	県	(実績) 届出件数 H30 症例 27,385 件 R1 症例 28,562 件 R2 症例 27,127 件 R3 症例 28,963 件 R4 症例 集計中 (成果) がん対策に必要となるがんの罹患者数や率、受療状況等を把握するために必要ながん登録事業の推進を図れた。 (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	12,608
【今後の取組】 全国がん登録事業	県	医療機関から、がん患者情報を収集し、がん対策に必要となる、がんの罹患者数や率、受療状況等の把握を行う。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	14,271

(9) がん診療連携拠点病院機能強化事業（第22条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 がん診療連携拠点病院機能強化事業	県	(実績) 地域がん診療連携拠点病院に経費を助成することで、地域における質の高いがん医療の提供体制の推進を図れた。 補助対象： ・ 総合病院土浦協同病院 ・ 筑波メディカルセンター病院 ・ (株)日立製作所日立総合病院 ・ 東京医科大学茨城医療センター ・ 友愛記念病院	74,304

		・(株)日立製作所ひたちなか総合病院 ・小山記念病院 (成果) 医療機関におけるがん相談支援事業や緩和ケア推進事業の推進が図れた。 (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	
【今後の取組】 がん診療連携拠点病院機能強化事業	県	地域がん診療連携拠点病院において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、緩和ケア推進事業、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより地域における質の高いがん医療の提供体制を構築する。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	80,000

(10) 茨城県総合がん対策推進計画の策定・管理（第 25 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県総合がん対策推進計画の策定・管理	県	(実績) 検討委員会を 3 回にわたり開催し、茨城県総合がん対策推進計画－第五次計画－を策定した。 第 1 回：令和 5 年 6 月 20 日 第 2 回：令和 5 年 9 月 28 日 第 3 回：令和 5 年 10 月 25 日 (成果) 新たな取組が必要になった項目を加えることで、がん対策をより発展させるための新たな計画を策定できた。 (健康推進課 がん・生活習慣病対策推進室)	1,406
【今後の取組】 茨城県総合がん対策推進計画の策定・管理	県	茨城県総合がん対策推進会議を開催し、医療提供体制の検討等を行う。 (疾病対策課 がん・循環器病対策推進室)	1,945

(11) 受動喫煙防止対策推進事業（第 11 条関係）【健康推進課】

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]									
			今年度 当初予算額 [千円]									
【前年度の実施状況及び成果】 受動喫煙防止対策推進事業	県	①たばこ対策推進事業 (実績) たばこの健康被害防止のため、健康いばらき 21 プランに基づき、各保健所において、施設の戸別訪問等を行うとともに、受動喫煙防止に関する助言・指導を行った。 なお、中央及び土浦保健所に専任の指導職員を 1 名ずつ配置し、相談対応を強化している。 ○戸別訪問等状況（9 保健所合計） <table><tr><th>内容</th><th>訪問件数</th><th>助言・指導件数</th></tr><tr><td>実施計画によるもの</td><td>267</td><td>145</td></tr><tr><td>通報によるもの</td><td>48</td><td>45</td></tr></table> (成果) 保健所による施設等への指導・助言を行うことにより、受動喫煙防止対策を推進した。 ②禁煙支援・相談スポット事業 (実績) 県民の健康の保持増進を目的に、禁煙指導を行う薬剤師を対象に、研修会を開催するとともに、禁煙支援を行うヘルシースポット薬局において禁煙支援・相談対応を行った。 また、県内イベントにおいて、禁煙支援・相談窓口等の周知活動を行った。 ○ヘルシースポット薬局 178 施設 ○県民への禁煙窓口等に関する周知活動 27 回 (成果) 禁煙指導を行う薬剤師を対象に禁煙支援に係る研修会を行ったことで、ヘルシースポット薬局における禁煙支援の推進を図り、薬剤師を通じて県民の禁煙への意識向上を図ることができた。 ③歯科医院禁煙支援事業 (実績) 歯科医院における禁煙支援の推進を図ることを目的に、歯科医師、歯科衛生士等を対象とした禁煙支援に係る研修会を開催。 また、禁煙支援相談を行う歯科診療所数を認証すると	内容	訪問件数	助言・指導件数	実施計画によるもの	267	145	通報によるもの	48	45	7,647
内容	訪問件数	助言・指導件数										
実施計画によるもの	267	145										
通報によるもの	48	45										

	ともに、禁煙支援の相談対応を行うなど、県民に喫煙と 歯科疾患との関連について広く周知。 ＜禁煙支援研修会＞ <table><tr><td>回数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>2</td><td>321</td></tr></table> ＜禁煙支援相談を行う 歯科診療所数＞ <table><tr><td>禁煙支援・相談歯科医院数総数</td><td>うち新規数</td></tr><tr><td>379</td><td>13</td></tr></table> (成果) 歯科医師、歯科衛生士等を対象に禁煙支援に係る研修 会や禁煙支援相談を行う 歯科診療所数を認証したこと で、歯科医院における禁煙支援の推進を図り、歯科保健 関係者を通じて県民の禁煙への意識向上を図ることがで きた。 (健康推進課)	回数	参加者数	2	321	禁煙支援・相談歯科医院数総数	うち新規数	379	13	
回数	参加者数									
2	321									
禁煙支援・相談歯科医院数総数	うち新規数									
379	13									
【今後の取 組】 受 動 喫 煙 防 止 対 策 推 進 事 業	県 ①たばこ対策推進事業 引き続き、保健所による施設等への指導・助言を行い、 受動喫煙防止対策を推進する。 ②禁煙支援・相談スポット事業 引き続き、継続して事業を実施し、禁煙指導を行う薬 剤師を通じて県民の禁煙への意識向上を図る。 ③歯科医院禁煙支援事業 引き続き、継続して事業を実施し、歯科保健関係者を 通じて県民の禁煙への意識向上を図る。	10,057								

(12) がん教育の推進（第12条関係）【教育庁保健体育課】

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の 実施状況 及び成果】 がん教育総合支援事業	県	1 実施状況 (1)がん教育推進協議会の設置 学校医、がん専門医、がん経験者、行政関係者等から構成される協議会において、県のがん教育に関する指導・助言を年に2回行った。 (2)がん教育指導者研修会（教員・外部講師対象） 学校におけるがん教育の指導内容、指導方法及び実施上の留意事項等に関する講義や実践発表等を通して、教員の資質向上を図るとともにがん教育の充実に資することを目的として実施 ○期 日 令和5年11月17日（金）	785

		○講 演 大学教授による講演 「学校におけるがん教育の実際－カリキュラムマネジメントをふまえた指導のあり方を中心に－」 ○実践発表 がん教育講演会実践校による実践発表 「外部講師を活用し、地域とともに取り組むがん教育の実践」 ○参加者 中学校教員、医師等及びがん体験者の外部講師等 約 240 名 (3) がん教育講演会 ○対 象 小学校 21 校、中学校 7 校、高等学校等 4 校の児童生徒 ○講 師 医師等及びがん体験者 (4) がん教育教材の配付 がん教育の推進のため、小学生向けリーフレットを配付した。〔小学 6 年生 約 26,000 人〕 中学校及び高等学校に対しては、スライド、ワークシート、リーフレットを配信することで、各学校におけるがん教育の充実を図った。 (5) がん教育実施状況調査結果 中学校・高等学校は学習指導要領に位置付けられているため、教科書等を活用して実施している。 学習指導要領に位置付けられていない小学校においては、県ががん教育教材の配信等を行うことでがん教育の推進を図っている。 ＜小学校におけるがん教育の実施率＞ <table border="1"> <tr> <th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th></tr> <tr> <td>小学校</td><td>431/470 校 (91.7%)</td><td>430/458 校 (93.9%)</td><td>436/456 校 (95.6%)</td></tr> </table> 2 成 果 医師等やがん体験者の講演会等により、児童生徒のがんに関する正しい知識やがん患者への正しい認識、命の大切さについて理解促進が図られた。 また、健康教育指導者に対して、がん教育の必要性の普及啓発や資質向上が図られた。 (教育庁保健体育課)		R 3	R 4	R 5	小学校	431/470 校 (91.7%)	430/458 校 (93.9%)	436/456 校 (95.6%)	
	R 3	R 4	R 5								
小学校	431/470 校 (91.7%)	430/458 校 (93.9%)	436/456 校 (95.6%)								
【今後の取組】 がん教育総合支援事業	県	児童生徒が、がんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けるとともに、発達段階に応じて、がんに関する正しい知識及びがん患者に対する正しい認識を持つことができるよう、引き続き、学校の授業や講演会などにおいて、がん教育の推進に努める。	661								

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公布日	令和2年12月18日
報告の根拠	第13条第1項（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

災害ボランティア活動の促進に係る施策の基本事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築

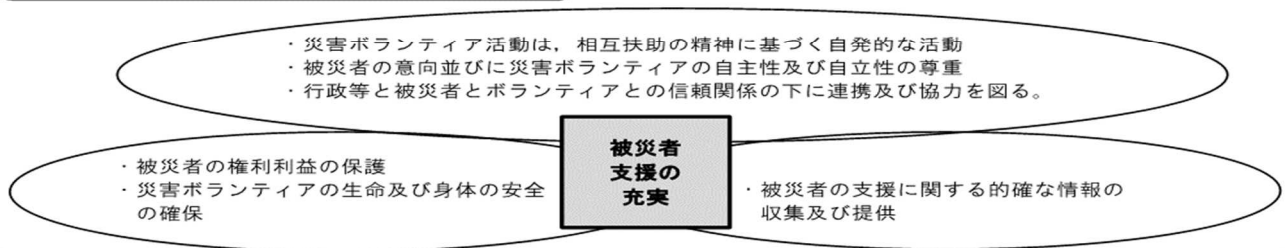
○災害ボランティア活動の促進
○被災者の支援の充実

県民が安心して暮らすことができる社会の実現

2 定義（第2条）

- 災害：暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害
- 災害ボランティア活動：被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動
- 災害ボランティア：災害ボランティア活動を行う個人又は団体
- 災害ボランティアセンター：災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織
- 社会福祉協議会：社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者
- 学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 自主防災組織等：災害対策基本法に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士、その他地域において防災活動を行う団体又は個人

3 基本理念（第3条）



4 県の責務と県民等の役割等（第4条―第8条）

県の責務と関係者の役割を明確化（県、県社協、市町村・市町村社協、災害ボランティア、県民、事業者）

5 基本的施策（第8条―第15条）

（1）連携強化（第8条）（再掲）

- 市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携協力による施策の策定・実施
- 災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割・費用分担の明確化

（2）人材育成・確保（第9条）

- 被災者支援に関する専門的知識を要する人材の育成
- 学校による災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流などの教育活動の実施

（3）被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第10条）

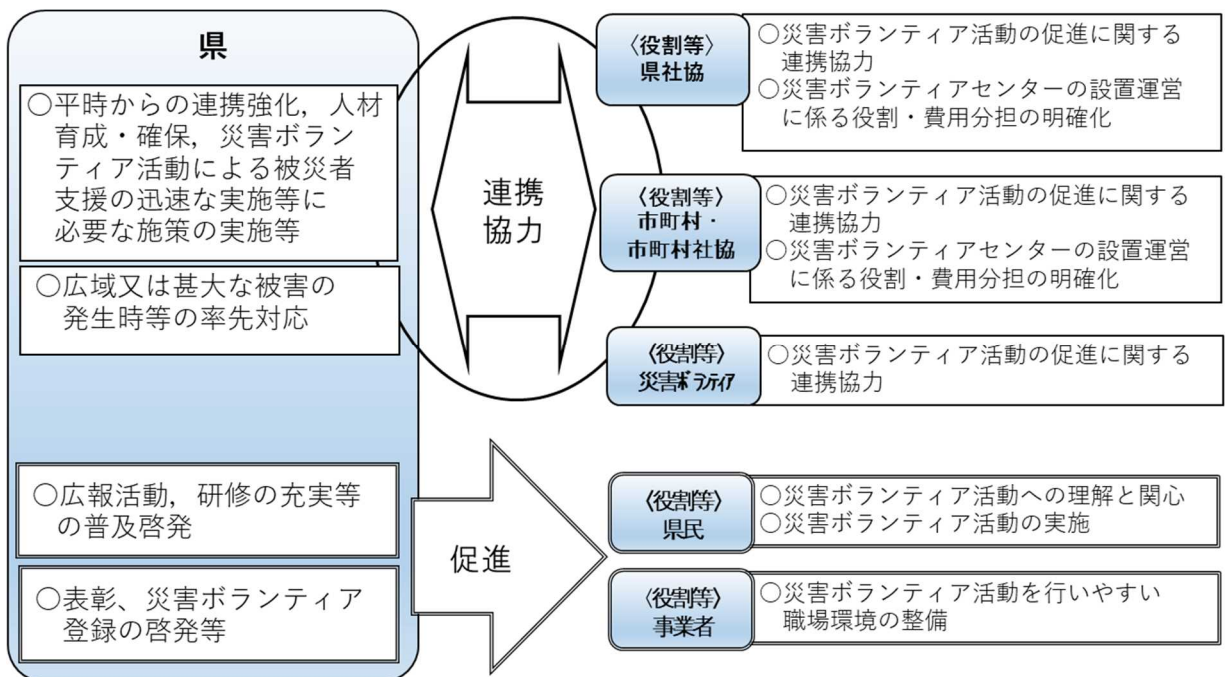
- 災害ボランティア活動に関する連絡調整など、災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行う団体の育成又は体制の整備
- ボランティアセンターの設置運営や、災害ボランティア活動による被災者支援に係る研修・訓練の実施
- 資機材の確保に関する援助など、災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援
- 災害ボランティア活動に際しての個人情報保護など、被災者の権利利益の保護や、感染症の予防など、災害ボランティアの安全確保

（4）その他

- 県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条）
- 県民に対する広報活動、研修の充実その他の普及啓発（第12条）
- 施策の実施状況及び成果に係る議会への年次報告、報告の公表（第13条）
- 条例の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備、基金の設置その他の必要な措置（第14条）
- 必要な財政上の措置（第15条）

(2) 推進体制

●災害ボランティア活動を支援・促進するための推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 人材の育成及び確保

災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できる人材の育成

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

年度	開催回数	参加者数	開催市町村
R 3	1	55 人	下妻市他 4 市で実施
R 4	5	216 人	龍ヶ崎市他 4 市町で実施
R 5	5	309 人	水戸市他 4 市町で実施

(2) 災害初動期対応チームの育成

災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員で、養成研修の修了者によりチームを構成。災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣し、センターの設置・運営を担っている。

年度	メンバー養成研修（修了人数）	年度末チーム登録者数
R 3	46 人	90 人
R 4	29 人	117 人
R 5	47 人	164 人

(3) 「いばらき防災大学」における地域防災リーダーの養成

【「いばらき防災大学」開催状況】

年度	R 3	R 4	R 5
受講者数(修了者数)	136 人 (133 人)	226 人 (216 人)	271 人 (267 人)

2 被災者支援の迅速かつ適切な実施

(1) 茨城県災害ボランティア登録の推進

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報など、活動に必要な情報を提供

【年度末登録件数】

年度	個人登録	団体登録
R 3	338 人	
R 4	593 人	26 団体
R 5	1,056 人	95 団体

※個人：R 3 年 9 月～、団体：R 4 年度～

※R 6 年 4 月末現在：個人登録 1,084 人、団体登録 97 団体

(2) 企業等に対する登録推進の働きかけ

市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施

(3) 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用

災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステム（いばらき型災害ボランティアセンター運営システム（IVOS））を運用し、災害ボランティアセンターを効率的に運営（令和3年10月～）

【IVOS 操作研修の実施】

年度	R 4	R 5
実施回数	7	9

(4) 台風第2号及び第13号に伴う災害ボランティアの活動実績

区 分	市町村名	期 間	延べ活動人数	被災者ニーズ 対応件数
台風第2号	取手市	R5/6/5～7/3	1,045 人	274 件
台風第13号	日立市	R5/9/11～10/9	2,310 人	182 件
	高萩市	R5/9/9～10/1	2,041 人	234 件
	北茨城市	R5/9/9～10/1	1,330 人	156 件
	計	—	5,681 人	572 件

3 普及啓発

(1) 「災害ボランティア活動」出前講座の実施

年度	R 3	R 4	R 5
実施回数	5	6	9

※令和5年度実施先

県老人クラブ連合会、かすみがうら
市民生委員児童協議会連合会、市町村
社会福祉協議会（桜川市、境町）等

(2) インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

- ・特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における災害ボランティア募集、募金などの各種情報発信
- ・災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ・県内事業者への啓発メールの配信

○特設サイト災ボラ STANDBY



4 推進体制の整備等

茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置し、特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用等により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

【寄附実績】

年度	R 3	R 4	R 5
寄附総額	19,596 千円	20,035 千円	24,864 千円
寄附件数	301 件	240 件	656 件

【活用内容】

- ・災害ボランティアの作業用資機材の購入経費
- ・災害ボランティアの輸送手段の確保に要する経費
- ・いばらき型災害ボランティアセンター運営システム（IVOS）の運用経費

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 事業者の協力（第7条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 ボランティア休 暇制度導入に関 する啓発	県	<実施状況> (1) 県ホームページ及び特設サイト「災ボ ラ STANDBY (スタンバイ)」における啓発 ・県ホームページ及び特設サイト「災ボ ラ STANDBY」において、引き続き「ボ ランティア休暇制度の導入」に係る広 報・啓発を行った。 (2) ボランティア休暇制度の啓発用チラシ (電子チラシ) の活用 ・事業者向けに作成したボランティア休 暇制度導入の啓発用チラシを県ホー ムページなどで公開・周知した。 (3) 県内事業者への啓発メールの配信 ・県産業戦略部メールマガジンに登録す る事業者等(約 850 者) に対し、ボラ ンティア休暇導入の啓発に関する電 子メールを配信した。 (4) 県内事業者への働きかけ ・市町村等と連携し、県内事業者に対 して、ボランティア休暇制度の導入依頼 等の働きかけを実施 <成 果> ホームページ等による啓発により、県内事 業者に対して、「従業員が災害ボランティア 活動を行いやすい職場環境」という視点から のボランティア休暇制度導入の必要性等につ いて、理解促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	—
【今後の取組】 ボランティア休 暇制度導入に関 する啓発	県	県内事業者の従業員が災害ボランティア 活動に参加しやすい職場環境の整備を促進 するため、県内事業者におけるボランティア 休暇制度導入に関する広報・啓発を行う。	—

(2) 相互の連携強化 (第8条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 災害ボランティア センター設置・運 営に関する役割分 担等の明確化の推 進	県 ・ 県社会福祉協 議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福 祉協 議会	<実施状況> 市町村と社会福祉協議会の役割や費用分 担を明確にするため、市町村を個別訪問して 協定締結を働きかけるとともに、協定内容に 関して、市町村からの相談に随時、助言や先 行事例の紹介などを行った。 <成 果> 令和5年度、新たに9市町において、市町 村社会福祉協議会との災害ボランティアセ ンターの設置・運営に関する協定が締結さ れ、協定締結済みの市町村は27市町村とな った。 (福祉部 福祉政策課)	—
【今後の取組】 災害ボランティア センター設置・運 営に関する役割分 担等の明確化の推 進	県 ・ 県社会福 祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社 会福祉協 議会	災害発生時、被災地において、災害ボラン ティアの活動を被災者につなぐ役割を担う 災害ボランティアセンターが円滑に設置・運 営されるよう、引き続き市町村と社会福祉協 議会との協定締結を促進する。	—

(3) 人材の育成及び確保（第9条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]			
			今年度 当初予算額 [千円]			
【前年度の実 施状況及び成 果】 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー 設 置 ・ 運 営 に 係 る 人 材 の 育 成	県 ・ 県社会福 祉協議会	＜実施状況＞ (1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実 施	3,776 千円			
				開催日	開催地	実施状況
		1		11 月 19 日	太子町	参加者： 43 人
		2		12 月 16 日	常総市	参加者： 33 人
		3		1 月 20 日	古河市	参加者：110 人
		4		1 月 25 日	那珂市	参加者： 20 人
		5		1 月 27 日	水戸市	参加者：103 人
		(2) 災害初動期対応チームの育成				
		研修 区分		開催日	主な研修内容	
		メン バー養成 研修 (2 日 間)		7/27	・災害 VC（ボランティアセンタ ー）運営支援の心構え ・災害 VC における情報発信、管 理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意 義と求められる役割 など	
	8/29	・社協、行政、NPO 等との連携・ 協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の 必要性 ・講師陣による意見交換 など				
ステッ プアップ研修 (全体 研修)	3/4	・災害 VC における ITC の活用と 実践 ・社協における災害への備えと 被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など				
＜成 果＞ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練につ いて、令和 5 年度は県内 5 か所で実施し、同訓練 の実施により、各社会福祉協議会の職員の災害ボ ランティアセンターの設置・運営に関する基礎の 習得が図られたとともに、参加した市町、県及び 市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体						

		等の連携体制が強化された。 また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修においては、全課程を修了した 47 人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された（令和 5 年度末時点の登録者数：164 人）。 ステップアップ研修においては、コロナ禍における支援活動事例、社協における災害への備えと被災者支援、平時の地域づくり等の重要性などを学ぶことで、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 （福祉部 福祉政策課）	
【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に係る人材の育成	県・ 県社会福祉協議会	災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チーム」を育成する。	3,776 千円

【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき防災大学」における講義	県	<実施状況> 災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材の育成を図ることができた。 令和5年度「いばらき防災大学」開催状況 <table><tr><th>開催</th><th>開 講 期 間</th><th>受 講 者 数</th></tr><tr><td>水 戸 会 場</td><td>全3日間（9/24、10/1、10/29）</td><td>140 人 （修了138 人）</td></tr><tr><td>土 浦 会 場</td><td>全3日間（11/12、12/9、12/10）</td><td>131 人 （修了129 人）</td></tr></table> <table><tr><th>受講対象者</th><th>講義の主な内容</th></tr><tr><td>原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者</td><td>茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など</td></tr></table> ※いばらき防災大学 自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成することにより、県民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりや、自主防災組織等の新規結成及び長期的に安定した組織活動を支援するため、「防災」について総合的に学ぶ機会を提供するもの <成 果> 災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材の育成を図ることができた。 （防災・危機管理部 防災・危機管理課）	開催	開 講 期 間	受 講 者 数	水 戸 会 場	全3日間（9/24、10/1、10/29）	140 人 （修了138 人）	土 浦 会 場	全3日間（11/12、12/9、12/10）	131 人 （修了129 人）	受講対象者	講義の主な内容	原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など	2,782 千円
開催	開 講 期 間	受 講 者 数														
水 戸 会 場	全3日間（9/24、10/1、10/29）	140 人 （修了138 人）														
土 浦 会 場	全3日間（11/12、12/9、12/10）	131 人 （修了129 人）														
受講対象者	講義の主な内容															
原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など															
【今後の取組】 「いばらき防災大学」における講義	県	地域防災リーダーの養成を目的とし、防災士の資格取得も可能な「いばらき防災大学」において、「災害とボランティア活動」をテーマとした講義を実施する。	2,810 千円													

【前年度の実施状況及び成果】 小中学校等での災害ボランティア活動に関する学習	県・市町村	＜実施状況＞																												
		令和5年度における各種学習の実施状況 (市町村立小・中学校等における実施状況)																												
		<table><tr><td>区分</td><td colspan="2">条例趣旨の周知</td><td colspan="2">災害等から身を守るための安全確保に向けた学習</td></tr><tr><td>小学校</td><td colspan="2">97.6%</td><td colspan="2">99.6%</td></tr><tr><td>中学校</td><td colspan="2">97.7%</td><td colspan="2">99.1%</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">97.6%</td><td colspan="2">99.4%</td></tr></table>					区分	条例趣旨の周知		災害等から身を守るための安全確保に向けた学習		小学校	97.6%		99.6%		中学校	97.7%		99.1%		合計	97.6%		99.4%					
		区分	条例趣旨の周知		災害等から身を守るための安全確保に向けた学習																									
		小学校	97.6%		99.6%																									
		中学校	97.7%		99.1%																									
		合計	97.6%		99.4%																									
		<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">ボランティア精神の涵養に資する学習</td><td colspan="2">災害ボランティア活動に関する学習</td></tr><tr><td>異年齢交流活動・社会参画</td><td>ボランティア活動</td><td>直接的な体験</td><td>自主防災組織等との交流</td></tr><tr><td>小学校</td><td>93.4%</td><td>92.5%</td><td>34.6%</td><td>36.0%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>91.2%</td><td>95.8%</td><td>39.3%</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>合計</td><td>92.7%</td><td>93.6%</td><td>36.2%</td><td>30.7%</td></tr></table>					区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習		異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流	小学校	93.4%	92.5%	34.6%	36.0%	中学校	91.2%	95.8%	39.3%	19.4%	合計	92.7%	93.6%	36.2%	30.7%
		区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習																									
			異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流																								
小学校	93.4%	92.5%	34.6%	36.0%																										
中学校	91.2%	95.8%	39.3%	19.4%																										
合計	92.7%	93.6%	36.2%	30.7%																										
※回答校数【小学校：456校、中学校216校、計672校】（義務教育学校15校は小中に重複カウント）																														
※「条例趣旨の周知」は今年度改めて行った学校の割合（R4に全ての学校で周知済み）																														
※異年齢交流活動（小学校） 上級生がリーダーシップを発揮しながら活動するもの。																														
※社会参画（中学校） 福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、幼児や児童、高齢者との交流、障害のある人々などとの交流や共同学習、有意義な社会的活動（地域の行事、防災や防犯、交通安全等）への参加・協力																														
※ボランティア活動 全校美化の行事、地域社会への協力、学校内外のボランティア活動など																														
※災害ボランティア活動に関する直接的な体験 避難所設営体験、防災キャンプ、土のう積み体験、被災地への募金及び物資の支援など																														
※自主防災組織等との交流 自治会や近隣住民と連携した防災訓練、消防団の指揮による防災体験など																														
		＜成果＞																												
		各種の学習を通して、児童生徒にボランティア精神の涵養及び防災意識の向上や共助意識の醸成が図られるとともに、災害ボランティア活動に関する理解を促進することができた。																												
		(教育庁学校教育部 義務教育課)																												

【今後の取組】 小中学校等での 災害ボランティア活動に関する 学習	県	各小中学校等において、災害から身を守り、ボランティア精神の涵養に資するため、防災に関する学習や、ボランティア活動等を通して、進んで奉仕しようとする態度を育てる学習を行うほか、災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流を行う。	—																
【前年度の実施状況及び成果】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	県 ・ 市町村	<実施状況> 令和5年度実施状況 <table><tr><td>モデル地域</td><td>県立結城特別支援学校近隣地域</td><td>潮来市</td></tr><tr><td>拠点校（近隣校）</td><td>県立結城特別支援学校（小3校、中1校、高1校）</td><td>潮来市立日の出小学校（小4校、中4校）</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>●市と連携した避難所設営体験 ・開催日 12月12日（火） ・会場 県立結城特別支援学校 ・内容 段ボールベッドの作成や簡易トイレの設置 等</td><td>●防災教室 ・開催日 12月7日（木） ・会場 潮来市立日の出小学校 ・内容 避難所設営体験やクロスロードを活用した防災教育 等</td></tr></table> <成 果> 避難所設営の体験やクロスロードを活用した防災教育などを通して、児童生徒の「自助」、「共助」の意識醸成やボランティア精神の涵養を図ることができた。 (教育庁学校教育部 保健体育課)	モデル地域	県立結城特別支援学校近隣地域	潮来市	拠点校（近隣校）	県立結城特別支援学校（小3校、中1校、高1校）	潮来市立日の出小学校（小4校、中4校）	実施内容	●市と連携した避難所設営体験 ・開催日 12月12日（火） ・会場 県立結城特別支援学校 ・内容 段ボールベッドの作成や簡易トイレの設置 等	●防災教室 ・開催日 12月7日（木） ・会場 潮来市立日の出小学校 ・内容 避難所設営体験やクロスロードを活用した防災教育 等	1,997 千円							
モデル地域	県立結城特別支援学校近隣地域	潮来市																	
拠点校（近隣校）	県立結城特別支援学校（小3校、中1校、高1校）	潮来市立日の出小学校（小4校、中4校）																	
実施内容	●市と連携した避難所設営体験 ・開催日 12月12日（火） ・会場 県立結城特別支援学校 ・内容 段ボールベッドの作成や簡易トイレの設置 等	●防災教室 ・開催日 12月7日（木） ・会場 潮来市立日の出小学校 ・内容 避難所設営体験やクロスロードを活用した防災教育 等																	
【今後の取組】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	県 ・ 市町村	モデル地域を設定し、地域の特性に応じて災害安全に関する組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校安全に関する学校間の連携促進を支援する「学校安全総合支援事業」において、拠点校の生徒に対し、避難所の開設・運営等の体験機会を提供する。	2,027 千円																
【前年度の実施状況及び成果】 「災害ボラン	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>出前講座実施校等</td><td>実施日</td><td>参加者</td></tr><tr><td>1</td><td>古河第一高等学校定時制</td><td>7/7</td><td>42 名</td></tr><tr><td>2</td><td>茨城県退職公務員連盟</td><td>9/12</td><td>30 名</td></tr><tr><td>3</td><td>(株) ダイナム</td><td>9/27</td><td>30 名</td></tr></table>		出前講座実施校等	実施日	参加者	1	古河第一高等学校定時制	7/7	42 名	2	茨城県退職公務員連盟	9/12	30 名	3	(株) ダイナム	9/27	30 名	—
	出前講座実施校等	実施日	参加者																
1	古河第一高等学校定時制	7/7	42 名																
2	茨城県退職公務員連盟	9/12	30 名																
3	(株) ダイナム	9/27	30 名																

ティア活動」出前講座の実施		4	県老人クラブ連合会 (会場：水戸市)	11/22	約 80 名	
		5	県老人クラブ連合会 (会場：つくばみらい市)	12/ 1	約 80 名	
		6	かすみがうら市民生委員児童委員協議会連合会	1/22	約 80 名	
		7	桜川市社会福祉協議会	2/29	75 名	
		8	牛久市立下根中学校	2/29	約 180 名	
		9	境町社会福祉協議会	3/3	約 40 名	
		<成 果> 災害ボランティアの現状や活動内容に対する理解促進及び共助意識の醸成を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)				
【今後の取組】 「災害ボランティア活動」出前講座の実施	県	県民の災害ボランティア活動への理解と関心を深めるため、学校や企業などにおいて「災害ボランティア活動」をテーマとした出前講座を実施する。			—	

(4) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第10条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]											
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県防災ボランティアネットワークの活性化	県 ・ 県社会福祉協会	<実施状況> 茨城県防災ボランティアネットワーク（以下「ネットワーク」という）において活動の活性化方針を決定し、具体的な方策等について協議・検討を行った。 【活動活性化に関する検討状況】 <table><tr><th>時期</th><th>会議名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>5/19</td><td>世話人会</td><td>総会資料の検討 ・ R4 年度事業報告 ・ R5 年度事業計画(案) 世話人選出 (R5. 6. 30 任期満了に伴う選出)</td></tr><tr><td rowspan="2">6/22</td><td>総会</td><td>R4 年度事業報告 R5 年度事業計画(案)協議 世話人選出</td></tr><tr><td>研修会</td><td>日時：令和5年6月22日（木） 場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 講義：最近の被災地支援の状況と県域ネットワークへの期待 講師：茨城県社会福祉協議会防災活動アドバイザー</td></tr></table> <成 果> ネットワークの活性化に向け、構成団体間において、ネットワークが取り組むべき課題等について活発な意見交換が行われ、活動の活性化方針を決定し、共有することができた。また、研修会等の実施により、活性化に向けた機運醸成が図られた。 （福祉部 福祉政策課）	時期	会議名	内 容	5/19	世話人会	総会資料の検討 ・ R4 年度事業報告 ・ R5 年度事業計画(案) 世話人選出 (R5. 6. 30 任期満了に伴う選出)	6/22	総会	R4 年度事業報告 R5 年度事業計画(案)協議 世話人選出	研修会	日時：令和5年6月22日（木） 場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 講義：最近の被災地支援の状況と県域ネットワークへの期待 講師：茨城県社会福祉協議会防災活動アドバイザー	—
時期	会議名	内 容												
5/19	世話人会	総会資料の検討 ・ R4 年度事業報告 ・ R5 年度事業計画(案) 世話人選出 (R5. 6. 30 任期満了に伴う選出)												
6/22	総会	R4 年度事業報告 R5 年度事業計画(案)協議 世話人選出												
	研修会	日時：令和5年6月22日（木） 場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 講義：最近の被災地支援の状況と県域ネットワークへの期待 講師：茨城県社会福祉協議会防災活動アドバイザー												
【今後の取組】 茨城県防災ボランティアネットワ	県 ・ 県社会福祉協議会	災害時に被災者支援活動等を行う県内の23団体で構成されるネットワークが、災害時に県内外から集まり活動する多様な支援団体等の連絡調整・活動調整などを担える組織になることを目指し、ネットワークの活動の活性化を促進していく。	—											

ークの活性化									
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備	県	<実施状況> 【登録手続等の概要】 <table><tr><td>登録対象者</td><td>【個人登録】＊令和3年9月～15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和4年度～2名以上</td></tr><tr><td>登録方法</td><td>オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録</td></tr><tr><td>登録有効期間※</td><td>なし</td></tr></table> ＊R4年度までは年度更新、R5年度から年度更新(毎年度登録)を廃止 <成果> 【令和5年度末登録状況】 ・個人登録件数：1,056件 ・団体登録件数：95件 (福祉部 福祉政策課)	登録対象者	【個人登録】＊令和3年9月～15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和4年度～2名以上	登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録	登録有効期間※	なし	—
登録対象者	【個人登録】＊令和3年9月～15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和4年度～2名以上								
登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録								
登録有効期間※	なし								
【今後の取組】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備	県	災害ボランティア活動に興味がある県民・事業者などを対象に、平常時から予め「茨城県災害ボランティア」の登録を行い、県内で災害が発生した際には、登録者にメールで災害ボランティア募集情報などを情報発信する等により、意欲ある災害ボランティアが県内被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。 (令和6年度（4月末現在）登録状況) ・個人登録件数：1,084件 ・団体登録件数：97件	—						
【前年度の実施状況及び成果】 インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供	県	<実施状況> 1 県ホームページにおける情報発信 2 特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における情報発信 (特設サイトでの情報発信の例) ・県災害ボランティア条例について ・災害ボランティア登録について ・災害ボランティア活動支援基金について ・ボランティア休暇制度について ・特集「はじめての災ボラ活動」							

		＜成 果＞ 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用して構築した「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」を維持管理するとともに、研修会等での活用を図ることにより、災害ボランティアの活動を円滑かつ効果的に被災者支援につなげるための環境整備を推進することができた。 令和5年台風13号災害対応として、ボランティアバス経費（北茨城市災害 VC/高萩市災害 VC 各3日間）に活用した。 （福祉部 福祉政策課）																											
【今後の取組】 災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成	県	「茨城県災害ボランティア活動支援基金」への寄附金を原資として、災害ボランティア活動の円滑化等に直結する事業に対し補助金を交付することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図る。	13,013 千円																										
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	県 ・ 県社会福祉協議会	＜実施状況＞ ●いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）の概要 オンラインによる災害ボランティアの事前受付の導入と災害ボランティアセンター運営に必要な情報（被災者ニーズ情報、案件別活動履歴など）のデータベース化により各種情報を即時共有するシステム。災害ボランティアと被災者ニーズのスムーズなマッチングに有用な情報処理、各種帳票の自動作成、被災者ニーズの地図情報化などの機能を有する。 <table><tr><th>時期</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="10">6 月～</td><td colspan="2">市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施</td></tr><tr><td>研修実施日</td><td>会場</td></tr><tr><td>6/29</td><td>セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）</td></tr><tr><td>6/30</td><td>ワークヒル土浦（集合研修）</td></tr><tr><td>8/1</td><td>河内町社会福祉協議会</td></tr><tr><td>8/7</td><td>水戸市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>8/28</td><td>牛久市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>8/30</td><td>常陸太田市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>12/12</td><td>石岡市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>2/17</td><td>稲敷市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>3/2</td><td>結城市社会福祉協議会</td></tr></table>	時期	内 容		6 月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施		研修実施日	会場	6/29	セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）	6/30	ワークヒル土浦（集合研修）	8/1	河内町社会福祉協議会	8/7	水戸市社会福祉協議会	8/28	牛久市社会福祉協議会	8/30	常陸太田市社会福祉協議会	12/12	石岡市社会福祉協議会	2/17	稲敷市社会福祉協議会	3/2	結城市社会福祉協議会	—
時期	内 容																												
6 月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施																												
	研修実施日	会場																											
	6/29	セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）																											
	6/30	ワークヒル土浦（集合研修）																											
	8/1	河内町社会福祉協議会																											
	8/7	水戸市社会福祉協議会																											
	8/28	牛久市社会福祉協議会																											
	8/30	常陸太田市社会福祉協議会																											
	12/12	石岡市社会福祉協議会																											
	2/17	稲敷市社会福祉協議会																											
3/2	結城市社会福祉協議会																												

		<成 果> 市町村社会福祉協議会等において IVOS 操作研修を実施し、操作・活用方法の基礎を修得することにより、災害発生時に災害ボランティアセンターへ IVOS を速やかに導入・運用できる体制整備の推進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	
【今後の取組】 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	県 ・ 県社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営の効率化を図るため、ICT を活用し、「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングの円滑化等のための「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム (IVOS)」の運用等を行う。	—
【前年度の実施状況及び施策】 台風(2 号、13 号)に伴う災害ボランティアセンターの活動等に対する支援	県 ・ 県社会福祉協議会	<実施状況> 1 台風第 2 号に伴う取手市災害ボランティアセンターの活動 (1) 災害ボランティアセンター設置期間 6 月 5 日(月)～7 月 3 日(月) (2) 活動結果 ①災害ボランティア活動人数：延べ 1,045 人 ②ニーズ対応件数：274 件 (3) 県及び県社会福祉協議会による主な支援内容 ①災害ボランティアセンター運営への人的・物的支援 ・災害初動期対応チームの派遣：延べ 24 人 ・災害ボランティア用資機材の調達 ・市町村社会福祉協議会からの応援職員の派遣：延べ 132 人 ・マッチング支援システムの運用支援のための県職員の派遣 ②災害ボランティア募集の周知等 ・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信 ・県ホームページや特設ウェブサイトなどを活用した情報発信 ・市町村や市町村社会福祉協議会、県内 NPO 法人等への協力要請 ・周辺の大学や高校への個別の協力依頼	—

2 台風第13号に伴う各市災害ボランティアセンターの活動

(1) 災害ボランティアセンター設置期間

高萩市・北茨城市：9月9日(土)～10月1日(日)

日立市：9月11日(月)～10月9日(月)

(2) 活動結果

①災害ボランティア活動人数：延べ5,681人

(内訳)

日立市	高萩市	北茨城市	合計
2,310	2,041	1,330	5,681

②ニーズ対応件数：489件

日立市	高萩市	北茨城市	合計
182	234	156	572

(3) 県・県社会福祉協議会による主な支援状況

①災害ボランティアセンター運営への人的・物的支援

・災害初動期対応チームの派遣(延べ人数)

日立市	高萩市	北茨城市	合計
45	37	39	121

・災害ボランティアセンター長の補佐役として、災害ボランティアの募集や現場の調整などセンター運営に積極的・主導的に関わる専属職員を派遣

・市町村社会福祉協議会からの応援職員の派遣

・災害VC用資機材ストックヤードから資機材の運び出し

②災害ボランティア募集の周知等

・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信

・県ホームページや特設ウェブサイトなどを活用した情報発信

・市町村や市町村社会福祉協議会、県内NPO法人等への協力要請

・県内企業、周辺の大学や高校への個別協力依頼

・メディアへの定期的なプレスリリースの実施

・災害ボランティアバスの運行

・県職員及び市町村職員へのボランティア活

		動参加の協力要請	
【今後の取組】 県内で発生した災害における災害ボランティアセンターの活動等に対する支援	県 ・ 県社会福祉協議会	県内で発生した災害において、被災した市町村の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置する際に、県及び県社会福祉協議会も一体となって、センターの運営に参画し、災害ボランティアの確保や被災者ニーズとの円滑なマッチング等を支援する。	—

(5) 県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]								
			今年度 当初予算額 [千円]								
【前年度の実施状況及び成果】 県外被災地に係る災害ボランティア募集情報等の発信	県 ・ 県社会福祉協議会	<実施状況> 県ホームページ及び特設サイト「災ボラSTANDBY（スタンバイ）」において、令和5年度に発生した以下の災害に関し、被災地における「災害ボランティアセンター設置情報」及び「災害ボランティア募集情報」の発信を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象災害</th><th>時期</th><th>主な発信内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>令和6年能登半島地震</td><td>1月</td><td>災害ボランティアセンター設置情報等 (珠洲市、輪島市、七尾市、能都町、穴水町、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町)</td></tr> </tbody> </table> <成果> 全国各地で発生した災害における災害ボランティア募集情報等を、県民に向けて速やかに情報発信することにより、県外における被災者支援の迅速かつ適切な実施につなげることができた。 (福祉部 福祉政策課)		対象災害	時期	主な発信内容	1	令和6年能登半島地震	1月	災害ボランティアセンター設置情報等 (珠洲市、輪島市、七尾市、能都町、穴水町、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町)	—
	対象災害	時期	主な発信内容								
1	令和6年能登半島地震	1月	災害ボランティアセンター設置情報等 (珠洲市、輪島市、七尾市、能都町、穴水町、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町)								
【今後の取組】 県外における災害ボランティア活動に対する支援	県 ・ 県社会福祉協議会	他県で発生した災害において、現地を訪れてボランティア活動をしたいと考える県民が、活動に必要な情報に容易にアクセスできるよう、県ホームページや特設サイト「災ボラSTANDBY（スタンバイ）」において、県外被災地における災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティア募集に係る情報を提供する。	—								

(6) 普及啓発（第12条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき学ぼうさい」における啓発	県	<実施状況> ○令和5年度第1回 ・開催日時：令和5年7月8日（土） 10時～16時 ・開講場所：イオンモールつくば ・来場者数：445名 ・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布 ○令和5年度第2回 ・開催日時：令和6年3月9日（土） 10時～16時 ・開講場所：イオンモール水戸内原 ・来場者数：818名 ・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布、能登半島地震義援金募金箱の設置 <成 果> 会場に災害ボランティア啓発ブースを設置して、災害ボランティアについて周知したことで、県民の災害ボランティアについての理解と関心を高めることができた。 （防災・危機管理部 防災・危機管理課）	926 千円
【今後の取組】 「いばらき学ぼうさい」における啓発	県	本県で発生する可能性のある災害への関心や、災害に備えるための備蓄品の重要性など、住民の防災に関する意識向上を図ることを目的に、民間企業と連携して開催する啓発イベント「いばらき学ぼうさい」において、災害ボランティア活動に関する啓発を行う。	926 千円

【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加	県	＜実施状況＞ 【啓発イベントの概要】 <table><tr><td>名称等</td><td>名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市地域福祉会館</td></tr><tr><td>開催日時</td><td>10月15日 12時～16時</td></tr><tr><td>イベントの主な内容</td><td>文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展</td></tr></table> ＜成 果＞ 啓発ブースにおいて、災害ボランティア活動資金基金や登録募集に関するチラシ配布及びアシスト瓦の作成体験教室等により、参加者に対し災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。 （福祉部 福祉政策課）	名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市地域福祉会館	開催日時	10月15日 12時～16時	イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展	—
名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市地域福祉会館								
開催日時	10月15日 12時～16時								
イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展								
【今後の取組】 災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加	県	災害ボランティア活動に係る啓発イベントに参加し、災害ボランティアについての理解と関心を深めるとともに、共助意識の普及を図る。	—						

(7) 推進体制の整備等 (第 14 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び成 果】 組織体制の整 備	県	<実施状況> ・専任職員の配置 福祉部福祉政策課に、引き続き災害ボラン ティア活動の支援・促進を担当する専任 職員を配置した。 <成 果> 配置した専任職員を中心に、災害ボランテ ィア活動に関する人材育成や環境整備など の各種施策を推進し、災害ボランティア活動 の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	—
【今後の取 組】 組織体制の整 備	県	「茨城県災害ボランティア活動を支援し、 促進するための条例」を踏まえ、県として必 要な施策を着実に実施していくための推進 体制を整備する。	—
【前年度の実 施状況及び成 果】 茨城県災害ボ ランティア活 動支援基金の 設置	県	<実施状況> 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」 に係る寄附金を募集するとともに、同基金に 関する特設サイトによる広報、NHKデータ 放送やツイッター、ショッピングモール等 でのチラシ配布などにより、県民等に対して周 知を図った。 個人からの寄附については、県の「ふるさ と納税」サイトから、企業からの寄附につい ては、寄附のインセンティブとなるよう「企 業版ふるさと納税」により寄附ができるよう にしている。 <成 果> 令和 5 年度において以下の寄附実績を上 げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金 の原資として活用することにより、災害ボラ ンティア活動の環境整備を図ることができ た。	23,401 千円

		【令和5年度 寄附実績（見込）】 <table><tr><td>寄附 総額</td><td>24,864,200 円 (内訳) 法人 11,042,700 円 個人 13,821,500 円</td></tr><tr><td>寄附 件数</td><td>656 件 (内訳) 法人 10 件、個人 646 件</td></tr></table> (福祉部 福祉政策課)	寄附 総額	24,864,200 円 (内訳) 法人 11,042,700 円 個人 13,821,500 円	寄附 件数	656 件 (内訳) 法人 10 件、個人 646 件	
寄附 総額	24,864,200 円 (内訳) 法人 11,042,700 円 個人 13,821,500 円						
寄附 件数	656 件 (内訳) 法人 10 件、個人 646 件						
【今後の取組】 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置	県	災害ボランティア活動の環境整備を図る事業への助成等に係る原資を確保するとともに、県民・県内事業者等における共助意識の醸成を目的として、「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を設置し、広く寄附金を集める。	13,013 千円				

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県食と農を守るための条例		
担当課（室）	農林水産部農業政策課	公 布 日	令和6年3月29日
報告の根拠	第26条 知事は、毎年度、この条例に基づく食料と農業及び農村に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

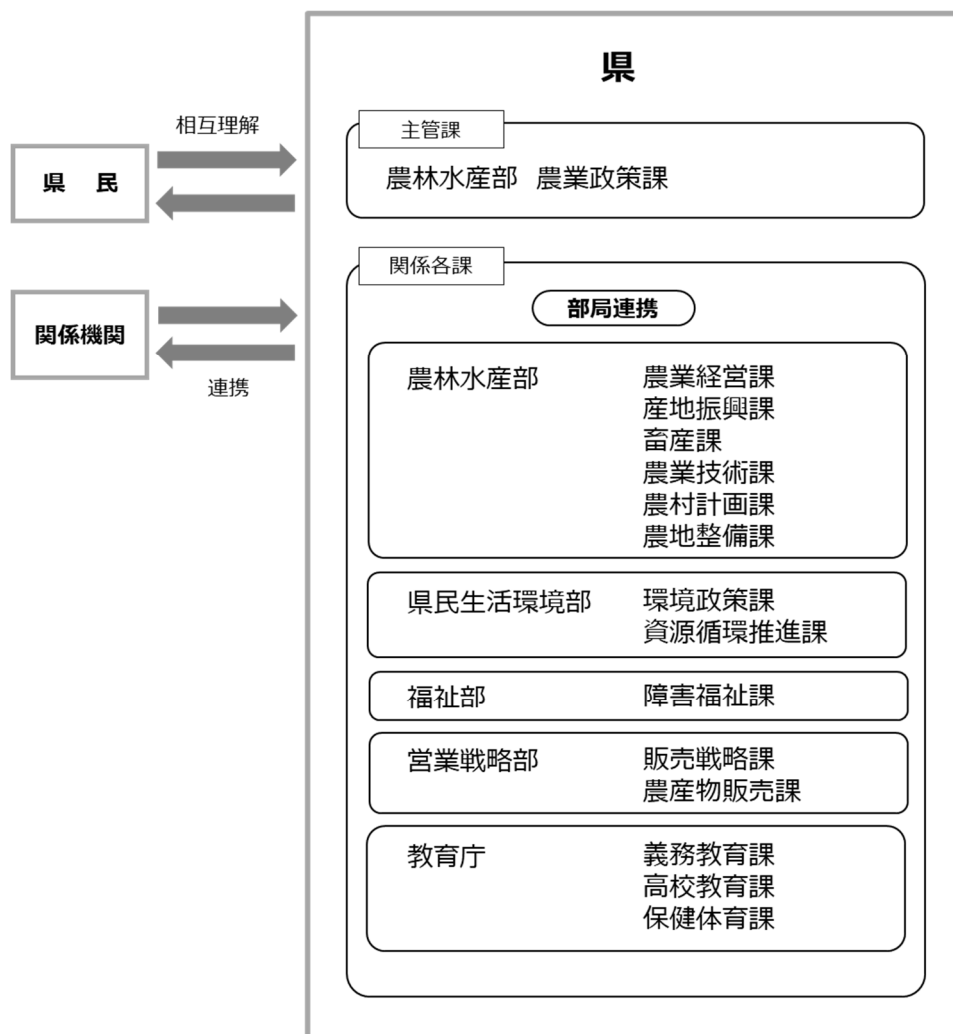
（1）条例の概要・施策体系図

茨城県食と農を守るための条例（概要）	
1 目的（第1条）	○ 我が国において食料安全保障の達成が重要な課題となっているとの認識の下、食料と農業及び農村に関する基本となる事項を定める。本県農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな食生活の実現に寄与する。
2 基本理念（第2条）	（1）食料は、主食となる米、麦等の重要性を踏まえつつ、県民がいかなる時でも健康な生活を送ることができるよう、多様化する需要に即した生産並びに安全及び安心が確保され、かつ、食料自給率の向上が図られることにより、将来にわたって安定的に供給されなければならないこと。 （2）農業は、人間の生命の維持に欠くことができない食料を生み出す重要なものであることに鑑み、環境との調和に配慮し、生産基盤の強化・担い手の確保、生産性・収益性の高い安定した経営により、持続的な発展及び強靱化が図られなければならないこと。 （3）農村は、農業の有する食料の供給の機能・多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、福祉の向上により、振興が図られなければならないこと。
3 関係機関の役割等（第3条―第8条）	○ 県の責務、市町村との連携等、関係者の役割（農業者、農業関係団体、食品関連事業者、県民）を明確化
4 基本的施策（第9条―第25条）	（1）農畜産物の安定供給の実現（第9条） 国際情勢に左右されにくい農業構造への転換・需要に応じた生産体制の強化 等 （2）環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進（第10条） 有機農業・耕畜連携の推進、総合的な病虫害管理の推進、温室効果ガスの排出量削減 等 （3）農地の適正かつ有効な利用等（第11条） 農地の集積・集約化、遊休農地の利用の促進・発生の防止 等 （4）生産基盤の総合的な整備等（第12条） 農地、農業用排水施設、ため池、農道等の総合的・計画的な整備、保全、強靱化 等 （5）水田農業に対する支援の強化等（第13条） 米、麦等並びに園芸作物及び飼料作物等の生産・品質の確保のための支援 等 （6）多様な担い手の確保及び育成（第14条） 意欲ある農業者等への生産技術の習得・向上支援、若年農業者の確保・育成 等 （7）女性の参画等の促進（第15条） 女性の農業経営・地域活動への参画、連携の促進のための環境の整備 等 （8）意欲ある農業者等による営農指導の実施（第16条） 経験豊かな意欲ある農業者等が営農指導を行うことができる環境の整備 等 （9）農業経営の安定（第17条） 経営の健全化支援、相談体制の強化、農業保険等の加入促進、法人経営支援 等 （10）生産性の向上等による収益性の高い農業の推進（第18条） スマート農業の推進、需要に応じた生産体制等の構築、輸出、付加価値向上等による販路の拡大 等 （11）農業技術の向上等（第19条）

	新技術・新品種の開発等、研究者・技術者の育成、食料安全保障に資する試験研究 等
(12)	農村及び中山間地域等の総合的な振興（第 20 条） 生産基盤・生活環境の整備、地域コミュニティの維持 等
(13)	鳥獣による被害の防除（第 21 条） 有害鳥獣の個体数を減らすための捕獲、鳥獣による被害を防除する体制づくり 等
(14)	自然災害等による被害の防止及び復旧支援等（第 22 条） 生産基盤の強靱化、農地等の復旧支援、経営再建支援、事業継続計画策定の普及 等
(15)	地域内の農業者と消費者との循環型ネットワークづくり(第 23 条) 地域内で消費者が農業者を支える循環型ネットワークの実現に向けた県民意識の醸成
(16)	県産農畜産物の利用の促進等（第 24 条） 県産農畜産物の学校給食への利用促進・消費の拡大 等
(17)	食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等（第 25 条） イベントの開催、食育の推進のための推進組織の育成、人材の確保 等 県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進 食品ロス削減の県民意識の醸成 等
5	その他（第 26 条—第 28 条） ○ 年次報告（第 26 条） ○ 推進体制の整備（第 27 条） ○ 財政上の措置（第 28 条）

（２）推進体制

農林水産部が主体となって庁内関係部局と連携体制をとるとともに、農業政策課が全体の取りまとめや進捗管理を行う。



(3) 条例制定後の主な取組

- 本条例の基本理念を実現するには、農業が魅力ある産業として次世代に引き継がれていくよう、「儲かる農業」の実現を進めることが重要。
- 県では、「第2次茨城県総合計画」及び「茨城農業の将来ビジョン」において、販売農家1戸当たりの生産農業所得を2025年度600万円に、担い手が減少する中でも、農業産出額を2050年には5,000億円とする目標を掲げ、本県農業の構造改革に向けた各種施策を実施。
- また、県では、本条例の施行後、各市町村及び関係団体への周知並びに県ホームページへの掲載等を実施。今後も引き続き、本条例の基本理念や推進につながる各種施策について、ホームページやSNSを通じて県民に分かりやすく発信。

表1 生産農業所得（販売農家1戸当たり） 「第2次茨城県総合計画（2022-2025）」

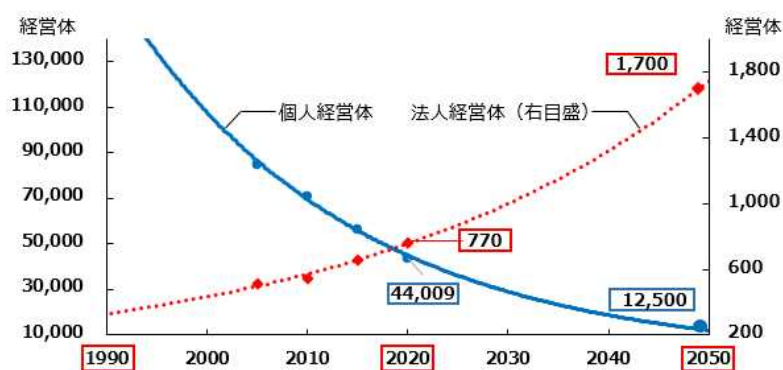
	現状値	進捗	目標値
生産農業所得 (販売農家1戸当たり)	(2020年度) 366万円	(2022年度) 411万円	(2025年度) 600万円

表2 農業産出額 茨城農業の将来ビジョン（2023年5月策定）

	現状値	進捗	目標値
農業産出額	(2021年) 4,263億円	(2022年) 4,409億円	(2050年) 5,000億円

データ元：農林水産省「生産農業所得統計」

図1 茨城県の個人経営体及び法人経営体の推移と将来推計



データ元：2020年以前は農林水産省「農林業センサス」「世界農林業センサス」（組替集計）、2050年は県農業政策課推計値

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 農畜産物の安定供給の実現

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
飼料対策推進事業【拡充】	畜産農家、 営農集団、 農業法人 等	輸入飼料価格に左右されない畜産経営体への転換を進めるため、自給飼料の生産拡大に対する支援を行うとともに、未利用農産物や食品残渣の飼料化の実証経費に対する支援を行う。 【今後の取組】 ・国産飼料に立脚した畜産経営体の育成を図るため、引き続き国産飼料化を推進する。	9,300 千円
茨城県GAP推進事業	農業者、農業者団体(JA部会、農業組織、農業法人)	農業者等に対してGAPに係る意識啓発を図るため、GAPセミナー(年2回)を開催。 普及センターの普及指導員等がGAPの実施を推進していくに当たって、GAPに係る専門的な研修を開催することにより、GAP指導者を養成している。 国際水準のGAP認証の取得を目指す農業者等に対しては、GAP認証の取得に係る助言指導等を行うアドバイザーを派遣し、国際水準のGAP認証の取得を支援している。 【前年度実績】 GAPセミナー開催実績 第1回：94名出席(会場16名・WEB78名) 第2回：52名出席(会場12名・WEB40名) 普及指導員向け研修の受講者数： 25名 13名(GAP指導者養成研修会) 12名(JGAP指導員基礎研修) GAP認証取得支援アドバイザーの派遣件数：14団体(計26回) うち、アドバイザーを活用してJGAP認証を取得した農業者等の件数：7団体 【今後の取組】 ・GAPに係る意識啓発を図るため引き続き、GAPセミナーを開催	11,753 千円

		する。 ・ G A P 指導を行うことができる普及指導員を養成するための研修を実施することにより、本県における G A P の実施を引き続き推進する。 ・ アドバイザー派遣事業により、国際水準の G A P 認証の取得を目指す農業者等についても、引き続き支援する。	
省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業	認定農業者等	農業分野で労働力確保が難しくなる中、廃プラスチック処理が不要で、プラスチックの排出を抑制する生分解性マルチの導入を支援する。 【前年度実績】 ・ 慣行のプラスチックマルチからの転換面積：397ha ・ 補助件数：141 件 ・ 補助金額：約 48,000 千円 【今後の取組】 ・ 生分解性マルチは、省力化による農業の構造転換及び廃プラスチックの排出抑制による環境負荷の低減に資することから、引き続き、導入を支援する。	前年度からの繰越 105,642 千円

(2) 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
いばらきオーガニックステップアップ事業	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者、 市町村 等	環境負荷の低減と農産物の高付加価値化が期待できる有機農業の取組拡大に向けて、大規模有機モデル団地の育成や有機農産物の供給能力の向上等を支援する。 また、生産技術の普及に向けた研究や有機農業指導員の育成等に取り組み、県が主体的に有機農業を推進する体制を構築する。 【前年度実績】 ・大規模有機モデル団地の育成支援 2件（合計約 8.6ha） 内訳：常陸大宮市 1 件（約 4.0ha） 常陸太田市 1 件（約 4.6ha） ・地域における有機農業産地づくり支援 1 件（常陸大宮市、2023. 11. 5 オーガニックビレッジ宣言） ・有機農産物の供給能力向上支援（有機 JAS 認証取得支援） 8 件（本事業活用による増加面積合計 38.3ha） ・生産・需要拡大支援 ①いばらきオーガニック推進ネットワークの開催（2 回） 意見交換会の結果、生産及び流通面の課題を把握。特に生産面では、新規作物等の栽培や加工、販路開拓等に挑戦する取組を支援する施策立案につなげた。 ②生産技術の普及等に向けた試験研究 ・有機農産物生産に適した土壌条件の解明（園研・農研、2022～2024 年） ・有機栽培における施設葉物野菜の収量安定化に貢献する施肥予測技術の開発（園研、2023～2027 年） ・カンショの高付加価値化に向けたオーガニック栽培技術と特徴ある新品種に適する干しいも加工技術の開発に関する試験研究事業（農研、2022～2026 年） ・有機農業指導員の育成 14 人育成（2024. 3 月末時点 22 人） ・土づくりの推進支援（資源循環型農業の推進）	234, 682 千円

		2 件（取組面積合計 133.74ha） 内訳： アイアグリファーム守谷株式会社 （12ha） 県西つくば協同組合（121.74ha） 【今後の取組】 ・引き続き、県内における有機農業の取組拡大を図る必要があるため、大規模有機モデル団地の育成や有機農産物の供給能力の向上等の従来補助事業を継続して農業者等の支援に努める。 ・有機農業による経営拡大、収益性向上等に挑戦する農業者を支援するため、2024 年度は、遊休農地等を活用した生産環境整備やニーズに応じた新商品開発等を支援する補助メニューを新設した。 ・生産者支援メニューに加えて、人材育成や技術開発も含めて有機農業を推進する。	
良質堆肥広域流通促進事業	畜産農家、堆肥利用集団等	霞ヶ浦・涸沼流域内の畜産農家に対し、家畜排せつ物処理施設の整備・補改修の支援や、良質な堆肥を流域外等で利用する取組を支援することで、畜産農家での効率的な処理と霞ヶ浦・涸沼への負荷低減を図る。 【前年度実績】 ・堆肥処理機械 1 台 - 堆肥舎 1 棟（2022 からの繰越） ・堆肥の広域流通 8 集団 【今後の取組】 ・要望調査を実施し、引き続き、事業の推進を図る。	53,210 千円
畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業 【新規】	畜産農家 耕種農家	良質な堆肥を生産する畜産農家とその堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。 【今後の取組】 ・県内 1 か所の候補地を選定し、事業の推進を図る。	49,000 千円
茨城県グリーンな栽培体系への転換サポート事業	協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。 【前年度実績】 ・事業活用地区：3 地区	10,800 千円

		・取組内容： 減化学肥料、農業用プラスチック削減及び自動操舵システムによる省力化 ・補助金額：6,380 千円 【今後の取組】 ・みどりの食料システム戦略に示された生産力向上と持続性の両立に向け、引き続き、産地に適した技術の検証及び定着を支援する。	
省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業【再掲】	認定農業者等	農業分野で労働力確保が難しくなる中、廃プラスチック処理が不要で、プラスチックの排出を抑制する生分解性マルチの導入を支援する。 【前年度実績】 ・慣行のプラスチックマルチからの転換面積：397ha ・補助件数：141 件 ・補助金額：約 48,000 千円 【今後の取組】 ・生分解性マルチは、省力化による農業の構造転換及び廃プラスチックの排出抑制による環境負荷の低減に資することから、引き続き、導入を支援する。	前年度からの繰越 105,642 千円
環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者	環境保全を重視した農業へ転換するため、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組又は有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、国・市町村とともに掛かり増し経費を支援する。 【令和 5 年度実績】 ・取組市町村数 26 ・取組件数 54 件 ・実施面積 573ha - 内訳：堆肥 123ha - カバークropp 35ha - 長期中干し 8 ha - 秋耕 71ha - 有機 336ha 【今後の取組】 ・引き続き、県内の農業者等に対し、環境保全型農業についての理解促進を図るとともに、本県での取組面積が大きく、今後の更なる拡大が期待される「有機農業」に関する普及指導体制の拡充を図る。	40,935 千円

総合的病害 虫管理技術 実証事業	茨城県	高度な薬剤抵抗性を獲得することにより、農薬による防除が難しくなっている昆虫等に対して、天敵昆虫や防除資材等を利用した農薬のみに頼らない総合防除技術を確立し、生産現場に普及する技術を実証。 【前年度実績】 ・実証技術数：1 (コナジラミ類の天敵昆虫であるタバコカスミカメを利用した総合防除法の確立) 【今後の取組】 ・農薬のみに頼らない総合防除技術を確立するため、継続して取り組む。 ・実証技術数：1	678 千円
地域循環型 エネルギー システム構 築事業	農業者等	営農型太陽光発電設備設置下に最適な作目や栽培体系、発電設備の設計等についての検討を支援し、その結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援する。 【前年度実績】 ・事業活用地区：2 地区 ・取組内容： ピーマン栽培における営農型太陽光発電モデル実証圃設置 センリョウ栽培における営農型太陽光モデルの検討 ・補助金額：5,162 千円 【今後の取組】 ・センリョウ栽培における営農型太陽光モデル実証圃設置	10,000 千円

(3) 農地の適正かつ有効な利用等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農地中間管 理事業	(公社) 茨城 県農林振興 公社 等	農地の中間的受け皿となる農地中 間管理機構の整備・運営等に対する 支援や同機構に一定割合以上の農地 を貸し付けた地域への支援を行う。 【前年度実績】 ・担い手への集積面積 1,833ha 【今後の取組】 ・引き続き、農地中間管理機構を軸 として担い手への農地の集積・集 約化を推進する。	831,474 千円
遊休農地解 消緊急対策 事業	(公社) 茨城 県農林振興 公社	担い手への農地の集積・集約化を 促進するため、農地中間管理機構が 遊休農地を借り受け、解消するため に必要となる経費を支援する。 【前年度実績】 ・解消面積 1.07ha 【今後の取組】 ・引き続き、機構との連携により遊 休農地を解消し、担い手への農地 の集積・集約化を促進するために 当事業の活用を推進する。	6,405 千円
いばらきオ ーガニック ステップア ップ事業【再 掲】	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者、 市町村 等	環境負荷の低減と農産物の高付加 価値化が期待できる有機農業の取組 拡大に向けて、大規模有機モデル団 地の育成や有機農産物の供給能力の 向上等を支援する。 また、生産技術の普及に向けた研 究や有機農業指導員の育成等に取り 組み、県が主体的に有機農業を推進 する体制を構築する。 【今後の取組】 ・引き続き、県内における有機農業 の取組拡大を図る必要があるため、 大規模有機モデル団地の育成 や有機農産物の供給能力の向上等 の従来補助事業を継続して農業者 等の支援に努める。 ・有機農業による経営拡大、収益性 向上等に挑戦する農業者を支援す るため、2024 年度は、遊休農地等 を活用した生産環境整備やニーズ に応じた新商品開発等を支援する 補助メニューを新設した。 ・生産者支援メニューに加えて、人 材育成や技術開発も含めて有機農 業を推進する。	234,682 千円

(4) 生産基盤の総合的な整備等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農地防災 減災事業	都道府県 市町村 土地改良区 等	地震や集中豪雨等による農業用施設等の災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図る。 【前年度実績】 - 農地防災減災事業 - ため池等整備 11 箇所 - 地盤沈下対策 3 箇所 - 湛水防除 2 箇所 - 計 16 箇所 【今後の取組】 - 引き続き、農業用施設の防災力向上を図る。	814,385 千円
耕作条件 改善事業	市町村、 土地改良区、 農業協同組 合、 農地中間管理 機構、 農業法人 等	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細やかな耕作条件の改善を支援する。 【前年度実績】 24 地区 区画拡大、暗渠排水等 【今後の取組】 28 地区について、引き続き、区画拡大、暗渠排水等を実施する。	434,246 千円
県単土地 改良事業	市町村、 土地改良区、 土地改良区連 合、 農業協同組合 等	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図る。 【前年度実績】 196 地区 農業用排水施設整備等 【今後の取組】 120 地区について、引き続き、農業用排水施設整備等を実施する。	593,946 千円
土地改良施 設維持管理 適正化事業	土地改良区 等	農業用水路や機場等の土地改良施設の機能維持と防災・減災力の強化を図るため、定期的に適切な補修を実施する土地改良施設維持管理適正化事業（土地改良区等）に対し、事業費の 30%を助成する。 【前年度実績】 実施地区等 76 地区、82 施設	265,040 千円

		・補助金 265, 141, 800 円 【今後の取組】 ・引き続き、必要な県予算の確保に努め、土地改良区等が行う補修等により機能維持や防災・減災力の強化が図られるよう支援する。	
経営体育成 基盤整備事業	県	区画整理や用排水施設、農道等の農業生産基盤整備と、集落道路、集落排水路などの生活環境基盤整備を一体的に行うとともに、基盤整備を契機として農地の集積、集約化を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。 【前年度実績】 ・52 地区 区画整理 134. 1ha 用水路 46. 1ha 暗渠排水 41. 2ha 【今後の取組】 ・農業の生産性の向上等を図り、担い手の効率的な水田営農が可能となるよう、引き続き、ほ場の大区画化や水田の汎用化など、生産基盤の総合的な整備を推進していく。	4, 613, 125 千円
県営かんがい排水事業	県	農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図るため、用排水機場や用排水路などの農業用排水施設を整備する。 また、基幹的農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、効率的な保全対策工事を行う 【前年度実績】 ・29 地区 用水路 1. 2 km 排水路 0. 6 km 施設補修 11 箇所 【今後の取組】 ・国営事業関連地区の基盤整備を推進するとともに、計画的に用水路等を整備する。 ・既存施設の有効活用及び長寿命化	1, 795, 410 千円

		を図るため、施設の劣化状況を把握し、計画的に対策工事を実施する。	
県営畑地帯 総合整備事業	県	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの基盤整備を行うとともに、農業集落道などの環境整備を一体的に行うなど、畑地帯における整備を総合的に行う。 【前年度実績】 ・ 17 地区 - 区画整理 18.6ha - 畑かん 30.5ha - 暗渠排水 28.1ha - 排水路 0.9 km - 橋梁 1.0 基 【今後の取組】 ・ 担い手へ農地を集積するとともに、畑地かんがい営農の確立や新たな導入作物の検討を行う等、地域の実情に応じた営農の推進・産地づくりを推進していく。	1,327,952 千円
農道整備事業(基幹的農道整備事業、ふるさと農道整備事業)	県	農村地域の農業生産、農産物の運搬・流通及び住民生活の利便性向上を図る。 【前年度実績】 基幹的農道整備事業 伊師地区(日立市) ふるさと農道整備事業 小目地区(常陸太田市) 本郷高野地区(神栖市) 総上・豊加美地区(下妻市) 小目地区において L=762m 供用開始 【今後の取組】 ・ 農業の生産性の向上に重要な整備であることから、引き続き、生産基盤と併せて農道整備を推進していく。	240,000 千円

多面的機能 支払交付金	農業者及び地 域住民等	農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となって行う、農業用排水路等の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の環境保全活動（生態系保全活動、水質保全、景観形成活動等）を支援する。 【前年度実績】 全 44 市町村 707 組織 43,028ha 【今後の取組】 ・今後も農業者の減少が予想されることから、引き続き、当事業を活用し、地域が行う農地や水路、農道などの維持・管理の取組を推進していく。	1,626,368 千円
----------------	----------------	---	--------------

(5) 水田農業に対する支援の強化等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
儲かる産地 支援事業	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者 等	生産性や付加価値の向上、スマート農業機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組みの導入を進め、収益性の高いモデル的な農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援する。 また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援する。 【前年度実績】対象 41 事業主体（農業用ドローン、トラクター、コンバイン、果樹多目的防災網、自動操舵システム、パイプハウス等） 【今後の取組】 ・引き続き、要望調査に基づき事業を推進することにより、「儲かる農業」の実現を支援する。	126,000 千円
農産園芸共同 利用施設 整備事業 (いばらきの 強い農業 づくり総合 支援事業、 いばらきの 産地パワー アップ事業)	市町村、公社、 農業者の組織 する団体等	国補事業の活用により、生産施設の整備や農業機械の導入を推進し、本県農業生産基盤の強化を図る。 【前年度実績】 (2024 に繰越対応) ・低コスト耐候性ハウス（イチゴ） ・栗選果機 【今後の取組】 ・引き続き、事業を推進することにより、本県農業生産基盤の強化を図る。	1,487,613 千円
耕作条件 改善事業 【再掲】	市町村、 土地改良区、 農業協同組 合、 農地中間管理 機構、 農業法人 等	農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進や高収益作物への転換を図るためのきめ細やかな耕作条件の改善を支援する。 【前年度実績】 ・24 地区 区画拡大、暗渠排水等 【今後の取組】 ・28 地区について、引き続き、区画拡大、暗渠排水等を実施する。	434,246 千円

県単土地改良事業 【再掲】	市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合等	田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修などにより、営農の効率化と農業の振興を図る。 【前年度実績】 ・ 196 地区 農業用排水施設整備等 【今後の取組】 ・ 120 地区について、引き続き、農業用排水施設整備等を実施する。	593,946 千円
経営体育成基盤整備事業 【再掲】	県	区画整理や用排水施設、農道等の農業生産基盤整備と、集落道路、集落排水路などの生活環境基盤整備を一体的に行うとともに、基盤整備を契機として農地の集積、集約化を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。 【前年度実績】 ・ 52 地区 - 区画整理 134.1ha - 用水路 46.1ha - 暗渠排水 41.2ha 【今後の取組】 ・ 農業の生産性の向上等を図り、担い手の効率的な水田営農が可能となるよう、引き続き、ほ場の大区画化や水田の汎用化など、生産基盤の総合的な整備を推進する。	4,613,125 千円
水田畑地化推進事業	県、市町村、改良区、農協、農業法人等	米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換を推進するため、現在、水田として営農されている農地を畑地化し、農家の収益性を向上させ、競争力のある農業経営の実現を目指す。 【前年度実績】 ・ 4 地区 - 水田の畑地化、汎用化等 - 取組面積 7.7ha 【今後の取組】 ・ 引き続き、水田での高収益作物導入のため、地域の要望を把握し、必要となる簡易な基盤整備を推進する。	50,000 千円

(6) 多様な担い手の確保及び育成

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農業参入等 支援センタ ー事業	県	経営相談等の窓口である「茨城県農業参入等支援センター」において、規模拡大や法人化などの意向を有する農業経営体に、中小企業診断士や税理士等の専門家からなる支援チームを派遣するなどし、個々の課題解決に向けた支援を実施する。 【前年度実績】 ・重点支援対象者の選定 10 経営体（個人7 法人3） ・専門家派遣延べ件数 68 件 ・クイック専門家派遣 18 経営体 【今後の取組】 ・引き続き、普及センターとの連携や農業経営者向けのセミナー開催等を通して、支援対象者の掘り起こしを行い、法人化をはじめとする経営課題の解決に向けた幅広い支援を行う。	66,580 千円
	県・(公社) 茨城県農林振興公社	(公社) 茨城県農林振興公社内に就農相談窓口である「茨城県新規就農相談センター」を設置し、就農相談会の開催、無料職業紹介、就農支援ポータルサイトの運営等を通して、就農啓発活動や就農情報の発信を行う。 【前年度実績】 ・就農相談会等の開催 計 28 回 ・就農相談人数 734 人 ・ポータルサイトのアクセス数 28,171 件 【今後の取組】 ・引き続き、就農相談等への対応、就職支援ポータルサイトによる情報発信等を通して、本県への就農、定着を支援していく。	66,580 千円
新規就農総 合支援事業	県・市町村	青年の就農意欲の喚起と定着を図るため、就農前の研修生に対する資金の交付（最長2年間）、認定新規就農者に対する資金の交付（最長3年間）及び経営発展支援のための施設	606,353 千円

		や機械導入等の補助を行う。 先輩農業者等による新規就農者への技術面でのサポート及び農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等、新規就農者のサポート体制構築に係る支援を行う。 【前年度実績】 ・就農準備資金等 13人 交付額 19,750千円 ・経営開始資金等 88人 交付額 99,767千円 ・経営発展支援事業 1人 交付額 7,500千円 ・農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 170人 交付額 201,141千円 【今後の取組】 ・引き続き、就農に向けた準備及び就農開始・経営発展のための資金の交付による就農意欲の向上と就農者の定着を進める。	
いばらき農業アカデミー事業	県	経営の発展段階に合わせた生産技術の習得や経営管理能力の向上を図るため、意欲ある農業者や新規就農者を対象とした講座を実施する。 ・6次産業化等、農業経営における新たなビジネスモデル展開に取り組むため、経営管理能力を身につけた女性農業経営者を育成する講座を開催。(女性農業経営者育成講座) ・女性農業経営者育成講座を修了し、経営管理能力を身につけた女性農業者がビジネスモデルを実現する取組を支援。(経営発展モデル実現アシスト事業) 【前年度実績】 ・31講座を開催し、延べ3,942人が講座を受講した。受講生の満足度は5点満点中4.4であった。 【今後の取組】 ・引き続き、意欲ある農業者に対して学びの機会を提供し、生産技術や経営管理能力の向上を支援していく。	32,083千円

県立農業大学校の設置	県	儲かる農業を実践し、将来の本県農業を牽引する人材を育成するため、学生の経営者マインドを醸成する研修教育を実施する。 【前年度実績】 ・2023年度は60名の卒業生を輩出し、57%の学生が就農した。その他の学生も農協や農業関連企業等へ就職しており、本県農業の担い手となっている。 【今後の取組】 ・2024年度は農業機械の導入や科目の新設等、有機農業教育カリキュラムの拡充に取り組んでいる。 ・卒業生の5割～6割が就農しており、その他にも農業関係団体や農業関連企業の役員として活躍していることから、引き続き、実践的な研修教育により、担い手育成に取り組んでいく。	教育費 88,565千円 運営費 87,063千円 国補施設整備費 8,723千円 県単施設整備費 64,100千円 職員給与費 224,714千円
バーチャル会社経営	教育庁学校教育 部高校教育課	【前年度実績】 ・農業の経営感覚の醸成を図る経営技術と生産技術に関する学習活動を通じて、課題を発見し、創造的に解決する力を養うことを目的に、農業関係高校7校で実施。 ・プロジェクト学習の方法を踏まえ、課題設定（仮説）、計画立案、実施、まとめ（反省、評価、分析）の一連の流れをもとに、経営に関する課題に対し、生徒が主体的に解決を図る学習活動を展開。 ・2024年1月16日に最終報告会を実施し、13チームが報告を行った。 ・参加した多くの生徒が、取組を通じて課題や仮説を設定し、次年度へ向けた課題を発見することができた。 【今後の取組】 ・農業の経営感覚の醸成を図る経営技術と生産技術に関する学習活動を通じて、課題を発見し、創造的に解決する力を養うことを目的に、農業関係高校7校で実施予定。 ・プロジェクト学習の方法を踏まえ、課題設定（仮説）、計画立案、	—

		実施、まとめ（反省、評価、分析）の一連の流れをもとに、経営に関する課題に対し、生徒が主体的に解決を図る学習活動を展開予定。 ・2025 年 1 月に最終報告会を実施予定。 ・昨年度の取組に加えて、外部の専門家による学校への助言の機会を増やすとともに、生産物の販路の拡大を検討し、活動の充実を図っていく。	
農福連携 推進事業	農業経営体 等	農業分野における多様な働き手確保の一環として農福連携を推進するため、農業経営体と福祉事業者の相互理解に向けた農作業体験会を開催する。 【前年度実績】 ・農作業体験会 15 回 ・作業委託契約 13 経営体 【今後の取組】 ・農福連携事業の知名度向上のため、各種会議等での周知を行う ・多様な労働力の確保のため、農作業体験会の開催を推進する。	982 千円
共同受発注 センター機能強化	県	共同受発注センターに「農福連携アドバイザー」を配置し、農業者と障害者福祉事業所のマッチング支援等を行い、農福連携の促進を図る。 【前年度実績】 ・50 件 【今後の取組】 ・引き続き共同受発注センターに「農福連携アドバイザー」を配置するとともに、2024 年度からは新たに事業の企画調整や関係団体との連絡等を行う「農福連携推進員」を配置し、更なる農福連携の促進を図る。	9,317 千円
初動工賃補助	県	障害者福祉事業所へ農作業等を初めて依頼する農業経営体に対して、福祉事業所の障害者が農作業等に慣れるまでの試行期間中の工賃の一部を助成することにより、農業経営体	1,300 千円

		の福祉事業所への農作業等の発注を促進する。 【前年度実績】 ・ 9 件 【今後の取組】 ・ 引き続き試行期間中の工賃の一部を助成することにより、更なる福祉事業所への農作業等の発注を促進する。	
農業労働力確保支援対策事業	県	本県農業の持続的な発展のため、国内だけでなく、海外の優秀な人材を招き入れ、担い手として活躍してもらうことができるよう、外国人材の資格取得や日本語習得を支援すると共に、不法就労防止の啓発を実施する。 【前年度実績】 ・ 資格取得支援実績 8 名 ・ 県警と連携した啓発活動の実施 【今後の取組】 ・ 引き続き、外国人材の資格取得や日本語習得等を支援し、本県農業への外国人材の定着を推進すると共に、不法就労防止の啓発を実施する。	5,434 千円

(7) 女性の参画等の促進

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農業・農村男女共同参画推進事業 (農村女性大学)	県	男女共同参画を推進するため、農林水産業分野における女性活躍の理解を促進。 - 女性の能力開発活動を支援するため、普及センターごとに農業技術・経営に関する女性の能力向上のための研修等を実施。(農村女性大学) 【前年度実績】 - 研修等を 53 回開催、延べ 383 名が参加した。 【今後の取組】 - 引き続き、男女共同参画のための理解を醸成するとともに、女性農業者の能力向上に資する研修を実施する。	4,272 千円
女性農業士活動促進事業	県	茨城農業の中核を担う農業者を育成するため、各地域において自らの農業経営を確立し、農業の担い手育成や地域農業の活性化、農村生活の向上などについて、リーダーとして活動している者を認定する。 【前年度実績】 認定者数 4 名 【今後の取組】 農業振興に重要な役割を果たしていることから、引き続き認定を実施する。	479 千円
いばらき農業アカデミー事業【再掲】 (女性農業経営者育成講座) (経営発展モデル実現アシスト事業)	県	経営の発展段階に合わせた生産技術の習得や経営管理能力の向上を図るため、意欲ある農業者や新規就農者を対象とした講座を実施する。 6 次産業化等、農業経営における新たなビジネスモデル展開に取り組むため、経営管理能力を身につけた女性農業経営者を育成する講座を開催。(女性農業経営者育成講座) - 女性農業経営者育成講座を修了し、経営管理能力を身につけた女性農業者がビジネスモデルを実現する取組を支援。(経営発展モデル実現アシスト事業)	32,083 千円

		【前年度実績】 ・ 31 講座を開催し、延べ 3,942 人が講座を受講した。受講生の満足度は 5 点満点中 4.4 であった。 【今後の取組】 ・ 引き続き、意欲ある農業者に対して学びの機会を提供し、生産技術や経営管理能力の向上を支援する。	
--	--	---	--

(8) 意欲ある農業者等による営農指導の実施

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農業三士の 認定	県	茨城農業の中核を担う農業者を育成するため、各地域において自らの農業経営を確立し、農業の担い手育成や地域農業の活性化、農村生活の向上などについて、リーダーとして活動している者を農業経営士、女性農業士に、リーダーとして期待される者を青年農業士として認定する。 【前年度実績】 認定者数 ・農業経営士・・・13名 ・女性農業士・・・4名 ・青年農業士・・・20名 【今後の取組】 ・農業振興に重要な役割を果たしていることから、引き続き認定を実施する。	農業経営士 活動推進事業費 932千円 女性農業士 活動促進事業費 479千円 青年農業士 活動促進費 506千円

(9) 農業経営の安定

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農業近代化 資金利子補 給金	農協等の融資 機関	農業者の安定的な農業経営の確立に資するため、長期運転資金や機械・施設の取得等幅広い用途に利用可能な農業近代化資金を貸し付けた融資機関に対して、利子補給を行う。 【前年度実績】 ・利子補給率 1.25% ・貸付利率 1.10% (2024 年 3 月 18 日現在) ・利子補給額 38,849 千円 【今後の取組】 ・農協等と連携して制度の周知に努め、資金の円滑な融通を図る。	49,797 千円
農業保険等 の普及啓発	県及び農業共 済団体	自然災害による農作物被害の発生や価格下落等の様々な経営リスクに対応するため、農業共済団体や市町村等と連携し、収入保険や各種共済制度の加入を促進する。 【前年度実績】 ○農業保険制度の周知等 ・農業者等が参集する会議等における周知（計 66 回） ・県広報誌「ひばり」への記事掲載、ラジオ県だより ・県公式 X（旧ツイッター）への投稿 ・県内コンビニエンスストアへのポスター掲示 ・農業関係ホームページへの記事掲載、市町村広報誌への記載依頼 ○国に対する要望 ・全国知事会と連携した保険料等の国の負担割合引上げ等に係る要望 ○収入保険の加入状況 ・2023.12 末時点 2,080 経営体	521 千円

		(対前年同期比 +202 経営体、+10.8%) 【今後の取組】 ・引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を図るとともに、全国知事会と連携し、国に対して保険料等の国の負担割合の引上げ等に係る要望を行う。	
--	--	--	--

(10) 生産性の向上等による収益性の高い農業の推進

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
儲かる産地 支援事業 【再掲】	農協、 営農集団、 農業法人・ 認定農業者 等	生産性や付加価値の向上、スマート農業機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組みの導入を進め、収益性の高いモデル的な農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援する。 また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援する。 【前年度実績】 ・対象 41 事業主体 (農業用ドローン、トラクター、コンバイン、果樹多目的防災網、自動操舵システム、パイプハウス等) 【今後の取組】 ・引き続き、要望調査に基づき事業を推進することにより、「儲かる農業」の実現を支援する。	126,000 千円
戦略的研究 開発・普及強 化事業	県	国立研究開発法人や民間企業等との共同研究を推進しつつ、他県に先駆けて ICT や AI 等を活用した先端技術の開発と現地実証に取り組み、その普及を加速することで、生産性や付加価値の向上につなげ、儲かる農業の実現を図る。 【前年度実績】 以下の 4 課題について取り組んだ。 (1) スマート農業技術を活用したイチゴの需要に合わせた生育・出荷制御技術の開発 (2022～2026) (2) 小玉スイカの安定生産技術の開発 (2023～2026) (3) クリ果実の長期冷蔵技術と焼き栗の長期冷凍技術の開発 (2023～2026) (4) 水田難防除雑草ナガエツルノゲイトウの防除技術開発 (2023～2026) このうち、(4)の有効な除草剤による本田防除体系の 1 成果について、農家等へ情報提供や指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改	30,266 千円

		善が見込まれる主要成果として、インターネットでの公開や関係機関へ情報提供予定（5月中旬予定）。 【今後の取組】 各研究課題は開始2～3年目を迎えることから、引き続き、課題推進計画書に基づき、先端技術の現地実装に向けて研究に取り組む。											
農産園芸共同利用施設整備事業【再掲】	市町村、公社、農業者の組織する団体等	国補事業の活用により、生産施設の整備や農業機械の導入を推進し、本県農業生産基盤の強化を図る。 【前年度実績】 (2024に繰越対応) - 低コスト耐候性ハウス（イチゴ） - 栗選果機 【今後の取組】 - 引き続き、事業を推進することにより、本県農業生産基盤の強化を図る。	1,487,613 千円										
（いばらきの強い農業づくり総合支援事業、いばらきの産地パワーアップ事業）													
いばらきグローバルビジネス推進事業費	県	輸出に意欲ある農業者等を支援するため、国外における現地プロモーションや展示商談会への出展などにより県産農産物の販路拡大に取り組む。 【前年度実績】 - 北米へのトップセールスを実施し、商談を行った結果、日系輸入商社におけるコメの取扱い拡大や高級日本食レストランでの常陸牛等の新規取扱いにつながった。 ○県産農産物輸出額実績(単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>輸出額</th></tr><tr><td>2019</td><td>643.0</td></tr><tr><td>2020</td><td>737.4</td></tr><tr><td>2021</td><td>975.3</td></tr><tr><td>2022</td><td>1,316.1</td></tr></table> 【今後の取組】 - 更なる輸出拡大に向け、アジアや北米を主なターゲットに、コメ、常陸牛などの既存販路の定着・拡大に加え、輸出に意欲ある農業者等の掘り起こしに取り組んでいく。	年度	輸出額	2019	643.0	2020	737.4	2021	975.3	2022	1,316.1	160,033 千円
年度	輸出額												
2019	643.0												
2020	737.4												
2021	975.3												
2022	1,316.1												

農産物海外市場開拓チャレンジ事業費	県	県産農産物の戦略的な輸出拡大を図るとともに、新市場開拓に向けた集中的なマーケティング、テスト販売及び商流確保に取り組む。 【前年度実績】 ・県産農産物の輸出をけん引するコメについて、過去最高であった2022年度を超えて更なる輸出拡大を目指し、新市場である欧州向けに輸出を行うなど、新たな商流確保につながった。 【今後の取組】 ・更なる輸出拡大のため、新たな市場・品目の開拓に向けた商流確保等の支援に取り組んでいく。	18,000 千円
特別電源国補試験研究費	県	県総合計画及び農業総合センター中期運営計画等に基づき、かつ本県の科学技術の振興及び農業振興に資するための、新品種・新技術の開発に係る試験研究を実施する。 【前年度実績】 以下の2023年度完了2課題を含めた全13課題について取り組んだ。 (1) 病虫害抵抗性を付与した難裂皮性「納豆小粒」の育成(2019-2023) [完了] (2) レンコンの効率的育種技術の開発(2019-2023) [完了] (3) POCT を目指したウリ類ウイルス病の高精度な簡易検査技術の開発(2021-2024) (4) 生育・収量予測を核としたデータ駆動型イチゴ栽培支援技術の開発(2022-2026) 等 このうち、(1)の蒸煮時に裂皮がしにくい大豆育種素材の開発や、(3)のウリ類退緑黄化ウイルスの簡易検査キットの開発と迅速診断等の計15成果について、農家等へ情報提供や指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改善が見込まれる主要成果として、インターネットでの公開や関係機関へ情報提供予定(5月中旬予定)。 【今後の取組】 ・以下の新規3課題を含めた全14	98,814 千円

		課題について、課題推進計画書に基づき、先端技術の現地実装に向けて研究に取り組む。 (1) 茨城県産農産物差別化のための有機農産物と一般農産物の抗酸化能の違いの解明 (2024-2026) [新規] (2) 国際的な需要増に応じた輸出用米向け高温耐性品種と生産技術の開発 (2024-2028) [新規] (3) メロン県オリジナル品種のシリーズ化 (2024-2028) [新規] (4) ICT を活用した本県産ハクサイ及びダイコンの出荷予測技術の開発 (2023-2025) 等	
6 次産業化 総合支援事業費	県	6 次産業化の取組を拡大していくために、6 次産業化志向者の掘り起こしを行うとともに、発展段階に応じたきめ細やかな支援を行うことで既存実践者の取組強化を図る。 ・ 6 次産業化に取り組む意欲のある農業者、及び既に取り組んでいる農業者が、経営及び販売面での課題解決に必要な知識と技術の習得を図る講座を開催（アグリビジネス基礎講座）（商談スキル向上講座） ・ 6 次産業化に取り組む農林漁業者に対して、加工品の試作開発や加工技術の習得を支援する実験施設（オープンラボ）、及び技術指導員の設置。 ・ 農業経営や企業参入に関する HP における、6 次産業化に関する優良事例、支援策の紹介。 【前年度実績】 ・ 2 講座計 8 回を開催し、延べ 119 人が受講。 ・ オープンラボの利用回数は計 27 回であった。 【今後の取組】 ・ 引き続き、6 次産業化に取り組む意欲のある農業者に対して、情報発信と発展段階に応じた支援を行っていく。	12,272 千円
6 次産業化 ネットワーク	県	・ 茨城農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、農業者	68,662 千円

ク活動事業費		からの相談対応によって専門家（プランナー）を派遣し、6次産業化を推進する。（農山漁村発イノベーションサポート事業） ・農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を支援。（農山漁村発イノベーション整備事業） ・農山漁村において新たな事業・雇用機会を創出する農山漁村発イノベーションの取組を支援。（農山漁村発イノベーション推進事業） 【前年度実績】 ・農山漁村発イノベーションサポート事業について、地域プランナー等の派遣件数が37回、地域プランナーの評価が3点満点中2.9であった。 【今後の取組】 ・引き続き、意欲ある農業者に対して専門家の派遣等を通じて、付加価値向上のための6次産業化の支援を行っていく。	
銘柄畜産物ブランド支援事業	常陸牛振興協会、公益社団法人茨城県畜産協会、茨城県銘柄豚振興会、いばらき地鶏振興協会	本県産銘柄畜産物のブランド力を向上するため、PR活動や品質向上対策への支援を行うとともに、銘柄認定体制の検証等を行う。 【前年度実績】 ・常陸牛のPRや国内外への販促活動の実施、常陸牛煌の認定開始、ローズポークや奥久慈しゃもの販促支援、種豚「ローズD-1」の導入支援、県産卵のPR活動を実施 【今後の取組】 ・儲かる畜産経営体の育成と本県畜産業の振興を図るため、長期的な戦略に基づく更なる高付加価値化やブランド化、国内外における積極的な販路開拓に取り組んでいく。	52,694 千円
高品質常陸牛生産対策事業	常陸牛煌生産者、輸出に取組む生産者	常陸牛煌を安定的に生産するため、遺伝的に脂肪の質に優れた雌牛の確保経費や増頭等に伴い必要とな	109,106 千円

		る牛舎整備を支援するとともに、受精卵技術を活用して高能力な繁殖雌牛を効率的に増頭する。 【前年度実績】 ・雌牛の確保支援頭数 104 頭 【今後の取組】 ・儲かる畜産経営体の育成と本県畜産業の振興を図るため、常陸牛煌の生産拡大に取り組んでいく。													
販路開拓チャレンジ事業費	県	首都圏や県内のレストラン・卸売業者等に対して、産地とのマッチングを行うなど、県産農産物等の取扱いを推進することで、生産者や6次産業化事業者の販売力強化を図る。また、効率的な物流システムについて検討する。 【前年度実績】 ・飲食店や仲卸業者等を対象にした商談会の開催、商談会に参加した実需者等の産地招へい、首都圏レストランでのメニューフェアの開催等を行った結果、県産農・畜産物（常陸牛、レンコン、オーガニック野菜等）の販路拡大につながった。 ・民間企業が持つ流通網を活用した効率的な集荷体制について、県内生産者に情報提供した。 ○商談会実績 <table><tr><th>回数</th><th>対象</th><th>商談数</th></tr><tr><td>第1回</td><td>農産物</td><td>76</td></tr><tr><td>第2回</td><td>オーガニック農産物</td><td>38</td></tr><tr><td>第3回</td><td>農産物・加工品</td><td>66</td></tr></table> 【今後の取組】 ・首都圏及び県内レストラン等に対して、引き続き、県産農産物の取扱いを推進するとともに、大規模商談会において茨城ブースを出展するなど、販路拡大に向けた支援を強化する。 ・民間企業と連携しながら、物流改善に向けた取組を県内生産者に広く周知していく。	回数	対象	商談数	第1回	農産物	76	第2回	オーガニック農産物	38	第3回	農産物・加工品	66	27,284 千円
回数	対象	商談数													
第1回	農産物	76													
第2回	オーガニック農産物	38													
第3回	農産物・加工品	66													

いばらき農 林水産物イ メージアッ プ事業費	県	県産農林水産物の認知度向上を図るため、首都圏でのイベント開催や、民間企業と連携した企画等の実施及び県ポータルサイトによる情報発信を通して効果的なPRを行う。 【前年度実績】 ・大消費地の百貨店や量販店、ホテル、飲食店などで茨城フェアを開催した。 ・ハウス食品や味の素などの食品企業等と連携したフェアの開催や、いばらき食と農のポータルサイトの管理運営及び情報発信を行った。 【今後の取組】 ・大消費地（東京、大阪、北海道等）や県内の消費者をターゲットにしたイベント等を開催。 ・食品企業等と連携したフェアの開催や、いばらき食と農のポータルサイトにおける情報発信を実施。	39,701 千円										
いばらき農 林水産物ブ ランド確立 PR事業費	県	重点品目における話題性のある取組の推進等により、メディア露出機会を創出する。 【前年度実績】 <table><tr><td>品目</td><td>主な取組内容</td></tr><tr><td>イバ ラキ ング</td><td>・IBARAKI melon King & Queen Selection</td></tr><tr><td>恵水</td><td>・幻の恵水プロジェクト ・恵水のふるまいとワークショップ</td></tr><tr><td>栗</td><td>・笠間マロンコレクション</td></tr><tr><td>常陸 牛・常 陸の 輝き</td><td>・アウトドア施設のコラボした「マンガ肉」の開発及びブッシュクラフトイベント ・「常陸」の認知拡大を目的としたクイズイベント</td></tr></table>	品目	主な取組内容	イバ ラキ ング	・IBARAKI melon King & Queen Selection	恵水	・幻の恵水プロジェクト ・恵水のふるまいとワークショップ	栗	・笠間マロンコレクション	常陸 牛・常 陸の 輝き	・アウトドア施設のコラボした「マンガ肉」の開発及びブッシュクラフトイベント ・「常陸」の認知拡大を目的としたクイズイベント	30,995 千円
品目	主な取組内容												
イバ ラキ ング	・IBARAKI melon King & Queen Selection												
恵水	・幻の恵水プロジェクト ・恵水のふるまいとワークショップ												
栗	・笠間マロンコレクション												
常陸 牛・常 陸の 輝き	・アウトドア施設のコラボした「マンガ肉」の開発及びブッシュクラフトイベント ・「常陸」の認知拡大を目的としたクイズイベント												

		【今後の取組】 <table><tr><td>品目</td><td>主な取組内容（案）</td></tr><tr><td>イバラキング</td><td>・メロン1玉ディッシュ</td></tr><tr><td>恵水</td><td>・幻の恵水プロジェクト</td></tr><tr><td>栗</td><td>・笠間マロンコレクション ・かさまの御栗物（自宅で作れるモンブラン）</td></tr><tr><td>常陸牛・常陸の輝き</td><td>・メディア向けPRイベント</td></tr></table>	品目	主な取組内容（案）	イバラキング	・メロン1玉ディッシュ	恵水	・幻の恵水プロジェクト	栗	・笠間マロンコレクション ・かさまの御栗物（自宅で作れるモンブラン）	常陸牛・常陸の輝き	・メディア向けPRイベント								
品目	主な取組内容（案）																			
イバラキング	・メロン1玉ディッシュ																			
恵水	・幻の恵水プロジェクト																			
栗	・笠間マロンコレクション ・かさまの御栗物（自宅で作れるモンブラン）																			
常陸牛・常陸の輝き	・メディア向けPRイベント																			
いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業費	県	重点品目（イバラキング、恵水、栗、常陸牛、常陸の輝き）のブランド確立を図るため、高級果実店や百貨店、高級レストランでの取扱いを推進する。 【前年度実績】 ・重点5品目（イバラキング、恵水、栗、常陸牛、常陸の輝き）について、専門店や百貨店、レストラン等での取扱いを推進し、ブランド化を進めた。 ○重点5品目の取扱実績 <table><tr><td rowspan="5">専 門 店 等</td><td>イバラキング</td><td>5社</td></tr><tr><td>恵水</td><td>5社</td></tr><tr><td>栗</td><td>12社</td></tr><tr><td>常陸牛</td><td>6社</td></tr><tr><td>常陸の輝き</td><td>6社</td></tr><tr><td colspan="2">百貨店</td><td>22店舗 (春季11店、秋季11店)</td></tr><tr><td colspan="2">レストラン</td><td>22店舗 (6月12店、9月10店)</td></tr></table> 【今後の取組】 ・フェア等における顧客・販売店ニーズを踏まえ、継続利用につながる提案をしていく。 ・また、フェアでは、重点5品目を中心としながら、他の県産農産物も併せて展示・販売していく。	専 門 店 等	イバラキング	5社	恵水	5社	栗	12社	常陸牛	6社	常陸の輝き	6社	百貨店		22店舗 (春季11店、秋季11店)	レストラン		22店舗 (6月12店、9月10店)	33,831 千円
専 門 店 等	イバラキング	5社																		
	恵水	5社																		
	栗	12社																		
	常陸牛	6社																		
	常陸の輝き	6社																		
百貨店		22店舗 (春季11店、秋季11店)																		
レストラン		22店舗 (6月12店、9月10店)																		

(11) 農業技術の向上等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
戦略的研究 開発・普及強 化事業【再掲】	県	国立研究開発法人や民間企業等との共同研究を推進しつつ、他県に先駆けて ICT や AI 等を活用した先端技術の開発と現地実証に取り組み、その普及を加速することで、生産性や付加価値の向上につなげ、儲かる農業の実現を図る。 【前年度実績】 以下の4課題について取り組んだ。 (1) スマート農業技術を活用したイチゴの需要に合わせた生育・出荷制御技術の開発（2022～2026） (2) 小玉スイカの安定生産技術の開発（2023～2026） (3) クリ果実の長期冷蔵技術と焼き栗の長期冷凍技術の開発（2023～2026） (4) 水田難防除雑草ナガエツルノゲイトウの防除技術開発（2023～2026） このうち、(4)の有効な除草剤による本田防除体系の1成果について、農家等へ情報提供や指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改善が見込まれる主要成果として、インターネットでの公開や関係機関へ情報を提供（5月中旬予定）。 【今後の取組】 ・各研究課題は開始2～3年目を迎えることから、引き続き、課題推進計画書に基づき、先端技術の現地実装に向けて研究に取り組む。	30,266 千円
新品種育成 普及促進事業 費	県	・農業総合センターが作成する育種目標に基づき、水稻・野菜・果樹・花きの新品種を育成し、有望系統については地域適応性検定試験等を実施する。 ・育成した新品種の普及定着及び種苗の安定供給に向けて、現地展示ほの設置や原種苗の生産を行う。 【前年度実績】 本県が開発した4品種の登録出願	4,324 千円

		を行った。 【今後の取組】 ・引き続き、新品種の育成に取り組み、普及・安定供給に向けた生産を行う。	
特別電源国補試験研究費【再掲】	県	県総合計画及び農業総合センター中期運営計画等に基づき、かつ本県の科学技術の振興及び農業振興に資するための、新品種・新技術の開発に係る試験研究を実施する。 【前年度実績】 以下の 2023 年度完了 2 課題を含めた全 13 課題について取り組んだ。 (1) 病害虫抵抗性を付与した難裂皮性「納豆小粒」の育成 (2019-2023) [完了] (2) レンコンの効率的育種技術の開発 (2019-2023) [完了] (3) POCT を目指したウリ類ウイルス病の高精度な簡易検査技術の開発 (2021-2024) (4) 生育・収量予測を核としたデータ駆動型イチゴ栽培支援技術の開発 (2022-2026) 等 このうち、(1) の蒸煮時に裂皮がしにくい大豆育種素材の開発や、(3) のウリ類退緑黄化ウイルスの簡易検査キットの開発と迅速診断等の計 15 成果について、農家等へ情報提供や指導機関が有効活用することで農家の技術や経営改善が見込まれる主要成果として、インターネットでの公開や関係機関へ情報を提供 (5 月中旬予定)。 【今後の取組】 ・以下の新規 3 課題を含めた全 14 課題について、課題推進計画書に基づき、先端技術の現地実装に向けて研究に取り組む。 (1) 茨城県産農産物差別化のための有機農産物と一般農産物の抗酸化能の違いの解明 (2024-2026) [新規] (2) 国際的な需要増に応じた輸出用米向け高温耐性品種と生産技術の開発 (2024-2028) [新規] (3) メロン県オリジナル品種のシリーズ化 (2024-2028) [新規]	98,814 千円

		(4) ICT を活用した本県産ハクサイ及びダイコンの出荷予測技術の開発(2023-2025) 等	
農研機構との包括連携協定	県・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）	農業技術の向上を図るため、農研機構との包括連携協定（2018 年 3 月締結）に基づく相互の連携協力の下、共同研究の推進、農研機構の研究成果のいち早い普及、及び人材交流による本県研究者の育成等を実施する。また、この推進に当たり、以下の項目について必要な支援措置内容等を検討する協議会を設置する。 ①先端技術を活用した経営の効率化・省力技術の開発 ②農産物の差別化や輸出促進に寄与する共同研究成果の活用 ③いばらき農業アカデミーへの参画や研究員の交流等による人材育成 【前年度実績】 2023 年 8 月 2 日、2024 年 3 月 2 日に協議会を開催し、共同研究課題計 24 課題（畜産含む）の実施状況、農研機構の成果を活用した研究課題 6 課題、重要連携テーマ※における今後の取組等について協議したほか、2024 年度開始予定の研究設計に向けて有機農産物に係る差別化指標や機能成分の分析手法について、随時相談を行った。 ※(1) スマート農業の進展に向けた取組、(2) 国内外のカンショ市場を席巻するトップランナーの地位を確立する取組、(3) 持続可能な農業や地球温暖化に対応した取組、(4) その他（サツマイモ基腐病） 【今後の取組】 ・2024 年度は 7 月下旬から 8 月上旬に連携協議会を開催予定であることから、研究成果の迅速な社会実装に向けて、引き続き、共同研究課題の実施状況や今後の取組等について協議する。	—

(12) 農村及び中山間地域等の総合的な振興

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
都市農村交流推進事業	県	都市農村交流に係る人材育成や農泊（農山漁村滞在型旅行）の受入れ体制整備を推進する。 【前年度実績】 ・農村地域活性化人材育成講座 全5回 受講者 26名 ・農泊・都市農村交流活性化セミナー 3回 延べ 75名 【今後の取組】 ・農村地域活性化のため、引き続き、活動の実践に係る人材育成や農泊の受入れ体制整備を推進する。	8,736 千円
中山間地域等直接支払交付金事業	農業者等	農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業者や生産組織等が、農地や道路・水路の適切な管理の方針や集落の目指すべき農業生産体制、また、その実現のために取り組む活動について話し合いを行い、これらの内容を集落協定又は個別協定として締結し、この協定に基づいて5年以上継続して農業生産活動を実施する場合に、農地の不利性や面積に応じた交付金を交付する。 【前年度実績】 9市町 90集落協定 525ha 【今後の取組】 ・本事業を実施することで、農地の維持管理や耕作放棄地の発生防止に貢献していることから、引き続き中山間地域等、条件不利地域の農業生産活動を支援する。	40,202 千円
多面的機能支払交付金	農業者及び地域住民等	農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となって行う、農業用排水路等の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の環境保全活動（生態系保全活動、水質保全、景観形成活動等）を支援する。 【前年度実績】 全44市町村 707組織 43,028ha	1,626,368 千円

		【今後の取組】 ・ 今後も農業者の減少が予想されることから、引き続き、当事業を活用し、地域が行う農地や水路、農道などの維持・管理の取組を推進する。	
中山間地域 総合整備事業	県	農業生産条件の不利な中山間地域において、平野部と均衡のとれた農村地域社会の形成を図るため、農業生産基盤（ほ場整備、農業用排水施設、農道など）と農村生活環境基盤（集落道、集落排水施設など）を一体的に整備する。 【前年度実績】 高萩地区（高萩市） 付帯工 1 式 【今後の取組】 ・ 中山間地域の生産基盤整備をすることにより農業振興につながることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら推進する。	50,000 千円

(13) 鳥獣による被害の防除

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]														
鳥獣被害防止 総合対策事業	市町村等、 県	鳥獣被害防止計画に基づき、市町村等が取り組む農作物被害防止対策を、国及び県補助金により支援する。 【前年度実績】 ・捕獲罟の購入や侵入防止活動 補助先：12 市町村等 ・電気柵等侵入防止施設の整備 補助先：22 市町村等 ・有害な鳥獣の捕獲活動 補助先：16 市町村等 ・野生鳥獣による農作物被害対策研修会の開催（県実施） 7 回 延 183 名 ・鳥獣被害防止対策に係る鳥類捕獲（県実施）捕獲実績：2,577 羽 <野生鳥獣による農作物被害（単位：百万円）> <table><tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><th>被害金額</th><td>602</td><td>469</td><td>458</td><td>450</td><td>397</td><td>357</td></tr></table> 【今後の取組】 鳥獣被害防止計画に基づき、市町村等が取り組む農作物被害防止対策を、国及び県補助金により支援する。 ・捕獲罟の購入や侵入防止活動 ・電気柵等侵入防止施設の整備 ・有害な鳥獣の捕獲活動 ・野生鳥獣による農作物被害対策研修会の開催（県実施） ・鳥獣被害防止対策に係る鳥類捕獲（県実施）	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	被害金額	602	469	458	450	397	357	206,372 千円
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4											
被害金額	602	469	458	450	397	357											
イノシシ管理 計画推進事業	県	茨城県イノシシ管理計画に基づく個体数管理や被害防除対策を実施 【前年度実績】 ・生息状況調査（県央・鹿行・県南・県西 16 市町） ・県央・鹿行地域で 50 頭を捕獲 ・放射性物質検査 5 件 【今後の取組】 茨城県イノシシ管理計画に基づく	15,720 千円														

		個体数管理や被害防除対策を実施 ・生息状況調査 ・イノシシ捕獲事業（県央・鹿行） ・放射性物質検査	
有害鳥獣等緊急対策事業 【新規】	県	イノシシ生息域の拡大防止のため捕獲実績の少ない市町村において個体数管理や被害防除対策を実施 ・認定事業者育成 ・生息状況調査 ・イノシシ捕獲事業（県南・県西）	8,856 千円
ニホンジカ対策推進事業	県	茨城県ニホンジカ管理方針に基づく個体数管理や被害防除対策を実施 【前年度実績】 ・ドローン調査 延べ2日間 ・箱わな購入 2基 ・技術向上研修会 1回 18名 【今後の取組】 茨城県ニホンジカ管理方針に基づく被害防除対策を実施 ・目撃情報及び捕獲報償金 ・技術向上研修会	3,855 千円
有害鳥獣等緊急対策事業 【新規】【再掲】	県	指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく個体数管理を実施 ・認定事業者育成 ・ニホンジカ捕獲事業（県北）	17,273 千円
特定外来生物調査費	県	茨城県アライグマ防除実施計画に基づく防除等の実施 【前年度実績】 ・生息状況調査（6市町村 97箇所を現地調査し、48箇所で生息を確認） ・アライグマ殺処分委託 1,610頭 ・従事者講習会 3回 117名 ・箱わな購入 36基 【今後の取組】 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく防除、次期改定を踏まえた市町村ヒアリング調査等の実施 ・生息状況調査 ・アライグマ殺処分委託 ・従事者講習会 ・箱わな購入	12,820 千円
鳥獣保護対策費（有害鳥獣捕獲費）	県	カラスの捕獲に要する経費の助成 【前年度実績】 ・茨城県猟友会のカラス類の捕獲業務	1,500 千円

		(延べ従事者 1,546 人捕獲数 6,044 羽) の経費 (散弾) の一部に補助 【今後の取組】 カラスの捕獲に要する経費の助成 ・茨城県猟友会のカラス類の捕獲業務の経費 (散弾) の一部に補助	
--	--	---	--

(14) 自然災害等による被害の防止及び復旧支援等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農業用ハウス強靱化緊急対策事業	県、市町村等	園芸産地において、地域ぐるみでの事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの実行に必要な体制整備や施設の台風被害対策技術の習得、ハウスの補強や防風ネット設置等を支援する。 【前年度実績】 ・ BCP 策定及び更新面積 12.76ha ・ 園芸用ハウス補強設置面積 4.78ha ・ 非常用電源導入 1 台（共同利用面積 1.42ha） 【今後の取組】 ・ 引き続き、事業を推進し、農業用ハウスの強靱化対策等を加速する。	9,208 千円
家畜伝染病予防事業	県 畜産農家 等	家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、家畜伝染病検査体制の強化及び危機管理体制の整備を行う。 【前年度実績】 ・ 豚熱の発生を予防するため、県内の豚飼養農家延べ 5,077 戸（飼養豚 791,437 頭）に対し、豚熱ワクチンの接種を実施した。 ・ 高病原性鳥インフルエンザが発生した鶏飼養農家 1 戸に対し、迅速に防疫措置を実施した。 【今後の取組】 ・ 家畜伝染病による畜産物への被害防止のため、引き続き、発生予防及びまん延防止の強化に取り組む。	475,339 千円
災害復旧事業	市町村 土地改良区 等	地震や大雨等の異常な天然現象により被災を受けた農業用施設の復旧を支援する。 【前年度実績】 ・ 2023 災 農地 10 箇所 施設 16 箇所 計 26 箇所 【今後の取組】 ・ 異常な天然現象により被災があった際には、速やかに諸手続を行い	83,195 千円

		復旧を支援する。	
農業近代化 資金利子補 給金【再掲】	農協等の融資 機関	農業者の安定的な農業経営の確立に資するため、長期運転資金や機械・施設の取得等幅広い用途に利用可能な農業近代化資金を貸し付けた融資機関に対して、利子補給を行う。 【前年度実績】 ・利子補給率 1.25% ・貸付利率 1.10% (2024年3月18日現在) ・利子補給額 38,849千円 【今後の取組】 ・農協等と連携して制度の周知に努め、資金の円滑な融通を図る。	49,797千円
農業保険等 の普及啓発 【再掲】	県及び農業共 済団体	自然災害による農作物被害の発生や価格下落等の様々な経営リスクに対応するため、農業共済団体や市町村等と連携し、収入保険や各種共済制度の加入を促進する。 【前年度実績】 ○農業保険制度の周知等 ・農業者等が参集する会議等における周知（計66回） ・県広報誌「ひばり」への記事掲載、ラジオ県だより ・県公式X（旧ツイッター）への投稿 ・県内コンビニエンスストアへのポスター掲示 ・農業関係ホームページへの記事掲載、市町村広報誌への記載依頼 ○国に対する要望 ・全国知事会と連携した保険料等の国の負担割合引上げ等に係る要望 ○収入保険の加入状況 ・2023.12末時点 2,080経営体（対前年同期比 +202経営体、+10.8%） 【今後の取組】 ・引き続き、様々な機会をとらえて制度の周知を図るとともに、全国知事会と連携し、国に対して保険料等の国の負担割合の引上げ等に係る要望を行う。	521千円

農林漁業災害対策特別措置条例	県、市町村、農林漁業者等	災害が発生し、被害が甚大で複数市町村にわたる場合には、被害農業者等を救済するため、市町村等関係機関と対策を協議するなどして、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例又は天災融資法を適用し、経営資金等の融資や被害農作物の樹草勢回復用肥料、病虫害防除用薬剤の購入費補助等を実施する。 【前年度実績】 ・本条例の適用 (1) 2023 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害 (2) 2023 年台風第 13 号による災害 【今後の取組】 経営体の大規模化、災害の局地化など、農林漁業者等を取り巻く情勢の変化を踏まえ、被災した農林漁業者等に対する助成措置等を円滑に実施できるようにするための改正条例案を第二回定例会に提出予定。 ◆改正内容 ・助成措置対象となる農業者にかかる要件の見直し（年間収入の減少要件を廃止） ・地域指定要件を廃止 災害が発生した際に、早期の復旧・復興が進むよう支援に取り組む。	補助 11,640 千円 融資 3,605 千円
茨城県農林水産業被害調査報告	県	農林水産業に係る被災状況を把握し、復旧に向けた迅速な対応を行うため、県及び市町村が行う農林水産業に係る被害の状況を取りまとめ、公表する。 【前年度実績】 以下の農林水産業関係の被害について公表した。 ・2023 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による農林水産業関係の被害について（6 月 2 日発生） ・2023 年 7 月 10 日～12 日の突風や降雹による農作物等の被害に	—

		ついて ・ 2023 年 9 月 8 日の台風 13 号による農林水産業関係の被害について 【今後の取組】 ・ 農業経営の安定のためには、災害復旧支援を迅速に行うことが必要であるため、引き続き速やかな農林水産業に係る被害状況の把握及び取りまとめを行い、公表する。	
--	--	---	--

(15) 地域内の農業者と消費者との循環型ネットワークづくり

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
農政企画費	県	農業者関係者等が一丸となって茨城農業の発展を目指していくため、各地域の特色を活かし、「儲かる農業」の実現に向けた施策を効果的に展開するため、調査・分析等を行う。 更に、消費者理解を促進する取組を積極的に情報発信し、消費者が農業者を支える循環型ネットワークの実現に向けた県民意識を醸成する。 【前年度実績】 ・SNS を活用し、本県農林水産物の魅力を発信 投稿数 195 件(2024 年 2 月末現在) 【今後の取組】 ・本条例の周知を図る。 ・SNS を活用し、新たに「茨城食と農」と題し、地域内循環型ネットワークの実現に向けた取組を紹介する。	4,880 千円

(16) 県産農畜産物の利用の促進等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
「茨城をたべよう」県産品販売・PR促進事業	県	「茨城をたべよう」をキャッチフレーズに県産食材の魅力を広め、認知度向上や販売促進に取り組む。 【前年度実績】 ・県産農林水産物の消費拡大を図るため、「いばらき食の魅力発信協議会」を中心に、本県農林水産物を県内外に広くPRし、消費拡大を推進した。 ・「茨城県農林水産物取扱指定店」を指定し、優れた県産農林水産物の国内外での県内利用促進を図った。 <実績> ※2024.3時点 販売店：カスミ、サンユーストアー、セイミヤ、マルト、イオン他 計288店舗 飲食店：OGAWA Miami、常陸秋そば使用店、常陸牛推奨店、地魚取扱店 計211店舗 【今後の取組】 ・県産農林水産物の消費拡大を図るため、「いばらき食の魅力発信協議会」を中心に、本県農林水産物を県内外に広くPRし、消費拡大を推進する。 ・「茨城県農林水産物取扱指定店」を指定し、優れた県産農林水産物の国内外での県内利用促進を図る。	4,110千円
茨城をたべよう収穫祭開催事業費【新規】	県	豊富な農林水産物や体験コンテンツなどの本県の魅力を広く発信するイベントを開催し、県産農林水産物の認知度向上や販路拡大を図る。 【概要】 1 開催期日：2024年10月26日（土）、27日（日） 2 場所：ウマイルスクエア（大井競馬場内）	51,595千円
各種研修の充実	県	【前年度実績】 ・栄養教諭等研修会及び食育推進指	277千円

		導者研修会を開催し、学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であることについて周知した。 ・栄養教諭等研修会において、有機農業に関する基礎的な話や国、県の取組、県内の有機農産物の生産状況、学校給食で活用した事例等について周知し、学校給食における有機農産物の活用促進に努めた。 【今後の取組】 ・引き続き、栄養教諭等研修会及び食育推進指導者研修会を開催し、学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であることについて周知していく。 ・引き続き、栄養教諭等研修会において、県内の有機農産物の生産状況、学校給食で活用した事例等について周知し、学校給食における有機農産物の活用促進に努めていく。	
--	--	---	--

(17) 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等

事業名	事業主体	事業の内容	今年度 当初予算額 [千円]
児童生徒の 食育推進事業	県	【前年度実績】 ・ 県内の小中高校生を対象とした「つくろう料理コンテスト」を開催し、児童生徒が地場産物を活用した献立を考え調理することを通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した啓発活動の充実により、食育の推進を図った。 「つくろう料理コンテスト」応募総数 3,337 通 【今後の取組】 ・ 引き続き、県内の小中高校生を対象とした「つくろう料理コンテスト」を開催し、児童生徒が地場産物を活用した献立を考え調理することを通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した啓発活動の充実により、食育の推進を図る。	123 千円
総合ごみ減 量化対策事業	県	【前年度実績】 食品ロス削減対策として下記事業を実施。 ・ 「てまえどり」の推進 消費期限の近い商品から購入する「てまえどり」の啓発ポップを作成し、食ロス削減月間（10 月）に県内小売店 1,748 店舗で掲出 ・ いばらき食べきり協力店の募集 飲食店・宿泊施設等で食べきり促進に関する取組をする店舗を対象に登録し、登録証、オリジナルステッカー等を配布。 登録店舗数：141 店舗（2024. 3. 31 時点） ・ 庁内連絡会議による連携 食品ロス削減の重要性を広く普及し、食品関連業界の具体的な行動を促進するため、庁内連絡組織を立ち上げ、民間事業者・団体を含めた意見	1,270 千円

		交換会を年1回実施 【今後の取組】 食品ロス削減対策として下記事業を実施、食品関連事業者と連携し取組を拡大することで県民意識の醸成を図る。 ・「てまえどり」の推進 ・いばらき食べきり協力店の募集 ・庁内連絡会議による連携	
いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	県	事業系フードロスを削減するため、食品関連事業者等を対象に、食品の有効活用を促進するとともに、フードバンクへの提供や、飼料等にリサイクルする事業者を支援する。 【前年度実績】 ○フードロスの削減 ・削減量（2023年度）約66トン ・マッチング支援コーディネート窓口（2022年6月～2024年3月） 相談263件、マッチング38件 ・リサイクル飼料化研究会 カット野菜残渣等の飼料化研究 ○干しいも未利用部分を有効利用した飼料化等に必要な施設整備等を支援 2件 【今後の取組】 ○食品製造工程で発生する残渣を飼料等にリサイクルするための設備等の整備や実証を支援〔新規〕 ○フードロス削減モデルの開拓・実践拡大 ・食品関連事業者と連携し、業種に応じた取組を一体的に推進〔新規〕 ・マッチング支援コーディネート窓口、リサイクル飼料化研究会	17,010千円

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告

教育庁

令和 6 年 6 月 12 日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	1
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	
①	【教育庁総務課福利厚生室】	
	ホテルレイクビュー水戸	2
②	【生涯学習課】	
	県立図書館	9
	青少年教育施設（中央青年の家、さしま少年自然の家）	14
	生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）	20
③	【文化課】	
	美術館・博物館（近代美術館（つくば分館・天心記念五浦美術館含む）、陶芸美術館、 ミュージアムパーク茨城県自然博物館）	26
	県立歴史館	33
④	【高校教育課】	
	教育研修センター	39
⑤	【保健体育課】	
	運動公園（堀原運動公園、笠松運動公園）	44
	県営ライフル射撃場	51

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は17施設。
- 令和5年度と比較して、2施設の減となっているが、第16期茨城県生涯学習審議会（R4）での意見を受け、県有施設・県出資団体等調査特別委員会の議論などを経て、白浜少年自然の家、里美野外活動センターの青少年教育施設2施設を廃止したことによるものである。
- 築30年を超える施設が多く、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な環境整備のため、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

	現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
今回報告	17	0	0	0	0	17
前回報告 (県有施設等調特)	17	0	0	0	2	19

(別添 2－①)

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

教育庁総務課福利厚生室 (教育庁)

令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 ホテルレイクビュー水戸

1 現状

(1) 施設の概要

- ホテルレイクビュー水戸は、教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るために設置し、宿泊、会議、研修等に利用されている。

所在地	水戸市宮町1－6－1
開業年月	平成13年5月
施設概要	施設敷地 11,468 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造8階建（延床面積：8,531.09 m ² ）、駐車場 3,621.13 m ² 、機械室 154.36 m ²
設置理由	教職員の福祉の向上と、県の教育行政の円滑な推進に資するため
設置の根拠法令等	地方公務員等共済組合法第18条第2項、第112条第1項第1号の2
事業内容	教職員である組合員の宿泊又は会合、研修等のための施設の運営
定員	宿泊定員82人、客室43室（和室4、洋室39）、その他施設：会議室（9室）、レストラン、チャペル

【主な客室の利用料金（1人1泊につき）】

部屋の区分	宿泊人数	利用料金	
		組合員	一般
洋室（シングル）	1人	6,000円	7,000円
洋室（ツイン）	2人	5,500円	6,500円
	1人	8,000円	10,000円
和室（14帖） ※2名利用から	5人	5,000円	5,800円
	4人	5,500円	6,500円
	3人	6,500円	7,500円
	2人	9,000円	10,000円
和室（15帖） ※2名利用から	5人	5,400円	6,200円
	4人	6,000円	7,000円
	3人	7,000円	8,000円
	2人	9,500円	10,500円

【主な会議室の利用料金（基本料金2時間）】

会場の区分	利用料金（一室あたり）	
	組合員	一般
大会議室（3室）	28,600円	42,900円
中会議室（2室）	12,000円	18,000円
小会議室（和室：2室）	9,600円	14,400円
小会議室（洋室：2室）	6,600円	9,800円

※消費税、サービス料別

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 平成27年3月から建物所有者である県と公立学校共済組合で施設の使用貸借契約を取り交わし、公立学校共済組合が独立採算で管理運営している。

相手方	公立学校共済組合（運営主体）
契約形態	公有財産使用貸借契約（平成27年、令和2年締結） 5年更新
契約内容	ホテル：鉄骨鉄筋コンクリート造8階建8,531.09㎡、機械室：154.36㎡ 駐車場：立体3階3,621.13㎡ の貸付け
貸付料 （年額）	無償
その他	・県が、共済組合から資金を借りて建物の建設に係る協定書を締結し建設（平成13年開業） ・県が共済組合への借入金を平成27年に償還完了後、県へ建物の所有権が移転。 ・公有財産使用貸借契約により県から共済組合へ建物を無償貸付け。 ・施設敷地は、公立学校共済組合所有。

(3) 利用状況

- 利用者数は、開業以来、約20万人前後で推移してきたが、令和5年度はピーク時（平成15年度259,003人）の、54.7%となっている。
- 宿泊利用者は、コロナ禍の影響により大きく減少したが、令和5年度は、新型コロナウイルスの位置づけが5類に引き下げられたことや、「いば旅あんしん割(全国旅行支援)」の活用もあり、コロナ禍前(平成30年度)の状況まで回復(100.2%)している。
- 会議、宴会及びレストランの利用者は、コロナ禍前（平成30年度）の約65%まで回復しているが、婚礼の利用者については、回復に至っていない。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H15 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	259,003	197,604	202,023	208,141	209,235	212,969	184,957	65,399	87,099	126,406	141,606	54.7%

【部門別の利用者数の推移】

(単位：人)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
										人数	H30 対比
宿 泊 (組合員の割合)	12,557 (47.8%)	13,490 (46.9%)	15,430 (42.1%)	16,649 (35.8%)	17,337 (36.2%)	16,181 (34.2%)	8,420 (23.8%)	11,678 (19.8%)	16,079 (24.9%)	17,380 (20.8%)	100.2%
会 議 (組合員の割合)	64,684 (16.1%)	69,522 (18.3%)	66,163 (15.9%)	66,016 (16.8%)	74,327 (19.6%)	68,597 (16.7%)	22,245 (8.0%)	30,388 (12.6%)	42,558 (17.3%)	48,343 (15.8%)	65.0%
宴 会 (組合員の割合)	50,632 (33.9%)	49,837 (35.2%)	54,492 (31.6%)	54,701 (32.8%)	54,115 (32.7%)	44,637 (33.1%)	1,753 (31.0%)	2,307 (18.8%)	11,190 (18.2%)	32,722 (27.0%)	60.5%
婚 礼 (組合員の割合)	6,228 (29.4%)	6,722 (36.0%)	5,396 (30.8%)	4,624 (32.4%)	3,953 (45.2%)	3,251 (36.2%)	288 (46.2%)	722 (38.5%)	1,164 (38.4%)	434 (51.2%)	11.0%
レストラン等	63,503	62,452	66,660	67,245	63,237	52,291	32,693	42,004	55,415	42,727	67.6%
計	197,604	202,023	208,141	209,235	212,969	184,957	65,399	87,099	126,406	141,606	66.5%

【宿泊利用率、客室稼働率の推移】

(単位：%)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	H26～R 5 平均
宿泊利用率	41.95	44.95	51.55	55.63	57.93	53.92	30.65	43.16	53.72	57.91	49.14
客室稼働率	62.12	65.18	72.55	78.39	80.84	69.41	42.37	56.00	74.47	79.81	68.11

※宿泊利用率とは、宿泊定員(82人)に対する一日平均の利用人数の割合をいう。

※客室稼働率とは、宿泊室数(43室)に対する一日平均の部屋の稼働割合をいう。

(4) 運営状況

- ホテルレイクビュー水戸は、宿泊、会議、宴会及び婚礼など、様々な事業を展開し経営にあたっている。
- 令和2年2月から令和4年度は、コロナ禍の影響を受け、利用者数の減少に伴い収支状況が悪化したが、令和5年5月に新型コロナウイルスの位置づけが5類に引き下げられたことや、営業活動の強化により、回復基調にある。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H26	832,272	815,612	16,660	831,486	287,050	219,749	290,560	34,127	786	0
H27	844,606	827,733	16,873	824,000	289,169	210,607	292,849	31,375	20,606	0
H28	873,303	856,241	17,062	810,062	283,227	206,512	288,766	31,557	63,241	0
H29	845,666	830,358	15,308	856,269	324,061	204,957	290,546	36,705	△ 10,603	0
H30	833,125	818,195	14,930	801,052	302,457	206,950	263,325	28,320	32,073	0
R 1	711,033	701,837	9,196	765,450	285,861	207,264	244,142	28,183	△ 54,417	0
R 2	254,609	187,623	66,986	552,621	252,443	127,371	99,055	73,752	△298,012	0
R 3	349,104	260,400	88,704	486,817	246,921	131,675	100,670	7,551	△137,713	0
R 4	457,817	418,763	39,054	574,092	252,623	181,110	132,154	8,205	△116,275	0
R 5	582,071	575,773	6,298	630,373	266,308	181,411	175,290	7,364	△ 48,302	0
平均	658,361	629,254	29,107	713,222	279,012	187,761	217,736	28,714	△ 54,862	0

【部門別収入】

(単位：千円)

部 門	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
宿 泊	70,013	75,776	86,051	91,584	96,017	94,940	46,060	66,516	98,787	110,853
会 議	71,450	77,710	83,657	82,717	89,247	81,263	41,835	54,445	77,864	94,732
宴 会	335,526	329,163	368,317	368,587	369,584	302,900	10,358	15,156	73,647	243,473
婚 礼	218,605	224,725	190,014	162,483	138,311	113,332	13,347	30,691	47,402	21,034
レストラン等	120,018	120,359	128,202	124,987	125,036	109,402	76,023	93,592	121,063	105,681
計	815,612	827,733	856,241	830,358	818,195	701,837	187,623	260,400	418,763	575,773

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 施設及び設備の老朽化に伴い、令和2年度に空調設備更新工事を実施した。
 なお、修繕費用については、共済組合が負担。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	65,780	客室空調設備更新工事（公立学校共済組合が実施）
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
計	65,780	

（参考）修繕実績（10,000千円未満含む） ※共済組合が負担

（単位：千円）

年度	主な修繕内容	金額	年度	主な修繕内容	金額
H26	冷却水ポンプ修繕（1,932）外	14,226	R 2	客室空調設備更新工事（65,780）外	73,147
H27	冷温水発生装置OH（4,800）外	11,781	R 3	熱源配管系統修繕（2,233）外	8,135
H28	冷温水ポンプ修繕（3,229）外	16,899	R 4	LED 更新工事（4,950）外	18,907
H29	椅子生地張替修繕（2,062）外	8,842	R 5	冷温水発生装置修繕（1,600）外	8,268
H30	冷水二次ポンプ更新工事（1,296）外	10,370	計		189,879
R 1	温水二次ポンプ更新工事（1,566）外	19,304			

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近年、ホテルや婚礼などの施設が増加している。
- 公立学校共済組合が運営する宿泊施設は、昭和 54 年度のピーク時には 79 施設あったが、現在は 33 施設（令和 6 年 4 月現在）と大きく減少している。

2 課題

- コロナ禍の影響により利用者が減少し現在は回復基調にあるが、今後さらに利用者の増に努める必要がある。
- 建設から 23 年が経過し、施設や設備の老朽化への対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第 6 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、県において公立学校共済組合に対し運営方法を適切に指導することで、施設の利用促進が図られるよう支援していく。

【理由】

- 教職員とその家族のための福利厚生施設として広く利用されており、公立学校共済組合が運営を担う現行の管理手法を継続していく必要がある。

(別添 2－①)

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

生涯学習課 (教育庁)
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 県立図書館

1 現状

(1) 施設の概要

- 県立図書館は、図書館法を設置根拠とし、図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、県民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的としている。

所在地	本館：水戸市三の丸一丁目 5-38 書庫：水戸市三の丸三丁目 9-28
開館年月	明治 37 年 4 月（現在の本館に移転：平成 13 年）
施設概要	本館：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建（延床面積：8,700.69 m ² ）昭和 45 年竣工 書庫：敷地 1,638.36 m ² 、重量鉄骨造地上 2 階建（延床面積：758.04 m ² ）
設置理由	県民の教育と文化の発展に寄与するため
設置の根拠法令等	図書館法、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例
事業内容	図書資料の収集・整理・保存、資料の貸出、調査・相談への対応、普及啓発事業、市町村支援 等
定員	—
蔵書数	1,010,208 冊（令和 6 年 4 月 1 日現在）
閲覧席	440 席（臨時席含む） 2 階：視聴覚ホール 176 席、人文科学コーナー 75 席、自然科学コーナー 26 席、郷土資料室 35 席 1 階：こどもとしょしつ 67 席、新聞雑誌コーナー 61 席
利用料金	なし（コピー代・送料等は自己負担）

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、69 人体制（常勤 29 人、非常勤 40 人）で行っている。
- 大学等も含めた県内図書館のネットワークを構築し、県全域を対象として広域サービスを実施するとともに、市町村への支援、県民の読書活動の推進等、行政としての役割を果たすため、県が直接管理を行っている。

(3) 利用状況

- 入館者数は平成 15 年度をピークに減少しており、平成 26 年度以降は 40 万人台で推移してきた。令和 2 年度はコロナ禍の影響による休館、令和 3 年度はカフェ整備工事による休館のため、入館者が大きく減少したが、令和 4 年度以降はコロナ前の水準に概ね戻っている。

【入館者数の推移】

(単位：人)

年度	H15 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5/ピーク
入館者数	906, 935	432, 536	426, 341	434, 908	425, 604	409, 144	375, 982	133, 340	232, 184	399, 305	387, 524	42. 7%

【年齢別貸出者数】 令和5年度実績

(単位：人)

年齢区分	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳	23～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
貸出者数	2, 361	6, 192	989	1, 352	2, 189	4, 225	11, 999	18, 117	15, 507	14, 714	16, 744	94, 389

(4) 運営状況

【歳出の推移】

- 人件費や維持管理費が年々増加傾向にあり、令和5年度の歳出計は平成26年度の約32%増。特に近年の維持管理費の増加は、電気料の高騰の影響が大きい。なお、その他は修繕費で、大規模修繕を含むため、年により変動している。

(単位：千円)

年度	歳出計					[参考] 使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	438, 818	266, 130	111, 051	61, 637	0	－
H27	409, 229	267, 324	77, 764	64, 141	0	－
H28	424, 876	272, 121	74, 095	66, 780	11, 880	－
H29	407, 697	247, 331	81, 354	64, 972	14, 040	－
H30	484, 499	315, 794	71, 667	78, 678	18, 360	－
R 1	506, 276	333, 970	82, 153	90, 153	0	－
R 2	533, 487	338, 298	71, 849	90, 825	32, 515	－
R 3	657, 013	386, 951	92, 495	105, 957	71, 610	－
R 4	643, 043	387, 558	113, 624	107, 673	34, 188	－
R 5 (見込)	586, 715	387, 048	98, 423	101, 244	0	－
平均	509, 165	320, 253	87, 448	83, 206	18, 259	－

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上）

- 令和３年度に本館エントランスホールにカフェ整備工事を実施（令和３年７月オープン）。
- 本館は竣工から 50 年以上が経過し、経年劣化等による老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要である。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	11,880	資料落下防止書架改修工事
H29	14,040	屋根防水改修工事
H30	18,360	中央監視装置更新工事
R 1	0	
R 2	32,515	自動火災報知設備更新工事
R 3	71,610	直流電源装置更新工事 11,880 千円、カフェ整備工事 59,730 千円
R 4	34,188	屋上防水改修工事 22,968 千円、吸収式冷温水発生機整備工事 11,220 千円
R 5	0	
計	182,593	

（５）周辺エリア、類似施設の状況

- 県内 37 市町村に 67 館（分館含む）の市町村立図書館が設置されている（令和 6 年 4 月 1 日現在）。
（図書館未設置の 7 市町村においては、公民館図書室を設置）
- 当施設が設置されている水戸市には、市立図書館が 6 館設置されている。
- 当施設は県全域の搬送体制の確保を図り、県及び市町村間での相互貸借資料の搬送等を実施しているほか、県と各市町村立図書館とをインターネットで結んで一つの巨大な図書館にすることにより、県内のどこに居住していても、身近な市町村立図書館等を窓口として県内公共図書館の資料が利用できる体制を構築している。
- 全都道府県において、都道府県立図書館は計 59 館（分館含む）設置されている（令和 3 年 10 月 1 日現在）。
 - ・複数館設置
 - 2 館：8 都府県（秋田県、東京都、神奈川県、福井県、大阪府、和歌山県、島根県、鹿児島県）
 - 3 館：2 県（埼玉県、千葉県）

・指定管理者制度導入状況（令和３年度）

６府県（岩手県、岡山県、愛知県、山梨県、大阪府、三重県）

※ 業務内容は、施設の維持管理や窓口での来客対応等、図書館業務の一部に限られており、業務全般を指定管理者が行っている事例はない。

２ 課題

- 読書環境の変化等、時代に即した図書館のあり方を検討する必要がある。
- 本館は建物の竣工から５０年以上が経過し、施設・設備の老朽化に伴う改修工事等に向け、維持管理費を確保する必要がある。

３ 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第６回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、県民のニーズを的確に把握し、個人の学習活動や地域の課題解決への支援の充実、さらにはカフェを活かした県民の交流機会の提供を進めていくことで、さらなる機能充実に努め、利用促進につなげていく。
- また、これまで図書館において集積してきた知識や教養などを、外部に向かって積極的に発信するとともに、知の発信拠点としての役割を一層高めていくため、令和５年度から開始した「知の探究セミナー」の内容充実を図る。
- 県有建築物長期保全計画に沿って、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努める。

【理由】

- 大学等も含めた県内図書館ネットワークを構築し、県全域を対象としたサービスを実施するためには、県内市町村や関係機関との広域的・長期的視野に立った連携が必要であり、引き続き施設を存続させる必要がある。

○施設名 青少年教育施設（中央青年の家、さしま少年自然の家）

1 現状

（1）施設の概要

- 青少年教育施設は、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成をはじめ、学校や青少年団体等の利用に低廉な料金で供するために設置される社会教育施設であり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されている。
- 本県においては、昭和13年に1施設、昭和43年から57年にかけて5施設が設置された。
（吾国山洗心館の廃止（H20年度末）、西山研修所（H24年度末）の譲与、白浜少年自然の家及び里美野外活動センターの廃止（R5年度末）により、令和6年度時点では2施設）

施設名	中央青年の家	さしま少年自然の家
所在地	土浦市永井 987	境町伏木 2095-3
開設年月	昭和43年4月	昭和58年4月
施設概要	敷地面積 77,387.265 m ² 延床面積 4,456.89 m ² ・ R C 造 3 階建	敷地面積 137,064.8 m ² 延床面積 5,941.73 m ² ・ R C 造 2 階建
設置理由	青少年の村建設構想に基づき設置	県西地区青少年共同宿泊施設基本構想に基づき設置
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例
事業内容	健全な青年の育成に必要な事業 （共同生活訓練、各種研修等）	健全な少年の育成に必要な事業 （共同生活訓練、各種研修等）
宿泊定員	200 人	300 人
主な施設等	本館、研修館、体育館、研修館別館、野外炊飯場、野外キャンプ場	管理棟、生活棟、工作館、プラネタリウム、天体観測室、野外炊飯場、野外キャンプ場
利用料金	<日帰り> 児童生徒 30 円、青年等 80 円、一般 190 円 <宿 泊> 児童生徒 190 円、青年等 370 円一般 930 円	<日帰り> 児童生徒 30 円、青年等 80 円、一般 190 円 <宿 泊> 児童生徒 190 円、青年等 370 円一般 930 円

（2）管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和6年度から令和10年度の5年間である。

施設名	中央青年の家	さしま少年自然の家
指定管理者	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	20人（常勤13人、非常勤7人）	18人（常勤11人、非常勤7人）

（３）利用状況

- 2施設の令和5年度の宿泊利用者数は約3万4千人で、コロナ禍前の7～8割程度まで回復。
- 2施設の利用者の割合は、学校（宿泊学習での利用）が54.4%と最も多く、次いで、子ども会などの少年団体が29.2%と、児童・生徒の利用が全体の8割を占めている。

【宿泊利用者数の推移】

（単位：人）

年度	S60 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
2施設合計	72,789	47,288	48,648	44,677	45,779	46,039	44,736	2,527	7,627	26,393	33,951	46.6%
中央青年の家	25,305	17,376	19,099	18,455	19,178	18,757	17,968	507	2,710	7,094	11,040	43.6%
さしま少年自然の家	47,484	29,912	29,549	26,222	26,601	27,282	26,768	2,020	4,917	19,299	22,911	48.2%

【各施設の宿泊利用割合、稼働率（宿泊利用率）（R5年度）】

	利用割合（％）			稼働率（％）※4		
	学校 ※1	少年団体 ※2	その他 (青年団体等)※3	繁忙期	左記以外	年間
2施設合計	54.4	29.2	16.4	30.0	18.0	25.5
中央青年の家	51.2	31.0	17.8	30.7	12.3	24.3
さしま少年自然の家	57.5	27.4	15.1	29.3	23.6	26.7

※1 宿泊学習での利用

※2 子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト等

※3 大学生、高校生グループ、企業研修等

※4 宿泊定員に対する宿泊利用の割合（宿泊利用者数÷宿泊可能人数）

(4) 運営状況

- 令和5年度の施設運営に係る歳出は、2施設で約2.3億円であり、特に維持管理費は電気料高騰の影響により昨年度より4%増加。利用料収入も含め、今後、再編による運営状況の改善を見込んでいるところ。

【収支の推移】(2施設計)

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定管理料	利用料収入	その他 (事業収入)	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他		
H26	230,079	187,941	12,942	29,196	223,315	118,155	100,069	5,091	0	6,764	20,412
H27	229,647	184,770	13,195	31,682	230,394	118,095	106,776	5,523	0	△747	0
H28	227,856	190,064	11,886	25,906	217,087	116,113	95,961	5,013	0	10,769	98,949
H29	235,678	194,934	12,502	28,242	231,029	123,611	102,431	4,987	0	4,649	0
H30	231,839	193,478	12,688	25,673	224,119	121,923	97,191	5,005	0	7,720	99,488
R1	237,635	194,826	11,936	30,873	230,427	124,821	97,391	8,215	0	7,208	0
R2	192,504	188,991	909	2,604	192,479	135,254	56,030	1,195	0	25	10,500
R3	225,266	215,812	2,395	7,059	222,291	141,521	76,708	4,062	0	2,975	0
R4	238,750	215,995	7,358	15,397	236,224	143,455	86,972	5,797	0	2,526	0
R5	227,275	191,914	9,606	25,755	227,143	133,072	90,539	3,532	0	132	20,053
平均	227,653	195,873	9,542	22,239	223,451	127,602	91,007	4,842	0	4,202	24,940

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上）

- 長期保全計画に基づき、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新などを行っている。
- 今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されることから、計画的な修繕が必要。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	20,412	管理棟耐震補強工事（さしま）
H27	0	
H28	98,949	給水設備改修工事（14,977）（中央）、宿泊室他改修工事（83,972）（さしま）
H29	0	
H30	99,488	受水槽更新工事（13,500）（中央）、屋上防水工事（85,988）（さしま）
R 1	0	
R 2	10,500	本館 201 研修室空調設備設置工事（中央）
R 3	0	
R 4	0	
R 5	20,053	非常用発電装置更新工事（さしま）
計	249,402	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 全国的には青少年教育施設は減少傾向にある。（H17（ピーク）：1,320 施設 → R 3：840 施設（約 4 割減））

【令和 3 年度社会教育調査中間報告より】

年度	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R 3
青少年教育施設	1,263	1,305	1,320	1,129	1,048	941	891	840

【近県の青少年教育施設の再編状況】

	検討・方針	結論・方向性
群馬県	県有施設のあり方見直し（R1）	妙義青少年自然の家の廃止（R3）により3施設から2施設に
栃木県	青少年教育施設再編整備計画（H29）	太平青少年自然の家・芳賀青年の家の廃止とみかも自然の家の新設（R6）により4施設から3施設に
千葉県	県立青少年教育施設の再編（H30）	東金青少年自然の家の廃止（R7）により5施設から4施設に

（6）意見・提言等

- 財政再建等調査特別委員会（H20）で、青少年教育施設については「少子化傾向を踏まえ必要定員を精査し、利用者1人あたりの経費などを参考に施設廃止など計画的に余剰定員の解消を図っていくべき」との提言を受け、これまで、吾国山洗心館の廃止（H20年度末）や西山研修所の市への譲与（H24年度末）を実施。
- 第16期茨城県生涯学習審議会（R4）において「今後の施設利用規模の推計に見合った適正な施設数と運営コストにするため、施設の統合・廃止は検討を要する課題である」との意見を受け、県有施設・県出資団体等調査特別委員会での議論を経て、白浜青少年自然の家及び里美野外活動センターを廃止（R5年度末）。

2 課題

- 年少人口の減少に伴い、施設利用者が減少。令和4年の出生数が国の将来推計より11年早く80万人を下回るなど、少子化が進む中、施設利用者はさらに減少することが想定される。
- 年間の運営経費（指定管理料、工事費）に約2.5億円を要しているほか、各施設とも設置後40年から50年以上を経過し、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新など、今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第2回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		○

【方針】

- 時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、昨年度再編を行ったところだが、再編後の2施設については、現行の管理手法を継続し、引き続き、青少年を対象とした研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。併せて、効率的・適正な運営によりコスト削減を図る。

【理由】

- 自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、学習指導要領に示されている集団宿泊活動による人間形成に寄与し、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されているため、引き続き施設を存続させる必要がある。

○施設名 生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）

1 現状

（1）施設の概要

- 生涯学習センターは、生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供、調査研究等を行い、県民の生涯にわたる学習活動の推進に資することを目的に設置した施設である。
- また、教育事務所単位の広域的な地域をカバーする必要性から、県内に5つの生涯学習センターを整備している。
- 地域課題解決のための人材・団体の育成の推進、現代的課題に資する学習機会の提供、ボランティアの育成など、地域の特色を生かした事業や地域の課題解決に資する事業などを実施している。

施設名	水戸生涯学習センター	県北生涯学習センター	鹿行生涯学習センター	県南生涯学習センター	県西生涯学習センター
所在地	水戸市三の丸1-5-38 (県三の丸庁舎内)	日立市十王町友部 2581 (日立市役所十王支所内)	行方市宇崎 1389	土浦市大和町9-1 (ウラビル内)	筑西市野殿 1371
開業年月	平成5年4月 (現在地移転:平成26年)	平成18年8月	平成9年4月	平成9年10月	平成6年11月
施設概要	施設敷地 9,429.95 m ² 延床面積 736.59 m ² ・SRC造3階建	施設敷地 10,056.49 m ² 延床面積 2,556.11 m ² ・SRC造3階建	施設敷地 14,219 m ² 延床面積 6,956.67 m ² ・SRC造4階建	施設敷地 5,201 m ² 延床面積 5,200.8 m ² ・RC造6階建	施設敷地 20,523 m ² 延床面積 4,039 m ² ・SRC造2階建
設置理由	茨城県生涯学習推進会議（昭和62年10月）、茨城県生涯学習推進協議会（平成2年3月）の提言に基づき設置				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例				
事業内容	生涯学習活動の推進に必要な事業				
定 員	182 人	420 人	1,039 人	951 人	721 人
主な施設 (定員/人)	大講座室 (104) 中講座室 (48) 小講座室 (30)	中講座室 (45) × 3 小講座室 (18) × 5 和室講座室 × 2 レッスン室、創作室 パソコン室 多目的ホール (100)	大研修室 (144) 中研修室 (36) × 2 小研修室 (24) × 2 音楽視聴覚室、美術工芸室、 トレーニング室、多目的ホール・控室 (308) 宿泊室	中講座室 (100) 小講座室 (54) 和室講座室、創作室、 音楽室、軽運動室 多目的ホール・ホール控室 (468)	中講座室 (80) × 4 小講座室 (45) × 8 レッスン室、和室研修室、 創作室、会議室、レッスン室、 多目的ホール・ホール控室 (300)
利用料金 (単位:円) ※全日利用 一般の場合	大講座室 13,870 中講座室 10,070 小講座室 7,710	小講座室 4,440～ 中講座室 11,900～ 和室講座室 3,120～ 多目的ホール 18,460	大研修室 13,940 中研修室 5,810 小研修室 5,020 宿泊 (1泊素泊) 2,060 多目的ホール 28,030	小講座室 3,260～ 中講座室 10,030～ 和室講座室 3,440～ 多目的ホール 38,450	中講座室 16,520 小講座室 8,570 多目的ホール 21,860

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 5つの生涯学習センターは、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間である。

施設名	水戸生涯学習センター	県北生涯学習センター	鹿行生涯学習センター	県南生涯学習センター	県西生涯学習センター
指定管理者	公益財団法人 茨城県教育財団	特定非営利活動法人 インパクト	公益財団法人 茨城県教育財団	特定非営利活動法人 ひと・まちねっとわーく	特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）				
従事者数	15人 (常勤14人、非常勤1人)	11人 (常勤9人、非常勤2人)	18人 (常勤7人、非常勤11人)	12人 (常勤10人、非常勤2人)	17人 (常勤9人、非常勤8人)

(3) 利用状況

- 利用者数は、平成21年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度はピーク時の約38%となっている。
- ・水戸は平成25年2月から愛宕町から三の丸庁舎に移転したことにより、講座室が減少（17→3）
 - ・県南は平成26年から平成27年9月まで、土浦市との共用部分の工事により講座室を閉鎖
 - ・令和2年度から3年度にかけて、コロナ禍の影響を受け、講座室の定員を半数に制限
 - ・令和3年度からの指定管理期間にあたり、事業を見直し（現代的・地域課題に特化した事業にシフト：講座数の減、講演会の廃止、提案事業の廃止等）

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H21 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
5施設合計	791,428	398,732	495,733	522,298	534,614	541,873	455,100	186,522	211,873	298,454	299,368	37.8%
水戸	153,372	46,190	53,772	55,963	55,023	54,233	43,909	14,696	12,597	18,845	24,451	15.9%
県北	81,917	62,405	67,083	65,548	59,968	64,014	52,304	33,981	32,752	42,879	41,254	50.4%
鹿行	56,022	86,566	95,153	74,050	89,337	104,594	84,493	36,060	45,094	53,218	53,771	*51.4%
県南	321,998	33,586	110,798	156,625	160,021	148,502	152,430	49,366	54,821	83,345	98,163	30.5%
県西	178,119	169,985	168,927	170,112	170,265	170,530	121,964	52,419	66,609	100,167	81,729	45.9%

*鹿行はH30年度をピークとして算出

(4) 運営状況

- 利用料収入については、令和2年度から3年度にかけて、コロナ禍の影響を受け、利用者数の減少に伴い減少したが、平均で30,000千円程度を維持している。
- 令和3年度からの指定管理期間にあたり、事業の見直し（現代的・地域課題に特化した事業にシフト：講座数の減、講演会の廃止、提案事業の廃止等）を行ったことにより、指定管理料を削減。

【収支の推移】（5センター計）

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定管理料	利用料収入	その他 (事業収入)		人件費	維持管理費	事業費	その他			
H26	673,353	586,775	27,055	59,523	633,682	256,105	300,517	77,060	0	39,671	0
H27	698,511	612,040	33,266	53,205	665,940	278,262	305,230	82,448	0	32,571	0
H28	698,031	628,632	33,957	35,442	667,798	261,703	317,005	89,090	0	30,233	80,974
H29	714,059	639,197	35,269	39,593	679,249	265,500	319,072	94,677	0	34,810	36,903
H30	709,257	631,518	35,829	41,910	673,660	255,657	322,036	95,967	0	35,597	11,416
R 1	707,785	629,806	33,822	44,157	683,072	265,527	324,278	93,267	0	24,713	17,754
R 2	665,285	611,987	16,805	36,493	642,709	263,897	302,125	76,687	0	22,576	0
R 3	597,948	537,877	19,897	40,174	571,484	267,150	247,235	57,099	0	26,464	17,380
R 4	622,342	538,526	30,722	53,094	605,985	273,739	259,992	72,254	0	16,357	11,550
R 5	612,935	532,550	31,004	49,381	601,946	274,174	258,207	69,565	0	10,989	58,558
平均	669,951	594,891	29,763	45,297	643,353	266,171	295,570	80,811	0	27,398	23,454

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上）

- 長期保全計画に基づき、鹿行・県西を中心に、経年劣化により機能が低下した建物の改修や電気設備等の更新などを行っている。
- 今後も老朽化の進行による工事費の増加が想定されることから、計画的な修繕が必要。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	－
H27	0	－
H28	80,974	宿泊室他改修工事（55,609）、ホール棟防水工事（14,894）、蓄電池施設改修工事（10,471）（鹿行）
H29	36,903	本館外壁改修工事（鹿行）
H30	11,416	空調設備設置工事（鹿行）
R 1	17,754	給湯・暖房用ボイラー更新工事（鹿行）
R 2	0	－
R 3	17,380	本館エレベーター長寿命化改修工事（鹿行）
R 4	11,550	小講座室系統空調機更新工事（県南）※R5 繰越
R 5	58,558	多目的ホール天井耐震改修工事（鹿行）※R6 繰越
計	234,535	

（５）周辺エリアの動向、類似施設等の状況

〔周辺エリアの動向、本県の類似施設の状況〕

- 水戸生涯学習センターの近隣には、NHK文化センターをはじめ、民間事業者による学習機会の提供が行われている。
- また、県内８つの市町に 12 の生涯学習センターが設置されているが（令和４年度）、学習機会の提供を実施していることが多く、県のような地域課題解決のための人材・団体の育成などの事業の実施は一部に限られている。

〔他県の類似施設の状況〕

- 生涯学習センター等を有するのは 33 道県。このうち、４県（茨城県を含む）において本県同様に複数のセンターを設置（令和３年５月現在）。
- 近県では 9 県中 2 県が指定管理、業務委託契約による運営

<近県の類似施設の状況>

	埼玉県	山梨県	その他
施設名	埼玉県県民活動総合センター	山梨県生涯学習推進センター	【県直営】 ・栃木 ・千葉 ・神奈川・群馬 ・新潟 ・長野 ・静岡
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26	山梨県甲府市丸の内1-6-1 防災新館1階	
指定管理者	公益財団法人 いきいき埼玉	公益財団法人やまなし文化学習協会	
年間指定管理料	320,122 千円（令和5年度）	40,962 千円（令和5年度）	
指定管理期間	令和6年度～令和10年度（5年間）	業務委託契約（1年間）	

※埼玉県：県民活動総合センター（所管・県民生活部）

（6）議会からの提言

- 令和3年度の変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会において、「これからの時代は、協働が1つの大きなキーワードになってくる。それを支える上で、生涯学習は非常に大事な観点であり、生涯学習センターでしっかりと人材の育成を行う必要がある。」との提言を受け、現代的・地域的課題を解決していくために、地域の核となる人材・団体の育成を図る事業を各生涯学習センターで実施している。

2 課題

- 令和3年度から、現代的・地域課題に特化した事業を展開しており、引き続き、現在の事業を深化させつつ、生涯学習センターが地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に大きな役割を果たすことが求められる。
- 施設により維持管理コストに差があることから、各地域での生涯学習提供機能は維持しつつ、効率的・適正な運営により、コスト削減を図る必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、引き続き、地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に取り組んでいくとともに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。併せて、効率的・適正な運営によりコスト縮減を図る。

【理由】

- 県民の生涯にわたる学習活動を推進するとともに、現代的・地域課題解決に資する事業を通じ、地域課題に自発的に取り組む人財の育成や地域の活動拠点として一定の成果を挙げてきており、引き続き施設を存続させる必要がある。

(別添 2－①)

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

文化課 (教育庁)
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 美術館・博物館（近代美術館（つくば分館・天心記念五浦分館含む）、陶芸美術館、ミュージアムパーク茨城県自然博物館）

1 現状

（1）施設の概要

- 近代美術館は、美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。
- 陶芸美術館は、陶芸に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。
- ミュージアムパーク茨城県自然博物館は、自然科学に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する役割を担っている。

	近代美術館	つくば分館	天心記念五浦分館	陶芸美術館	自然博物館																																																																																																																																				
所在地	水戸市千波町東久保 666 番 1	つくば市吾妻 2 丁目 8 番	北茨城市大津町字椿 2083 番	笠間市笠間 2345 番地	坂東市大崎 700 番地																																																																																																																																				
開館年月 経過年数	昭和 63 年 10 月 (築 35 年)	平成 2 年 6 月 (築 33 年)	平成 9 年 11 月 (築 26 年)	平成 12 年 4 月 (築 23 年)	平成 6 年 11 月 (築 29 年)																																																																																																																																				
施設概要	施設敷地 19,901 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 10,507 m ²)	施設敷地 6,753 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 2,676 m ²)	施設敷地 90,500 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 5,848 m ²)	施設敷地 15,500 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積 : 6,751 m ²)	施設敷地 158,067 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 (延床面積 : 11,995 m ²)																																																																																																																																				
設置理由	美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等			陶芸に関する資料の収集、 保管及び展示、調査研究等	自然科学に関する資料の収 集、保管及び展示、調査研 究、レクリエーション等																																																																																																																																				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例																																																																																																																																								
事業内容	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	普及事業、貸しギャラリ ー	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等	常設展示及び企画展の 開催、普及事業等																																																																																																																																				
定員	—	—	—	—	—																																																																																																																																				
利用料金	<table><tr><td></td><td colspan="2">常 設 展</td><td colspan="2">企 画 展</td></tr><tr><td></td><td>個 人</td><td>団 体</td><td>個 人</td><td>団 体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>320</td><td>240</td><td colspan="2" rowspan="3">1,210円以内で 教育委員会が定 める額</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>160</td><td>120</td></tr><tr><td>高 大</td><td>240</td><td>180</td></tr><tr><td>小 中</td><td>180</td><td>120</td><td colspan="2"></td></tr></table>		常 設 展		企 画 展			個 人	団 体	個 人	団 体	一 般	320	240	1,210円以内で 教育委員会が定 める額		満70歳以上	160	120	高 大	240	180	小 中	180	120			ギャラリー使用料（1日につき） <table><tr><td>展示室</td><td>無料観覧</td><td>有料観覧</td></tr><tr><td>第 1 室(308㎡)</td><td>15,780</td><td>18,920</td></tr><tr><td>第 2 室(231㎡)</td><td>11,900</td><td>14,290</td></tr><tr><td>両室</td><td>27,680</td><td>33,210</td></tr></table>	展示室	無料観覧	有料観覧	第 1 室(308㎡)	15,780	18,920	第 2 室(231㎡)	11,900	14,290	両室	27,680	33,210	<table><tr><td></td><td colspan="2">常 設 展</td><td colspan="2">企 画 展</td></tr><tr><td></td><td>個 人</td><td>団 体</td><td>個 人</td><td>団 体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>190</td><td>150</td><td colspan="2" rowspan="3">840円以内で教 育委員会が定め る額</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>90</td><td>70</td></tr><tr><td>高 大</td><td>120</td><td>80</td></tr><tr><td>小 中</td><td>80</td><td>50</td><td colspan="2"></td></tr></table>		常 設 展		企 画 展			個 人	団 体	個 人	団 体	一 般	190	150	840円以内で教 育委員会が定め る額		満70歳以上	90	70	高 大	120	80	小 中	80	50			<table><tr><td></td><td colspan="2">常 設 展</td><td colspan="2">企 画 展</td></tr><tr><td></td><td>個 人</td><td>団 体</td><td>個 人</td><td>団 体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>320</td><td>260</td><td colspan="2" rowspan="3">840円以内で教 育委員会が定め る額</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>160</td><td>130</td></tr><tr><td>高 大</td><td>260</td><td>210</td></tr><tr><td>小 中</td><td>160</td><td>130</td><td colspan="2"></td></tr></table>		常 設 展		企 画 展			個 人	団 体	個 人	団 体	一 般	320	260	840円以内で教 育委員会が定め る額		満70歳以上	160	130	高 大	260	210	小 中	160	130			<table><tr><td></td><td colspan="2">企画展</td><td colspan="2">常設展</td><td colspan="2">野外施設のみ</td></tr><tr><td></td><td>個 人</td><td>団 体</td><td>個 人</td><td>団 体</td><td>個 人</td><td>団 体</td></tr><tr><td>一 般</td><td>750</td><td>610</td><td>540</td><td>440</td><td>210</td><td>100</td></tr><tr><td>満70歳以上</td><td>370</td><td>300</td><td>270</td><td>220</td><td>100</td><td>50</td></tr><tr><td>高 大</td><td>460</td><td>320</td><td>340</td><td>210</td><td>100</td><td>50</td></tr><tr><td>小 中</td><td>150</td><td>70</td><td>100</td><td>50</td><td>50</td><td>30</td></tr></table>		企画展		常設展		野外施設のみ			個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体	一 般	750	610	540	440	210	100	満70歳以上	370	300	270	220	100	50	高 大	460	320	340	210	100	50	小 中	150	70	100	50	50	30
	常 設 展		企 画 展																																																																																																																																						
	個 人	団 体	個 人	団 体																																																																																																																																					
一 般	320	240	1,210円以内で 教育委員会が定 める額																																																																																																																																						
満70歳以上	160	120																																																																																																																																							
高 大	240	180																																																																																																																																							
小 中	180	120																																																																																																																																							
展示室	無料観覧	有料観覧																																																																																																																																							
第 1 室(308㎡)	15,780	18,920																																																																																																																																							
第 2 室(231㎡)	11,900	14,290																																																																																																																																							
両室	27,680	33,210																																																																																																																																							
	常 設 展		企 画 展																																																																																																																																						
	個 人	団 体	個 人	団 体																																																																																																																																					
一 般	190	150	840円以内で教 育委員会が定め る額																																																																																																																																						
満70歳以上	90	70																																																																																																																																							
高 大	120	80																																																																																																																																							
小 中	80	50																																																																																																																																							
	常 設 展		企 画 展																																																																																																																																						
	個 人	団 体	個 人	団 体																																																																																																																																					
一 般	320	260	840円以内で教 育委員会が定め る額																																																																																																																																						
満70歳以上	160	130																																																																																																																																							
高 大	260	210																																																																																																																																							
小 中	160	130																																																																																																																																							
	企画展		常設展		野外施設のみ																																																																																																																																				
	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体																																																																																																																																			
一 般	750	610	540	440	210	100																																																																																																																																			
満70歳以上	370	300	270	220	100	50																																																																																																																																			
高 大	460	320	340	210	100	50																																																																																																																																			
小 中	150	70	100	50	50	30																																																																																																																																			

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は、全て直営で実施し、施設管理及び博物館業務については、近代美術館では、分館2館合わせて、111人体制（常勤28人・非常勤83人）、陶芸美術館は、38人体制（常勤10人・非常勤28人）、自然博物館は、68人体制（常勤26人・非常勤42人）でそれぞれ行っている。
- 美術館・博物館は、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積の確保、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用・企画展など長期的な事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保と育成が求められるため、一定期間で運営主体が入れ替わることを前提に制度設計されている指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 平成26年度以降の入館者数は、コロナ禍の影響を受けた令和2、3年度を除き、概ね横這いで推移している。
5施設合計の入館者数は、陶芸美術館が開館した平成12年度がピークで、令和5年度の5施設合計入館者数はピーク時の6割強となっている。
- 区分別入館者数については、個人利用の「一般」及び学校の団体利用等の「その他」が中心であり、個人利用の「高校・大学生」は低い状況にある。また、各館の特性により、日本画を中心に展示する五浦美術館では「一般」や「高齢者」、自然博物館では「小・中学生」の割合が他館に比べ高い。
- その他、各館においては、教育普及事業※の一環として館内外での講演や講座、移動博物館等を実施しており、令和5年度の5施設合計利用者数は約14万人となっている。

※展示以外の方法で、教育普及を目的とした活動を行う事業(例：ワークショップ、講演会、学校との連携、展示案内等)

【入館者数の推移】

(単位：人)

年度入館者数	H12 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
5施設合計	1,004,525	704,376	726,153	806,311	720,200	788,480	726,319	351,644	425,158	668,780	644,952	64.20%
近美	127,633	70,098	77,715	138,811	27,638	94,028	96,136	52,527	53,648	84,574	60,660	
つくば	58,529	52,309	51,589	45,539	48,502	55,072	45,478	11,692	26,819	42,725	47,386	
五浦	240,368	91,584	97,208	120,514	89,199	84,945	55,020	3,727	30,819	43,332	50,711	
陶芸	166,608	60,599	54,372	55,346	51,301	65,451	48,769	26,040	32,748	50,059	55,594	
自然博	411,387	429,786	445,269	446,101	503,560	488,984	480,916	257,658	281,124	448,090	430,601	

※空調設備改修工事等に伴う休館：近代美術館_H29.5.15～H30.1.19 陶芸美術館_R元.11.25～12.28 五浦分館_R2.8.1～R3.4.23

【入館者の区分別割合（令和５年度）】

（単位：％）

区分	一般	高校・大学生	小・中学生	高齢者	その他
４施設合計	36.2	1.6	13.8	6.2	42.2
近美	29.3	4.1	5.8	9.4	51.4
つくば					
五浦	38.4	1.7	3.2	26.7	30.0
陶芸	35.3	3.0	8.5	15.9	37.3
自然博	37.0	1.0	16.9	2.1	43.0

※ その他は、未就学児、団体利用及び招待券利用者等

※ つくば分館は、貸しギャラリーの入館者数のみ把握（区分別の人数は把握していない）

【教育普及事業利用者数（令和５年度）】

（単位：人）

区分	館内	館外	合計
５施設合計	83,557	54,232	137,789
近美	43,223	3,325	46,548
つくば	3,572	—	3,572
五浦	6,190	12,544	18,734
陶芸	22,719	27,565	50,284
自然博	7,853	10,798	18,651

(4) 運営状況

- 人件費や維持管理費が年々増加傾向にあり、令和5年度の歳出計は約24億1千万円で、平成26年度の約47%増となっている。
- 特に、令和5年度の維持管理費は、電気料の高騰の影響等により、平成26年度比約52%増となっている。
- その他事業費については、大規模修繕事業を含むため、年度ごとのばらつきがあるが、施設の老朽化とともに増加傾向にある。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計					【参考】 使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	1,635,841	813,319	565,983	172,291	84,248	112,339
H27	1,695,849	818,133	636,686	181,572	59,458	129,185
H28	1,765,875	837,989	614,915	220,578	92,393	177,286
H29	2,342,673	747,496	627,524	202,070	765,583	152,149
H30	2,611,355	901,183	688,915	※227,619	98,638	199,185
R1	2,092,680	954,568	710,801	244,299	183,012	189,787
R2	2,262,104	1,003,965	706,106	207,349	344,684	111,650
R3	2,328,788	1,043,979	704,833	243,772	336,204	120,104
R4	2,437,250	1,059,877	832,811	239,106	305,456	191,479
R5 (見込)	2,406,901	1,074,863	858,111	233,999	239,928	170,052
平均	2,157,932	925,537	694,669	286,766	250,960	155,322

※ 美術資料取得基金において、動産として所有していた2作品の買戻しに係る費用695,000千円を含む。
(695,000千円を除いた事業費：227,619千円)

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、緊急性を勘案しながら、必要な修繕を行い、また財源については、国補事業等を有効に活用しながら実施した。
- 主な実績としては、老朽化に伴う空調設備及び展示室等のLED化などの照明設備更新工事を実施した。
- 今後も茨城県県有建築物長期保全計画に基づく、空調設備の更新・電気設備の更新に係る工事が想定される。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	42,574	自然博物館火災報知設備更新等
H27	33,578	自然博物館水系展示設備（ブラインチラーユニット）更新等
H28	53,437	自然博物館水系展示設備（ろ過器）更新等
H29	729,344	近代美術館空調設備更新等
H30	63,819	近代美術館照明設備更新等
R1	149,556	陶芸美術館空調設備更新、各館防火シャッター更新等
R2	308,593	五浦美術館空調設備更新、近代美術館照明設備更新等
R3	299,035	自然博物館空調設備更新、五浦美術館照明設備更新等
R4	268,895	自然博物館空調設備更新、五浦美術館照明設備更新等
R5	204,952	自然博物館電気室高圧機器更新、五浦美術館照明設備更新、近代美術館チラーユニット更新工事
計	2,153,783	

（５）周辺エリアの動向・他県の類似施設の状況

- 近県の類似施設の約８割が管理運営を直営で実施している。

管理手法	施設数	施設名等 指定管理施設の（ ）内は指定管理者名、博物館は自然史系博物館を記載
直営	13	福島県立美術館及び博物館、栃木県立美術館及び博物館、群馬県立近代美術館及び館林美術館 群馬県立自然史博物館、千葉県立美術館及び中央博物館、埼玉県立近代美術館及び自然の博物館 神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立近代美術館（警備や設備保守業務等の一部業務をPFI※で実施）
指定管理	3	埼玉県立川の博物館（株）乃村工藝社）、東京都美術館及び東京都現代美術館（公財）東京都歴史文化財団）

※ PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

2 課題

- 施設全体の入館者数は、過去 10 年間は概ね横這いで推移しており、コロナ禍で一時的に大幅減少があったものの、現在は回復傾向にあることから、引き続き一層の誘客に向けて、県民ニーズを踏まえた展覧会開催など活動のさらなる充実を図る必要がある。
- 各施設とも開館から 20 年以上が経過し、施設の老朽化や設備の更新時期を控えており、修繕箇所が年々増加している。今後は、耐用年数に応じ、計画的な設備更新を実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第 6 回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続しつつ、多様な県民ニーズを踏まえた魅力的な企画展の開催や、学校・地域と連携した教育普及活動・広報活動の強化、企業パートナー制度※等の導入による外部資金の活用などにより、各施設の特色を活かした取組を行っていく。
- 施設設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。

【理由】

- 美術館・博物館の運営には、文化芸術や郷土の自然に係る専門的・継続的な調査研究とその蓄積、長期にわたる信頼関係を基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用や事業の計画・実施、学芸員等の専門職員の確保・育成が必要であるため、引き続き県において運営していく。
※ 企業パートナー制度とは、企業と美術館・博物館が「パートナー」となって一緒に作り上げる新しい美術館・博物館の支援システム。企業からの支援は、展覧会の開催、調査研究、教育普及活動等に充当し、企業に対しては、支援金額に応じて様々な特典を提供する。

○施設名 県立歴史館

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城県立歴史館は、歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。

所在地	水戸市緑町2丁目1番15号				
開館年月	昭和49年9月（築49年）				
施設概要	施設敷地 71,859.73 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：13,292.44 m ² ）				
設置理由	歴史に関する資料の収集、保管及び展示、調査研究等				
設置の根拠法令等	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例				
事業内容	常設展示及び企画展の開催、普及事業、行政文書等の収集、整理及び公開				
定員	—				
利用料金	区分	一般	満70歳以上	大学生	小中高生
	特別展開催期間	610円（490円）	300円（240円）	320円（240円）	無料
	企画展開催期間	350円（290円）	170円（140円）	180円（140円）	無料
	上記以外の期間	160円（130円）	80円（60円）	80円（60円）	無料
	年間パスポート	1,050円	1,050円	520円	—
*（ ）内は、団体料金					

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 昭和56年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理制度を導入している。
 （歴史館は、財団法人茨城県教育財団が建設し、昭和49年9月茨城県歴史館として開館。昭和56年に施設・設備等財産が茨城県に寄付されたため、県は茨城県立歴史館を設置し、財団法人茨城県教育財団へ管理を委託）

指定管理者	公益財団法人茨城県教育財団
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	54人（常勤24人、非常勤30人）

(3) 利用状況

- 入館者及び教育普及事業等利用者を合わせた利用者数は、コロナ禍の影響を受けた令和2、3年度を除き、約17万人程度で、令和5年度は、教育普及事業等利用者の増加により約19万人に達した。
- 区分別入館者数については、学校などの団体利用及び旧水海道小学校観覧者や無料イベント日の入館者等の「その他」の割合が高く、個人利用の「小・中学生」や「高校・大学生」の割合は低い状況にある。
- 教育普及事業等利用者については、講堂等の施設利用者を合わせ、令和5年度の利用者数は約13万人となっている。その内訳をみると、主に歴史館に親しむイベント（歴史館まつり等）の参加者数が、全体の約51%を占めている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク (H5)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	-	169,195	177,385	172,840	175,023	183,928	173,714	90,716	112,009	172,324	187,869	-
入館者数	116,246	100,207	96,948	91,088	89,082	92,046	77,181	53,254	62,255	67,844	61,631	53.02%
教育普及事業 等利用者数	-	68,988	80,437	81,752	85,941	91,882	96,533	37,462	49,754	104,480	126,238	-

※教育普及事業等利用者数の集計をH26から開始したため、R4とのピーク時比較は入館者数で算出。

【区分別入館者数の割合（令和4年度）】

(単位：%)

一般	高校・大学生	小・中学生	高齢者	その他
25.1	2.1	9.4	8.6	54.8

※その他は、団体利用、旧水海道小学校観覧者、無料イベント日（歴史館まつり等）入館者、招待券利用者、未就学児等。

【教育普及事業等利用者数（令和5年度）】

(単位：人)

館内普及事業	歴史館まつり (6月)	歴史館いちよう まつり(11月)	館外普及事業※	小計	施設利用者数 (講堂・茶室)	合計
83,627	19,879	44,524	34,558	118,185	8,053	126,238

※館外普及事業とは、学習支援講座派遣事業や郷土学習支援講師派遣事業などの出前事業。

(4) 運営状況

- 平成 18 年度の指定管理者制度導入以降、人件費や維持管理費の増加に伴い、指定管理料が増加しており、令和 5 年度指定管理料は、約 4 億円で、平成 26 年度の約 35% 増である。
- 入館料や講堂等の施設使用料などの利用料収入は、約 800 万円であり、概ね横ばいで推移している。
- なお、茨城県教育財団が実施した修繕以外に、県においても歴史館外壁改修等の修繕を実施しており、平均で約 3 千万円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定管理料	利用料収入	その他	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他		
H26	315,922	298,230	8,024	9,668	316,755	161,236	100,546	54,973	0	△ 833	0
H27	321,100	303,323	8,609	9,168	315,309	161,751	102,667	50,891	0	5,791	0
H28	339,395	321,085	8,664	9,646	327,511	170,707	106,393	50,411	0	11,884	0
H29	356,728	333,773	11,350	11,605	345,298	176,732	111,022	57,544	0	11,430	45,630
H30	360,725	347,588	*1 3,555	9,582	350,140	191,042	115,818	43,280	0	10,585	61,431
R 1	385,669	*2 365,596	7,230	12,843	379,889	210,517	115,153	54,219	0	5,780	18,566
R 2	405,518	*2 372,018	7,876	25,624	401,427	214,638	116,503	70,287	0	4,091	23,221
R 3	430,287	*2 399,518	6,979	23,790	430,759	232,678	118,086	67,425	12,570	△ 472	97,091
R 4	420,208	394,921	8,789	16,498	410,854	213,084	133,040	62,582	2,148	9,354	3,619
R 5 (見込)	437,130	401,193	7,983	27,954	425,020	217,905	126,860	73,071	7,184	12,110	36,673
平均	377,268	353,725	7,906	15,638	370,296	195,029	114,609	58,468	2,190	6,972	28,623

*1_平成 30 年度は、空調設備改修工事及び機器設置後に施設の温湿度を経過観察する必要があるため、利用料収入が少ない。

*2_令和元年～令和 3 年度の指定管理料には、歴史館データベース検索機能充実・強化事業費(各年度 18,160 千円)を含む。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、緊急性を勘案しながら、必要な修繕を実施した。
- 主な実績としては、老朽化に伴う空調設備や外壁改修などの工事を実施した。
- 令和6年度に開館から50年を経過し、施設の老朽化や設備の更新に伴う改修工事等が必要となることから、今後も茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に実施していく。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	44,452	旧茂木家屋根改修工事(26,060)・旧水海道小玄関改修工事(18,392)
H30	44,658	空調設備更新(チラーユニット)
R1	13,880	考古収蔵庫屋根改修工事
R2	0	
R3	79,838	外壁等改修工事
R4	0	
R5	12,518	一橋徳川家記念室屋上防止工事(12,518)
計	195,346	

（5）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 県は令和2年4月に「偕楽園魅力向上アクションプラン」を策定し、弘道館や歴史館、千波公園等の周辺施設を含めた地域・エリア全体での魅力向上を進めている。
- 近県の歴史系博物館については、千葉県(一部施設)及び東京都で指定管理を導入、それ以外は直営で管理運営している。

管理手法	施設数	施設名 指定管理施設の()内は、指定管理者名
直営	5	群馬県立歴史博物館、千葉県立関宿城博物館、神奈川県立歴史博物館、山梨県立考古博物館、長野県立歴史館
指定管理	2	千葉県立房総のむら((公財)千葉県教育振興財団)、東京都江戸東京博物館((公財)東京都歴史文化財団)

(6) 議会からの提言

- 平成 18 年の県出資団体等調査特別委員会で、「平成 18 年度からの指定管理制度への移行に伴い、さらなる人件費の縮減を図るとともに、管理運営費についても費用対効果を念頭に徹底して縮減を図ることが必要である」との提言を受けた。
なお、歴史館は平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、事業の計画的・効率的な執行に取り組むよう指導し、縮減を図った。
- 平成 22 年の県出資団体等調査特別委員会で、「県立歴史館の公文書機能については、公文書等の管理に関する法律などが制定された状況を踏まえ、県が直営する場合と本団体を通して運営する場合のメリット・デメリットを整理すべきである」との提言を受け、平成 22 年に「歴史館における公文書館機能の運営方法等について」、関係の所管部局等において協議し、平成 25 年に「茨城県文書管理規則」及び「茨城県文書等整理保存規程」の改正により、歴史館を「歴史公文書」を移管する施設として位置づけた。
- 令和 3 年の変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会で、「県立歴史館の老朽化により、計画的な改修が必要である。集客を図る上では、独自の企画展だけでなく、偕楽園、近代美術館等周辺の他の施設との相互連携によって、広域的な利用促進ができるのではないか。経営の健全性を高めることは当たり前であるが、経費の削減ばかりではなく、チャレンジをすることも大きな意味をなすものである」との提言を受け、施設の老朽化については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、改修計画を作成するとともに、毎年施設から現状を聞き取ったうえで、整備計画を作成し、計画的な改修を行っている。
また、梅まつり期間中に偕楽園・弘道館周辺の複数施設と連携し、2 館目以降の入館料を特別割引する取組への参加や館内カフェスペースの整備など、誘客促進及び施設間の回遊性の向上に努めた。

2 課題

- 偕楽園に近接しているという強みを活かし、さらなる施設の魅力化、誘客促進を図る必要がある。
- 施設の魅力化を進めるため、組織体制の強化、見直し等を検討していく必要がある。
- 公文書館機能については、歴史公文書のデジタル化を進めるとともに、今後のあり方について検討していく必要がある。
- 開館から約 50 年が経過し、施設・設備の老朽化等により、修繕箇所が年々増加しており、耐用年数に応じ、設備更新を計画的に実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続するとともに、知見を持った外部人材の活用や、歴史館の指定管理者である茨城県教育財団に研究機能に係る役割を一部分担させることにより、歴史館が展示・普及事業により注力できる体制を構築し、歴史館への誘客促進や近接する偕楽園など周辺エリアの回遊性向上に繋がるよう、魅力向上を図っていく。
- 歴史公文書について、時間や場所に関わらず誰でも閲覧が可能となるようデジタル化を進めるとともに、その進捗に即して、公文書館機能のあり方を検討していく。
- 施設・設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。

【理由】

- 当施設は、本県の歴史に関する資料の収集・保管、調査研究及び展示等により、幅広く県民に対して本県の歴史文化に触れる機会を提供するなどの役割を果たしており、引き続き、多様化する県民ニーズに適切に対応しながら、施設を存続していく必要がある。

(別添 2－①)

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

高校教育課 (教育庁)
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 教育研修センター

1 現状

(1) 施設の概要

- 教育研修センターは、「教育公務員特例法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資する施設としての役割を担っている。

所在地	笠間市平町 1410
開業年月	平成 4 年 4 月
施設概要	施設敷地 106,180 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建（延床面積：17,881 m ² ）
設置理由	県内公立学校の校長、教員その他教育関係職員等の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資するため。
設置の根拠法令等	教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
事業内容	教育に関する研究や教職員に対する研修等
定員	—
利用料金	宿泊利用料 1,360 円／1 泊

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理及び研修業務について 104 人体制（常勤 50 人、非常勤 54 人）で行っている。
- 教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされている。
- また、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例において、当施設の目的は「教育関係職員の研修及び教育に関する研究、相談、実習等を行い、教育の振興に資すること」と規定されており、これらの業務を総合的に行うためには、県が直接管理運営を実施するのが適切であるため、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以降、オンライン研修の導入等により減少したが、令和5年度の利用者数は、オンライン研修に加えて多くの研修で集合研修を再開できたことにより、近年のピークである平成28年度の71.6%まで回復している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28 (ピーク)	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 / ピーク
利用者数	66,072	62,823	67,220	62,628	58,505	59,805	28,613	41,493	45,008	48,116	71.6%

(4) 運営状況

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】			
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H26	757,647	622,980	113,416	21,251	0
H27	770,412	628,017	113,076	19,167	10,152
H28	762,333	617,658	110,408	20,119	14,148
H29	735,101	590,903	123,167	21,031	0
H30	753,095	603,688	118,662	20,269	10,476
R 1	773,168	616,347	119,226	26,595	11,000
R 2	791,633	637,130	111,200	20,852	22,451
R 3	824,874	650,041	121,474	20,953	32,406
R 4	811,433	639,845	132,372	23,728	15,488
R 5 (見込)	867,302	662,320	129,622	31,998	43,362
平均	784,700	626,893	119,262	22,596	15,948
					使用料等収入
					2,861
					2,476
					2,743
					2,694
					2,835
					4,158
					-
					-
					-
					-
					1,777

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 設備の経年劣化に伴い、近年、屋上防水改修工事や電気設備更新工事等を実施している。
- 今後も施設の老朽化や設備の経年劣化に伴う改修工事等が必要となることから、優先順位を付けて計画的に実施していく。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	-
H27	10,152	中央監視装置リモートユニット等更新工事（10,152）
H28	14,148	吸収冷温水発生機整備工事（14,148）
H29	0	-
H30	10,476	中央監視装置リモートユニット等更新工事（10,476）
R 1	11,000	管理研修棟 6 階屋上防水改修工事（11,000）
R 2	22,451	受変電設備改修工事（22,451）
R 3	32,406	非常放送設備更新工事（10,758）、電気設備更新工事（21,648）
R 4	15,488	防火設備改修工事（15,488）
R 5	35,200	昇降機更新工事（35,200）
計	151,321	

（５）他県の類似施設の状況

- 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等近隣他県の同様の施設は全て直営で運営されている。

2 課題

- 新規採用者数の増加や、研修内容の一斉講義型から実践、実習型への転換による少人数の班別研修の増加のほか、グローバル化や情報化の進展等に伴う今日的教育課題に対して先進的に取り組んでいく必要がある。
- 施設面においては、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な研修環境を維持するためにも、計画的に改修を進めていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 (第6回調特)
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 県内の公立学校等の教育関係職員の研修や教育に関する研究、相談、実習等を総合的に行う施設の性格上、引き続き現行の管理手法を継続し、多様化する教育課題に対応できる教員の育成を図るため、初任者研修等の法定研修を含めて研修内容の充実に取り組んでいく。
- 施設については、計画的な修繕を進めていくことで適切な研修環境の維持に努めていく。

【理由】

- 教育公務員特例法において、「任命権者は教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とされており、引き続き県において施設を運営していく必要がある。

(別添 2－①)

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

保健体育課 (教育庁)
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 堀原運動公園、笠松運動公園

1 現状

(1) 施設の概要

- 両運動公園は、県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に、社会体育施設としての役割を担っている。

施設名	堀原運動公園		笠松運動公園	
所在地	水戸市新原2-11-1		ひたちなか市佐和2197-28	
開設	昭和32年6月		昭和49年12月	
施設概要	施設敷地 125,489.79 m ²		施設敷地 560,430.67 m ² ※体育館等の建物の面積は延べ床面積	
	施設名	面積 (m ²)	施設名	面積 (m ²)
	競技場	19,200	陸上競技場	32,353.98
	野球場	22,889.6	補助陸上競技場	20,490
	武道館	9,869.79	投てき場	7,986.70
	自由広場	11,850	体育館	8,691
	児童公園	4,246.73	球技場	24,100
	※武道館は建物延べ床面積		テニスコート	14,900
			野球場	15,550
			児童スポーツ広場	6,000
			登はん競技場	-
			屋内水泳プール 兼アイススケート場	18,078.079
			アーチェリー場	1,957.21
			前庭広場	11,173
			中央広場	20,226
			日本庭園	6,563
			子供の広場	11,000
設置理由	県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に設置			
設置の根拠法令等	茨城県都市公園条例第2条			
事業内容	運動公園の管理運営			
定員	—			
利用料金	売店使用料（1年以上／1平方メートル1月につき）：27円、ほか452項目を設定（茨城県都市公園条例第11条及び第15条の8、第15条の12）			

【参考：ネーミングライツ導入状況】

施設名	ネーミングライツ・パートナー	通称名	契約期間	契約額（年額）
堀原運動公園（武道館）	（株）東日本技術研究所	東日本技術研究所 武道館	令和５年度～令和９年度（５年間）	200 万円
笠松運動公園（体育館）	（株）まるたか観光	まるたか観光アリーナ	令和５年度～令和９年度（５年間）	123 万円
笠松運動公園（陸上競技場）	水戸信用金庫	水戸信用金庫スタジアム	令和４年度～令和７年度（４年間）	490 万円
笠松運動公園（屋内水泳プール兼アイススケート場）	（株）山新	山新スイミングアリーナ	令和４年度～令和６年度（３年間）	720 万円

（２）管理手法 ※令和６年４月１日時点

- 両施設とも平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

施設名	堀原運動公園	笠松運動公園
指定管理者	公益財団法人茨城県スポーツ協会	
指定管理期間	令和３年４月１日～令和８年３月 31 日（５年間）	
従事者数	15 人（常勤４人、嘱託・臨時 7 人、非常勤 4 人）	19 人（常勤 8 人、嘱託・臨時 11 人）

（３）利用状況

- 堀原運動公園の利用者数については、平成 30 年度までは増加していたが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、コロナ禍前の水準に回復しつつある。
- 笠松運動公園の利用者数については、平成 26 年度をピークに減少後、平成 30 年度以降は回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、回復途上にある。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5/ピーク
2施設 合計	1, 149, 457	1, 086, 709	923, 510	730, 820	681, 724	881, 056	883, 617	311, 348	491, 597	624, 756	679, 205	59. 1%
堀原運 動公園	259, 283 (H29)	196, 535	151, 000	183, 801	259, 283	255, 115	209, 070	76, 155	107, 085	180, 697	220, 553	85. 1%
笠松運 動公園	890, 174 (H26)	890, 174	772, 510	547, 019	422, 441	625, 941	674, 547	235, 193	384, 512	444, 059	458, 652	51. 5%

(4) 運営状況

- 利用料収入については、平均で 120,000 千円前後で推移していたが、コロナ禍の影響を受け、減少した後、回復傾向にある。
- 維持管理費については、概ね 500,000 千円前後で推移していたが、エネルギー価格高騰の影響により、令和 5 年度は 541,055 千円であった。
- なお、茨城県スポーツ協会が実施した修繕以外に、県においても堀原運動公園野球場更新や笠松運動公園体育館バスケットゴール修繕等を実施しており、平均で 226,854 千円の修繕を行っている。

【収支の推移】(2 公園計)

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定管理料	利用料収入	その他		人件費	維持管理費	事業費	その他			
H26	662, 893	464, 716	134, 777	63, 400	657, 173	92, 128	515, 768	49, 277	0	5, 720	18, 965
H27	611, 242	451, 890	114, 168	45, 184	600, 949	95, 620	474, 432	30, 897	0	10, 293	292, 922
H28	631, 155	468, 457	124, 007	38, 691	625, 293	90, 043	498, 591	36, 659	0	5, 862	232, 545
H29	638, 966	470, 211	128, 313	40, 442	633, 881	92, 646	500, 290	40, 945	0	5, 085	364, 557
H30	648, 851	478, 274	128, 490	42, 087	647, 563	92, 206	512, 972	42, 385	0	1, 288	557, 179
R 1	622, 985	480, 601	103, 918	38, 466	622, 283	94, 927	492, 742	34, 614	0	702	238, 252
R 2	582, 068	480, 600	70, 811	30, 657	571, 041	92, 269	458, 925	19, 847	0	11, 027	251, 839
R 3	630, 637	514, 278	97, 189	19, 170	623, 578	99, 957	505, 981	17, 640	0	7, 059	129, 296
R 4	679, 988	544, 993	102, 386	32, 609	696, 213	103, 968	562, 821	29, 424	0	△16, 225	86, 163
R 5	688, 485	541, 485	108, 689	38, 311	679, 407	109, 961	541, 055	28, 391	0	9, 078	96, 817
平均	639, 727	489, 550	111, 275	38, 902	635, 738	96, 372	506, 358	33, 008	0	3, 989	226, 854

【大規模修繕の推移】(10,000 千円以上の修繕を記載)

- 堀原運動公園においては、施設の設置以降 60 年以上が経過しており、野球場や武道館を中心に、設備の耐用年数及び老朽化の進行具合を考慮して、防球ネットや防災設備の修繕（更新）を実施し、利用者の安全性確保等を図っている。
- 笠松運動公園においては、施設の設置以降約 50 年が経過しており、令和元年度のいきいき茨城ゆめ国体に向けて陸上競技場や体育館の改修を行ってきたほか、屋内水泳プール兼アイススケート場においても、水質維持設備の改修等を実施し、利用者の利便性向上等を図っている。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	14,040	【笠松運動公園】プール棟施設設備整備
H27	284,228	【笠松運動公園】陸上競技場フィールド他改修
H28	199,400	【笠松運動公園】広場整備、アーチェリー場整備、第1駐車場改修、フェンス改修
H29	343,335	【堀原運動公園】野球場防球ネット他整備 【笠松運動公園】陸上競技場散水設備整備、空調等自動制御設備改修、陸上競技場スタンド観客席改修
H30	497,244	【堀原運動公園】弓道場防矢ネット他整備、野球場外部トイレ他改修、外部トイレ電気設備工事、外部トイレ機械設備工事、競技場管理棟改修 【笠松運動公園】飛込練習場整備、陸上競技場フィールド芝改修、陸上競技場周回路改修、陸上競技場計時計測システム改修、園内防犯カメラ設置、陸上競技場周回路植栽
R 1	200,329	【堀原運動公園】武道館大道場排煙設備他改修、武道館外壁他改修 【笠松運動公園】補助陸上競技場改修、体育館他トイレ改修、体育館他トイレ機械設備工事
R 2	242,577	【堀原運動公園】武道館大道場冷却塔設備更新 【笠松運動公園】陸上競技場公認更新、陸上競技場メインスタンド屋根復旧、体育館他消防設備改修、プール棟可動床シリンダロッド他改修
R 3	120,340	【堀原運動公園】武道館自動火災報知設備更新 【笠松運動公園】プール棟中央監視装置更新、陸上競技場・体育館発電機更新
R 4	70,989	【笠松運動公園】プール棟自火報・非常放送設備更新、プール棟水質維持設備改修
R 5	96,817	【堀原運動公園】武道館照明改修 【笠松運動公園】体育館照明更新
計	2,069,299	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 近県の類似施設も全て管理運営を指定管理で実施している。

※福島県あづま総合運動公園、栃木県総合運動公園、群馬県立敷島公園、千葉県立館山運動公園、埼玉県上尾運動公園、埼玉県吉見総合運動公園、神奈川県立保土谷公園、東京都駒沢オリンピック公園

2 課題

- ポストコロナにより、大会等での会場利用は戻りつつあるが、更なる利用者増を図るため、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。
- 各施設とも、開設から約 50 年が経過していることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 (第6回調特)
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組むとともに、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由】

- 当施設は、スポーツ及び余暇活動の場として多くの県民に利用されるなど、スポーツの振興を図る社会体育施設としての役割を担うとともに、茨城国体の会場としても活用された実績を活かし、引き続き県内の大規模な大会の開催施設としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続が必要である。

○施設名 県営ライフル射撃場

1 現状

(1) 施設の概要

- 県営ライフル射撃場は、ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された、社会体育施設である。

所在地	桜川市真壁町桜井 1074-2
開業年月	昭和 47 年 9 月
施設概要	施設敷地 17,302.51 m ² エア・ライフル射場 鉄骨造平屋建（延床面積：1,589.82 m ² ）
設置理由	ライフル射撃の普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するために設置
設置の根拠法令等	茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第 2 条
事業内容	茨城県営ライフル射撃場の管理運営
定員	－
利用料金	個人利用 18 歳未満（1 人につき）：150 円、ほか 55 項目を設定（茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第 14 条）

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	茨城県ライフル射撃協会
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）

(3) 利用状況

- 利用者数は令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、令和 5 年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行し、ピーク時の 67.5%と回復傾向にある。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H30（ピーク）	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 /ピーク
利用者数	6,006	3,806	4,299	3,501	4,842	6,006	5,923	3,743	3,347	3,571	4,050	67.5%

(4) 運営状況

- 歳入は、平成 29 年度から、施設リニューアルに伴い、指定管理料や利用者増による利用料収入が大幅に増加した。
- 歳出のうち、人件費は、令和 3 年度から非常勤職員を 1 人増やしたため、前年比約 2,000 千円増となっているほか、維持管理費は、平成 29 年度の施設リニューアルにより増設した設備等の保守費用が増えたことに加え、近年のエネルギー価格の高騰に伴い増加している。
- 令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行し、利用料収入が回復傾向にある。
- なお、茨城県ライフル射撃協会が実施した修繕以外に、県においても消防設備の整備等を実施しており、平均で 40,800 千円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定管理料	利用料収入	その他	(B)	人件費	維持管理費	事業費	その他		
H26	1,745	568	997	180	1,631	768	858	1	4	114	0
H27	1,702	550	1,115	37	1,508	768	737	0	3	194	0
H28	3,048	2,429	619	0	3,080	1,724	1,356	0	0	△32	336,190
H29	6,451	4,307	2,144	0	6,065	2,680	3,385	0	0	386	1,274
H30	6,820	4,307	2,067	446	6,480	2,680	3,800	0	0	340	16,535
R 1	6,560	4,696	1,795	69	7,088	2,680	4,408	0	0	△528	0
R 2	7,068	4,387	2,201	480	7,068	2,680	4,388	0	0	0	0
R 3	7,850	6,283	1,539	28	8,650	4,780	3,870	0	0	△800	13,200
R 4	9,878	7,108	1,923	847	10,721	4,780	5,941	0	0	△843	0
R 5	8,333	6,283	2,023	27	8,333	4,780	3,553	0	0	0	0
平均	5,945	4,092	1,642	211	6,062	2,832	3,229	0	1	△117	36,720

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 平成 28 年に大規模な改修を行っているため、必要に応じて修繕を実施し、利用者の安全性確保を図っている。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	335,678	エアライフル射撃場改築、電子標的整備
H29	0	
H30	0	
R 1	0	
R 2	0	
R 3	13,200	旧エアライフル射場解体
R 4	0	
R 5	0	
計	348,878	

（5）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 本施設と同様の射撃場（スモールボアライフル競技、エアライフル競技）は他県においても設置されているが、いずれも指定管理者制度による管理運営が行われている。

※栃木県ライフル射撃場、群馬県ライフル射撃場、千葉県総合スポーツセンター射撃場、埼玉県長瀬射撃場、神奈川県立伊勢原射撃場

2 課題

- 当施設の利用者数は、平成 29 年度のリニューアルオープンに伴い増加したが、その後は横ばいで推移しており、コロナ禍での利用者数の大幅減は回復傾向にあるものの、更なる利用者増に向け、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。
- 平成 28 年度に大規模な改修工事を実施したところであるが、今後も経年劣化等の状況に合わせ、計画的な修繕・改修を実施していく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第6回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法を継続し、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場としての優位性を活かし、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組む。併せて、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。

【理由】

- 当施設は、県内唯一のライフル射撃競技用の射撃場として、ライフル射撃競技普及のための重要な役割を担っているほか、スポーツ及び余暇活動の場としても利用されており、施設の存続が必要である。